第　6　編

上　陸　審　査

第６編　上陸審査

第１章　総則 ……1
第１節　全般的留意事項 ……1
第２節　目　的 ……1
第３節　出入国港 ……1
第１　出入国港の定義（入管法第２条第８号） ……1
第２　臨時の出入国港 ……1
第４節　執務体制 ……3
第１　計画的な事務遂行 ……3
第２　事務を行う時間 ……3
第３　出入国手続を行う場所 ……3
第５節　船舶等の入港に関する通報 ……3
第１　入港通報 ……3
第２　予備審査 ……8
第６節　船舶等の入出港時の届出 ……10
第１　入港時の届出等（入管法第56条、同第57条、施行規則第51条、同第52条及び同第61条の３） ……10
第２　出港時の届出等（入管法第56条、同第57条及び施行規則第51条） ……11
第３　船長等への周知・奨励 ……12
第７節　指定医 ……12
第１　指定の手続 ……12
第２　指定医に関する調査等 ……13
第３　指定、異動又は解除の報告等 ……14
第８節　指定旅客船 ……14
第１　指定の手続 ……14
第２　指定の解除 ……17
第３　指定又は解除の報告等 ……21
第２章　一般上陸の審査（入管法第６条から第９条） ……22
第１節　一般上陸の申請 ……22
第１　申請 ……22
第２　提出すべき書面等 ……22
第３　入国記録の点検 ……23
第４　再入国入国記録の点検 ……25

第５　個人識別情報の提供 ……25
第５の２　バイオカートを利用した個人識別情報の提供 ……34
第６　申請の受理 ……35
第７　上陸審査ブースの区分け ……36
第２節　審　査 ……36
第１　上陸のための条件への適合性の審査 ……36
第２　旅券の有効性の確認（入管法第６条第１項、第７条第１項第１号） ……37
第３　査証の有無及び有効性（入管法第６条第１項、第７条第１項第１号） ……40
第４　在留資格該当性及び上陸許可基準適合性（入管法第７条第１項第２号） ……45
第５　在留期間の適合性（入管法第７条第１項第３号） ……47
第６　上陸拒否事由該当の有無の確認（入管法第５条第１項、第７条第１項第４号） ……47
第７　再入国の許可を受けて出国した者又はみなし再入国許可により出国した者に対する上陸審査 ……49
第８　自動化ゲートを利用した上陸審査手続 ……52
第９　人身取引等被害者への対応 ……52
第10　上陸の拒否の特例 ……52
第３節　上陸の許可 ……59
第１　上陸許可の証印 ……59
第２　査証印等の抹消等 ……62
第３　外国人入国記録（再入国入国記録）及び再入国出国記録の措置 ……62
第４　上陸手続終了後の確認 ……63
第５　入国記録の事後点検 ……63
第３節の２　上陸許可時における在留カードの交付 ……64
第１　出入国港における在留カード交付事務 ……64
第２　在留カードの記載事項 ……64
第３　在留カードの作成・点検 ……72
第４　在留カードの交付及び交付に伴う説明 ……73
第５　在留カードの後日交付手続 ……74
第６　在留カードの交付に係る報告（事後決裁） ……78
第３節の３　上陸許可時の資格外活動の許可 ……78
第１　上陸許可時の資格外活動の許可（入管法第19条第２項、施行規則第19条の２） ……78

第２　受付 ……78
第３　受理後の手続 ……79
第４　許可 ……81
第４節　上陸条件不適合事案の措置 ……82
第１　特別審理官への引渡し ……82
第２　有効な旅券を所持しない者に対する措置 ……82
第３　上陸防止のための措置 ……82
第４　入国警備官への通報・通知 ……84
第５節　上陸審査に係る特則 ……84
第１　監視付移転に係る特例 ……84
第２　逃亡犯罪人引渡に伴う護送官及び被護送者の出入国手続 ……87
第３　北方領土在住ロシア人の無査証による出入国手続 ……87
第３章　外国人の出国手続（入管法第25条、第25条の２） ……90
第１節　出国確認 ……90
第１　総則 ……90
第２　出国確認の申請 ……90
第３　出国確認 ……91
第４　出国確認に伴う措置 ……105
第５　出国確認の際の指導 ……107
第６　再入国出国記録の措置 ……109
第７　自動化ゲートを利用した出国確認手続 ……109
第８　出国確認の抹消等 ……109
第９　法違反者等の取扱い ……110
第２節　出国確認の留保（入管法第25条の２） ……111
第１　出国確認留保の手続 ……111
第２　出国確認の留保に関する報告 ……112
第３節　乗員となって出国する外国人 ……112
第４章　上陸の特例（入管法第14条から第18条の２） ……113
第１節　総　則 ……113
第１　特例上陸許可の種類 ……113
第２　上陸許可の取消し ……114
第２節　寄港地上陸許可（入管法第１４条） ……115
第１　船舶等の長等への教示 ……115

第２　申請 ……116
第３　審査 ……116
第４　制限の内容 ……118
第５　許可の証印等 ……121
第６　許可内容の変更 ……122
第７　出国の確認 ……122
第２節の２　船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第１項） ……123
第１　申請 ……123
第２　審査 ……123
第３　出国手続等 ……130
第４　留意事項 ……131
第２節の３　数次船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第２項） ……131
第１　申請 ……131
第２　審査 ……131
第３　出国手続等 ……132
第４　許可の取消し（講学上の撤回） ……132
第３節　通過上陸許可（入管法第15条） ……134
第１　申請 ……134
第２　審査 ……134
第３　制限の内容 ……136
第４　許可の証印 ……137
第５　許可内容の変更 ……137
第６　出国の確認 ……139
第４節　乗員上陸許可（入管法第16条第１項） ……139
第１　申請 ……139
第２　審査 ……139
第３　許可の内容 ……147
第４　許可書の発給等 ……148
第５　許可内容の変更 ……148
第６　到着確認 ……150
第７　中間港における船舶の乗員の状況把握 ……151
第８　14日以内に同一港に再び寄港する場合の乗員の状況把握 ……151
第９　出港時及び出港後の取扱い ……151

第10　行動範囲の制限に違反した乗員の取扱い　……152
第11　乗員上陸許可の不正使用に対する措置　……152
第12　任意捜査中の船舶等の乗員に関する捜査機関からの協力要請に
　対する措置　……153
第13　ミスシップ乗員の取扱い　……154
第14　不法残留者の措置　……155
第15　ロシア籍船舶に乗船する乗員に対する乗員上陸許可の取扱い　……155
第16　その他の制限に違反した乗員の取扱い　……156
第５節　数次乗員上陸許可（入管法第16条第２項）　……157
第１　申請　……157
第２　審査　……157
第３　許可書の作成・交付・再交付　……158
第４　数次乗員上陸許可を受けている者の上陸　……159
第５　数次乗員上陸許可を受けている者の出国　……160
第６　許可の取消し（講学上の撤回）　……160
第６節　緊急上陸許可（入管法第17条）　……161
第１　申請　……162
第２　審査　……162
第３　許可　……163
第４　許可書の発給　……163
第５　上陸期間の延長　……164
第６　入院先の変更　……164
第７　出国の手続　……165
第７節　遭難による上陸許可（入管法第18条）　……166
第１　申請　……166
第２　審査　……166
第３　許可　……167
第４　許可書の発給　……168
第５　上陸期間の変更　……168
第６　救護場所の変更　……169
第７　出国の手続　……169
第８　遭難に関する報告　……169
第８節　船舶等の記録の整理　……170

第１　船舶等の記録 ……170
第２　船舶台帳 ……170
第３　出入（帰）国記録以外の審査資料 ……170
第５章　船舶等の長及び運送業者の責任 ……171
第１節　船舶等の長及び運送業者 ……171
第１　責任と役割 ……171
第２　定義 ……171
第２節　運送業者の業務遂行能力の確認 ……172
第１　業務遂行能力 ……172
第２　業務遂行能力の確認 ……172
第３　運送業者の名簿作成及び資料の整備 ……173
第３節　具体的な義務と責任 ……173
第１　法的根拠 ……173
第２　義務と責任の内容 ……173
第４節　義務違反 ……175
第１　違反の態様 ……175
第２　違反等に対する措置 ……176
第３　過料事件の措置 ……177
第６章　空港における特則 ……180
第１節　空港審査 ……180
第１　総則 ……180
第２　審査の場所 ……180
第３　航空機乗員に関する特則（数次乗員上陸許可を受けている者を除く。） ……180
第４　国内区間搭乗（カボタージュ） ……181
第２節　運送業者に対する協力指示 ……183
第１　到着時の措置 ……183
第２　出発時の措置 ……183
第３節　入港時の措置 ……183
第４節　出港時の措置 ……184
第１　出国手続終了後の確認 ……184
第２　出発時における乗客に係る事項の報告 ……184
第５節　航空機が緊急入港する場合の措置 ……184
第１　緊急入港に関する事前準備等 ……185

第２　出入国港以外の場所における乗客・乗員の管理 ……185
第３　運航終止の場合の措置 ……185
第４　その他 ……186
参考　直行通過区域にとどまっている者への対応 ……187
第１　基本方針 ……187
第２　具体的措置 ……187
第７章　海港における特則 ……188
第１節　臨船（入管法第８条） ……188
第１　臨船 ……188
第２　臨船に伴う留意事項 ……188
第３　臨船時間 ……188
第４　臨船手段 ……189
第５　船舶代表者との面接 ……189
第６　審査の場所 ……189
第７　審査の終了及び離船 ……189
第２節　入港時の特則 ……189
第１　不法上陸の防止 ……189
第２　密航者に対する処置 ……190
第３節　出港時の特則 ……192
第１　出国手続の簡易化 ……192
第２　不法出国・不法残留等の防止 ……192
第３　次港入国審査官への通報 ……193
第４節　外国人漁業の規制に関する法律に係る乗員の取扱い ……194
第１　漁業の禁止 ……194
第２　寄港の許可 ……194
第３　取締り等 ……194
第４　本庁への報告 ……194
第５節　外航船舶が内航船舶となった場合の乗員等の取扱い ……195
第６節　遠洋日本漁船に乗り組む外国人船員に対する乗員上陸許可の取扱い ……195
第１　乗員上陸許可の対象となる遠洋日本漁船 ……196
第２　対象となる外国人乗員 ……196
第３　乗員上陸許可の審査上の留意点 ……196
第４　運送業者に対する指導 ……196

第７節　海上の災害救済活動等に従事する船舶及び外国人に対する上陸許可の
取扱い ……196
第１　臨時の出入国港の指定に関する特則 ……197
第２　外国人の上陸申請に関する特則 ……197
第８節　傷病人の発生のため緊急入港する船舶及び外国人に対する上陸許可の
取扱い ……197
第１　疾病等に関する通報の確保 ……197
第２　緊急上陸許可申請の特則 ……197
第８章　別　表 ……198
第９章　資　料 ……199
第10章　様　式 ……208

第１章　総則

第１節　全般的留意事項

空海港における適切な上陸審査の遂行のためには、適切な入国事前審査を行うことはもとより、在留諸審査業務との連携を図る等、十分な準備や環境の整備を行うことが必要である。

その上で、上陸審査においては、関連する法令を十分に理解した上で、なおかつ申請者が千差万別であることに留意して、公平かつ適正な手続をもって法令を適用する。

第２節　目　的

本編は、法令に規定する次に掲げる上陸審査事務の取扱いを具体的に定め、もって法令の適正な運用を図ることを目的とする。

１　外国人の上陸の審査及び許可に関する事項

２　外国人の出国の手続及び確認に関する事項

３　出入国の管理に関する船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の長及び運送業者の責任に関する事項

第３節　出入国港

第１　出入国港の定義（入管法第２条第８号）

出入国港とは、外国人が出入国すべき港又は飛行場で、施行規則第１条に掲げられている次のものをいう。

１　施行規則別表第１に定める港又は飛行場

２　１以外の港又は飛行場であって、地方出入国在留管理局長が、特定の船舶又は航空機の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの（以下「臨時の出入国港」という。）

第２　臨時の出入国港

施行規則別表第１に定める出入国港以外の港又は飛行場から出入国しようとする場合は、当該港又は飛行場について、施行規則第１条第２号の規定による地方出入国在留管理局長の指定がなされていることが必要である。

１　指定の願出

指定の願出は、出入国しようとする者が乗っている船舶等の長又は当該船舶等を運航する運送業者に当該港又は飛行場を分担する地方出入国在留管理局及び同支局（以下「地方局等」という。）又は出張所の長に対し「臨時出入国港指定願書」（別記第１号様式）を提出させることにより行う。

なお、地方出入国在留管理局長は、船舶が、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する場合には、願出によることなく臨時の出入国港の指定を行うことができる（「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」（以下「ＦＡＬ条約」という。）附属書７．８）（第７章第７節第１参照）。

２　指定に係る措置

（１）願出を受けた地方局等又は出張所の長は、当該港又は飛行場の位置、船舶等の入港又は出港時間、入国審査官の配置及び自動車等の配置等を勘案し、当該港又は飛行場に入国審査官を派遣することが困難でないと認められる場合は、臨時の出入国港の指定を行い、当該願出を行った船舶等の長又は運送業者に対し「臨時出入国港指定に関する通知書」（別記第２号様式）により通知する。

（２）留意事項

ア　出張所の長は、専決案件を除く案件については、臨時の出入国港の指定を行うことが適当か否かについて意見を付した上、所属の地方局等の長に進達する。

イ　出張所の長は、臨時の出入国港の指定を専決したときは、臨時出入国港指定に関する通知書の写しを所属の地方局等の長に送付する。

ウ　特定の船舶等の出入港に関して臨時の出入国港の指定を行う場合においては、当該船舶等の入港から出港までの間の前後に余裕をもった期間を指定する。

エ　年間を通じて臨時の出入国港の指定を行う必要があると認めるときは、指定の期間を１年とすることができる。

オ　臨時出入国港の指定に関する通知書に次のとおり取扱庁名を表示し、公印を押印する（地方局等又は出張所印）。

○○出入国在留管理局長

（取扱庁）

○○出入国在留管理局○○出張所

（３）地方局等又は出張所の長は、臨時の出入国港として指定することが適当でないと認めるとき又はその旨の通知を所属の地方局等の長から受けたときは、当該願出を行った船

舶等の長又は運送業者に対し、臨時出入国港指定に関する通知書によりその旨を通知する。

第４節　執務体制

第１　計画的な事務遂行

地方局等又は出張所の長は、別表１に掲げる港業務分担区域（以下「港分担区域」という。）における船舶等の出入港予定をできるだけ早い時点で把握し、あらかじめ入国審査官の配置等を検討して計画的に事務を遂行しなければならない。

第２　事務を行う時間

地方局等又は出張所の長は、可能な限り執務時間内に出入国手続に係る事務を行わせる。ただし、やむを得ず執務時間外に当該事務を行わせる必要があると認めるときは、入国審査官に執務時間外に当該事務を行わせることができる。

第３　出入国手続を行う場所

地方局等又は出張所の長は、入国審査官に、原則としてその所属する地方局等又は出張所の港分担区域内の出入国港（入管法第２条第８号、施行規則第１条）において出入国手続に係る事務を行わせる。

空港にあってはターミナルビル内の審査場、海港にあっては入管施設、ふ頭施設内の審査場又は船舶内とする。

なお、空港においても、航空機が到着するときは、入国審査官が当該航空機に乗り込んで上陸審査を行うことができることについては、船舶の場合と同様であり（入管法第８条）、救急患者、遭難者等に対する人道的配慮等の必要に応じて、機内又は機側において上陸審査を行う。

また、事務所の置かれていない出入国港から出入国しようとするときは、入国審査官が当該出入国港に出張し、船舶等に乗り込んで又はその近接する施設等で手続を行う。

（注）外国の港から本邦の出入国港に向けて出発する船舶等にあらかじめ乗り込むため、入国審査官が当該外国に出張する場合、原則として、出入国審査端末は国外に持ち出さない。

第５節　船舶等の入港に関する通報

第１　入港通報

１　入港通報（入管法第56条及び施行規則第51条）

（１）入国審査官は、本邦に入る船舶等について、当該船舶等の長又は運送業者に対し、船舶にあっては到着する24時間前までに、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「ＮＡＣＣＳ」という。）の利用又は適当な方法で、航空機にあっては到着する90分前までの可能な限り早期に、ＮＡＣＣＳの利用又は「一般申告書」（別記第４号様式、国際民間航空条約第９附属書付録第１号様式の GENERAL DECLARATIONをいう。）の提出により、入港の通報（以下「入港通報」という。）を行うよう求める（施行規則第51条第１号及び同第61条の３第１項第13号）。なお、ＮＡＣＣＳを利用して行う場合は、予備審査情報の通報として行われ、乗員及び乗客に係る事項の報告（後記２参照）と同時に行われる。

（注）「本邦に入る船舶等」とは、軍艦及び軍用航空機（以下「軍艦等」という。）を除き、本邦と本邦外の地域との間に運航される船舶又は航空機で、外国又は本邦の他の港から本邦の港に到着するものをいう。

（２）解体するため推進装置を撤去し、タグ・ボート等に曳航されて入港する解体船については、法上の船舶として取り扱うことはできない。ただし、同解体船に保安上の理由で若干の船員が乗船している場合は、運用上これを船舶とみなす。

（３）船舶に関する入港通報を行う場合であって、ＮＡＣＣＳを利用しないときは、代理店名、船名、船籍、船（機）種、総トン数、入港目的、乗組員数、乗客数、前港及び入港予定日について、電話等任意の方法での通報を受理することができる。

なお、入港通報についての様式を定めて通報を求めることのないように留意する。

（参考）平成17年11月１日（我が国におけるＦＡＬ条約の効力発生の日）以前においては、別記様式として定められた様式により通報の受理が行われていたが、現在はＦＡＬ条約附属書２．１の規定によって様式を定めることはできない。

よって、以前より別記様式を用いて入港通報を行っている船舶代理店等については、引き続き同様式により受理して差し支えないが、船舶代理店等から改めて入港通報の様式について相談等がなされた場合は、現在は通報に当たり様式を定めているものではなく、参考様式１は、あくまでも参考書式である旨を説明する。

なお、前記の項目を満たすものであれば、任意の書面により通報を受理して差し支えない。

（４）定期の航空機に関して入港通報を行う場合は、あらかじめ１か月分の運航計画（到着日時、出発日時、出発地、目的地、航空機の国籍・機種及び便名を記載したもの）を適宜の方法で報告させることをもって代えることができる。

（５）やむを得ない事情により、所定の時間までに通報が得られなかった場合には、船舶等

の長又は運送業者に対し可能な限り速やかに報告するよう指示する。

（６）本邦への渡航目的をもって自ら小型の船舶等を操縦して入国する者について代理人等を通じた事実上の入港通報がない場合には、関係機関から、入港予定時刻、搭乗者、上陸予定の有無等必要な情報を得た上で、到着時にこれらの者が不法上陸とならないよう留意する。

（７）地方局等又は出張所の長は、必要があるときは、港湾管理者、空港管理者等に船舶等の入出港予定等について確認する。

（８）入国審査官は、船舶等の長又は運送業者から入港通報を受理したときは、その内容を点検した上、入港通報に基づく船舶等の入出港スケジュールその他の通報内容を適宜の方法で当該出入国港の入国審査官に周知させる。

（９）入国審査官は、新造船又は本邦内のみを航行する船舶等が関税法第２条にいう外国貿易船又は外国貿易機に資格変更となった場合には、出港前のできるだけ早い時期に次のとおり措置する。

ア　船舶にあっては、入港通報及び「入港届」（「入出港届」（別記第７号様式）の標題から「出」の文字を抹消したもの）を求める（ＦＡＬ条約附属書２．２）。なお、入港届の様式等については、第６節第１の１参照。

イ　航空機にあっては、任意の様式による当該事実を記載した書面を提出又は送付させる。

（注）[redacted]

(10) 在日運送業者の確認

入国審査官は、船舶等の入港通報を受けたときは、入管法及び施行規則に定める義務と責任を果たし得る能力（以下「業務遂行能力」という。）を有する運送業者が本邦内にあるか否かについて確認する。

（注）入港通報を受けた場合において業務遂行能力を有する運送業者が確認できない場合

は、次の措置をとる。

①　当該船舶等に関する入港通報を行った者又は出入国港所在地にある船主協会等に連絡し、本邦内に運送業者が存在する必要があることを説明して、適当な運送業者が選定されるよう協力を求める。

なお、通報を行った者が船舶等の所有者との間に代理契約を締結していないために運送業者としての業務遂行能力を備えていると認められない場合には、船舶等の長又はその船舶等の所有者等で実際に当該船舶等を運航するものとの契約により早急に代理人の指定を受けるよう併せて求める。

このような方法によっても適当な運送業者が選定されない場合には、船舶等の長に対して入管法及び施行規則に規定する船舶等の長の協力義務の履行を求める。

②　本邦内の運送業者が当該出入国港所在地から遠隔地にあるなどの理由で審査のために必要な協力を得られないと判断したときは、当該運送業者に対し必要な協力を行い得る適当な代理人を選定するよう求める。

(11) 船舶に乗っている者について疾病その他事故により治療等のため緊急に上陸(又は帰国)する必要が生じ、その者を緊急の治療のために上陸(又は帰国)させることのみを目的として寄港しようとする場合には、船長又はその船舶を運航する運送業者が、入管法第56条及び施行規則第51条第１号の規定に基づき、その傷病、傷病者の身分事項について詳細を付して、寄港の意図を可能な限り通報することを確保するため、入国審査官は、船長又は運送業者の協力として通報を求める（ＦＡＬ条約附属書２．20）（第７章第８節第２参照）。

２　乗員及び乗客に係る事項の報告（入管法第57条第１項及び施行規則第52条）

（１）乗員及び乗客に係る事項の報告は、情報処理システム（「乗員上陸許可支援システム又は事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）」以下同じ。）によるものとする（施行規則第52条第９項）。ただし、やむを得ない事情により情報処理システムを使用してこれらの報告を行うことができない場合は、書面（ファクシミリを含む。）による報告を受理する。

「やむを得ない事情」は様々な事情を考慮して具体的な事案ごとに判断する。

（注）乗員上陸許可支援システム及びＡＰＩＳを利用した乗員及び乗客に係る報告は、ＮＡＣＣＳを通じて行われる。また、航空機についてＮＡＣＣＳを利用して乗員及び乗客に係る事項の報告が行われた場合、当該報告が前記１の入港通報とみなされる。

（２）ＮＡＣＣＳを利用することなく乗員及び乗客に係る事項の報告を行う場合は、原則として、別記第５号様式及び別記第６号様式（船舶の場合）、別記第５号様式の２及び別記第６号様式の２（航空機の場合）（関税局等との統一様式）によるものとするが、他

の様式であっても、判読が可能であり、施行規則第52条第２項に規定されている事項が含まれている場合には受理する（ＦＡＬ条約附属書２．16参照）。

乗客に係る事項の報告については、船長又は運送業者が自己の使用のために作成した名簿が、少なくとも報告すべきすべての事項を含み、かつ、船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員が日付を付して署名（記名も可とする。）している場合には、乗客に係る事項の報告として受理する（ＦＡＬ条約附属書２．７．４参照）。

乗員及び乗客に係る事項が記載された書面の船長等の氏名欄は、署名による場合、船長、機長又は委任を受けた代理人若しくは船舶等の職員に、手書き、ファクシミリ、せん孔、スタンプ、記号又は他の機械的若しくは電子的手段により署名させる（ＦＡＬ条約附属書２．６．２、２．７．５、２．16．１参照）。

情報処理システムにより報告される場合には、船長等の氏名欄の記載を要しない。

（参考）令和３年６月30日改正前は、船長等の署名を求めており、別記第５号様式から別記第６号様式の３までの各様式中も「日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名」欄又は「署名」欄となっていたが、同改正により記名も可とすることとし、各様式中の記載は「日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名」欄又は「氏名」欄となった（関税局等も同様の改正）。なお、改正前の様式も引き続き使用できることに留意すること。

（参考）ＦＡＬ条約附属書

２．６．２　公的機関は、船長若しくは船舶の他の職員であって船長から正当に委任を受けたものが乗組員名簿に日付を付し、かつ、署名すること又は関係する公的機関が認める方法によって乗組員名簿を認証することを認める。

２．７．４　船舶所有者が自己の使用のために作成した名簿は、少なくとも標準規定２．７．３に従って要求される情報を含み、及び標準規定２．７．５に従って日付が付され、かつ、署名され、又は認証されていることを条件として、旅客名簿に代えて受理されるべきである。

２．７．５　公的機関は、船長若しくは船舶の他の職員であって船長から正当に委任を受けたものが旅客名簿に日付を付し、かつ、署名すること又は関係する公的機関が認める方法によって旅客名簿を認証することを認める。

２．16　公的機関は、判読が可能であり、かつ、理解しやすい媒体によって提出される書類（インキ又は消えない鉛筆で手書きした書類又は情報技術を用いて作成した書類を含む。）を受理する。

２．16．１　公的機関は、署名を要求する場合には、国内法令に抵触しない限り、手書き、ファクシミリ、せん孔、スタンプ、記号又は他の機械的若しくは電子的手段による署名を認める。書面以外の媒体で提出される情報の認証は、関係する、また、居住のいかんを問わず、関係当事者による電子的な情報の提出を簡易化する公的機関が認める方法により行う。

（３）報告された事項に変更が生じたときは、可能な限り速やかに変更訂正したものを提出させる。

（４）やむを得ない事情により、所定の時間までに乗員及び乗客に係る事項の報告が得られなかった場合には、船舶等の長又は運送業者に対し可能な限り速やかに報告するよう指示する。

（５）新造船又は本邦内のみを航行する船舶等が関税法第２条にいう外国貿易船又は外国貿易機に資格変更となった場合には、船舶にあっては、入港通報及び入港届の提出と同時に、航空機にあっては、任意の様式による当該事実を記載した書面の提出と同時に、乗員及び乗客に係る事項の報告を求める。

（６）本邦外から本邦に入った船舶に、本邦の出入国港において乗船・乗機し、本邦外の地域に赴くことなく、本邦の出入国港で下船・降機する者がいるときは、当該者についても、乗員及び乗客に係る事項の報告の対象となる。

なお、本邦外から本邦に入った船舶等が、この後本邦外の地域に赴く予定がないことが明らかなとき（関税法第25条により外国貿易船又は外国貿易機から外国貿易船以外の船舶又は航空機に資格変更が行われた場合）は、その後乗員及び乗客に係る事項を報告することを要しない。

第２　予備審査

１　入港通報等の記載等事項

（１）記載事項の確認

入国審査官は、船舶等の長又は運送業者から入港通報又は乗員及び乗客に係る事項の報告を受けたときは、それらに所定の事項が含まれているか否か及び内容に誤りがないか否かを確認し、不備等がある場合は補正させる。ＮＡＣＣＳの利用による通報又は報告が行われた場合であって、直ちに補正することが困難な場合は、別途書面による報告を求める。

乗員及び乗客に係る事項の誤りが重大なものではなく、かつ、繰り返しの不注意によるものではなく、加えて法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認した場合には、速やかに当該事項の誤りを訂正させる。ただし、予備審査が終了する前

に当該事項の誤りが発見され、かつ、訂正が遅滞なく行われることを条件とする（ＦＡＬ条約附属書２．18）（第５章第４節第２参照）。

（注）乗員及び乗客に係る事項の誤りが重大なものである場合や、繰り返しの不注意等による場合は、適正な報告を行うよう指導するとともに、別途の報告を求めることとする。

（２）記載に関する留意事項

ア　入港通報の項目に含まれない「船舶等の所有者」の把握が必要とされる場合には、船舶等の長又は運送業者に対し、電話等任意の方法で報告するよう求める。ただし、入管法第６章に定める義務違反の疑いが生じ、船舶等の所有者について把握することが必要と認められるような場合においては、報告書等による書面の提出を求める。

イ　一般申告書に記載（入港通報）又は乗員及び乗客に係る事項として報告された乗員又は乗客のうち、上陸審査を受けることなく短時間内に同一の航空機により、又は他の航空機に乗り換えて出発する者（以下「直行通過者」という。）があるときは、運送業者に対してこれらの該当者である旨の表示と搭乗予定便名を示すよう求める。

（３）記載内容の審査

入国審査官は、船舶等の長又は運送業者からの入港通報並びに乗員及び乗客に係る事項の報告の内容を参考にし、特異動向がないかを確認するとともに、乗客の特徴等を把握した上で、上陸審査に臨むこととする。

２　慎重審査対象船舶の確認

入国審査官は、船舶の入港通報を受けたときは、入港予定の船舶が慎重審査対象船舶（第15編第１章第２参照）に指定されているか否かを確認する。

３ [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

第６節　船舶等の入出港時の届出

第１　入港時の届出等（入管法第56条、同第57条、施行規則第51条、同第52条及び同第61条の３）

１　船舶の入港時

（１）入国審査官は、船舶が到着したときから24時間以内に、船舶の長又は運送業者に対し、書面による提出（ファクシミリによるものを含む。）又はＮＡＣＣＳの利用により入港届を行うよう求める（施行規則第51条第２号及び同第61条の３第１項第14号）。

ＮＡＣＣＳを利用することなく入港届を行う場合は、原則として「入港届」（「入出港届」（別記第７号様式）の標題から「出」の文字を抹消したもの。関税局等との統一様式。）によるものとするが、他の様式であっても、判読が可能である場合には受理する（ＦＡＬ条約附属書２．16参照）。

（注）必要と認めるときは、当該船舶の国籍証明書、前港における出港免状等の提示を求める（ファクシミリにより受理することができる。）。

また、船舶の所有者について把握することが必要とされる場合については、第５節第２の１（２）を参照。

（参考）令和３年６月30日改正前は、船長等の署名を求めており、別記第７号様式中も「日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名」欄となっていたが、同改正により署名を求めないこととし、様式中の記載は「日付」欄となった（関税局等も同様の改正）。なお、改正前の様式も引き続き使用できることに留意すること。

（２）数次乗員上陸許可により上陸しようとする乗員が乗り組んでいるときは、当該事実、当該乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日を適当な方法又はＮＡＣＣＳの利用により報告するよう求める（入管法第57条第５項、施行規則第52条第５項及び同第61条の３第１項第２号、ＦＡＬ条約付属書２．６．１）。

２　船舶が14日以内に同一港に再び寄港する場合

予定された計画に従って航行している船舶が、前回の出港時から14日以内に少なくとも１回、同一の港に再び寄港する場合（本邦内を航行している間に限らない。）であって、乗員に変更がないときは、原則として、各寄港ごとに乗員に係る事項の報告を求めない。この場合には、各寄港ごとに、乗員について、従前に提出した乗員に係る事項の内容に変更がない旨の報告を船長から行わせることとし、その旨の内容が示され、日付、署名が付された任意の書式による書面等の報告を求める（施行規則第52条第２項第１号ロ括弧書）（第４章第４節第８参照）。

３　航空機の入港時

（１）入国審査官は、航空機の到着後直ちにＮＡＣＣＳの利用又は一般申告書の提出により入港届を行うよう求める（施行規則第51条第２号及び同第61条の３第１項第14号）。

（注）入港通報時に一般申告書が提出されており、記載事項に変更・訂正箇所がない場合は、船舶等の長又は運送業者が同申告書に到着時刻その他必要な事項を記載することにより入港届とすることができる（新たに申告書を提出させる必要はない。）。

（２）数次乗員上陸許可により上陸しようとする乗員が乗り組んでいるときは、前記１（２）の事項を一般申告書の別紙若しくは別記第５号様式の２の適当な箇所への記載又はＮＡＣＣＳの利用により報告させる。

４　入国審査官は、船舶等の長又は運送業者から入港届を受けたときは、所定の事項が記載されているか否か及び記載事項に誤りがないか否かを確認し、不備等がある場合は補正させる。ＮＡＣＣＳの利用により入港届が行われた場合であって、直ちに補正することが困難な場合は、別途書面（一般申告書）を提出させる。

第２　出港時の届出等（入管法第56条、同第57条及び施行規則第51条）

１　船舶の出港時

入国審査官は、出港前に船舶の長又は運送業者から「出港届」（別記第７号様式の標題から「入」の文字を抹消したもの）の写し１部並びに乗員及び乗客に係る事項の報告を受ける（ＮＡＣＣＳの利用により行うこともできる。）。

この場合において、当該船舶のその港に入る前に報告された乗員に係る事項が記載された書面であって、乗員の数若しくは構成の変更を示し又はこのような変更が生じなかったことを示すために裏書され、又は関係する公的機関が認める方法によって認証されているものを受理するものとする（ＦＡＬ条約附属書２．12．３）。入管法第57条第２項に定める船舶の長からの報告事項を確認するための情報が不足する場合には、入国審査官は、船舶の長又は運送業者を通じて必要な情報を聴取し、出港届の「当局記入欄」に適宜記載する。

（注）①　これらの書類はファクシミリにより受理することもできる。

②　[redacted]

[redacted]

２　航空機の出発時

入国審査官は、出発前に一般申告書の提出（ＮＡＣＣＳの利用により行うこともできる。）を受けたときは、乗員欄に乗員の氏名及び国籍が、乗客欄に乗客総数（他の航空機からの乗換客数及び直行通過客数を明示したもの）がそれぞれ記載され、その他所定事項が正確に記載されているか否かを点検し、記載に不備等があるときは、補正を求める。

なお、出発する航空機に直行通過の乗員があるときは、一般申告書の乗員欄にその旨の表示及び当該乗員が搭乗した航空機の便名の記載を求める。直行通過の乗客があるときは、一般申告書の乗客欄にその旨の表示及び当該乗客が搭乗した航空機の便名の記載を求める。

第３　船長等への周知・奨励

船長及び運送業者に対し、当該船舶に乗っている乗客が、通過又は入国予定の国が定める有効な旅券又は旅券の代わりに受理する公的な身分証明書を所持していること、通過又は入国予定の国において査証が必要とされる場合には、船舶が我が国を出港する前に、これに有効な査証が与えられていることを確認するよう、周知及び奨励する（ＦＡＬ条約附属書３．15．１）。

第７節　指定医

第１　指定の手続

１　原則

厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官若しくはその権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長は、入管法上の上陸審査を行う上で必要な判断を行う医師を指定する。

指定に当たっては、当該病院、医院又は診療所の所在地、診療科目、医師の数等を勘案し、上陸審査に必要な協力を得られるか否かを判断する。

（注）平成19年以降、厚生労働大臣による新たな指定は行われていないところ、同大臣により指定を受けた医師についても、当該医師の協力を得られる限りにおいて、引き続き、指定医として取り扱って差し支えない。

２　入管法第９条第２項の規定に係る医師の指定

地方出入国在留管理局長は、新たに入管法第９条第２項の規定に係る医師の指定を行おうとするときは、原則として、次の①ないし④を確認の上、適当と認められたときは、指定書（別記第８号様式の２）をもって指定する。

①　入管法第５条第１項第１号該当性の認定を行うための診断に係る医師にあっては、感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症指定医療機関の医師であること。入管法第５条第１項第２号該当性の認定を行うための診断に係る医師にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神保健指定医であること。

② 施設の概要（名称、所在地、開設年月日、病床数、診療科目、従業員数、その他参考となる事項）

③ 病院開設許可書写し（医院、診療所にあっては医師免許証写し）

④ 指定に係る同意

当該病院、医院又は診療所として、指定に同意する旨の同意書（別記第８号様式の３）の提出を求める。

（参考）感染症指定医療機関は、厚生労働省ホームページで確認できる。また、精神保健指定医の勤務する医療機関については、都道府県（保健所）等に確認する。

３　入管法第17条第１項の規定に係る医師の指定

地方出入国在留管理局長は、新たに入管法第17条第１項の規定に係る医師の指定を行おうとするときは、上記２②ないし④を確認の上、適当と認められたときは、指定書（別記第８号様式の２）をもって指定する。

第２　指定医に関する調査等

１　指定医に関する調査

地方出入国在留管理局長は、既に指定されている管内の医師に関し、毎年12月１日現在における廃業、名称又は所在地の変更その他の異動の有無を調査し、指定医調査報告書（別記第８号様式の４様式）をもってその調査結果を毎年12月10日までに出入国在留管理庁長官へ報告する。

２　指定医の異動

地方出入国在留管理局長は、上記１の調査等によって、名称又は所在地の変更その他の異動を認めたときは、変更通知書（別記第８号様式の５）をもって、指定の内容を最新の情報に更新する。

（注）厚生労働大臣が指定した医師について、名称又は所在地の変更その他の異動を認めた場合、出入国在留管理庁において指定の内容を更新する立場にないことから、第１の２又は３で規定する指定の手続（新規指定）を行う。

この場合、第１の２で規定する確認事項のうち、「病院開設許可書写し（医院、診療所にあっては医師免許証写し）」及び「指定に係る同意（当該病院、医院又は診療所として、指定に同意する旨の同意書の提出を求める。）」の二点は省略して差し支えない。

３　指定の解除

地方出入国在留管理局長は、自ら指定した医師が、書面（任意様式）をもって明示的に指定の解除を申し出たときは、指定解除書（別記第８号様式の６）をもって、指定を解除する。

なお、指定していた医師に係る医療機関が廃業又は統廃合によって消滅したことが判明したときは、解除するまでもなく無効なものとして扱う。

おって、上陸審査に必要な協力を得られない等問題が認められ、継続して指定することが不適当と判断する医師については、適時、指定解除に係る意見を付して出入国在留管理庁長官に上申する。

本庁はそれに対して、必要な指示を行う。

（注）厚生労働大臣が指定した医師から、指定の解除に係る申し出を受けたときは、出入国在留管理庁において指定を解除する立場にないことから、以後、指定医としての協力は求めない旨を伝えるにとどめる。

また、情報共有の観点から、上記１の調査結果の報告時に、異動事由「指定辞退を希望」として報告する。

第３　指定、異動又は解除の報告等

１　地方出入国在留管理局長は、新たに医師を指定し又は指定を解除したときは、医師の異動（解除）報告書（別記第８号様式の７）をもって、本庁出入国管理部出入国管理課に報告する。

２　地方出入国在留管理局長は、第２の１の調査以外により、名称又は所在地の変更その他の異動を認めたときは、医師の異動報告書（別記第８号様式の８）をもって、本庁出入国管理部出入国管理課に報告する。

第８節　指定旅客船

第１　指定の手続

１　原則

クルーズ船は、乗客が下船当日あるいはその翌日に再び同一の船舶に乗船するため、出入国の管理は比較的容易であるものの、短時間で多数の乗客の審査を行わなければならないという特性を有していることから、クルーズ船側において、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案し、出入国在留管理庁長官又はその権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長が指定する指定旅客船であるクルーズ船の外国人乗客に対して、可能な限り円滑な上陸審査を行うこととしている。

指定旅客船の指定は、入管法第14条の２の規定に係る指定と、同法第26条の３の規定に

係る指定ごとに、個々のクルーズ船の運航計画、船舶の長又は運送業者（以下「運送業者等」という。）の協力状況等を踏まえ、１年を超えない範囲で期間を限って指定するものとする。

なお、本節の指定の手続に基づく措置が講じられていないこと、特に、乗客に対する一定の経済力を有することの確認の徹底がなされていないことが判明した場合であって、十分な改善策が講じられていないと判断した場合は、運送業者等に対して指定旅客船の指定を取り消す可能性がある旨を伝える。

２　入管法第14条の２の規定に係る指定旅客船の指定

クルーズ船が入港する予定の出入国港を管轄する地方出入国在留管理局長は、あらかじめ運送業者等から指定の願出を受け付けたときは、願出書（別記第９号様式の２）を提出させた上で、次の要件を全て満たしていると認める場合に、指定通知書（別記第９号様式の３）をもって指定することとする。

（１）本邦の出入国港に最初に入港してから、最終港を出港するまでの期間が30日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航するクルーズ船にあっては７日）を超えないこと。

（２）乗客がクルーズ船とともに移動する（クルーズ船の乗客として入国し、当該クルーズ船の乗客として出国することのほか、本邦内の出入国港でクルーズ船を下船する都度、当該出入国港を出港するまでの間に帰船する）こと。

（３）過去に不法残留者の発生などの問題が生じていないこと。

（４）運送業者等が指定旅客船への指定を願い出る際に、船舶が入港する出入国港をそれぞれ管轄する地方出入国在留管理局長に対して、以下の協力を確約すること。

ア　可能な限り速やか（原則として、遅くとも本邦の出入国港への入港予定日の２日前まで）に当局が指定したフォーマット（別記第５号様式の３及び別記第６号様式の３）により乗員名簿及び乗客名簿を電子データ（Excel形式）で提出すること。

（注）乗員名簿及び乗客名簿については、本邦の出入国港に向け外国の港を出港するまで確定しないことが通常であることから、２日前までに名簿を提出することができない場合、地方出入国在留管理局、同支局又は出張所（以下「地方出入国在留管理官署」という。）において、本邦の出入国港に向け外国の港（以下「前港」という。）を出港後、速やかに本船側において乗客名簿を確定させた上で提出することで対応可能と判断したときは、柔軟に対応して差し支えない。

イ　前港を出港後、速やかに確定した乗員名簿及び乗客名簿を提出するとともに前記アからの変更点を明示すること。

ウ　船舶観光上陸許可書の乗客への配布及び個人識別情報取得時における外国人乗客の誘導等入国審査官の行う業務に最大限の協力を行うこと。

（５）運送業者等において以下の措置が講じられていること。

ア　顔写真等により乗客の乗下船時の本人確認を確実に行っていること。

イ　クルーズカード等により乗客の乗下船の有無等を記録していること。

ウ　出入国港から出発する前に、上記ア及びイ等によって乗客が帰船しているどうかを確認し、帰船していない者がいた場合は、直ちに当該出入国港を管轄する地方出入国在留管理官署に報告すること。

また、最終港においては、帰船していない者の有無にかかわらず、必ず確認の結果を報告すること。

（注）数次船舶観光上陸許可を受けている者が乗っている指定旅客船の船長は、本邦の出入国港に到着する都度、直ちに当該許可を受けている者の氏名等を当該出入国港の入国審査官に報告する義務がある（入管法第57条第４号）。

エ　乗客について、一定の経済力を有していることを確認していること。

[redacted]

オ　不法残留のおそれのある者に関する情報を取得した場合には、入港予定の出入国港を管轄する地方出入国在留管理官署へ速やかに報告するとともに、当該者の船舶観光上陸許可申請については、慎重に判断すること。

３　入管法第26条の３の規定に係る指定旅客船の指定

クルーズ船の乗客が当該クルーズ船で出国する予定の出入国港を管轄する地方局長は、あらかじめ運送業者等から指定の願出を受け付けたときは、願出書（別記第９号様式の２）を提出させた上で、次の要件を全て満たしていると認める場合に、指定通知書（別記第９号様式の３）をもって指定することとする。

（１）本邦の出入国港から外国の港に向けて出港してから、再び本邦の出入国港に入港するまでの期間が１５日以内であること。

（２）乗客がクルーズ船とともに移動する（クルーズ船の乗客として出国し、当該クルーズ船の乗客として入国する）こと。

（３）過去に不法残留者の発生などの問題が生じていないこと。

（４）運送業者等が指定旅客船への指定を願い出る際に、船舶が外国の港に向けて出港する出入国港及び再び外国の港から入港する予定の出入国港をそれぞれ管轄する地方局長に対し、以下の協力を確約すること。

ア　出国確認に際しては、みなし再入国許可による出国を希望する全ての外国人乗客に

ついて、有効な旅券を所持していること、短期滞在の在留資格をもって在留する外国人であること、再入国出国記録の必要事項を記載していることを確認した上で、出国確認を受けさせる等入国審査官の業務に最大限の協力を行うこと。

イ　可能な限り速やか（原則として、遅くとも本邦の出入国港への再入港予定日の２日前まで）に当局が指定したフォーマット（別記第５号様式の３及び別記６号様式の３）により乗員名簿及び乗客名簿を電子データ（Excel形式）で提出すること。

（注）前記２（４）の注書き参照。

ウ　前港を出港前又は出港後速やかに、みなし再入国許可による上陸を希望する全ての外国人乗客が再入国入国記録の必要事項を記載していることを確認すること。

エ　前港を出港後、速やかに確定した乗員名簿及び乗客名簿を提出するとともに前記イからの変更点を明示すること。

オ　旅券の乗客への配布及び個人識別情報の取得時における外国人乗客の誘導等入国審査官の行う業務に最大限の協力を行うこと。

（５）運送業者等において以下の措置が講じられていること。

ア　顔写真等により乗客の乗下船時の本人確認を確実に行っていること。

イ　クルーズカード等により乗客の乗下船の有無等を記録していること。

ウ　本邦の出入国港に向け前港を出発する前に、上記ア及びイ等によってみなし再入国許可により出国した者が帰船しているかどうかを確認し、帰船していない者がいた場合は、可能な限り速やかに入港予定の本邦の出入国港を管轄する地方出入国在留管理官署に報告すること。

第２　指定の解除

１　指定の解除

（１）地方出入国在留管理局長は、船舶観光上陸許可を受けた後指定旅客船が出港するまでに帰船せず不法残留した者（以下「不帰船者」という。）を発生させたにもかかわらず、適切な再発防止策が講じられていない場合や指定旅客船の運送業者等から、上記第１の２（４）若しくは第１の３（４）の協力が得られない又は第１の２（５）若しくは第１の３（５）の措置が講じられないなど指定旅客船に指定しておくことが適当ではないと認めたときは、運送業者等に指定解除通知書（別記第９号様式の５）を交付し、指定旅客船の指定を解除する。

（２）解除のための手続については以下のとおりとする。

ア　不帰船者を発生させたにもかかわらず、適切な再発防止策が講じられていないことから、指定を解除する場合の手続

（ア）初回の不帰船者発生の場合

①　指定旅客船としての指定後、初めて不帰船者が発生した場合（注１）には、運送業者等から連絡を受けるなどして当該事実を把握した地方局又は支局（以下「把握局」という。）から、当該指定旅客船の指定を行った地方局又は支局（以下「指定局」という。）へ連絡し、指定局においては、運送業者等へ再発防止策（注２）を講じるよう指導する。

②　運送業者等が再発防止策を講じる場合には、指定旅客船としての指定の解除の手続は執らず、次回の指定の期間を短縮することとする（既に指定期間が短縮されている指定旅客船については、特段の必要性が認められた場合を除き、更なる指定期間の短縮は行わない。）。

③　運送業者等が再発防止策を講じない場合には、指定局において、指定旅客船としての指定解除手続に係る意見聴取通知書（別記第９号様式の７）を交付し、下記（エ）の手続を執ることとする。

（注１）指定旅客船としての新たな指定を受けた場合（指定の更新を受けた場合を含む。）には、それまでの不帰船者の発生回数は計上しない。以下同じ。

（注２）当該不帰船者を発生させた船舶が他の港に寄港する際に、不帰船事案発生時とは異なる船舶代理店が関与するときには、当該船舶代理店に対する周知・依頼等を含むものに限る。

なお、船舶総代理店が作成する場合には、上記に加え、不帰船者が発生しやすい船舶の傾向、不帰船者が発生していない他の船舶における対応を分析の上、それを踏まえた今後の対応策及び当該不帰船者を発生させた船舶以外の指定旅客船の運航に関与する船舶代理店への周知・指導を含むものに限る。

（イ）２回目の不帰船者発生の場合

①　指定後、２回目の不帰船者が発生した場合には、把握局から指定局へ連絡し、指定局においては、運送業者等へ再発防止策を講じるよう指導する。

②　運送業者等が再発防止策を講じる場合（上記（ア）の再発防止策が機能しなかった原因を検証した上での対策と認められるものに限る。）には、指定局において、「次回不帰船者を発生させた場合には、指定旅客船としての指定の解除の手続を執ることとなる」旨を文書（別記第９号様式の８）で通知することとする。

③　運送業者等が再発防止策を講じない場合には、指定局において、指定旅客船としての指定解除手続に係る意見聴取通知書（別記第９号様式の７）を交付し、下記（エ）の手続を執ることとする。

（ウ）３回目以降の不帰船者発生の場合

指定後、３回目以降の不帰船者が発生した場合には、把握局から指定局へ連絡し、指定局において、指定旅客船としての指定解除手続に係る意見聴取通知書（別記第９号様式の７）を交付し、下記（エ）の手続を執ることとする。

（エ）運送業者等からの意見聴取手続

①　指定局において、運送業者等から、次の点を聴取する。

・　乗下船時の本人確認等の実施状況

・　前回の再発防止策に係る乗員等への具体的な指示の状況

・　前回の再発防止策が効果的に機能しなかった原因、今後の対応策及びその対応策を乗員等が履行しなかった場合の措置

②　意見聴取を実施する担当者は、意見聴取に係る報告書（別記第９号様式の９）を作成し、指定の維持又は解除に係る意見を添えて所属庁の長に報告する。

なお、指定後、４回目以降となる不帰船者が発生したことを受けて意見聴取を実施した場合については、指定の維持又は解除に関し、本庁出入国管理部出入国管理課長宛て意見照会を行う。

③　意見聴取の結果、改善の見込みがあると認められる場合（注）には、再発防止を指導するとともに、「次回不帰船者を発生させた場合には、改めて指定旅客船としての指定の解除の手続を執ることとなる」旨を文書（別記第９号様式の８）で通知する。

（注）[redacted]

④　意見聴取の結果、改善の見込みがないと認められる場合には、指定旅客船としての指定を解除する。

イ　上記第１の２（４）若しくは第１の３（４）の協力が得られないこと又は第１の２（５）若しくは第１の３（５）の措置が講じられないことを理由として指定を解除する場合の手続

（ア）当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置が講じられていない等の場合

①　指定旅客船への指定を願い出た際に確約した協力が履行されない場合であって、その履行の確保ができないと認められるとき又は指定旅客船における乗客の本人確認の措置等が適切に行われていない場合であって、その措置等の確保ができないと認められるときは、当該事実を把握した地方局又は支局から、指定局へ連絡し、指定局においては、適切な対応を執るよう指示する。

② 運送業者等が指示に従う場合には、指定旅客船としての指定の解除の手続は執らず、以後適切な対応を執るよう指導することとする。

③ 運送業者等が指示に従わない場合には、指定局において、指定旅客船としての指定解除手続に係る意見聴取通知書（別記第９号様式の７）を交付し、下記（イ）の手続を執ることとする。

（イ）運送業者等からの意見聴取手続

① 指定局において、運送業者等から、次の点を聴取する。

・ 当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置に係る乗員等への具体的な指示の状況

・ 当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置に対応できなかった原因、今後の対応策及びその対応策を乗員等が履行しなかった場合の措置

② 意見聴取を実施する担当者は、意見聴取に係る報告書（別記第９号様式の９）を作成し、指定の維持又は解除に係る意見を添えて所属庁の長に報告する。

③ 意見聴取の結果、改善の見込みがあると認められる場合（注）には、再発防止を指導するとともに、再度、当局への協力事項等が履行できていない等の状況が認められた場合には理由のいかんを問わず指定旅客船としての指定の解除の手続を執ることとなる旨を文書（別記第９号様式の８）で通知する。

（注）[redacted]

④ 意見聴取の結果、改善の見込みがないと認められる場合には、指定旅客船としての指定を解除する。

ウ 指定を解除する旨の通知

指定を解除する旨を決定したときは、指定局において、別記第９号様式の５をもって、運送業者に通知する。

なお、指定解除の通知に当たっては、指定解除後の寄港予定に係る乗客に対する査証取得の案内に要する期間等に配慮し、可能な限り指定を解除する日の４週間程度前に通知するよう努めることとする（残余の指定期間が４週間に満たないときは、指定期間内に通知することとして差し支えない。）。

２ 再度の指定

上記１により指定の解除を行ったクルーズ船について、再度、指定旅客船としての指定の願出があった場合は、運送業者等によって、不法残留者の発生等指定の解除原因全てに対応する再発防止措置が講じられたと認められたときに限り、指定することとする。

なお、指定旅客船の指定の解除後に、改めて指定旅客船の指定を受けようとするクルーズ船については、指定旅客船としての指定の解除日から３月経過後に指定の願出を受け付けるものとする。

第３　指定又は解除の報告等

１　指定又は解除の報告

（1）地方出入国在留管理局長は、指定旅客船における乗員・乗客の脱船逃亡事案が発生した場合には、速やかに事案の概要及び運送業者等からの再発防止策を踏まえた指定旅客船の指定又は解除に係る対応方針について、本庁出入国管理部出入国管理課に報告する。

（２）地方出入国在留管理局長は、指定旅客船を指定し又は指定を解除したときは、別記第９号様式の６をもって、指定（又は解除）の日、指定旅客船の名称、指定した期間及び運送業者名並びに解除の場合はその理由を本庁出入国管理部出入国管理課に報告する。

２　地方局間の連携

地方出入国在留管理局長は、上記１に係る報告の写しを他の地方出入国在留管理局長に送付し、指定旅客船に係る情報を共有する。

また、上記第１の３（４）イにより提出を受けた乗客名簿は、外国の港から再び入国する予定の出入国港を管轄する地方出入国在留管理官署に申し送ることとする。

第２章　一般上陸の審査（入管法第６条から第９条）

第１節　一般上陸の申請

第１　申請

本邦に上陸しようとする外国人は、入国審査官に対して第２に掲げる書面を自ら提出して上陸の申請を行わなければならない。ただし、申請人が16歳に満たないとき又は疾病等の事由により自ら上陸の申請をすることができないときは、その者に同行する父、母、配偶者、子、親族、監護者その他の同行者がその者に代わって申請することができる（施行規則第５条第４項）。

同行者がいないときは、船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が申請を行うことができる（施行規則第５条第５項）。

また、法令で定める免除者を除き、上陸申請時に、個人識別情報を提供しなければならない。

なお、外国人の上陸申請については、いわゆる一般上陸の申請（入管法第６条）と特例上陸の申請（入管法第14条から第18条の２まで）があるので、審査に当たっては、当該申請がいずれに該当するかを速やかに判断する。また、日米地位協定該当者及び国連軍地位協定該当者については、第13編に定めるところによる。

また、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動を行うために、船舶に乗っている外国人が上陸申請を行うときは、本要領に従って審査しつつ、最大限の便宜を図ることとする（ＦＡＬ条約附属書７．９）（第７章第７節第２参照）。

第２　提出すべき書面等

１　提出すべき書面（施行規則第５条第１項）

（１）新規入国者

外国人入国記録（施行規則別記第６号様式）

（２）再入国の許可（入管法第26条の２第１項又は第26条の３第１項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる場合（以下「みなし再入国許可」という。）を含む。）又は難民旅行証明書（施行規則別記第81号様式）の交付を受けている者

再入国入国記録（施行規則別記第６号の２様式）

これらの者が本邦を出国する際には再入国入国記録が旅券に添付されるので、通常はその提出を受けることとなるが、これを紛失した者については、新たな再入国入国記録の提出を受ける。

２　旅券の提示（施行規則第５条第３項）

外国人は、一般上陸の申請に当たって旅券を提示しなければならない。

第３　入国記録の点検

入国審査官は、入国記録の提出を受けたときは、次のとおり正確に記載されているか否かを点検し、不備があるときは、申請人に次のとおり補正させる。

１　氏名

旅券記載の氏名を、氏（Family Name）、名（Given Names）各欄にアルファベットの活字体の大文字で記載させる。

この際、次の点に留意する。

（１）旅券に記載されている氏名については、イニシャル（頭文字）だけとせず、可能な限り全てのつづりを記載させる。

（２）旅券の表示のみでは氏と名が明らかでない場合があるので、申請人に対しいずれが氏でいずれが名であるかを質問し、各欄に正しく記載されているか否かを確認する。

（３）本国の慣習上いわゆるFamily Nameのない者については、Family Name以外の名をFamily Name欄に記載させて、Given Name欄を空欄とする。

（４）韓国（朝鮮）籍・中国（台湾、香港、マカオを含む。）籍の者については、入国記録に漢字の氏名が記載されていない場合、漢字の氏名を併せて記載させる必要はない。

（注）旅券記載の氏名が母国語の文字（漢字を除く。）のみで表示されている場合には、可能な限りアルファベットによる氏名を記載させる。[redacted]

２　生年月日

西暦の年月日を日、月、年の順に数字で記載させる。年については４桁の西暦で記載させ、記載の順序が誤っているもの、西暦以外の年号により記載されているものは訂正させる。

日、月、年が不明なものはそれぞれの欄に棒線を引く。

（注１）[redacted]

（注２）生年月日の一部又は全部が不詳であるが、申請人が16歳に満たないと思われる場合は、個人識別情報の取得の要否又は在留カードの有効期間に影響する場合があるため、必要に応じて申請人又はその代理人に申請人の年齢について説明を求めるほか、必要な資料の提出を求める。

３　現住所

生活の本拠地である現住所を記載させ、現住所がない場合は、活動拠点又はある程度の継続性をもった居所のいずれかの「国名」と「都市名」を記載させる。

４　航空機便名・船名

本邦への入国時に利用した航空機便名・船名を記載させる。航空機便名についてはフライトナンバーを記載させる。なお、複数の航空機を乗り継いで本邦に到着した場合は、最終の経由地から本邦への到着に利用した最後の便名を記載させる。

５　渡航目的

使用される頻度の高い渡航目的は予め記載されているので、該当部分にチェックさせ、その他の場合は「その他」にチェックの上、具体的な渡航目的を記載させる。

なお、ワーキングホリデーを目的とする入国の場合は、「FOR WORKING HOLIDAY」と、インターンシップを目的とする入国の場合は、「FOR INTERNSHIP」とそれぞれ「その他」欄にチェックした上で（　　）内に記載させる。

６　日本滞在予定期間

原則として、本邦で行おうとする活動に要する期間を年、月、日の単位で記載させる。

ただし、出国予定日が確定している場合は、当該出国予定日の年月日を記載させて差し支えない。

７　日本の連絡先

本邦滞在中における本人の所属する公私の機関の名称、所在地等の連絡先又は居住予定地、メールアドレス等のほか、電話番号も記載させる。居住予定地が２か所以上にわたる場合は、複数又は当面の居住地を記載させる。

居住予定地が２か所以上にわたる場合で、複数の居住予定地の記載を求めるときは、最下部の官用欄若しくは余白部分を利用する。

８　質問事項

[redacted]

（注）[redacted]

①　[redacted]

②　[redacted]

９　署名

申請人に記載させる。

[redacted]

[redacted]

（注）申請人が年少、疾病その他の理由により、自ら署名することができない場合には、次の例により代理人が署名する。

記載例：「○○に代わり△△△」

「for Mr. ○○, △△△」

第４　再入国入国記録の点検

再入国入国記録の記載内容については、前記第３のうち対応するものを参照。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

第５　個人識別情報の提供

１　免除者

外国人の上陸審査における個人識別情報の提供義務の対象は、以下の免除者及び日米地位協定該当者等入管法の手続の対象外としている者を除く全ての外国人である。

（１）特別永住者

特別永住者の可能性のある者については、特別永住者証明書の確認又は外国人出入国情報システム（以下「ＦＥＩＳ」という。）の個人記録の参照（バーコードリーダーで再入国許可証印又は再入国入国記録のバーコードを読み取ることで個人記録の呼び出しを行う。）により、特別永住者であるか否かを確認する。

なお、ＦＥＩＳの取扱いについては、外国人出入国情報システム操作マニュアルに従う（以下、ＦＥＩＳを使用する場面について同じ。）。

（２）16歳未満の者

機械読取式旅券（ＭＲＰ）又は機械読取式査証（ＭＲＶ）を読み取ることにより生年の下２桁を認識し100歳違いの二つの生まれ年（例えば、1903年と2003年）の選択画面が表示されるので、当該画面の選択によって、16歳未満であることが確認できた場合は、個人識別情報システム（以下「Ｊ－ＢＩＳ」という。）の端末画面上に個人識別情報の提供免除者であることが表示される。

なお、Ｊ－ＢＩＳの取扱いについては、個人識別情報システム操作説明書に従う（以下、Ｊ－ＢＩＳを使用する場面について同じ。）。

（３）在留資格「外交」又は「公用」が決定される者（「外交」又は「公用」の在留資格により在留する者を含む。）

ア　外交・公用査証免除取決めのある国の外交・公用旅券所持者

別途本庁から通知する国については、外交・公用旅券は公務でしか使用しないことを外務省が確認し、外務省から法務省に対し証明がなされているので、外交・公用旅券を身分・用務を証する文書として扱い、旅券の種類に応じ、「外交」又は「公用」の在留資格を許可し、個人識別情報の提供を免除する。

なお、前記の本庁から通知する国以外の外交・公用査免対象国の外交・公用旅券所持者については、原則どおり、身分及び用務が立証されれば、「外交」又は「公用」の在留資格を決定することとする。身分及び用務の立証は、施行規則に定める「口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書」の提出又は提示により行うことが原則であり、この文書には、口上書の形式以外の外国政府が発行した文書で身分及び用務が記載されたもののほか、我が国における官職（「駐日○○大使館の参事官」等）が記載された外交旅券も含まれる。また、我が国の政府機関が発行した文書で、身分及び用務が確認できるものをもって代えることも可能である。

[redacted]

イ　一般査証免除取決めのある国の外交・公用旅券所持者

別途本庁から通知する国の外交・公用旅券所持者については、外交・公用査証を所持せずに「短期滞在」の在留資格を決定する場合であっても、外務大臣が包括的に身元保証しているので、「外務大臣が身元保証を行うもの」として個人識別情報の提供を免除する。

[redacted]

ウ　外交・公用旅券所持者で通過査証を所持する者

前記ア及びイのいずれにも該当しない国の外交・公用旅券所持者で、我が国の在外公館において通過査証を発給されている者については、外務大臣が包括的に身元保証しているので、「外務大臣が身元保証を行うもの」として個人識別情報の提供を免除する。

エ　国連通行証又は国連家族証明書を携行する者

（ア）外交・公用査証免除取決めのある国の外交・公用旅券所持者（前記アに該当しない国も含む。）で、国連通行証又は国連家族証明書を携行する者については、外務省から、国連通行証又は国連家族証明書は公務の場合に携行するものであることを確認したとの連絡があったことから、前記アに該当しない国であっても、国連通行証又は国連家族証明書を身分・用務を証する文書として扱い、旅券の種類に応じ、「外交」又は「公用」の在留資格を決定し、個人識別情報の提供を免除する。

（イ）前記ア以外で、国連通行証又は国連家族証明書を携行する者については、外務省から、「外交」又は「公用」以外のいずれの在留資格を決定する場合であっても、外務大臣が包括的に身元保証するとの連絡があったことから、個人識別情報の提供を免除する。

オ　アからエのいずれにも該当しない者

アからエのいずれにも該当しない者が「外交」又は「公用」の在留資格を決定されるためには、外交・公用査証を所持することが必要であり、外務大臣の包括的な身元保証の対象でもない。

[redacted]

（４）国の行政機関の長が招へいする者

免除対象となるのは、国の行政機関の「長」、すなわち大臣、長官等が招へいする者に限られ、例えば、中央省庁の内部部局の長が招へいする者や地方出先機関の長が招へいする場合などは免除対象とはならない。

（５）台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者

（６）駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者

（７）外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行うもの

免除対象となるのは、「外務大臣」が身元保証を行う者に限られ、例えば、外務省の局長や課長が身元を保証する者などは免除対象とはならない。

対象として想定される者は、「外交・公用以外の目的で、かつ、国の行政機関の「招へい」を受けることなく来日する外国の国王、皇太子その他の王族、大統領、首相、閣僚、国会議員、最高裁の裁判官、主要国際機関の長その他の外国又は国際機関の高官等及び特別の配慮が必要と判断される大統領又は首相経験者等の民間人」である。

（８）学校教育法施行規則に規定する教育課程として実施される海外修学旅行等に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「学校」という。）の生徒又は学生であって、法務大臣に対し、当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの。

２　「国の行政機関の長が招へいする者」及び「外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行うもの」の連絡方法

国の行政機関の長が外国人を招へいする場合及び外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行う場合（前記１（３）イからエまでにより包括的に身元保証する場合を除く。）には、当該外国人の入国日の２業務日前までに、招へいする行政機関又は外務省の担当課から本庁出入国管理部出入国管理課あて当該外国人の国籍、氏名、生年月日、性別、旅券番号、入国予定日時、入国予定港及び便名が連絡される。出入国管理部出入国管理課は、その者の入国予定港を担当する地方出入国在留管理官署あて、当該身分事項等を連絡するとともに、免除対象者リストへの登載手続をとる（東京出入国在留管理局成田空港支局に依頼文書及び対象者データの記録された電子ファイルを入管ＷＡＮにより送付し依頼する。）。

免除対象者リストに登載された者については、旅券情報を読み取ることにより端末画面上に免除対象者であることが表示される。

（注）個人識別情報免除対象者リスト登載者と思われるにもかかわらず、同リストに登載されていないときは、関係省庁の担当者に直接連絡をとり、当該者が本件の対象者であることが確認されたときは、当該リスト登載対象者として取り扱うこととし、事後、当該者が追加記載されたリストの提出を求める。

３　個人識別情報の提供が免除される修学旅行生等（前記１（８）の対象者）の連絡方法及び手続

（１）学校は、身元保証を行う外国人生徒又は学生の氏名、再入国予定港等を「身元を保証する外国人生徒リスト」（参考様式２）に記載する。

（２）学校の長は、学校設置者の種類に応じ、前記（１）の様式を次の区分のとおり送付して、身元保証した旨を報告する。

ア　国立大学法人法に規定する国立大学法人の設置する学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長

イ　独立行政法人国立高等専門学校機構法に規定する国立高等専門学校は、独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長

ウ　都道府県の設置する学校は、都道府県の教育委員会

エ　市区町村（特別区を含む。）の設置する学校は、市区町村の教育委員会

オ　地方独立行政法人法に規定する公立大学法人の設置する高等専門学校は、当該公立大学法人の理事長

カ　私立学校法に規定する学校法人の設置する高等専門学校は、文部科学大臣

キ　その他の学校（学校法人等の設置する高等学校等）は、都道府県知事

（３）前記（２）の報告を受けた都道府県教育委員会等は、再入国予定の空港等を管轄する地方出入国在留管理官署に再入国予定日の概ね３週間前を目処に「海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除について（通知）」（参考様式３）により通知する。

（４）学校は、再入国当日の対応（使用レーン、学校教職員による誘導、識別メモなど）について、再入国予定の空港等を管轄する地方出入国在留管理官署に再入国予定日の概ね２週間前を目処に相談、調整する。

（５）再入国当日、学校教職員が免除対象の生徒又は学生をあらかじめ打ち合わせた内容により誘導し、旅券及び「個人識別情報提供義務免除対象者（修学旅行等）」（参考様式４）の提出を受けた入国審査官は、当該生徒又は学生の個人識別情報提供を免除する。

４　個人識別情報の種類・提供方法

（１）個人識別情報の種類・提供方法

外国人が上陸審査時に提供すべき個人識別情報は、指紋及び顔写真（注）であり、その提供方法は、指紋及び顔の画像情報を電子計算機に受信させる方法による。提供を受ける（取得する）入国審査官の立場からすると、具体的には、指紋をスキャナで読み取り、顔をデジタルカメラで撮影することになる。[redacted]

なお、停電やシステム回線障害等が発生した場合においても、個人識別情報の取得は必ず行わなければならない（個人識別情報取得装置は単体でも稼働可能）。

（注）入管法第26条の３に基づきみなし再入国許可により出国した者が、当該再入国許可の有効期間内に再び入国し、上陸申請に及んだ場合にあっては、原則、指紋のみとする（施行規則第５条第７項）。

（２）提供を受ける指紋

両手のひとさし指の指紋の提供を受ける。ただし、指の欠損等によりひとさし指の指紋を提供することが不能である場合には、両手それぞれにつき次の順序により提供可能な指の指紋の提供を受け、提供を受けた指紋の指を端末で選択し記録することとする（左右ひとさし指の指紋のいずれかが提供可能である場合には、一指だけであっても、当該ひとさし指の指紋の提供を受け、ひとさし指の指紋の提供が不能な側の手について

は、以下の順序により提供を受ける。）。なお、申請者が指の欠損が人目に触れることを避けたいとの意思を表示した場合などで特別な配慮の必要性が認められる場合には、別室において提供を受けるなど可能な限りの配慮を行うこととする。

中指

薬指

小指

おや指

片方の手のすべての指の指紋の提供が不能である場合には、当該手の指紋の提供を受けることを要さず、また、両手のすべての指の指紋の提供が不能である場合には、指紋の提供を受けることを要しない。ただし、この判断は、片方の手又は両手の全指が欠損しており、誰の目から見ても当該手又は両手の指紋の提供が物理的に不可能なことが明らかである場合を除き、原則としてブース審査担当の入国審査官限りで行うことなく、審査事務室又はセカンダリ審査担当の入国審査官（以下本編及び第16編において「セカンダリ審査担当官等」という。）に引き継いで行う。

（注）[redacted]

（３）電磁的方法による指紋の提供が物理的に不可能な事例

ア　基本方針

（ア）電磁的方法による指紋の提供が物理的に不可能であるとの認定は、指紋提供の義務化が国民の生命と安全を守るためのテロ対策であることも踏まえ、慎重かつ適正に行うものとする。

（イ）認定は、前記（２）に記載している順序に従い、一指ごとに判断する。

イ　「物理的に可能」なための条件、「物理的に不可能」な事例及び各事例に応じた留意事項

指紋の提供が物理的に可能である場合とは、次の（ア）～（エ）のすべての条件を満たす場合である。[redacted]

（ア）指があること

（物理的に不可能な事例）

指が欠損している場合

（留意事項）

義指の場合は、欠損として扱う。

（イ）[redacted]

（物理的に不可能な事例）

[redacted]

（留意事項）

[redacted]

（ウ）[redacted]

（物理的に不可能な事例）

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

（留意事項）

[redacted]

[redacted]

（エ）照合が可能な程度に鮮明な指紋があること

（物理的に不可能な事例）

極度の乾燥指、加齢による皺、傷跡等により、スキャナが指紋を取得できない場合

（留意事項）

①　何らかの原因により審査ブースにおける自動読取りでは正常な取得ができない場合には、その旨画面上に表示がされるので、更に１回指紋を読み取った上で、それでも取得できないときには、審査事務室等別室において対応する（例えば、極度の乾燥が原因である場合には、指にクリームを塗布する等により指紋の取得を行う。）が、それでも正常な取得ができない場合には、指紋の提供が物理的に不可能な者として扱うこととする。

②　[redacted]

ウ　[redacted]

エ　[redacted]

（４）指紋取得時の留意点

入国審査官は、指紋の取得に際し、外国人がどの指をスキャナに置いているか、指に装着しているものがないか等を目視により確認することとする。

（注）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

⑤[redacted]

⑥[redacted]

（５）顔写真取得時の留意点

撮影の際には、帽子、サングラス、マスク、スカーフ等撮影に支障を来すものの着用は原則として認めない。

ただし、着用の理由が宗教上の理由など人道上配慮の必要性が認められる場合には、別室に誘導した上で必要な範囲で着用物を外させて撮影するなど可能な限りの配慮を行うこととする。

また、個人識別情報の提供により撮影された写真を在留カードに使用する場合における留意事項は、第10編第１章第２節第８の２（２）を参照。

（注）[redacted]

[redacted]

（６）車椅子等一般の審査ブースでは個人識別情報の提供が困難な者への対応

車椅子を利用している者等、一般の審査ブースでは個人識別情報の提供が困難な上陸申請者については、施設の実情に応じ、ローカウンター、審査事務室等において携帯型取得装置等を用いて個人識別情報の取得を行う。

（７）携帯型端末の使用

審査ブースが設置されていない海港等で個人識別情報を取得するときは、Ｊ－ＢＩＳの携帯型端末を船舶内又は隣接する適当な施設に設置し、取得することとする。

[redacted]

①

[redacted]

②

[redacted]

（８）免除者から誤って個人識別情報の提供を受けた場合の措置

[redacted]

第５の２　バイオカートを利用した個人識別情報の提供

バイオカートの運用に当たっては、別途定める「バイオカート運用マニュアル」及び

「バイオカート操作マニュアル」（以下「マニュアル等」という。）に基づき、受託業者が適切に対応することとされているところ、上陸審査場を担当する首席審査官又は統括審査官（これらの者が不在の場合は、上位の上席入国審査官。以下「委託側現場責任者」という。）は、特に以下１から４の点に留意し、受託業者において現場責任者として指定した者（以下「受託側現場責任者」という。）を適切に指導・監督する。

１　受託側職員が、バイオカートにおいて顔写真を取得する際に、帽子、サングラス、マスク又はスカーフ等の着用物を外すよう求めたにもかかわらず、申請者がその求めに従わない場合には、委託側現場責任者は、審査ブース又は審査事務室において適切に対応する。

２　委託側現場責任者は、受託側職員が「マニュアル等」の内容を遵守しているか把握するとともに、受託業務遂行中に、申請者と操作補助者との間でトラブルが発生した場合は、速やかに事態の収拾に努める。

３　各審査場の状況に応じて、操作補助者について、審査場間の応援を実施する必要がある場合には、応援者を送り出す上陸審査場の委託側現場責任者が、受託側現場責任者に必要な指示を行うとともに、応援者を受け入れる上陸審査場の委託側現場責任者に対して、応援者の派遣を行う旨を連絡することとする。

４　上陸審査場の状況により、委託側現場責任者が迅速かつ効率的な運用のために必要と判断した場合は、受託側現場責任者に別途指示を行うこととする。

また、地方局等又は出張所の長は、受託業者から毎月末までに翌月の操作補助員等の配置に係る業務時間シフト表の提出を受け、バイオカートの適切な運用が可能か確認し、同シフト表の見直しが必要と判断した場合は、受託業者に適切な運用が可能となるよう指示する。

第６　申請の受理

入国審査官は、申請人が提出すべき書面を提出し、旅券を提示して上陸の申請を行ったときは、これを受理する。

申請が第１の代理人により行われたときは、旅券その他の疎明資料により、申請人と代理人等との関係を確認する。

なお、上陸の申請をしようとする外国人は、第５の個人識別情報の提供を行わなければならないが、提供を拒否する者であっても上陸の申請は受理した上で、口頭審理を行うため、特別審理官に引き渡す（入管法第７条第４項）。

（注）上陸の申請を受理したときは、その後、上陸申請取下げの申立てがなされたとしても、上陸の申請自体が消滅することはないことから、外国人入国記録カードを提出させることはもとより、個人識別情報の提供が義務付けられた外国人からは、確実に個人識別情

報を提供させ、当該外国人入国記録カードは、行政文書として適切に保存する。

また、上陸申請を取り下げて出国したい旨の申し出があったときは、当該外国人から上陸申請取下書（適宜の様式）を提出させる。

第７　上陸審査ブースの区分け

上陸審査ブースの区分けは「日本人／特別永住者」と「外国人」を基本とするが、各官署の実情に応じて変更して差し支えない。また、航空機等の到着前にＡＰＩＳ情報等を用いて単位時間当たりの到着旅客数及び日本人／外国人の内数を事前に把握する等の準備を行い、柔軟かつ効率的な審査ブースの運用となるよう留意する。

加えて、上陸許可を受ければ中長期在留者に該当することとなる者の団体に適切に対応するため、在留資格認定証明書交付申請に係る審査を行った地方局等は、同証明書を交付する際に、当該団体の受入れ機関等に対して、団体の到着予定港、到着予定日時、到着予定便等の情報を事前に報告するよう依頼し、連絡のあった事項について到着予定港を管轄する地方局等に連絡することとし、当該連絡を受けた地方局等は、団体の到着にあわせ「中長期在留者」ブースを拡張する等、団体対応用ブースを設けるものとする。

第２節　審　査

入国審査官は、入国記録及び申請人からの聴取により、次の審査を行う。

なお、入国審査官は、上陸の申請を受理したときは、外国人入国記録又は再入国入国記録の記載事項を点検し、不備等があるときは、補正を求める。

第１　上陸のための条件への適合性の審査

入国審査官は、申請人が一般上陸の審査の対象となる者であると判断したときは、入管法第７条第１項に定める上陸のための条件に適合しているか否かにつき、次に定めるところにより審査する。

ただし、申請人が再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて又は難民旅行証明書を所持して上陸しようとする者であるときは、第２及び第６についてのみ審査し（入管法第７条括弧書きに基づく。）、特別永住者であるときは、第２についてのみ審査する（入管特例法第20条に基づく。）。

なお、再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて上陸しようとする者に対する上陸審査においては第７の事項に留意する。

（注１）[redacted]

（注２）セカンダリ審査の開始が深夜時間帯になったとしても、申請人が審査に応じない等の

場合を除き、速やかにセカンダリ審査を実施し、上陸許可又は口頭審理を担当する特別審理官への引渡しのいずれかの判断を行うことが重要となるため、通訳人を要する場合には、入管ＷＡＮに掲載されている「通訳人名簿」の「通訳依頼の可能な時間帯」の欄を確認の上、可能な限り速やかに通訳人の確保に努める。

（注３）[redacted]

第２　旅券の有効性の確認（入管法第６条第１項、第７条第１項第１号）

提示された旅券が有効であるか否かを審査し、有効と認められない場合には、入管法第７条第１項第１号に適合しないものとして措置する。

１　入管法上の旅券の種類（入管法第２条第５号）

（１）国民旅券

日本国政府が日本人に対して発行する日本国旅券及び我が国が承認した外国政府が自国民に対して発行する国民旅券（いわゆるナショナル・パスポート）をいう。

（注）一時旅券・暫定旅券等の有効性については、旅券見本集及び入管ＷＡＮを参照。

（２）国際機関発行の旅券

条約上、旅行文書を発行する権限を認められた国際機関の発行する旅行文書をいう。

これは、国籍を証明する能力を有しないが、国際機関の性質上、その機関の職員として、迅速に国際的な義務を果たすことを可能にするという活動の便宜等を考慮し、旅券として認めているものである。

我が国が認めているものとしては、国際連合及びその専門機関の職員に対し発給される国際連合通行証（通称国連レッセ・パッセ、以下この章において「国連レッセ・パッセ」という。）がある。

国連レッセ・パッセには、国際連合又はその専門機関の要職にある者に発給される赤色表紙の国連レッセ・パッセとその他の一般職員に発給される青色表紙の国連レッセパッセがあるところ、赤色表紙の国連レッセ・パッセ及び国籍国が発給した一般旅券を所持する外国人から上陸許可申請があった場合、当該外国人の国籍国が発給した外交旅券を所持するものとして、青色表紙の国連レッセ・パッセ及び国籍国が発給した一般旅券を所持する外国人から上陸申請があった場合、当該外国人の国籍国が発給した公用旅券を所持するものとして、それぞれ取り扱う。

なお、国連レッセ・パッセのみを所持して上陸許可申請する者については、査証を要する。

（３）難民旅行証明書

難民条約第28条に基づき、同条約の締約国が、その領域内に滞在する難民に対し、その領域外への旅行のために発行する旅行文書である。

難民旅行証明書には、日本国政府が発行するものと、外国である締約国政府が発行するものがある。

（４）その他旅券に代わる証明書

ア　外国人旅券

日本国政府が承認した外国政府が自国民以外の者に対して発行する旅券をいう（別表２のほか、旅券見本集及び入管ＷＡＮ参照）。

なお、外国人旅券とは、その国に居住する難民、無国籍者等その国以外の国籍を有するが何らかの理由で本国の旅券を所持しない者等に対し発行する旅行文書で、通常、自国の国民に対し発行される国民旅券と区別するため使用される呼称である。

イ　日本国政府の発行する旅券に代わる証明書

日本人に対して発行する「帰国のための渡航書」、外国人に対して発行する「渡航証明書」等がある。

（ア）「帰国のための渡航書」は、外国にある日本国民で、旅券を所持しない者であって、緊急に帰国する必要があり、かつ、旅券の発給を受けるいとまがないもの等に対し、原則として本人の申請に基づいて外務大臣又は領事官が旅券に代えて発行する（旅券法第19条の３）もので、有効期間及び帰国の経由地が記載される。

（イ）「渡航証明書」は、旅券又はこれに代わる証明書の発行を受けることができない外国人に対し、我が国への渡航のため発行される旅行文書である。

「渡航証明書」は、その者の身分を証する文書により身分事項を確認の上写真を貼付し、身分事項を記載した上、旅行目的、滞在予定期間等に応じ、査証の発給と同様の手続により発行される。

（ウ）「再入国許可書」は、再入国の許可を受ける外国人が旅券又はこれに代わる証明書を所持していない場合で、国籍を有しないことその他の事由で旅券等を取得することができないときに交付されるものであり、当該許可に基づき我が国に入国する場合に限り、旅券とみなされる（入管法第26条第８項）。

ウ　米国国土安全保障省市民権・移民帰化局発給の再入国許可書は実務上の必要性から旅券に代わる証明書として認めている。

（５）入管法第２条第５号ロの政令で定める地域の権限のある機関の発行した（１）に掲げる文書に相当する文書

（注）入管法第２条第５号ロの政令で定められている地域は台湾及びパレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）である。

２　旅券の有効要件

次のいずれにも該当するものであること。

（１）前記１（１）から（５）のいずれかに該当すること。

（２）旅券名義人の氏名、性別、生年月日が記載されていること。

（３）旅券上にある名義人の写真又は人的特徴により、所持人と名義人との同一人性が確認できるものであること。

（４）有効期間内のものであること。

（５）外国人旅券等「旅券に代わる証明書」にあっては、日本国領事官等の発行した渡航証明書を除き、旅券発行国若しくはその特定地域又は第三国への入国が保証されていること。

（６）[redacted]

（注）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

⑤[redacted]

⑥[redacted]

⑦[redacted]

⑧[redacted]

⑨ [redacted]

⑩ [redacted]

⑪ [redacted]

[redacted]

3　入国審査官は、旅券の有効性に疑義があると判断したときは、次の順序により措置する。

（1）「各国・地域旅券見本集」を参照する。

（注）[redacted]

（2）同見本集を参照しても旅券の有効性の判断ができないときは、在日外国公館に照会する。

（注）[redacted]

（3）（1）及び（2）によっても旅券の有効性を判断することができないときは、当該旅行文書の写しを添えて、本庁に照会する。

（注）[redacted]

4　提示された旅券が偽変造されたもの又は他人名義のものである場合は、旅券を所持しないものとして取り扱う。

（注）[redacted]

第３　査証の有無及び有効性（入管法第６条第１項、第７条第１項第１号）

1　申請人の所持する旅券を有効と認めたときは、当該旅券に有効な査証を受けているか否かを審査する。ただし、査証免除の適用を受ける者、再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けその有効期間内に上陸申請する者又は難民旅行証明書の交付を受けている者でその有効期間内に上陸申請する者については、査証を要しない。

（注）[redacted]

（１）査証は、日本国領事官等が、本邦に入国しようとする外国人に対し、その所持する旅券が有効なものであり、査証上に表示された条件の下でその者が本邦に入国し滞在することは差し支えない旨の一応の認定を行うものである。査証を受けた外国人はそれだけで本邦への上陸許可を保証されるものではないが、査証を受けていない外国人は原則として本邦に上陸することができない。

なお、我が国は各国との間に査証免除及び査証の数次有効に関する取決めを行っており、その内容はそれぞれ別表３及び４のとおりである。

（２）査証免除取決めにより入国しようとする者については、査証免除に関する取決め一覧表に照らし、入国目的及び予定滞在期間が当該取決めの規定に適合するか否かを審査する。

（３）併記旅券を所持し被併記者を同伴する場合で、査証に被併記者に対しても有効であることの表示のないものについても、査証発給日が併記の日以降であれば当該査証は被併記者に対しても有効なものとして取り扱う。

（４）渡航証明書は我が国への渡航のためのみに発給されるもので、これを所持する者は有効な旅券に査証を受けている者とされる。

（５）ＡＰＥＣ・ビジネス・トラベル・カード（ＡＢＴＣ）所持者に対する取扱い

ア　我が国の事前審査の承認を得ている（物理カードのＡＢＴＣの場合は裏面に、電子的なＡＢＴＣ（注１）の場合は画面下部に、「ＪＰＮ」が記載されているもの。）ＡＢＴＣ所持者が、短期商用目的で上陸申請をした場合、査証が免除される（注２）。

なお、ＡＢＴＣについては、旅券を新たに取得した場合、旧旅券に基づいて発給された同カードは無効となることに留意する。

（注１）令和３年３月１日、オーストラリアにおいて、スマートフォンなどの携帯通信端末で使用できるモバイルアプリによる電子的なＡＢＴＣの利用が開始されることとなった。

なお、電子的なＡＢＴＣの利用が開始されることとなった国・地域の追加等については、別途、事務連絡をもって本庁から連絡する。

おって、電子的なＡＢＴＣ所持者に対する取扱いについては、本庁からの利用開始国・地域の追加に係る事務連絡の有無にかかわらず、ＡＰＥＣ・ビジネス・トラベルカード（ＡＢＴＣ）取扱要領２（１）に基づき対応すること。

（注２）ＡＢＴＣの有効性に疑義がある場合は、ＡＰＥＣ・ビジネス・トラベル・カード（ＡＢＴＣ）取扱要領のとおり、ＡＢＴＣシステムにより有効性を確認すること。

イ　上陸審査の結果、上陸のための条件に適合していると認定したときは、在留資格「短期滞在」、在留期間「90日」を付与する。

（６）査証の二重発給への対応

ア　有効な日本国査証を所持する者（数次査証を含む。）から、別の渡航目的で訪日したいとして新たな一次有効の査証申請がある場合において、審査の結果発給相当と判断される場合は、申請人の渡航目的や事情を勘案し、それぞれの査証での滞在期間が３か月以内のときに限り、在留資格認定証明書の有無、査証の種類を問わず、査証の二重発給が行われる。

在外公館が査証の二重発給を行ったときは、新たな査証を貼付したページに有効な査証が別にあること及び今次使用する査証であることを明記した法務省入国審査官あての在外公館からの書面（参考資料。以下「在外公館書面」という。）が旅券にホチキス留めされるところ、当該在外公館書面は、査証シール（又はゴム製査証印判）との契印が押されている。また、申請人に対しては、査証の二重発給である旨が説明されるとともに、入国審査の際は自己の責任において今次渡航目的を明確に説明し、使用する査証を提示する必要があることが案内される。

イ　当局においては、上陸審査において、旅券上に在外公館書面が貼付された未使用の査証を確認した場合は、当該査証を今次上陸申請に係る査証として審査を行う。

（注）外務省においては、有効な日本国査証を所持する者から別の渡航目的による新たな査証申請があった場合、一人一旅券に対して一つの有効な査証を発給することを原則として、現有査証を失効し新たな査証を発給する取扱いをしてきたところ、数次査証の発給基準緩和や有効期間伸長等、数次査証の発給を促進するなか、査証の有効期間が５年間や10年間という長期間有効な数次の短期滞在査証を取得した後に別個の査証を取得する必要が生じた場合、当該数次査証の有効期間が大幅に残っている状態にもかかわらず失効処理をすることは、適切な査証申請を行った申請者にとって不利益となりかねず、また数次査証の有効利用、査証業務の効率性確保等の観点からも適当な対応ではないことから、限定的に査証の二重発給を行うこととなった（平成29年２月24日以降の措置）。

（７）外務省から査証取消しの通報があった場合の対応

上陸審査手続又は上陸審判手続において、外務省から通報された取消し対象査証を所持する者を把握した場合には、外務省の依頼に基づき、当該査証上に「ＶＯＩＤ」と朱書きするか、又は朱印すること。当該取扱いを行うに当たっては、[redacted]誤って有効な査証に朱書き又は朱印することがないよう十分に留意すること。

なお、当該措置は、外務省において既に講じられた査証取消しの措置を前提とするものであって、外務省からの事前通報による依頼に基づき、外形上の表記を行うに過ぎな

いものであり、入国・在留審査要領第10編の２第２章第２節に準じて有効な数次入国査証に失効（CANCELLED）印を押印して取り消す措置とは異なる。

このため、[redacted]査証取消処分告知書の交付、入国審査官認証印等の押印、本庁への報告などの特段の措置は不要である。

（８）「次世代査証発給システム」を利用して発給された査証（以下「電子査証」という。）に係る上陸審査時の確認方法については下記のとおり。

ア　基本的事項

（ア）電子査証にあっては、旅券に査証が貼付されないため、上陸審査時に目視により査証を確認することはできないものの、[redacted]

（イ）[redacted]

イ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

（注）「査証発給通知書」の提示のみをもって有効な査証を所持する者として取り扱わない点に留意する。

２　申請人が査証を必要とするにもかかわらず査証を受けていない者であると認める場合又は申請人の受けている査証が次のいずれかに該当する場合は、入管法第７条第１項第１号に適合しないものとして措置する。

（１）有効期間が経過しているとき

（２）外務大臣又は査証官によって取り消されあるいは使用済みとなっているとき

（３）査証が偽造であるかあるいは外務大臣又は査証官以外の者によって査証に追加、訂正その他の記載（改ざん）が行われたと認められるとき

（４）ゴム製査証印判により発給された査証にあっては、査証官署名又は発給公館の査証用シールスタンプが欠けているとき

（５）その他査証に重大な瑕疵があるとき

なお、査証の発給を受けている旅券が失効している場合であっても、当該旅券の失効理由が紛失又は焼失でなく、有効期間の満了若しくは更新、汚損若しくは破損又は査証欄に余白が無くなったことによるものであって、新たに当該旅券の名義人に係る氏名、性別、生年月日及び国籍に変更のない、同一政府または機関が発行した有効な旅券を所持しているときは当該査証を有効なものとして取り扱う。

（６）査証が有効と認められる場合であっても、申請に係る本邦において行おうとする活動が査証に記載された渡航目的と異なるときは、入管法第７条第１項第１号に適合しないものとして措置する。

ただし、短期滞在の在留資格に該当する活動を行うため上陸の申請が行われた場合は、査証に記載された渡航目的のいかんにかかわらず、査証は有効なものとして取り扱う。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（注３）査証取得勧奨措置

① 我が国は、査証免除取決めを締結している国のうち、マレーシア人（非ＩＣ旅券所持者のみ。）、コロンビア人（外交・公用旅券所持者を除く。）、バルバドス人（非ＭＲＰ所持者のみ。）、レソト人（非ＭＲＰ所持者のみ。）及びトルコ人（非ＭＲＰの一般旅券所持者のみ。）に対しては、査証取得勧奨措置を行っている。

② 観光、短期商用、訪問等短期滞在の目的で査証を所持せず上陸申請する前記①の国籍を有する者については、すべて特別審理官に引き渡す。

第４　在留資格該当性及び上陸許可基準適合性（入管法第７条第１項第２号）

１　申請に係る本邦において行おうとする活動が、入管法別表第１の下欄に掲げる活動又は入管法別表第２の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動に該当するか否か（在留資格該当性）について、第１２編「在留資格」の該当範囲の欄に基づいて審査を行い、また、入管法別表第１の２の表又は４の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者の場合は、さらに基準省令で定める基準に適合するか否か（基準適合性）について、それぞれ本要領に基づいて審査を行う。

[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

[redacted]

２　在留資格認定証明書（入管法第７条の２）の交付を受けてこれを所持する者又はその所持する旅券に法務大臣との協議を経て発給された査証を受けている者の場合は、在留資格該当性又は基準適合性が事情変更により失われていると認められる場合を除き、在留資格に該当し、かつ、基準省令に定める基準に適合するものとして扱う。

３　在留資格認定証明書を所持しない外国人は、施行規則別表第３の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない。

ただし、法務大臣との協議を経て発給された査証を所持する等、入国審査官において明らかに在留資格該当性又は基準適合性があると認める場合は、それらの一部又は全部の提出又は提示を求めることを要しない。

また、在留資格認定証明書の交付を受けて数次査証の発給を受けた者が、２回目以降入国する場合は、在留資格該当性又は基準適合性に疑義が生じていない限り、改めてこれらの資料の提出又は提示を求めることを要しない。

４　既に交付された在留資格認定証明書につき、同証明書の交付時点において認定した在留資格の在留資格該当性又は基準適合性が認められなかった事実が判明したときは、当該証明書の発給庁に取消しの可否について照会する。その結果、同証明書を取り消す旨の通知を受けたときは、同証明書の取消し（第９編第２章第６節参照）に基づいて措置する。

５　次のいずれかに該当するときは、入管法第７条第１項第２号に掲げる上陸のための条件への適合性を欠く疑いがあるものとして措置する。

（１）提出又は提示された立証資料から在留資格該当性又は基準適合性が認められないとき

（２）申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものではないと認められないとき

（３）提出又は提示された立証資料中に偽変造又はその疑いがある文書が含まれているとき

（４）４により在留資格認定証明書が取り消されたとき

（注）[redacted]

第５　在留期間の適合性（入管法第７条第１項第３号）

外国人入国記録に記載された滞在予定期間が、申請に係る本邦において行おうとする活動に照らし合理的でないと認められる場合は、入管法第７条第１項第３号に適合しないものとして措置する。

具体的には、外国人入国記録に記載されている滞在予定期間が、施行規則別表第２の下欄に掲げられている最も長期の在留期間を超える場合で、在留期間の更新の手続について説明を行ったにもかかわらず申請人がなお異議を申し立てるとき等がこれに該当する。

第６　上陸拒否事由該当の有無の確認（入管法第５条第１項、第７条第１項第４号）

１　基本的な取扱い

入管法第５条第１項各号は、我が国の利益又は公安を守る観点から、上陸を拒否すべき外国人を列挙している。[redacted]

（注１）[redacted]

[redacted]

（注２）[redacted]

[redacted]

①[redacted]

[redacted]

②[redacted]

[redacted]

③[redacted]

[redacted]

２　上陸拒否期間の短縮決定（入管法第52条第５項）を受けた者の取扱い

（１）上陸拒否期間の短縮決定の対象

法務大臣は、自費出国許可（入管法第52条第４項）を受けた者（過去に本邦からの退去を強制されたこと又は出国命令により出国したことがない者に限る。）に対し、その者の素行、退去強制の理由となった事実その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その者の申請に基づき、法務省令で定める日（注）までに自費出国許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、その者の退去後の本邦への上陸について、「短期滞在」の在留資格に該当する活動を行おうとする場合を除き、その者が退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定をすることができる（入管法第52条第５項）。

上陸拒否期間の短縮決定をした旨の通知は、通知書（施行規則別記第64号の４様式）

によって行う（施行規則第47条の３第４項）。

（注）自費出国許可に係る出国予定日から７日を超えない範囲内で主任審査官が定める日（施行規則第47条の３第３項）

（２）上陸拒否期間の短縮決定を受けた者の取扱い

上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した場合は、[redacted]申請人が入管法第52条第５項に規定する法務省令で定める日より前に出国したか否か確認する（注１）。

申請人が入管法第52条第５項に規定する法務省令で定める日より前に出国している場合は、「短期滞在」の在留資格に該当する活動を行おうとするものでないことを確認した上で（注２）、申請人が、出国後１年を経過しており、かつ、ほかに上陸拒否事由がないときは、入管法第７条第１項第４号に適合する者として取り扱う。

（注１）[redacted]

（注２）上陸拒否期間の短縮決定の対象者として上陸許可を受けていた者であっても、退去強制後５年以内に「短期滞在」の在留資格に該当する活動を行おうとするときは、上陸拒否期間の短縮決定の対象者とはならないため、[redacted]「短期滞在」の在留資格に該当する活動を行おうとするものでないことを上陸申請の都度確認する。

第７　再入国の許可を受けて出国した者又はみなし再入国許可により出国した者に対する上陸審査

再入国の許可を受けて出国した者又はみなし再入国許可により出国した者に対する上陸審査については、前記第２及び第６によるほか、後記の事項に留意する。

１　再入国の許可を受けて出国した者に対する上陸審査

（１）再入国の許可（難民旅行証明書の交付を含み、みなし再入国許可を除く。以下第７において同じ。）を受けて出国した者による上陸申請

再入国の許可により出国した者が上陸申請を行うときは、旅券又は再入国許可書若しくは難民旅行証明書を入国審査官に提示するとともに、再入国入国記録を提出しなければならない。

（２）再入国の許可の有効期間が経過した者からの上陸申請

再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間若しくは難民旅行証明書により入国することのできる期限を経過した者は、新規の上陸申請として取り扱う。

（３）２つ以上の再入国の許可を受けている者からの上陸申請

出国時に選択した再入国の許可に基づく上陸申請として取り扱う。

（４）再入国の許可を受けて出国し、出国中に旅券等を紛失した者からの上陸申請

「再入国許可有効期間証明」を提出させる（第10編第８章第６節を参照）。

２　みなし再入国許可により出国した者に対する上陸審査

（１）みなし再入国許可の対象者

次のアからカのいずれかに該当する者が、みなし再入国許可により出国した場合が該当する。

ア　中長期在留者

イ　「外交」又は「公用」の在留資格をもって在留する者

ウ　「短期滞在」の在留資格をもって在留する者（指定旅客船で出国した者に限る。以下「短期滞在者」という。）

エ　「特定活動」の在留資格をもって在留する台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動が指定されている者（特定活動告示３号及び４号）

オ　「特定活動」の在留資格をもって在留するデジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びデジタルノマドが帯同する配偶者又は子として活動が指定されている者（特定活動告示５３号及び５４号）

カ　特別永住者

（注）有効な旅券（中長期在留者については旅券及び在留カード、特別永住者については旅券及び特別永住者証明書）を所持し、入国審査官に対し再び本邦に入国する意図の表明を行うことがみなし再入国許可の要件となっているが、当該意図の表明は出国時に行われていなければならない。

（２）みなし再入国許可の有効期間

みなし再入国許可の有効期間は出国の日から１年（短期滞在者は15日、特別永住者は２年）を経過する日又は在留期間の満了日のいずれか早い日である。通常の再入国の許可と異なり、出国中に在外の日本国領事館等で有効期間を延長することはできない（入管法第26条の２第３項）。

（３）みなし再入国許可により出国した者による上陸申請

みなし再入国許可により出国した者が上陸申請を行うときは、旅券を入国審査官に提示するとともに、再入国入国記録を提出しなければならない。

入国審査官は審査上必要があると認めるときは、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。以下第７において同じ。）の提示を求める（在留カー

ド等の所持はみなし再入国許可により出国した者に係る上陸許可の要件ではないことに留意する。）。

（注１）出国時に旅券に添付された再入国入国記録を紛失し、また在留カード等も所持していない者については、適宜の方法で個人記録の検索を行い、出入国記録上みなし再入国許可による出国事実が確認でき、みなし再入国許可の有効期間内であって、他の上陸条件にも適合すると判断される場合には、みなし再入国許可により出国した者として上陸を許可する。この際、審査に時間がかかる場合があることにも留意し、セカンダリ審査等に引き継ぐ等の措置を行う。

（注２）みなし再入国許可により出国し、出国中に旅券及び在留カード等を紛失した者については、前記１（４）と同様に取り扱う。

（注３）みなし再入国許可により出国した後に在留期間更新許可等を受けた場合のみなし再入国の期間は、出国の日から１年（短期滞在者は15日）又は新たに許可された在留期間の満了日のいずれか早い日までとなる。

（４）みなし再入国許可の有効期間を経過して上陸申請を行う者

みなし再入国許可の有効期間は、例えば航空機等の欠航、傷病等の本人の責に帰すことができない理由であったとしても延長することができないため、みなし再入国許可の有効期間を経過して上陸の申請を行う者は、新規の上陸申請として取り扱う。

３　有効な在留カード等を所持していない者に対する指導

上陸審査において申請人（中長期在留者又は特別永住者に限る。）が有効期間の経過又は紛失等の理由により、有効な在留カード等を所持していないことが判明した場合は、上陸を許可した後に、当該外国人が中長期在留者である場合は住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において、特別永住者である場合には居住地の市町区村の長を経由して、在留カード等の有効期間更新申請等の手続を速やかに（紛失等による再交付の場合は再入国後14日以内）行うよう指導する。

４　再入国の許可を受けて出国した者（みなし再入国許可により出国した者を含む。）が上陸申請をした場合は、当該上陸申請の段階で在留資格該当性を喪失していることが判明したときであっても、入管法第７条第１項第２号に適合しているかどうかを審査することなく、入管法第７条第１項第１号及び第４号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認定したときには、上陸を許可する。

[redacted]

[redacted]

第８　自動化ゲートを利用した上陸審査手続

自動化ゲートシステム事務処理要領参照。

第９　人身取引等被害者への対応

１　上陸審査時における注意

上陸審査を担当する入国審査官は、平素から人身取引等（入管法第２条第７号に規定するものをいう。以下、第10及び第10編第１章第３節第４において同じ。）事案の防止を念頭に置いて業務に従事するよう心掛け、人身取引等の被害者が多く発生している国籍者の審査を行う場合には、特に注意する。

２　特別審理官への引渡し

入国審査官は、入管法第９条第６項の規定に基づき特別審理官に引き渡す申請人が人身取引等の被害者である可能性があると思料するときは、「引渡書」（別記第１１号様式）の備考欄にその旨及び理由を簡潔に記載するなどして、特別審理官に確実に伝達する。

第10　上陸の拒否の特例

１　上陸の拒否の特例の対象

入管法第５条の２及び施行規則第４条の２の規定により、入管法第５条第１項第４号、第５号、第７号、第９号又は第９号の２に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）がある場合であっても、次に掲げる場合には、法務大臣（入管法第69条の２第１項の規定により権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官又は同条第２項の規定により権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。以下第10において同じ。）が相当と認めるときは、当該特定事由のみによっては上陸を拒否しないこととすることができる。

（１）次の場合であって、当該外国人が在留資格をもって在留しているとき（施行規則第４条の２第１項第１号）

ア　上陸特別許可をした場合

イ　在留資格変更許可、在留期間更新許可、在留資格変更による永住許可、在留資格取得許可又は在留資格取得による永住許可をした場合

ウ　入管法第26条第１項に規定する再入国の許可を与えた場合

（注１）一時庇護上陸許可を受けて在留している者に再入国の許可をした場合は、上陸拒

否の特例の対象とならない。

（注２）入管法第26条の２に規定するみなし再入国許可の対象となることをもって上陸の拒否の特例の対象となるものではない。

エ　退去強制手続において、在留特別許可をした場合

オ　仮滞在の許可を受けた者に在留資格取得許可をした場合

（注）難民の認定又は補完的保護対象者の認定をして「定住者」の在留資格を許可した場合は対象外である。難民又は補完的保護対象者で旅券を所持していない者は、みなし再入国許可の対象とはならないので、再入国できる場合は、前記ウに該当することとなる。

カ　難民旅行証明書を交付した場合

キ　前記アからカまでに準ずる場合として法務大臣が認める場合

以下の場合が該当する。

（ア）入管法第22条の４第１項第１号（特定事由による場合に限る。）に該当するものとして、在留資格取消手続が執られた結果、在留資格を取り消さない旨の通知をしたとき

（イ）「永住者」又は「高度専門職２号」の在留資格をもって在留する外国人に対し、入管法第19条の10第２項又は第19条の11第３項、第19条の12第２項若しくは第19条の13第４項において準用する第19条の10第２項の規定による在留カードを交付したとき（既に同一の事由により施行規則第４条の２第２項の規定による通知書が交付されており、その上陸を拒否しないこととした期限が新たに交付する在留カードの有効期間の満了する日以降である場合を除く。）

（２）在留資格認定証明書を交付した場合又は旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たもの（以下「Sクリアランス査証」という。）に限る。）を受けた場合であって、特定事由に該当することとなってから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認める場合（施行規則第４条の２第１項第２号）

２　上陸拒否の特例の対象とすることの相当性（入管法第５条の２）の判断

次の場合には、原則として、特定事由のみによっては上陸を拒否しないこととする。

（１）前記１（１）ア、イ、エ及びオの場合

これらの許可が特定事由に該当することを踏まえてなされた場合であって、当該外国人がみなし再入国許可の対象者であるとき（再入国の許可を要する者を除く。）。

（２）前記１（１）ウの場合

ア　再入国の許可を受けた者

特定事由に該当することを踏まえて許可された場合

イ　難民旅行証明書を交付した場合

難民認定等事務取扱要領を参照。

（３）前記１（１）カの場合

当該外国人がみなし再入国許可の対象者（再入国の許可を要する者を除く。）であるとき。

（４）前記１（２）の場合

特定事由に該当することを踏まえて在留資格認定証明書の交付又はＳクリアランス査証の発給を受けた者が上陸申請を行い、特定事由に係る入管法第７条第１項第４号以外の上陸許可要件に該当していると判断した場合

（５）その他

２以上の特定事由に該当している場合であっても、それら２以上の特定事由の存在を踏まえて、前記１に掲げる許可又は交付等をした場合には、前記（１）から（４）までと同様に取り扱って差し支えない。

３　通知書の交付

前記２により上陸を拒否しないこととしたときは、「通知書」（施行規則別記第１号様式）を作成の上、当該外国人に交付する（施行規則第４条の２第２項）。

通知書の記載内容、作成者及び交付場所等については以下のとおりとする。

（１）前記１（１）ア、イ、エ及びオに掲げる許可をした場合

ア　作成

当該許可処分を担当した職員又は部門

イ　交付

許可時

ウ　期限

通知書には、上陸拒否の特例の対象とする期限を定め、次のとおり記載する。

（ア）期限は原則として次のとおりとする。

①　「永住者」及び「高度専門職２号」以外の在留資格をもって在留する者

在留期間の満了日又は上陸拒否期間の満了日のいずれか早い日まで

②　「永住者」又は「高度専門職２号」の在留資格をもって在留する者

在留カードの有効期間の満了日又は上陸拒否期間の満了日のいずれか早い日まで

（イ）前記（ア）により決定した期限に続き次のとおり記載する。

「○○○○年○○月○○日（再入国の許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）によらず本邦から出国した場合、又は再入国の許可により出国後、当該再

入国許可の有効期間満了日までに再入国しなかった場合は、その出国の日）まで」

（注１）入管法第20条第６項（同法第21条第４項で準用する場合を含む。）に規定する期間（以下「特例期間」という。）中に再入国許可又はみなし再入国許可により入国する場合、期限欄については、「法第20条第６項（第21条第４項で準用する場合を含む。）に規定する期間まで」と補正して入国審査官認証印（別記第10号様式）を押印するとともに、[redacted]措置して差し支えない。

（注２）再入国許可又はみなし再入国許可により出国中に在留カードの有効期間の満了日が経過し、同許可により入国する場合、期限欄については「再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間まで」と補正して入国審査官認証印を押印するとともに、[redacted]措置して差し支えない。

（注３）（注１）及び（注２）の措置を執る際は、[redacted]その他の上陸拒否事由に該当していないこと等を確実に確認すること。

エ　事由

既に確認されている上陸拒否事由[redacted]について、当該者がその上陸拒否事由に該当することとなった日及び特定事由のうち当該事由のみのよっては上陸を拒否しないこととした事由を記載する。２つ以上の事由がある場合には全ての事由について記載する。

（例）「入管法第５条第１項第４号（平成22年７月１日　○○裁判所判決）」

「入管法第５条第１項第７号（平成19年11月20日付け認定通知書の認定要旨に記載された入管法第５条第１項第７号に係る特定の事由）」

（２）入管法第26条第１項に規定する再入国の許可を与えた場合

ア　**作成**

再入国の許可を担当する職員

イ　交付

再入国の許可時

ウ　期限

前記（１）ウに同じ。

エ　事由

前記（１）エに同じ

オ　留意点

前記（１）により通知書の交付を受けている者であって、当該通知書に記載された特定事由以外に新たな特定事由が生じておらず、新たに期限を設定する必要がない

場合は、新たに通知書を交付する必要はない。

（３）難民旅行証明書を交付した場合

難民認定等事務取扱要領の規定により行われる。

（４）入管法第22条の４第１項第１号（特定事由による場合に限る。）に該当するものとして、在留資格取消手続が執られた結果、在留資格を取り消さない旨の通知をした場合

ア　作成

在留資格取消手続を担当する職員

イ　交付

在留資格を取り消さない旨の通知を行うとき。

ウ　期限

前記（１）ウに同じ

エ　事由

前記（１）エに同じ

（５）「永住者」又は「高度専門職２号」の在留資格をもって在留する外国人に対し、入管法第19条の10第２項又は第19条の11第３項、第19条の12第２項若しくは第19条の13第４項において準用する第19条の10第２項の規定による在留カードを交付した場合（既に同一の事由により施行規則第４条の２第２項の規定による通知書が交付されており、その上陸を拒否しないこととした期限が新たに交付する在留カードの有効期間の満了する日以降である場合を除く。）

ア　作成

在留カード交付手続を担当する職員

イ　交付

在留カード交付時

ウ　期限

前記（１）ウに同じ

エ　事由

前記（１）エに同じ

（６）在留資格認定証明書を交付した場合又はSクリアランス査証を受けた場合

ア　作成

上陸審査を担当する職員

イ　交付

セカンダリ審査等上陸審査において、「５－１－４」、「５－１－５」等と朱書きされた在留資格認定証明書の交付を受けていること又はSクリアランス査証を受け

ていることが確認できたとき。

ウ　期限

（ア）短期滞在査証又は本邦滞在期間を３月以下とする短期滞在以外の査証を所持している場合

上陸許可日（数次査証を所持している場合は当該数次査証の有効期限又は上陸拒否期間の満了日のいずれか早い日）

（イ）本邦滞在期間が３月を超える短期滞在以外の査証を所持している場合

前記（１）ウに同じ

エ　事由

前記（１）エに同じ。

オ　留意点

通知書の交付は、上陸審査において特定事由に該当すること以外に上陸の条件に適合しない事由がないと判断した場合に、通知書を交付した上で上陸を許可する。

カ　住所地欄については、「在留カード交付後の住居地に同じ」と記載することとして差し支えない。

（７）その他

ア　通知書右上の番号欄については、暦年別に交付庁において一連番号を付すこととする。

イ　通知書下部の通知する者欄については、地方局の長の職名を記入し、公印を押印する。

ウ　既に通知書の交付を受けている者に対し、新たに通知書を交付する場合は、以前の通知書を回収し、複数の特定事由を新たな通知書に記載して交付することとして差し支えない。

エ　通知書欄外に「本通知書に記載された期限（年月日）と再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の期限は異なることがありますので、注意してください。」と記載しても差し支えない。

オ　在留資格変更許可、在留期間更新許可、在留資格変更による永住許可、在留資格取得許可又は在留資格取得による永住許可をした場合や入管法第２６条第１項に規定する再入国の許可を与えた場合であって、在留カードを有している者については、通知書の住居地欄を「在留カード上の住居地に同じ」と記載することとして差し支えない。

カ　誤記を発見した場合の訂正

当該通知書を交付した地方出入国在留管理官署（以下、オにおいて「交付官署」という。）に対し、適宜の方法により当該誤記の内容を確認した上で、誤記の箇所を

二重線で抹消し、正確な内容を手書きで記載し、当該訂正箇所の一部にかけて入国審査官認証印を押印することにより措置する。

また、業務時間外や休日等、交付官署に誤記の内容を確認することができない場合において、ＦＥＩＳ上の情報から誤記であることが明らかなときは、同様に措置する。

[redacted]

（８）[redacted]

４　通知書の管理

（１）通知書の交付の記録

通知書を交付した場合には、当該通知書の写しを作成し、交付庁において保管するとともに、通知書を交付したことを記録する。なお、期限を超えた通知書の回収は要しない。

（２）通知書の再交付

通知書に記載された期限内に紛失等の理由により当該通知書を紛失した場合であって、当該外国人が通知書の再交付を希望するとき（前記１のいずれかに該当する場合であって、上陸を拒否しないこととする判断を新たに行うときを除く。）は、次のとおり取り扱って差し支えない。なお、通知書の再交付は紛失した通知書を交付した地方出入国在留管理局で行う。

ア　「再交付願出書」（参考様式６）の提出を受ける。

イ　ＦＥＩＳ又は前記（１）の記録を確認し、再交付する通知書の記載事項を確認する。

ウ　再交付する通知書の写しを作成し、通知書を再交付したことを記録する。

（ア）再交付する通知書の記載事項及び番号は紛失した通知書と同一のものとする。

（イ）通知書の裏面に再交付の旨及び再交付した日付を記載し、入国審査官認証印を押印する。

（ウ）[redacted]

第３節　上陸の許可

第１　上陸許可の証印

１　入国審査官は、申請人が入管法第７条第１項各号に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、ＦＥＩＳに、旅券情報、査証情報、在留資格認定証明書情報及び出入国記録番号（以下「ＥＤ番号」という。）を入力し、旅券に上陸許可の証印シール（施行規則別記第７号の２様式）を貼付する。

なお、上陸許可により中長期在留者に該当することとなる者に対しては、上陸許可の証印シールを作成する前に、在留カードの記載事項を決定しなければならない（第３節の２第２参照）。

ＦＥＩＳの機器の故障等により証印シールを打ち出すことができないときは、スタンプ式の証印（施行規則別記第７号様式）を押印し、決定した在留資格及び在留期間のゴム印を上陸許可証印の所定欄に押印する。

ただし、ネットワークの断線等により、オフラインで中長期在留者に対する新規の上陸審査を行う場合であっても、各審査端末機器には、あらかじめ在留カード番号が割り振られていることから、上陸を許可する際には、上陸許可の証印シールを発行して、在留カードの後日交付手続を執ることとし、手証印による上陸許可は行わない。

（注）手証印とした場合、当該者に対して予定在留カード番号を表示することができず、住居地の届出関連の事務に支障を及ぼすこととなる。

２　入国審査官は、再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した者又は難民旅行証明書の交付を受けて出国した者に上陸許可をするときは、当該外国人の旅券又は再入国許可書若しくは難民旅行証明書に、施行規則別記第７号の３様式の上陸許可（「再」又は「難」）証印を押印する。

３　入国審査官は、前記１により上陸を許可するときは、次の措置をとる。

（１）在留期間は次のとおり決定する。

ア　「外交」の在留資格を決定する場合の在留期間は「during mission」とする。

（注）[redacted]

イ　「短期滞在」の在留資格を決定する場合の在留期間は、本庁から別途指示する場合を除き、以下のとおりとする。

（ア）査証の発給を受けている場合には当該査証に付された在留期間とする。

ただし、14日以下の在留期間の決定については本庁から別途指示する場合に限るため、当該査証に付された在留期間が14日以下の場合で、本庁から特段の指示がない場合には、15日の期間を付与する。

（イ）査証免除取決めにより15日以下の期間を付与することとされている場合は15日、30日の期間を付与することとされている場合は30日とし、その他の場合は90日とする。

ただし、査証取得勧奨措置の対象者が査証を所持していない場合における在留期間の決定については、申請に係る在留期間が15日以内のときは15日、15日を超え30日以内のときは30日、30日を超えるときは90日とする。

ウ　「外交」及び「短期滞在」以外の在留資格については、査証の発給を受けている場合は当該査証に付された在留期間とし、査証免除取決めによる場合は第12編の各在留資格の項を参照。

（２）在留資格「特定活動」等で指定書を交付する際の措置は次のとおりとする。

ア　「特定活動」の在留資格を決定したときは、指定書（施行規則別記第７号の４様式）に所要の記載を行い、同指定書に入国審査官認証印を押印した上で、旅券にステイプラーで添付して交付する（施行規則第７条第２項）。

イ　「特定技能」の在留資格を決定したときは、在留資格認定証明書の裏面にあらかじめ添付された指定書を外し、同指定書（施行規則別記第３１号の４様式）に入国審査官認証印を押印した上で、旅券にステイプラーで添付して交付する。

（３）特別高度人材の基準を定める省令（令和５年法務省令第２５号）により、特別高度人材であるとして「高度専門職」の在留資格を決定する場合は、特別高度人材証明書（令和５年４月２５日付け入管庁管第１５６９号「特別高度人材に対する優遇措置の取扱いについて（通知）」別紙）に所要の記載を行い、同書の右下に入国審査官認証印を押印した上で、申請人の所持する旅券等にステイプラーで貼付して交付する。

（４）併記旅券を所持する者に対する上陸許可証印及び所定事項の記載は、次の要領で行う。

ア　上陸許可の証印シール（施行規則別記第７号の２様式）を貼付する場合

（ア）査免の場合には、申請者全員に対し同一の在留資格及び在留期間を決定することになるので、旅券の主たる名義人及び被併記者全員が申請している場合には、証印シールを１枚貼付し、証印欄外に「Valid for（　）Persons」又は「（　）PAX」と記載して括弧内に全員の人数を記載する。旅券の主たる名義人及び被併記者のうちの一部が申請している場合には、証印シールを１枚貼付し、証印欄外に「Valid for（　）Persons」又は「（　）PAX」と記載するとともに、上陸許可を受ける者の氏名を個別的に明示する（記載例：Valid for Mr.…,　Mrs.…,　Miss… and Mr.… only）。

（イ）査証がある場合には、査証名義人ごとに証印シールを貼付し、各証印シールについて誰に対するものであるかを前記（ア）後段の要領により明示する。

イ　スタンプ式の証印（施行規則別記第７号様式）を使用する場合

（ア）旅券の主たる名義人及び被併記者全員に対し同一在留資格、同一在留期間を決定するときは、１個の上陸許可証印を押印し、証印欄外に「Valid for（　）Persons」又は「（　）PAX」と記載して括弧内に全員の人数を記載する。

（イ）旅券の主たる名義人及び被併記者のうちの一部の者に対して上陸を許可する場合で、上陸許可を受ける者全員に同一在留資格、同一在留期間を決定するときは、１個の上陸許可証印を押印し、前記（ア）により所定の記載を行うとともに、証印欄外に上陸許可を受ける者の氏名を個別的に明示する（記載例：Valid for Mr. …, Mrs. …, Miss … and Mr. …Only）。

（ウ）旅券の名義人と被併記者に対し異なる在留資格又は在留期間を決定して上陸を許可する場合は、各人ごとに上陸許可証印を押印し、各証印について誰に対するものであるかを前記（イ）の要領により明示する。

（注）ＦＥＩＳへの入力は、上陸を許可した旅券の主たる名義人及び被併記者のそれぞれについて行うこととし、外国人入国記録も各人ごとに提出させることに留意する。

（５）再入国の許可を受けて上陸申請を行った者のうち、当該再入国許可証印が押されている旅券は失効しているが他に有効な旅券を所持している者がこれら２つの旅券を提示したときは、有効な旅券に再入国の許可に係る上陸許可証印を押印する。

（６）前記第２節第10に規定する上陸の拒否の特例の対象者として通知書（施行規則別記第１号様式）が交付されている者については、通知書上に記載されている上陸拒否事由以外の新たな事由が発生しているかを確認し、発生していない場合には、入管法第７条第

１項第４号に適合する者として取り扱う。

なお、通知書の交付を受けたが、紛失等のため上陸申請時に通知書を所持していない場合であっても、ＦＥＩＳを確認することにより、当該交付の事実が確認できた場合には、通知書を所持するものとして取り扱う。

在外公館において再入国の許可の有効期間の延長を行い、通知書上の期限を超えて上陸申請を行う者に対しては、上陸審査の際に、通知書の期限を上陸許可日まで延長し、入国審査官認証印を押印する。

第２　査証印等の抹消等

１　入国審査官は、査証を受けている者に対し上陸許可証印を行ったときは、使用済みとなった査証に使用済（USED）印を押印することなく、当該査証の添付された頁の右上にチェックマークを付す（チェックマーク「レ」が査証表面に重ならないよう留意する。）。

２　入国審査官は、１回限り有効の再入国の許可を受けている者に対して上陸許可（再）の証印を押印したときであっても、再入国許可証印(再入国許可有効期間延長許可の表示を含む。）には使用済（USED）印を押印しない。

なお、有効期間内にある数次有効の再入国許可証印がある場合で、新たに在留資格及び在留期間を決定し、上陸を許可する場合には、申請人に十分に説明した上で無効（VOID）印を押印する。

３　上陸申請を取り下げて出国する者については、原則として当該外国人の受けている査証（一回限り有効なものに限る。）を前記１の要領により使用済みとするとともに、同査証の近接する旅券頁に「取」と表示し、入国審査官認証印を押印する。

４　入国審査官は、在留資格認定証明書を所持する者に対して上陸許可証印を行ったときは、当該証明書の上欄外に入国審査官認証印を押印し、これを回収する。

第３　外国人入国記録（再入国入国記録）及び再入国出国記録の措置

上陸審査時の外国人入国記録の官用欄への記載並びに回収後の措置は、次によるほか、処理要領集の定めるところにより行う。

１　新規入国の場合

（１）在留資格認定証明書を所持して上陸する者については、「CL／証」の欄に「認」を記載し、クリアランス付き査証を受けて上陸する者については、同欄クリアランスの符号及び番号を記載する。

（２）再入国の許可又はみなし再入国許可の有効期間の経過により、新規入国することとなる者については、出国の際に旅券に添付された再入国入国記録を回収し、当該記録の官用欄に「再入国失効」又は「みなし再入国失効」と記載した上、新たに提出された外国人入国記録に添付する。この場合、在留カード等又は外国人登録証明書を所持している

ときは当該カード等を返納させる。なお、返納を受けた当該カード等については、穿孔処理を加えた上、申請人等に還付する。

（３）再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した場合であって、当該許可の有効期間内に新たな査証を取得するなどして上陸申請に及び、新たな在留資格を決定して上陸を許可するときについても、前記（２）と同様に取り扱い、加えて補正処理の依頼（本庁総務課情報システム管理室記録補正担当あて）を行い以前の記録を閉鎖する。

２　再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した者又は難民旅行証明書の交付を受けて出国した者に対する上陸許可の場合

再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した者又は難民旅行証明書の交付を受けて出国した者に上陸許可をする場合は、出国の際に旅券に添付された再入国入国記録を回収する。

（１）再入国入国記録が旅券に添付されていないときは、新たに再入国入国記録を提出させ、同記録に記載されたＲＥ番号をペンで２本線を引き抹消し、その近接する場所に、元のＲＥ番号（当該再入国の許可による出国に対応するＲＥ番号）をＦＥＩＳにより確認した上で記入するとともに、同記録のバーコードを使用できない状態にするため、バーコード印字部分を縦に塗りつぶす。

（２）再入国の許可の有効期間延長の許可（入管法第26条第４項）を受けて再入国した者については、再入国入国記録の官用欄に延長許可を行った「在外公館名」、「許可年月日」、「許可番号」及び延長された「有効期限」を記載する。

第４　上陸手続終了後の確認

１　入国審査官は、到着した航空機の乗客及び乗員について審査が終了したときは、改めて、各申請の申請書又は入国記録と一般申告書及び乗客名簿に記載された上陸予定者数を照合する。

２　上陸予定者として記載されている者で申請が行われていないものを発見したときは、速やかにその者を入国審査官のもとに出頭させるよう、運送業者に指示する。

３　入国審査官は、前記２の指示を行った後、相当の時間内にその者が出頭しなかったときは、運送業者にその所在を調査するよう指示するとともに、その旨を速やかに入国警備官に通報し、なお所在が確認できない場合は、不法上陸した疑いがあるものとし、違反事件端緒報告書により所属する地方局等又は出張所の長に報告する。

第５　入国記録の事後点検

審査を担当した入国審査官又は地方局等若しくは出張所の長が指名する入国審査官は、審査終了後入国記録を点検する。

点検の結果、在留資格取消手続（第10編の２）の端緒となり得る事案等を発見した場合は、首席審査官等に報告する。

第３節の２　上陸許可時における在留カードの交付

第１　出入国港における在留カード交付事務

在留カードの法的性質等については、第９編の２第１章第４節を参照。

１　在留カードを交付することができる出入国港

新規の上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となった者に対し、当該上陸許可に引き続き在留カードを交付する（後日交付とする場合（第５を参照）を除く。）。

（注）「上陸許可の証印又は許可」とは、入管法第９条第１項、同第10条第８項及び同第11条第４項に規定する上陸許可の証印並びに同第12条第１項に規定する上陸特別許可をいう。

これ以外の在留カード交付事務は行わない（当該空港に勤務する航空会社職員及びその家族に係るものを除く。）。

２　在留カードの交付を行わない出入国港

前記１以外の出入国港においては、新規の上陸の許可により中長期在留者となったものに対し、在留カードの交付に代えて、第５に規定する後日交付手続を執る。

第２　在留カードの記載事項

在留カードの記載事項については第２のほか、第９編の２第１章第４節第３を参照。

１　原則

在留カードの身分事項の記載は、旅券の身分事項欄の表記により決定する。

一般に、身分事項の取得は機械読取式旅券（ＭＲＰ）又は機械読取式査証（ＭＲＶ）の機械読取部分（ＭＲＺ）の読込みにより行うが、ＭＲＺ（以下第３節の２について同じ。）の表記が旅券の身分事項欄の表記と異なる場合又は氏名表記がＭＲＺの表記可能文字数を超える等の理由により、ＭＲＺの表記が省略されたものである場合は、旅券の身分事項欄の表記を優先し、身分事項を決定する。

（注１）ＭＲＺの表記ルールは旅券と査証で原則同一であるが、旅券のＭＲＺと旅券の身分事項欄の表記が異なるときに、査証の発給を理由として査証のＭＲＺの表記を在留カードの表記の上では、有効なものとして採用してはならず、旅券の身分事項欄の表記により身分事項の決定を行う。

（注２）在留資格認定証明書の交付を受けている場合、同証明書交付申請の際に旅券の記載又

は身分事項等についての説明や疎明資料の提出がなされている場合があるため、必要に応じて確認する。

２　氏名

在留カードの氏名は、ローマ字（英語で用いる基本の26文字を指す。以下本節について同じ。）の大文字表記で行い、旅券の身分事項頁氏名欄に表記されているものを表記する。

氏名欄が複数に分かれている場合、上欄の氏名から表記し、氏名欄が横に並列している場合には左欄の氏名から表記する（氏・名・ミドルネームの順を問わない。）。

在留カードに表記する氏名の決定に当たっては次の事項に留意するとともに、氏名の表記の調整等を行う必要があるときは、セカンダリ審査担当官等に引き渡して行う。

（注１）旅券の身分事項頁氏名欄以外（別名欄等）に記載された別名等は表記しない。追記欄等に「also known as ～」と記載されている場合、訂正後の氏名を表す国と別名を表す国の双方があるところ、新規上陸時に、追記欄等の記載が訂正後の氏名であると判明した場合は、訂正後の氏名を在留カードに表記する。

（注２）スリランカ旅券において、氏名欄に「Ａ　Ｂ　Ｃ　ＯＯＯ」と氏名の一部が省略された記載がある場合、旅券の追記欄に「HOLDER　SURNAME　SHOULD　READ　AS：ＡＯＯ　ＢＯＯ　ＣＯＯ　ＯＯＯ」と省略されていない氏名が記載されていることから、在留カードには追記欄の省略されていない氏名を表記する。

（１）文字数について

在留カードの氏名欄に表記可能な文字数は最大104文字（氏名欄上下２段を使用し、すべてローマ字半角表記とした場合）である。

（参考）氏名が52文字以下の場合は全角文字の１段で表記され、53文字以上の場合には自動的に半角文字の２段での表示に切り替わる。また、漢字氏名（氏名に使用できる漢字の用法等については第９編の２第１章第４節第３を参照。）を併記する場合は、漢字氏名を上段に最大26文字で表記し、アルファベット氏名を下段に最大52文字で表記する。

一方、ＭＲＺの氏名表記部分に表記可能な文字数は最大39文字であるため、旅券の身分事項頁氏名欄に表記された氏名とＭＲＺに記載された氏名を比較する必要がある。

旅券の身分事項頁氏名欄に表記された氏名が、ＭＲＺに表記された氏名と比較して長い場合又はＭＲＺに表記された氏名と異なる場合は、旅券の身分事項頁氏名欄に表記された氏名を後記（２）から（６）までの留意事項に従ってＦＥＩＳに直接入力し、在留カードに表記する氏名の表記の調整を行う。

（２）記号等について

旅券の身分事項頁氏名欄に表記された氏名に記号（在留カードの表記に用いるローマ字以外のもので、別表５の欧文文字を除く。以下同じ。）が含まれている場合であっても、在留カードに表記する氏名にはそれらの記号をそのまま用いることはない。

なお、氏名の短縮等の必要がある場合や氏名の一部として個人を特定する称号等を加える場合、ＭＲＰ及びＭＲＶのいずれも所持しない場合等、ＭＲＺの表記をそのまま在留カードの表記に使用することができないときは、次のとおり補正した上で、ＦＥＩＳに氏名を直接入力する。

ア　ハイフン（－）

ハイフンがあった部分にはコンマを入力する。

（注１）在留カードの英字氏名欄に表記できる文字はアルファベットの基本字（Ａ～Ｚ、大文字のみ）に限定されており、ＦＥＩＳにコンマを入力すると、在留カード上ではスペースに置き換わる。

（注２）台湾旅券では、漢字の名が２文字以上のとき、漢字１文字めのローマ字名と漢字２文字めのローマ字名の間にハイフンが記載されており、当該ハイフンに代えてコンマを入力して在留カード上の当該部分をスペースとする。この場合、併記される漢字の名は、１文字めと２文字めの間にスペースは生じない。

イ　コンマ（，）

コンマがあった部分にはコンマを入力する。

ウ　アットマーク（@、(a)を含む。）

アットマークがあった部分は「Ａ」を入力する。

エ　ローマ数字（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ等）

Ⅱ、Ⅲは、ローマ字の「Ｉ」を用いてそれぞれ「ＩＩ」、「ＩＩＩ」と入力し、Ⅳは、ローマ字の「Ｉ」と「Ｖ」を組み合わせて「ＩＶ」と入力する。

オ　その他の記号（ピリオド（．）、アポストロフィ（’）、スラッシュ（／）等）

その他の記号があった部分は字を詰める（何も入力しない）。

（３）氏名の一部として個人を特定する称号等について

旅券の身分事項頁氏名欄に記載され、氏名を修飾することにより個人を特定し又は特定しやすくする称号、略称等は在留カードに表記する氏名に含める。

具体的には、次の例が挙げられる。

ア　「Ｊｒ」、「Ｓｒ」（Junior、Seniorの略。父子同名の場合に付す）

→　「ＪＲ」、「ＳＲ」

イ　「ｓ／ｏ　～」「ｄ／ｏ　～」（son of 、 daughter ofの略）

→　「ＳＯ　～」、「ＤＯ　～」

ウ　「ＧＥＢ．　～」（geborenの略、旧姓の意味）　→　「ＧＥＢ　～」

エ　「ｅｐ．　～」、「ｅｐｏｕｓｅ　～」（～の配偶者の意味）

→　「ＥＰ　～」、「ＥＰＯＵＳＥ　～」

オ　「ｕｓａｇｅ　～」（別名の意味）　→　「ＵＳＡＧＥ　～」

カ　「@　～」、「(a)　～」（別名の意味）　→　「Ａ　～」

キ　「ｐｓｅｕｄｏ　～」（愛称の意味）　→　「ＰＳＥＵＤＯ　～」

（注１）在留カードの氏名表記は全て大文字で記載されるため、小文字で入力した場合、自動的に大文字に変換されて記載される。

（注２）本邦のみで使用する通称は在留カードに表記しないが、旅券の身分事項頁氏名欄に記載されている別名等はそのまま表記する。

（注３）個人を特定する別名等であっても、旅券の身分事項頁氏名欄の（　）内に記載されている内容は在留カードに表記しない。

（４）個人を特定しない称号等について

個人を特定しない敬称、称号及び専門資格等（例：「Ｓｉｒ（英国及び英連邦諸国等における尊称）」、「Ｍｒ」、「Ｍｉｓｓ」、「Ｍｒｓ」、「Ｍａｓｔｅｒ（男子児童）」、「Ｄｒ」等）については、在留カードに表記する氏名には含めない。

（注）[redacted]

（５）アルファベット以外の欧文文字について

旅券にローマ字以外の母国語の文字（漢字を除く。例えば、ドイツ語のウムラウト記号など。）が記載されている場合は、旅券身分事項頁のＭＲＺに表記されたローマ字氏名部分を参考にして氏名を記載させる。

ただし、通常、欧文外字はローマ字に置換されてＭＲＺに表記されることになるため、ＭＲＺの表記を在留カードの表記に使用することができる場合は特に問題はない。

他方、ＭＲＺの表記をそのまま使用することができない場合であって、旅券の身分事項欄に表記されている氏名にローマ字が併記されていない場合は、欧文外字を別表５の置換ルールに従ってローマ字に置換した上で、ローマ字氏名をＦＥＩＳに直接入力する。

（注１）氏名の文字の置換を行った場合は、置換後の氏名表記について申請人に説明を行う。

（注２）氏名がローマ字とローマ字以外の欧文文字で記載されている場合であって、ローマ字以外の欧文文字の節がローマ字表記されていないときは、当該部分のローマ字への

置換は不要である。例えば、ロシア旅券については、ロシア語とともにローマ字での氏名表記がなされているところ、given name 欄のロシア語表記はローマ字表記よりも１節多い場合があり、このときに、当該部分を別表５に置き換える必要はない。

（６）氏名の表記の調整（短縮・省略）について

旅券の身分事項欄に表記されている氏名が在留カードに表記できる最大文字数である104文字を超えている場合、氏名表記の調整を行い、在留カードに表記する氏名を決定する必要がある。

氏名表記の調整は、可能な限り在留資格認定証明書交付申請時に行い、調整した氏名を在留資格認定証明書の氏名欄に表記することとする（ＦＥＩＳ上の在留資格認定証明書情報の氏名についても同様となる。）が、最終的な調整・確認は、上陸審査時に提示された旅券の身分事項欄の表記を再確認した上で、セカンダリ審査担当官等において行う。

氏名の表記の調整は、申請人の了承を得て、申請人の氏名の一部を頭文字のみで表記するなどして氏名の文字数を調整する。その際、冒頭部分の氏名はそのままとし、おおむね90文字を超えた各節について頭文字のみを記載する。

（７）漢字氏名の併記について

上陸の許可に伴って交付する在留カードには、漢字氏名は併記しない。在留諸申請又は在留カードの交付を伴う申請・届出に併せて漢字併記の申出を行うことで、ローマ字で表記された氏名に漢字を用いた氏名を併記することができる。詳細は第９編の２第１章第４節第３を参照。

３　生年月日

年は西暦を使用する。

ＭＲＺに表記された情報で自動的に表記される（ＭＲＺが使用できない場合は直接入力する。）。また、生年月日のうち、月及び日が不詳の者については、不詳となっている月、日の部分に「００」と表記される。

（注１）「年」を不詳「０００００」とすることはできない。

（注２）生年月日不詳の場合、不詳部分のＭＲＺには「<」と表記される。

例：1981年以下月日の不詳は「**81<<<<**」と表記され、在留カードには「１９８１年００月００日」と表記される。

４　国籍・地域

国籍・地域欄は、国民旅券を提示する者について、当該国民旅券の国籍・地域（入管法第２条第５号ロに規定する地域）名を表記するところ、これはＭＲＺに表記された国籍コードを読み込むことにより国籍・地域が自動的に表記される（ＭＲＺが使用できない場合

はＦＥＩＳに直接入力する。）。

（注１）入管法第２条第５項ロに規定する地域については、「台湾」、「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」が該当し、台湾旅券を提示する者については「台湾」、また、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区の権限のある機関が発行した旅券に相当する文書を提示する者については「パレスチナ」と表記する。

（注２）旅券のＭＲＺの国籍コードが同じであっても、中長期在留者が所持する旅券等の記載から判断して、いずれかの国籍・地域を決定しＦＥＩＳに入力する必要があるが、いずれの国籍・地域を選択した場合であっても、在留カードの国籍・地域欄には国籍のみが表記されることになる（例①：ＭＲＺの国籍コードが同じ「ＧＢＲ」であって、選択可能な国籍・地域が「英国」・「英国（香港）」・「英国海外」等の場合、いずれの国籍・地域を選択しても、在留カードの国籍・地域欄には「英国」と表記される。例②：ＭＲＺの国籍コードが同じ「ＣＨＮ」であって、選択可能な国籍・地域が「中国」・「中国（香港）」・「中国（その他）」の場合、いずれの国籍・地域を選択しても、在留カードの国籍・地域欄には「中国」と表記される。）。

（注３）中華人民共和国香港特別行政区査証身分書(DOCUMENT OF IDENTITY FOR VISA PURPOSES)（以下「香港ＤＩ」という。）を所持する場合で、身分事項頁の国籍欄に「中国(CHINESE)」と表記されている者については、「中国」と表記する。

（注４）中華人民共和国マカオ特別行政区護照（以下「マカオＳＡＲ旅券」という。）及び中華人民共和国マカオ特別行政区旅行証（以下「マカオＳＡＲ旅行証」という。）を所持する者については、「中国」と表記する。

（注５）朝鮮半島出身者及びその子孫で、韓国国籍を始め特定の国籍があることが確認されていない者については「朝鮮」と表記する。

（注６）日本国籍以外の二つ以上の国籍を有するものについては、入管法施行規則第19条の６第２項によるものとする。

（注７）日本国政府が承認した外国政府が自国民以外の者に発行する旅券又はこれに代わる証明書を提示する者については、他に国籍・地域を証明する文書を所持しているときは当該国籍・地域を表記し、他に国籍・地域を証明する文書を所持していないときは「無国籍」と表記する。

（注８）国籍を有しない者又は国籍を有することが証明できない者については、「無国籍」と表記する。

５　住居地

新規の上陸許可の時点においては、住居地（本邦における主たる住居の所在地）が定まっていないため、上陸許可に伴って交付する在留カード表面の住居地欄には「未定（届出

後裏面に記載）」と表記される。

中長期在留者が市区町村において住居地の届出を行ったときは、市区町村の職員により、当該住居地が在留カード裏面の住居地欄に記載される。

6　資格外活動許可を受けているときはその旨及び許可した活動の要旨（上陸許可時は包括許可のみ）

資格外活動許可の有無等については在留カードの券面には印刷されない。したがって、上陸許可に引き続き資格外活動の許可をしたときは、在留カード裏面の「資格外活動許可欄」に以下の定型文が刻印されたゴム印を使用して記載を行う。詳細については、本編第３節の３参照。

（１）「留学」の在留資格を決定した中長期在留者の場合

「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」

（２）「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格を決定した中長期在留者のうち一定の要件を満たすものの場合（第10編第２章第２節第２の３参照。）

「許可(教育、技人国、技能に該当する活動・週28時間以内)」

7　その他の記載事項

特別高度人材の基準を定める省令（令和５年法務省令第２５号）により、特別高度人材であるとして「高度専門職」の在留資格を決定する場合に交付する在留カードに対しては、その裏面の「住居地記載欄」欄外の余白に「特別高度人材」と記載する。

在留カードに表記されるその他の事項（在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び就労制限の有無等）については、第９編の２第１章第４節第３を参照。

8　在留カードの有効期間

上陸許可時に交付される在留カードの有効期間は次のとおりとなる。

（１）16歳以上の中長期在留者

在留期間の満了日まで

（２）16歳未満の中長期在留者

在留期間の満了日又は16歳の誕生日の前日のいずれか早く到来する日まで（第９編の２第１章第４節第４を参照）

（注）生年月日が不詳のときは、在留カードの有効期間は次のとおりとなる（在留カードには前記３のとおり表記される。）。

①　「月」及び「日」の両方が不詳の場合

１月１日を誕生日とみなし、在留期間の満了日又は当該中長期在留者が16歳になる年の１月１日の前日のいずれか早く到来する日まで

②　「日」のみが不詳の場合

当該誕生月の１日を誕生日とみなし、在留期間の満了日又は当該中長期在留者が16歳になる誕生月の１日の前日のいずれか早く到来する日まで

9　在留カードに表示する写真

在留カードの有効期間の満了日を16歳の誕生日の前日以前として交付する場合には、当該カードには写真は表示されない。

（1）在留カードに表示する写真の要件

写真の規格については第10編第１章第２節第８の２（２）を参照。

（2）在留カードの表示に使用できる写真

上陸許可時に交付する在留カードの表示に使用できる写真は次のものである。

なお、入国審査官は、在留カードの表示に使用できる写真がない場合は、中長期在留者の写真を撮影し、それを使用することができる。

ア　在留資格認定証明書交付申請時に提出された写真

イ　査証申請時に提出された写真（当該外国人が在留カードへの表示を希望する場合に限る。）

ウ　上陸審査において提供された個人識別情報に含まれる写真

（3）写真の選択

原則として前記（２）ア又はイの写真を使用する。入国審査官は、ＦＥＩＳの画面上でこれらの写真を確認・比較し、在留カードの券面に表示する写真の規格に適合し、身分証明書に使用することが適正であると認められるいずれかの写真の選択を行う。この場合において、（２）イの写真を選択しようとするときは、在留カードに表示する写真として査証申請時に提出されたものを使用することについて、当該外国人から希望を確認することとする。

(注) どの写真を在留カードに表示させるかの選択権が当該外国人にあるものではなく、仮に当該外国人が（２）イの写真の表示を希望したとしても、（２）アの写真がより適正と判断される場合には、（２）アの写真を使用する。

前記（２）ア及びイの写真のいずれも存在しない場合、在留カードの券面に表示する規格に適合する写真がない場合、身分証明書に使用することが適正であると判断できる写真がない場合又は（２）イの写真の使用について当該外国人が希望しない場合は、セカンダリ審査担当官等に引き渡す。

(注) 「身分証明書に使用することが適正であると認められない」とは、例えば、目を閉じている写真などが挙げられる。

（4）セカンダリ審査担当官等における写真撮影

入国審査官は、前記（３）によりに引き渡された者について、Ｊ－ＢＩＳの個人識別

情報取得ユニットを使用して顔写真の撮影を行う。写真の再撮影を行う場合は、上陸審査ブースで取得した顔写真を消去し、改めて顔写真の撮影を行うものとする。なお、指紋情報を消去し再取得する必要はない。

Ｊ－ＢＩＳの個人識別情報取得ユニットを使用して申請人の写真を撮影する場所はセカンダリ事務室等に限らず、各局の実情に合わせて変更して差し支えないが、在留カードに表示する写真は施行規則別表第３の２の規格（無背景である等）を満たす必要があるため、適正な撮影環境の整備（車イスや要補助者等への対応を含む。）を行うものとする。

第３　在留カードの作成・点検

１　在留カードの作成

（１）在留カードの記載事項の決定

入国審査官は、前記第２の規定に留意し、氏名、生年月日、国籍・地域その他の身分事項を決定するとともに、適正な写真を選択する。

（２）在留カードの作成

ア　印刷プレビュー画面の確認

入国審査官は、ＦＥＩＳの画面上に表示される在留カード発行システムの印刷プレビュー画面を参照し、（１）で決定した記載事項が全て正しく入力されていることを確認した上で在留カードの印刷を行う。

（注）「特定活動」の在留資格を決定した場合は、「就労制限の有無」の記載を選択し、決定する必要がある。

イ　資格外活動許可の記載

上陸許可に引き続き中長期在留者の旅券に資格外活動許可の証印をした場合は、印刷された在留カード裏面の資格外活動許可記載欄に当該活動の要旨を記載する（本編第３節の３第３を参照。）。

ウ　在留カード発行対象者が併記旅券を所持している場合の取扱い

併記旅券を所持する者が中長期在留者として上陸許可を受けた場合であっても、在留カードは中長期在留者として上陸許可を受けた旅券の主たる名義人及び併記者のそれぞれに対し交付されるため、各個人ごとに記載事項の決定を行い、在留カードの作成を行う。

なお、併記旅券所持者についての上陸手続については第３節第１の３（４）を参照。

（注）併記旅券所持者であっても査証を取得している場合は、査証名義人ごとに証印を行うため、各人ごとに査証のＭＲＺを基本として身分事項の決定を行い、上陸許可

の証印及び在留カードの交付を行う。

（３）緊急時の対応

停電や長時間のシステム障害等により、在留カードの作成が不可能となった場合には、在留カードの後日交付手続を執ることとし、旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を行う（本節第５参照）。

２　在留カードの点検

入国審査官は、外国人本人に交付する前に在留カードの点検を行わなければならない。

（１）記載事項の確認

在留カードに全ての記載事項が正しく表記されており、適正な写真が表示されていることを確認する。

ＦＥＩＳに入力された身分事項等との比較だけでなく、必ず旅券の身分事項頁の表記と照合し、身分事項の取得に誤りがないことを再確認する。

（２）印刷状態の確認

写真及び文字ににじみ、かすれ、又はつぶれ等がないことを確認するとともに、ラミネートの圧着状態（しわ、よれ等）に問題がないことを確認する。

（３）資格外活動許可記載の確認

上陸許可に引き続き中長期在留者の旅券に資格外活動許可の証印をした場合、当該許可の内容とカード裏面に記載した活動の要旨を確認する。

３　不良カードが発生したときの措置

入国審査官は、前記２の点検により誤記、誤印刷又は印刷不良等の不良カードを認めた場合は、カードを再作成し、不良カードは穿孔処理を行い確実に廃棄する。

なお、廃棄の方法は別に定める。

第４　在留カードの交付及び交付に伴う説明

１　在留カードの交付

入国審査官は、在留カードの点検を完了した後、上陸許可を受けて中長期在留者となった者に在留カードを交付する。

２　在留カードの交付に伴う説明

（１）説明の内容

ア　在留資格の説明

入国審査官は、在留カードを交付した中長期在留者に対し、決定した在留資格及び在留期間を説明する。

イ　住居地届出の説明

入国審査官は、在留カードを交付した中長期在留者に対し、住居地を定めた日か

ら14日以内に、住居地の市区町村の長を通じて、出入国在留管理庁長官に対し住居地の届出をしなければならないこと、当該届出に当たっては在留カードを提示しなければならないこと、正当な理由なく上陸の日から90日以内に住居地の届出をしないときには在留資格が取り消されることがある旨を説明する。

ウ　常時携帯義務及び所属機関等に関する届出の説明

入国審査官は、在留カードを交付した中長期在留者に対し、入管法第23条に規定する在留カードの常時携帯義務及び同法第19条の16に規定する所属機関等に関する届出について説明する。

エ　在留カードの有効期間の説明（16歳未満の者）

在留期間の満了日より早く16歳の誕生日が到来するものについては、当該誕生日の前日が在留カードの有効期間の満了日となるため、当該有効期間の満了日までに在留カードの有効期間更新申請を行う必要があることを説明する。

（注）第９編の２第３章第２節第２を参照。

（２）説明の方法

前記（１）アからエまでの説明については、カードの印刷中に行うよう努めるとともに、説明内容を記載した文書を用いることができる。

第５　在留カードの後日交付手続

１　在留カードの後日交付

上陸許可の証印等を受けた出入国港において、直ちに在留カードを交付することができないときは、入国審査官は上陸許可をした中長期在留者の旅券に在留カードを後日交付する旨の記載をする。

（注１）出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）（以下「入管法等改正法」という。）附則第７条において「当分の間」前記のとおり取り扱うと規定している。

（注２）次の手続では、在留カードを後日交付する旨の記載がされた旅券を在留カードとみなし、各種の手続を行うことができる（事後に在留カードの交付を受けた場合を除く。）。

①　新規上陸後の住居地届出における在留カードの提出（入管法第19条の７第１項及び第３項）

②　住居地の変更届出における在留カードの提出（入管法第19条の９第１項及び第３項）

③　みなし再入国許可における在留カードの所持（入管法第26条の２第１項）

④　在留資格認定証明書交付申請における在留カードの写しの提出（施行規則第６条の２第２項）

⑤　在留資格変更許可申請における在留カードの写しの提出（施行規則第20条第２項）

⑥　在留資格取得許可申請における在留カードの写しの提出（施行規則第24条第５項）

⑦　内容変更申出における在留カードの写しの提出（施行規則第第21条の３第２項、同第３項及び同第21条の４第３項）

⑧　みなし再入国許可による出国における在留カードの提示（施行規則第29条の２第２項）

（１）在留カード交付事務を行わない出入国港において、中長期在留者として新規に上陸の許可をした場合に、在留カードの後日交付の手続を行う。

（２）在留カード交付事務を行う出入国港において、停電、長時間のシステム障害等により在留カードの作成が不可能となった場合には、在留カードの後日交付の手続を行う。

（３）在留カード交付事務を行う出入国港において、次のアからウの条件を満たす中長期在留者の団体から在留カードの後日交付（団体後日交付）に関する相談がなされ、これに応じることが適当と認められる場合は、当該団体の相談に係る中長期在留者に対し新規に上陸の許可をしたとき、在留カードの後日交付手続を執って差し支えない。

この場合において、入管法第19条の６に規定されているとおり、上陸許可に引き続き在留カードを交付することが原則であることに留意する。

ア　同一便又は同時間帯に到着する、当該団体に属する中長期在留者の人数がおおむね50人以上であること（対象者のリストを提出させる。）。

イ　当該団体の受入れ機関が、次について理解していること。

（ア）住居地の届出が行われた後に当該住居地に対して個別に在留カードが郵送されること

（イ）在留カードの印刷時間を要さない分の手続の迅速化が見込まれる反面、後日送付する在留カードの交付のため、在留カードに表示する写真の選択等の作業が生ずることとなり、いずれにしても観光等で入国する外国人よりも上陸審査に時間を要すること

（ウ）上陸審査場の状況によっては、上陸審査ブースで在留カードを交付した方が早い場合もあり得ること

ウ　当該団体の受入れ機関との間で、入国日、入国便、人数及び当日の連絡体制等必要な事項について事前に調整が可能であること

（注１）入国日当日においては、当該団体に属する中長期在留者と他の乗客を分離し、当該団体に属する中長期在留者に対する取扱いに差異を生じないよう留意する必要がある。具体的な方法として、例えば、当該団体の受入れ機関の職員等による誘導・案内、団体を識別できる服装や、目印となる書面等を旅券とともに所持させるとい

った方法が挙げられる。

（注２）対象者のリストについては、在留カードを交付することができる出入国港において後日交付の手続を行った後、在留カード等発行拠点（東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室をいう。以下同じ。）に送付する。

２　上陸許可時の手続

（１）在留カードの記載事項及び写真の確認・決定

在留カードを後日交付する場合であっても、在留カードの記載事項及び写真は上陸許可時に決定しなければならない。

入国審査官は、本節第２及び次の留意事項に従い、在留カードに記載する身分事項その他の記載事項及び写真の確認・決定を行う。

ア　写真の決定又は撮影

上陸許可に引き続き在留カードを交付する場合と同様に写真を決定する。必要と認められる場合は、審査事務室等において写真の撮影を行う。

なお、Ｊ－ＢＩＳの個人識別情報取得ユニット以外のデジタルカメラによって写真撮影を行う場合は、撮影した写真をプリントアウト（鮮明さに留意すること）した上で、当該外国人の旅券及び外国人入国記録の写しを作成し、プリントアウトした写真とともに在留カード等発行拠点あてに送付する。

（注）ウイルス感染の防止のため、デジタルカメラ及びデジタルカメラに使用しているメモリーカード等の記録媒体をＦＥＩＳ端末や入管ＷＡＮ等の業務端末に接続しないよう留意すること。

イ　身分事項の決定

上陸許可に引き続き在留カードを交付する場合と同様に身分事項を決定し、旅券身分事項頁に記載された身分事項を確実にＦＥＩＳへ入力する必要がある。

氏名の表記の調整（短縮・省略）（前記第２の２（６））が必要な場合であっても、在留カードを後日交付とする入国港で氏名の表記の調整を行う。

また、事後において身分事項の確認を行うことがあるため、上陸審査の際、次の点に留意する。

（ア）外国人入国記録に本人の連絡先又は受入機関等が記載されていることを確認し、また適宜記載させること。

（イ）旅券の身分事項頁の画像を確実に取得すること。

（２）旅券上の措置

入国審査官は、在留カードを後日交付とする場合は、旅券査証頁に貼付又は押印した上陸許可証印の隣接する位置に在留カード後日交付印（出入国管理及び難民認定法及び

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成23年法務省令第43号、以下、「経過措置省令」という。）別記第１号様式）を押印する（経過措置省令第11条第１項）。

（３）中長期在留者に対する説明

ア　後日交付手続の説明

入国審査官は、中長期在留者に対し、後日交付される在留カードは上陸の許可を受けた中長期在留者が住居地を定め、住居地の届出を行った後に、当該住居地に対して送付されること、住居地の届出がされるまで在留カードの交付は行われないことを説明する（経過措置省令第11条第３項）。

イ　在留資格の説明

入国審査官は、上陸の許可をした中長期在留者に対し、決定された在留資格及び在留期間を説明する。

ウ　住居地届出の説明

入国審査官は、上陸の許可をした中長期在留者に対し、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長を通じて、出入国在留管理庁長官に対し住居地の届出をしなければならないこと、当該届出に当たっては在留カード後日交付印が押印された旅券を提示しなければならないこと、正当な理由なく上陸の日から90日以内に住居地の届出をしないときには在留資格が取り消されることがある旨を説明する。

エ　常時携帯義務及び所属機関等に関する届出の説明

入国審査官は、上陸の許可をした中長期在留者に対し、在留カードの交付を受けるまでは旅券の、また、在留カードの交付を受けた後は在留カードの常時携帯義務があること及び入管法第19条の16に規定する所属機関等に関する届出について説明する。

オ　説明の方法

前記アからエまでの説明については、説明内容を記載した文書を用いることができる。

３　後日交付する在留カードの作成・交付

後日交付手続における在留カードの作成・交付は次のとおり行われる。

（１）上陸許可時に後日交付手続を執った、後日交付対象者のリストがシステム上作成され、在留カード等発行拠点において管理される。

（２）上陸許可を受けた中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に出入国在留管理庁長官に対し、住居地の市区町村の長を経由して住居地の届出をしなければならない。この住居地情報は市区町村から出入国在留管理庁に対して毎日通知される（以下この通

知を「市町村通知」という。）。

（３）在留カード等発行拠点において、後日交付対象者リストに登載されているものが住居地届出を行ったこと及びその住居地情報を市町村通知により確認し、在留カードを作成する。

（注）この場合において、在留カードの交付日は当該在留カードの作成日として入力する。

（４）在留カード等発行拠点から中長期在留者の住居地に対し、作成した在留カードを簡易書留により郵送して交付する。

なお、住居地の届出を行ったものの、在留カードの送付による交付を受けていない中長期在留者（またはその関係者等）から、在留カードの受領に関する問い合わせがあった場合は、郵便の受領について案内する。

ただし、郵便の未着等の理由により郵便が返送されている場合は、在留カード等発行拠点と調整の上、出頭日を指定して、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署への出頭による受領を指導する。

４　後日交付印の抹消

入国審査官は、中長期在留者からの申請・届出の場面において、在留カードを後日交付する旨の記載がされた旅券を所持する中長期在留者が、既に在留カードの交付を受けていることが確認された場合は、当該後日交付の記載にチェック「レ」する。

第６　在留カードの交付に係る報告（事後決裁）

地方局の長は、新規上陸に伴う在留カードの交付について、第３編第２章第１節の規定に従って法務大臣に進達（事後報告）する。

第３節の３　上陸許可時の資格外活動の許可

第１　上陸許可時の資格外活動の許可（入管法第19条第２項、施行規則第19条の２）

資格外活動の許可（第10編第２章参照）の特則として、新規に上陸の許可を受けて中長期在留者となった者のうち、一定の範囲の者について、上陸許可に引き続きなされた資格外活動許可（包括的許可に限る。）の申請に基づき、処分を行うものである。

第２　受付

１　対象者

「留学」の在留資格を決定されて上陸を許可された者（在留資格認定証明書の交付を受けていない者を除く。）及び「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格を決定されて上陸を許可された者のうち一定の要件を満たすもの（３月を超える在留期間を決定された者に限る。第10編第２章第２節第２の３参照。）

２　受理

（１）前記１の対象者から、上陸許可に引き続いて資格外活動許可申請書（施行規則別記第29号の４様式又は別記第29号の４の２様式）の提出があったときは、資格外活動許可の申請を受理する。

この場合において、特に必要と認められるときを除き、参考資料の提出は求めない。

（注１）ここでいう「上陸許可」とは、口頭審理の結果、上陸を許可されたもの（いわゆる法10-8許可）及び上陸特別許可を含む。

（注２）在留資格認定証明書の交付を受けていない者が資格外活動許可申請を希望した場合は、所属機関における資格外活動の取扱いを確認させる必要があることから、後日、入学予定の教育機関に相談の上、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において資格外活動許可申請を行うよう案内する。

（２）通常の資格外活動許可申請と異なり、取次による申請の手続をすることはできない。

（３）申請受理番号については、第10編第１章第２節第10の２（２）を参照。

第３　受理後の手続

資格外活動許可申請を受理した場合の手続は次のいずれかによる。なお、いずれの場合も、必要があると認められるときは、資料の提出を求めることができる。

１　「留学」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている場合

（１）在留資格認定証明書を交付した地方局等において、上陸許可に引き続いて資格外活動許可を行うことの可否について、その在留資格認定証明書証明書交付申請時に事前の確認を行うこととされている（第９編第２章第３節第２及び第４節第１を参照。）。

（２）入国審査官は、上陸許可に引き続いて施行規則第19条の２の手続により資格外活動許可申請が行われたときは、在留資格認定証明書交付時に当該許可を行うことが適当でないと判断された者でないか及びその後の特段の事情変更の有無について確認する。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（３）前記（２）の確認により問題が認められない場合は、同第19条第５項第１号の内容の許可をすることについて「相当の理由」があるとの判断を終えていることから、上陸審査ブースにおいて入国審査官が資格外活動の許可の証印を行い、事後に所定の決裁を受

けることとして差し支えない。

（４）前記（２）の確認により上陸許可に引き続き資格外活動許可を行うことが適当でないと認められる場合は、上陸許可に引き続いて資格外活動許可申請を行っても許可されることはない旨を伝え、申請を取下げない場合は、セカンダリ審査担当官等に引き渡す。

セカンダリ審査担当官等は上陸許可に引き続き資格外活動許可を行うことが適当でないと判断された経緯又は事情変更の経緯を確認し、所定の決裁の後、不許可処分を行う。

２　「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている場合（一定の要件を満たすものに限る。第10編第２章第２節．第２の３参照。）

（１）在留資格認定証明書を交付した地方局等において、上陸許可に引き続いて資格外活動許可を行うことの可否について、その在留資格認定証明書交付申請時に事前の確認を行うこととされている（第９編第２章第３節第２及び第４節第１を参照。）。

（２）入国審査官は、上陸許可に引き続いて施行規則第19条の２の手続により資格外活動許可申請が行われたときは、セカンダリ審査担当官等に引き渡す。

（３）セカンダリ審査担当官等は、在留資格認定証明書交付時に当該許可を行うことが適当でないと判断された者でないか及びその後の特段の事情変更の有無並びに第１０編第２章第２節第２の３（２）に定める誓約書の有無について確認する。

（４）前記（３）の確認により問題が認められない場合は、同第19条第５項第２号の内容の許可をすることについて「相当の理由」があるとの判断を終えていることから、所定の決裁の後、許可処分を行う。

（５）前記（３）の確認により上陸許可に引き続き資格外活動許可を行うことが適当でないと認められる場合は、上陸許可に引き続いて資格外活動許可申請を行っても許可されることはない旨を伝える。申請を取り下げない場合は、セカンダリ審査担当官等は、所定の決裁の後、不許可処分を行う。

３　在留資格認定証明書の交付を受けていない場合

在外公館限りで査証が発給されている等の場合、当局において資格外活動許可の許否に係る事前の確認を受けていないことから、セカンダリ審査担当官等に引き渡す。

「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格を決定した中長期在留者の場合であって、地方公共団体等（我が国の地方公共団体、地方公共団体の外郭団体及び国又は地方公共団体からインバウンド向け観光推進、地域商品の開発・販路拡大等を行うものとして指定を受けた団体）と雇用契約を締結していること（「技能」の在留資格をもって在留する者にあっては、スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）が、提出資料によって確認できるときは、第10編第２章第２節第２の３に沿っ

て審査を行った上で資格外活動許可に係る所定の決裁を受ける。

なお、「留学」の在留資格を決定した中長期在留者の場合は、前記第２の２（1）（注２）のとおり、在留資格認定証明書の交付を受けていない者については、所属機関における資格外活動の取扱いを確認させる必要があることから、後日、入学予定の教育機関に相談の上、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において資格外活動許可申請を行うよう案内すること。

第４　許可

１　許可

旅券に証印シール（施行規則別記第29号の２様式）を貼付することによって行う。

２　許可の期間

在留期間の満了日までとする。

３　許可された活動の内容

許可の内容は以下のとおりとする。

（１）「留学」の在留資格を決定した中長期在留者の場合

「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第５項第１号に規定する活動」

（２）「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格を決定した中長期在留者のうち一定の要件を満たすものの場合（第10編第２章第２節第２の３参照。）

「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第５項第２号に規定する活動」

４　在留カードへの記載

上陸許可に伴い交付した在留カード裏面左下部の「資格外活動許可欄」に資格外活動許可を受けている旨及び当該許可の要旨をゴム印の押印等により記載するとともに、当該許可の要旨を在留カードのＩＣチップに記録する。

なお、在留カード裏面左下部への記載内容については、次のとおりとする。

（１）「留学」の在留資格を決定した中長期在留者の場合

「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」

（２）「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格を決定した中長期在留者のうち一定の要件を満たすものの場合（第10編第２章第２節第２の３参照。）

「許可(教育、技人国、技能に該当する活動・週28時間以内)」

（注）許可情報のＩＣチップへの記録

①　在留カードの発行と同時に資格外活動許可申請の処理を行った場合（具体的には、上陸許可の証印→資格外活動許可の証印→在留カードの印刷開始という流れになる。）は、当該在留カードの印刷と同時に記載事項がＩＣチップに記録され、資格外活動許可情報の記録についても同時に行われる。

② 在留カードの発行後に別室等で資格外活動許可申請の処理を行う場合は、在留審査の場面と同様、ＩＣカードリーダーライターを用いて在留カードに資格外活動許可情報の追記を行う。

第４節　上陸条件不適合事案の措置

第１　特別審理官への引渡し

入国審査官は、入管法第９条第６項の規定に基づき申請人を特別審理官に引き渡すときは、引渡し理由を記載した「引渡書」（別記第11号様式）を特別審理官に提出する。

なお、船舶の乗客に対し、船舶内で審査を行った場合にその場所に特別審理官がいないときは、引き渡すべき外国人を船舶内の指定する場所にとどめる。この場合、当該入国審査官が地方局等又は出張所に帰庁して特別審理官に引渡書を提出した時に引渡しがあったものとする。

第２　有効な旅券を所持しない者に対する措置

１　入国審査官は、偽変造旅券を所持又は他人名義の旅券を行使する者等の調査又は事情聴取等を要すると認める場合、首席審査官等及び入国警備官にその旨を報告又は通報して所要の手続がとられるよう措置する。

２　入国審査官は、申請人が旅券を所持しない場合、所持する旅券が有効なものと認められない場合又は所持する旅券を提示しない場合は、前記１により措置するときを除き、直ちに特別審理官に引き渡す。

３　入国審査官は、船舶等の長又は運送業者に対し、上陸を許可する場合又は仮上陸を許可する場合を除き、当該申請人の上陸を防止すべき義務のあることを通知し、上陸防止義務を果たすよう指示する（入管法第58条）。

第３　上陸防止のための措置

１　上陸防止の対象者

入国審査官が行う上陸防止のための措置の対象者は次のとおりである。

（１）上陸申請中の者

身柄の確保のための措置とそのための費用の負担を入管法第56条の規定により運送業者に求める。

（２）特例上陸不許可の者

第４章に定める特例上陸許可申請が不許可となった者については、ＦＥＩＳに登録し、不許可処分を行うと同時に至近便での出国を求め、当該者が速やかに出国しないときは、出国期限を定めて、「通知書」（別記第12号様式）により出国を求めるが、当該出国便

の出港の時点を超えてもなお出国しないときは、入管法第24条第２号に該当するものとして入国警備官に通報する。

この場合、旅券を所持しない者については、船舶等の長が上陸防止の義務を有するが、船舶等が出港後は運送業者がその義務を継承する。

（３）上陸申請を取り下げた者

上陸申請を取り下げた者は、その身柄を適切に管理し、本邦からの出国を確実なものにするため、入国時に利用した船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に連絡し、出国便の手配及び出国までの身柄の管理を指示するが、[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

２　上陸防止の措置

（１）入国審査官は、到着した航空機の乗員及び乗客に関し、審査の結果上陸を許可しなかった外国人（退去命令を受けた外国人を除く。）又は審査中で上陸を許可していない外国人があるときは、運送業者あての「通知書」（別記第13号様式）を２通作成し、１通を手交するとともに、他の１通は控えとして運送業者に署名させた上、その所属する地方局等又は出張所において保管する。

（２）上陸防止対象者の常時確認等監督に関する具体的方法を指示する必要があるときは、「協力に関する指示書」（別記第15号様式）に指示事項を記載して、これを運送業者（場合により機長）に手交する。

（３）上陸手続中の者が待機する場所の指定

入国審査官は、上陸手続中の者について、審査場以外の場所にとどめおく必要があるときは、本庁から特別に指示のある場合を除き、必要に応じ入国警備官と協議の上、上陸審判要領第２章第３節第11の規定に準じて上陸防止措置を執る。なお、同規定上「特別審理官」とあるのは「入国審査官」と読み替えるものとする。

（４）上陸防止対象者の監視等

入国審査官は、審査継続のため上陸防止措置を執ったときは、入管法第56条の規定に基づく協力として、運送業者から上陸防止義務の履行状況について適宜報告を求めるとともに、状況に応じ自らも上陸防止対象者の監視を行う。

（注）上陸拒否者については、入管法第59条に基づき、運送業者に上陸防止の義務があり、必要に応じてその適切な履行を求めることとなる。

（５）[redacted]

（６）上陸防止措置を行う場合にあっては、船舶の長及び船舶代理店に対し、本邦にある間、確実な上陸防止措置の徹底を図るよう改めて注意喚起するとともに、[redacted]

第４　入国警備官への通報・通知

１　入国警備官への通報

入国審査官は、次の外国人を発見したときは、首席審査官及び入国警備官に迅速に通報する。

（１）有効な旅券又は乗員手帳を所持していない者等調査又は事情聴取等を要すると認められる者

（２）有効な旅券又は乗員手帳を所持する者で、いわゆるすり抜け、逆流等上陸許可の証印又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有するもの

（３）直行通過区域内にとどまっているものについては、本編第６章（参考）を参照。

２　入国警備官への通知

（１）入国審査官は、上陸防止措置を行ったときは、その旨を入国警備官に通知し、上陸防止対象者を監視するに当たっては、その協力を求める。

（２）入国審査官は、上陸防止対象者が出国し、又は上陸を許可されたときは、入国警備官にその旨通知する。

なお、入国警備官は、関係機関等からの情報に基づき、あるいはパトロール等の途次、不法上陸（場合により不法出国）のおそれのある不審者がいることを知ったときは、状況に応じ自ら不法上陸等の防止措置をするとともに直ちにその旨を入国審査官に通知する。

第５節　上陸審査に係る特則

第１　監視付移転に係る特例

「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例に関する法律」（平成３年法律第94号。以下「麻薬取締法等特例法」という。）第３条において、入国審査官は、麻薬等の薬物を所持する疑いのある

外国人から上陸の申請があった場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し当該外国人を上陸させることが必要であるとの検察官からの通報又は司法警察職員（麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限る。以下同じ。）からの要請があった旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されている旨の連絡が行われたときは、入管法第９条第１項の規定にかかわらず、入管法第５条第１項第６号以外の事項について上陸のための条件に適合しているかどうか審査した上、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をし、又は寄港地上陸、船舶観光上陸、通過上陸若しくは乗員上陸を許可することができる等上陸の手続の特例等を定めている。

具体的には次の措置をとる。

1　上陸の許可

入国審査官は、入管法第５条第１項第６号以外の事項について審査する。

[redacted]

（1）[redacted]

[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（2）[redacted]

ア [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

3　上陸許可の取消し（麻薬取締法等特例法第３条第３項及び第４項）

（１）入国審査官は、１により上陸を許可された外国人について、本庁から引き続き本邦に在留させておくことが適当でないと認める旨の連絡を受けたときは、上陸時において入管法第５条第１項第６号に該当していたか否かを審査する。

（２）入国審査官は、審査の結果、当該外国人が入管法第５条第１項第６号に該当していたと認めるときは、その者に対する上陸許可を取り消す。

（注）[redacted]

なお、本規定による上陸許可の取消しは、麻薬取締法等特例法の規定に基づく取消しの特例であり、第10編の２「在留資格の取消し等」の規定からは除外されるので留意する。

（３）取消しの手続

ア　地方局の長は、前記（１）の本庁からの連絡を受けたときは、入国審査官に対し、同規定による審査を行うよう指示する。

イ　入国審査官は、アの指示を受けたときは、速やかに「審査期日通知書」（別記第18号様式）により、当該外国人に対し審査の告知を行うとともに、当該外国人の出頭を求めて審査を行う。

ウ　入国審査官は、上陸許可の証印又は上陸許可を取り消すときは、所属の地方局の長の指示を受けて取り消す。取消しを行うときは、当該外国人に対し、「上陸許可取消通知書」（別記第19号様式）を手交するとともに、「上陸許可取消通知書受領書」（別記第20号様式）を徴した上、当該外国人の旅券に押なつ（又は貼付）されている上陸許可の証印（又は証印シール）に失効（CANCELLED)印及び入国審査官認証印を押印する。

なお、船舶観光上陸の許可又は乗員上陸の許可を取り消した場合においては、船舶観光上陸許可書又は乗員上陸許可書の返納を求め、当該許可の申請を行った船舶等の長又は運送業者に対し、上陸許可取消通知書の写しを添えて通知する。

（注）[redacted]

４　本庁への報告

地方局等又は出張所の長は、１から３の措置をとったときは、遅滞なく措置の内容等を本庁に報告する。

第２　逃亡犯罪人引渡に伴う護送官及び被護送者の出入国手続

１ [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

２ [redacted]

第３　北方領土在住ロシア人の無査証による出入国手続

１　概要

平成３年４月の日ソ共同声明第４項において、北方領土に居住するロシア人の無査証による渡航の枠組みが表明され、更に平成３年10月の日ソ両国外務大臣交換書簡によりこの枠組みの渡航手続が確認された。

これらによる北方領土在住ロシア人の我が国（北方領土を除く領土をいう。以下この項において同じ。）への出入国手続については、入管法第６条第１項ただし書を適用し、無査証による一般上陸として取り扱うこととした。

なお、この取扱いは、北方領土から直接我が国の領土に到着し、直接北方領土向け出発する際の手続であり、第三地点を経由して我が国に入国し、又は我が国を出国後第三地点を経由して北方領土へ向かう場合の取扱い及び日本人の北方領土への渡航手続は含まない。

２　訪問団の日程等の通報

本庁（出入国管理部出入国管理課）は、外務省からの通報に基づき、ロシア人訪問団に係るロシア外務省口上書、日程表、訪問団名簿等を関係する地方局へ送付する。

（注）[redacted]

３　臨時の出入国港の指定

（１）日程に記された我が国への到着地・出発地が施行規則別表第１に定める出入国港でない場合は、当該港を臨時の出入国港として指定することが適当でないと認める場合を除き、第１章第３節第２に定めるところにより地方局の長において臨時の出入国港として指定する。

（２）臨時の出入国港として指定することが適当でないと認められる場合は、到着地・出発地の変更方外務省に申し入れるので、指定することが適当でない理由及び他の適当な出入国港を明記の上、本庁（出入国管理部出入国管理課）へ上申する。

４　訪問団の上陸申請及び出国確認の取扱い

（１）渡航文書

ロシア国内旅券及び挿入紙を一体とみなし、入管法第２条第５号イの旅券に代わる証明書として扱う。

（注）[redacted]

[redacted]

（２）査証の取扱い

入管法第６条第１項ただし書を適用し、査証を必要としない。

（３）上陸申請

ア　外国人入国記録を提出することにより行う。なお、個人識別情報の提供は求めない。

（注）あらかじめ外国人入国記録を日本側招へい者に渡し、必要事項（質問事項及び署名を除く。）を記入したものを、日本側招へい者から直接受領する。

イ　入国審査官は、予定滞在期間が15日以下のものには15日間の在留期間を、15日を超えるものについては90日の在留期間をもって「短期滞在」の在留資格を決定し、挿入紙に上陸許可証印等を押印する。

（４）出国確認の取扱い

挿入紙に出国の証印を押印する。

５　同行する政府職員の取扱い

前記４と同様に上陸申請及び出国確認の手続を行う。

６　訪問団を運送する船舶等の乗員の取扱い

船舶等の乗員に係る乗員上陸許可の申請があったときは、第４章第４節に定める手続による。

７　本庁への報告等

（１）上陸審査・出国確認を行った地方局等又は出張所は、入出国状況に関し、次の事項を本庁（出入国管理部出入国管理課）へ報告する。

ア　ロシア人の入出国事実（入出港の港名、入出港年月日、船舶等の名称等）

イ　審査結果の概要（上陸許可年月日、上陸許可数、付与した在留資格・在留期間、乗員上陸許可数等）

ウ　その他参考事項

（２）[redacted]

第３章　外国人の出国手続（入管法第25条、第25条の２）

第１節　出国確認

第１　総則

１　出国確認の対象

本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人で、次のいずれにも該当しないものに限られる。

（１）乗員（本邦に在留資格をもって在留する外国人及び特別永住者を除く。）

（２）日米地位協定該当者

（３）国連軍地位協定該当者

（４）退去命令を受けた者

（５）退去強制令書の発付を受けている者

なお、船舶等が公海上に出るのみで再び本邦に帰港する場合、又は外国の領海・領空に入っても通過するのみで再び公海上を経て本邦に帰港する場合、当該船舶等に乗っている外国人は、「本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人」に当たらない。

また、地方公共団体が主体となって実施している漁業研修を洋上にて行う研修生又は漁業協同組合が監理団体となって実施している漁業の技能実習を洋上にて行う技能実習生については、一定の計画に基づき研修指導員又は技能実習指導員（船長又は漁労長等）の下にあって、船舶（漁船）とともに移動して技能等を修得する活動に従事するものであり、かつ、当該活動が行われる漁船は「海外基地を根拠とするような漁船」でなく、当該活動が終了すれば本邦外の地域に赴くことなく本邦に帰港することとなることから、出国確認の対象とはならない。

２　出国手続を行う場所

出国の確認は、出国のため最終的に船舶等に乗り込む出入国港において行う。

（注）出張所の置かれていない出入国港から出国しようとするときは、入国審査官が当該出入国港に出張し、船舶等に乗り込み又は近接する施設等でその手続を行う。

第２　出国確認の申請

１　出国の確認を受けたい旨の意思表示（以下本章において「出国確認の申請」という。）は、原則として外国人本人が自ら行わなければならない。

ただし、申請人が16歳未満であるとき又は疾病等のため、自ら出国確認の申請を行うことができないときは、その者に同行して出国する父又は母、配偶者、子、親族、監護者そ

の他の同行者が出国確認の申請を代行することができる。

2　入国審査官は、申請人から次の区分による出国確認の申請があったときは、以下の書面各１通を提出させる。

なお、出国しようとする者が在留資格関係諸申請中の場合には、当該申請が行われた地方局等又は出張所に連絡し、その処分を確認の上、出国確認の申請を受理する。

(注) 第10編第１章第２節第５の４参照。

（１）入管法第22条の２第１項に規定する在留資格を有することなく在留することができる期間内に出国する者

外国人入国記録

（２）再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）又は難民旅行証明書の交付を受けて出国する者

再入国出国記録及び再入国入国記録

（３）船舶観光上陸の許可を受けた者

当該許可書

（４）緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者

当該許可書

（５）出国命令書の交付を受けて出国する者

出国命令書

3　併記旅券の主たる名義人から被併記者を本邦に残して出国したいとして、出国確認の申請があったときは、入国審査官は、前記２にかかわらず、当該申請人が本邦に残る被併記者の在留期間内に再び入国することが確実と認められる等特別の事情がある場合に限り、出国確認の申請を受理し、それ以外の場合には旅券を当該申請人と本邦に残る被併記者とに分離した後、出国確認の申請を行うよう指導する。

第３　出国確認

1　出国確認の方式

入国審査官は、出国確認の申請を受理したときは、申請人に直接面接する。

2　出国記録の点検

入国審査官は、申請人から提出された再入国出国記録の記載事項を点検して、不備があるときは、申請人に補正を求める。各記録の記載事項については、次によるほか、第２章第１節第３を参照。

（１）航空機便名・船名

本邦から出国する際に搭乗する航空機の便名又は乗船する船舶名を記載させる。

（２）主な渡航先国名

渡航先の国名又は地域名について記載させる。複数の国に渡航する場合は、最終目的地又は主な用務を行う国名又は地域名について記載させる。

（３）再入国許可の意図表明欄

再入国許可の対象者が、再入国許可又はみなし再入国許可による出国を希望する場合は、再入国出国記録の「１．一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄に必ずチェックさせる。

３　単純出国するとして出国確認を受けようとする者への対応

入国審査官は、申請人が単純出国するとして出国確認を受けようとする者である場合には、次の事項を確認する。

（１）本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとするものであること（入管法第25条第１項）。

（注）本邦外に赴く意図は、船舶等の乗船券又は搭乗券（ｅチケットを含む。以下、この項において同じ。）を所持していることで確認することが一般的であるところ、出国審査場前に設置された保安検査場において、運送業者等が配置した警備員等が、出国しようとする外国人に対して船舶等の乗船券又は搭乗券を所持していることを確認している出入国港においては、以下の場合を除き、乗船券又は搭乗券の提示を求める必要はない。

・　当該外国人が、本邦の他の国際空港へ向け出発する航空機に国内区間搭乗票で搭乗しようとする場合

・　その他入国審査官が、本邦外の地域に赴く意図が確認できないと判断した場合

（２）有効な旅券を所持し、旅券名義人とその所持人とが同一人であること。船舶観光上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難上陸許可書又は一時庇護許可書を所持する者にあっては、所持人と当該許可書の名義人とが同一人であること。

（注）[redacted]

（３）本邦に不法に滞在する者でないこと。

有効な旅券、在留カード及び特別永住者証明書から、在留資格及び在留期限等を確認する。この場合、在留カード等を所持していないときは、電算上の記録から当該者に対し、在留カード等が交付されていること及び不法に滞在する者でないことを確認する。

（４）出国確認留保のための通知を受けている者でないこと。

（注）[redacted]

（５）残余の有効期間のある再入国許可を所持する者が、当該許可の有効期間内に再び入国する予定がないとして単純出国を希望する場合は、再入国出国記録を提出させることと

し、再入国出国記録の表面にある「２．「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。」の欄に必ずチェックさせる。

（６）上記（５）により提出された再入国出国記録については、再入国許可の有効期間が経過するまでの間、出国確認を行った地方出入国在留管理官署において保管する。

４　再入国する意図をもって出国確認を受けようとする者への対応

（１）再入国出国記録の点検

入国審査官は、申請人が再入国する意図をもって出国を希望する場合、再入国出国記録を提出させることとし、記載に不備があるときは、申請人に補正を求める。なお、当該記録の記載事項については、次によるほか、第２章第１節第３を参照。

ア　航空機便名・船名

本邦から出国する際に搭乗する航空機の便名又は乗船する船舶名を記載させる。

イ　主な渡航先国名

渡航先の国名又は地域名について記載させる。複数の国に渡航する場合は、最終目的地又は主な用務を行う国名又は地域名について記載させる。

ウ　再入国の意図表明欄

再入国出国記録表面にある再入国意図表明欄の「１．一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄に必ずチェックさせる。この場合、申請人に対しては再入国の意図を有することのみを確認する。

（２）入国審査官の判断基準

入国審査官は、上記（１）ウのとおり、申請人から再入国の意図を表明する再入国出国記録の提出を受けたときは、下記５の確認事項を踏まえ、原則として、次のとおり措置する。

ア　申請人がみなし再入国許可の対象者であり、残余の有効期間のある数次再入国許可を所持している場合

（ア）数次再入国許可の残余の有効期間が１年（特別永住者は２年）未満のとき

出国予定期間が１年（特別永住者は２年）未満であるときは、みなし再入国許可による出国確認を行うが、出国予定期間が１年（特別永住者は２年）を超えるときは、新たに再入国許可を受けて出国するよう案内する。

（イ）数次再入国許可の残余の有効期間が１年（特別永住者は２年）を超えるとき

所持する数次再入国許可により出国確認を行うが、出国予定期間が当該数次再入国許可の残余の有効期間を超えるときは、新たに再入国許可を受けて出国するよう案内する。

イ　申請人がみなし再入国許可の対象者であり、１回限り有効の再入国許可を所持して

いる場合

再入国許可及びみなし再入国許可の概要を説明し、申請人がいずれの再入国許可により出国を希望するか確認した上で、出国確認を行う。

ウ　申請人がみなし再入国許可の対象者であるが、再入国許可を所持していない場合

（ア）出国予定期間が１年（特別永住者は２年）未満のとき

みなし再入国許可による出国確認を行う。

（イ）出国予定期間が１年（特別永住者は２年）を超えるとき

新たに再入国許可を受けて出国するよう案内する。

エ　申請人がみなし再入国許可の対象者でないが、残余の有効期間のある再入国許可を所持している場合

所持する再入国許可により出国確認を行うが、出国予定期間が当該再入国許可の残余の有効期間を超えるときは、新たに再入国許可を受けて出国するよう案内する。

オ　申請人がみなし再入国許可の対象者でなく、再入国許可も所持していない場合

新たに再入国許可を受けて出国するよう案内する。

５　確認事項

出国確認に当たっては、次の事項を確認する。

（１）再入国の許可（みなし再入国許可を除く。）又は難民旅行証明書により出国確認する場合

ア　上記３（１）及び（３）から（５）までのいずれにも該当していること。

イ　旅券を所持する者にあっては、旅券名義人とその所持人が同一であること。また、再入国許可書又は難民旅行証明書を所持する者にあっては、所持人と当該文書の名義人が同一人であること。

ウ　有効な再入国の許可を受けている者が、当該許可を受けていることを失念した等の場合であって、再度の申請により有効な再入国の許可を重複して受けている状態であることを出国確認時において発見したときは、当該申請人にその旨を説明し、いずれの再入国の許可（許可の有効期間、１回限り又は数次有効の別に留意すること。）に基づく出国を希望するか確認する。その際、出国時に使用する再入国の許可の許可番号及び有効期間の満了日を再入国出国及び再入国入国記録の余白又は裏面に記載する。

直近の再入国の許可が既に失効しているが、当該許可以前に受けた再入国の許可が有効である場合は、ＦＥＩＳ審査画面上は失効の表示がなされるので、有効な再入国許可情報を読み込ませた後、出国確認を行う。

（２）みなし再入国許可により出国確認をする場合

ア　申請人がみなし再入国許可の対象者であること。

入管法第26条の２、第26条の３に規定するみなし再入国許可の対象者には次の者が該当する。

（ア）中長期在留者

（イ）「外交」又は「公用（３月以下の在留期間が決定された者を除く。）」の在留資格をもって在留する者

（ウ）「短期滞在」の在留資格をもって在留する者（指定旅客船で出国する者に限る。以下「短期滞在者」という。）

（エ）特定活動の在留資格をもって在留する者であって、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動が指定されているもの（３月以下の在留期間が決定された者を除く。）

（オ）特定活動の在留資格をもって在留する者であって、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動が指定されているもの（３月以下の在留期間が決定された者を除く。）

（カ）特定活動の在留資格をもって在留する者であって、デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びデジタルノマドが帯同する配偶者又は子として活動が指定されているもの（３月以下の在留期間が決定された者を除く。）

（キ）特別永住者

イ　上記３（１）及び（３）から（５）までのいずれにも該当していること。

ウ　有効な旅券を所持し、旅券名義人とその所持人が同一であること。

（注）次の文書も有効な旅券として取り扱われているため、みなし再入国許可の対象となる。

①　韓国政府が発行する旅行証明書（TRAVEL CERTIFICATE）

当該旅行証明書については、同旅行証明書に「旅行証明書は有効期間が残っていても発行目的が成就したときにその効力を喪失する。」旨の記載があることに留意する。

②　中国（本土）政府が発行する旅行証（TRAVEL DOCUMENT）

（注１）ただし、台湾人に対して発行された場合は含まれない。

（注２）再入国許可書、難民旅行証明書（我が国が発行するものに限る）により出入国する場合は、みなし再入国許可の対象とはならない。

エ　中長期在留者又は特別永住者にあっては、有効な在留カード又は特別永住者証明書を所持していること

在留カード又は特別永住者証明書（以下本節において「在留カード等」という。）

が有効期間内であること等失効していないことを確認する。

（注）在留カード等が失効している場合の指導については後記第５の４を参照。

[redacted]

オ　再び入国する意図を表明していること。

申請人が、みなし再入国許可による出国を希望し、同人に許可された在留資格に基づく活動又は身分を継続するため、再び入国する意思を有しているか確認する。

再び入国する意図の表明は、在留カード等を提示し、再入国出国記録（施行規則別記第37号の19様式）の「１．一時的な出国であり、再入国する予定です。」欄にチェック「レ」する（施行規則第29条の２、特例法施行規則第18条）。

ただし、みなし再入国許可の有効期間は出国の日から１年（短期滞在者は15日、特別永住者は２年）を経過する日まで又は在留期間の満了日までのいずれか短い期間であるため、再入国出国記録の「渡航予定期間」を確実に記載させて確認する。ただし、旧様式の再入国出国記録を使用する者に対しては、必要に応じて申請人の出国期間又は再入国予定日を口頭で確認する。

カ　みなし再入国許可の対象とならない者（施行規則第29条の４）

次に掲げる者はみなし再入国許可の対象とはならないため、入国審査官は、申請人が次のいずれにも該当していないことを確認する。

（ア）在留資格取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書の送達又は同通知書に記載すべき事項の通知を受けた者（当該事実について在留資格を取り消さない旨の通知を受けた者を除く。）

（イ）出国確認の留保対象者

（ウ）収容令書の発付を受けている者

（エ）監理措置に付されている者

（オ）「特定活動」の在留資格により在留する者であって、難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求の手続に係る活動を指定されている者

（カ）日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

（注）上記（カ）に該当すると認定する場合は、本庁において個別に決定の上、対象者に通知することとなる。認定を取りやめる場合も同様である。なお、地方局等において、カに該当すると認定すべきと考えられる者を把握した場合には、本庁

（出入国管理部出入国管理課）に報告すること。

（３）みなし再入国許可による出国確認時におけるその他の留意点・特記事項

ア [redacted]

(ア) [redacted]

(イ) [redacted]

(ウ) [redacted]

(エ) [redacted]

イ　外国人登録証明書は、みなし再入国許可の適用においては特別永住者証明書とみなされる。

審査に当たっては、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の提示を求め、電算記録上、当該外国人が特別永住者であり、かつ、未だ特別永住者証明書が交付されていないことを確認する。

なお、外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合における、その有効期間は次の期間となる（入管法等改正法（平成21年７月15日法律第79号）附則第15条第２項、同第28条第２項）。

施行日において16歳未満の者

16歳の誕生日まで

ウ　入管法等改正法（平成21年７月15日法律第79号）附則第７条第１項の規定による、在留カードを後日交付する旨が記載された旅券を所持する者は、同条第３項の規定により、みなし再入国許可の対象となる（在留カードの交付を受けた者を除く。）。

後日交付する旨が記載された旅券を提示する者がみなし再入国許可による出国の

申請を行った場合は、在留カードの交付を受けている者であるかを確認し、既に交付を受けている者には在留カードの提示を求める。

エ　短期滞在者のみなし再入国許可による出国確認を行った際には、指定旅客船が出発する前に、運送業者等が作成する乗客名簿と回収した再入国出国記録を突合するなどして、みなし再入国許可で出国した者の人数等に齟齬がないか確実に確認を行う。

6 [redacted]

（１）目的

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

（３）[redacted]

[redacted]

（４）出国確認申請者への案内

保安検査を終えて出国審査場に立ち入る者の目に触れやすい場所に「保安上及び不正な出国を防止する観点から出国審査場には複数台のカメラを設置しています。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。」旨の案内を掲示しておく。

（５）[redacted]

出国確認申請者の顔画像を撮影する目的は、入国審査官の目視による確認を補助するため、[redacted]照合を行うことであり、[redacted]

（６）[redacted]

ア [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

イ [redacted]

（ア）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

（注）[redacted]

（７）本庁報告

[redacted]

7　特定技能外国人及び技能実習生に対する出国意思確認に関する特則

（１）概要

特定技能外国人又は技能実習生の意に反して、その在留資格に係る活動を中止させ帰国を強制する行為（以下「強制帰国」という。）は、特定技能外国人及び技能実習生の適正な在留活動を妨げるものであり、特定技能外国人受入れ制度における出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為や技能実習法違反（実習認定の取消事由、監理団体許可の取消事由該当等）となり得ることから、出入国港において入国審査官が出国確認を行うに際して、対象の特定技能外国人又は技能実習生については、所定の確認票を用いて強制帰国ではないことなど出国意思の確認を行うもの。

（２）対象となる者

次の者を除く、出国確認を受けようとする特定技能外国人及び技能実習生

ア　特定技能外国人

①　「特定技能１号」の在留資格をもって在留した期間が通算でおおむね４年以上であるなど在留資格に係る活動を終了して出国する蓋然性が高い者（陳述書（任意様式）を提出しない又は陳述書の提出をちゅうちょするなど特異動向がある者を除く。）

②　特定技能所属機関から失踪しているなど、在留資格に係る活動を行っていないことが明らかな者

（注）退去強制手続中の外国人の取扱いについては、本節第９の６参照。

イ　技能実習生

①　入国後おおむね３年以上経過している（残余の在留期間が１か月未満である）など技能実習を修了して出国する蓋然性が高い者（陳述書（任意様式）を提出しない又は陳述書の提出をちゅうちょするなど特異動向がある者を除く。）

②　「技能実習３号」への在留資格変更許可申請中の「技能実習２号」を有する者

③　実習先から失踪した後、資格外活動容疑で摘発されるなど技能実習を行っていないことが明らかな者

（注）退去強制手続中の外国人の取扱いについては、本節第９の６参照。

（３）出国意思の確認

ア　「特定技能外国人出国意思確認票」（別記第45-1号様式）又は「技能実習生出国意思確認票」（別記第45-2号様式）（以下併せて「確認票」と総称する。）を用いて出国意思を確認する（注１・２）。なお、この確認票は、再入国する意思がなく、単純出国する者から徴している陳述書（任意様式）に代えることとして差し支えない。

（注１）特定技能外国人は一定程度の日本語能力水準に達していることとされていること、また、技能実習生は入国前後に日本語の講習を受けていることを踏まえ、原則、日本語で行うこととして差し支えないが、当該外国人の母国語に翻訳された確認票等を示しながら説明するなど、出国した場合の法的な効果等について十分に理解させるよう努める。

（注２）対象となる外国人が、複数人のグループで出国確認を行うときは、その中から代表者１名を選出して、その者に対し確認票を用いて出国意思を確認し、特段の問題が認められない場合には、その他の者については、口頭で意思確認を行って差し支えない。

イ　強制帰国の申告があった場合は、次の（４）のとおり、事情聴取を行う。

ウ　強制帰国の申告がなかった場合は、次の（５）のとおり、対応する。

（４）強制帰国の申告があった場合の措置

ア　申告者に対し、確認票別紙「質問書」を作成させた上、次の事項について事情聴取

を行う。

①　（申告者が特定技能外国人であった場合）特定技能所属機関及び登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）

②　（申告者が技能実習生であった場合）所属する監理団体及び実習実施者（以下「監理団体等」という。）

③　帰国を強制された経緯

④　出国を取りやめた場合における生活費及び滞在先の確保見込み

⑤　当局から特定技能所属機関等又は監理団体等への連絡の希望の有無

⑥　その他特記事項

（注）事情聴取は、申告者の心身の状況やプライバシーに配慮した場所で行うとともに、できる限り申告者の母国語の通訳を介して意思の疎通を図り、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意しながら事案の真相究明に努め、申告者が事情聴取を拒んだときは、これを強要しない。

イ　申告者が搭乗予定の出国便の出発時刻まで時間がない場合又はその他のやむを得ない事情により事情聴取を行うことができない場合には、まずは、申告者に対し、みなし再入国許可による出国を提案することとし、これに応じた場合は、申告者の本国における連絡先を聴取した上で出国させる（注）。

なお、申告者が単純出国を希望した場合は、単純出国すると、現在有している在留資格が消滅することについて、確認票を用いて説明し、十分に理解させ、申告者の本国における連絡先を聴取した上で単純出国させる。

（注）[redacted]また、申告者が出国した後、再入国許可により上陸申請に及んだ場合は下記（８）のとおり、事情聴取を行うこととなる。

ウ　事情聴取の結果、強制帰国が疑われる場合には、特定技能所属機関等による特定技能外国人受入れ制度における出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為又は監理団体等による技能実習法（注）違反（監理団体許可の取消事由該当等）となり得ることから、地方出入国在留管理局又は外国人技能実習機構（以下「機構」という。）において特定技能所属機関等又は監理団体等に対する調査を行うことを説明した上、申告者がその他の相談を希望する場合には、大使館、都道府県労働局等の連絡先を適宜案内する。

なお、申告者に対する事情聴取の結果、酌むべき事情がないことが明らかな場合には、これらの説明等を省略して差し支えない。

（注）監理団体は、技能実習法第39条第１項違反、実習実施者は、同法第９条第２号違

反となる。

エ　事情聴取後、申告者に対し、出国意思の確認を行った上、次のオ又はカのとおり対応する。

なお、事情聴取の結果、酌むべき事情がないことが明らかな場合には、出国するよう指導する。

オ　出国を希望した場合

（ア）再入国の意思表示をした場合

再入国出国記録に記載をさせた上、みなし再入国許可により出国させる。

なお、在留資格に係る活動を終了している場合（特定技能雇用契約又は技能実習計画の満了以外にも、申告者の責めに帰すべき事情（失踪、退職など）により在留資格に係る活動を行っていない場合も含む。）には、再入国しても在留資格該当性はないことを十分に理解させた上、単純出国させる。

（イ）再入国の意思表示をしなかった場合

単純出国すると、現在有している在留資格が消滅することについて、確認票を用いて説明し、十分に理解させた上、単純出国させる。

カ　出国を希望しなかった場合

（ア）特定技能所属機関等又は監理団体等に戻ることを希望する場合

出国確認の手続を行わず、本邦における連絡先を聴取した上で帰宅させる（注１・２）。

申告者が、当局から特定技能所属機関等又は監理団体等に連絡することを希望した場合は、対応に当たった出入国港の入国審査官は、特定技能所属機関等又は監理団体等に電話連絡し、申告者を迎えに来るなど、直ちに必要な措置を講じるよう要請する。

この際、特定技能外国人又は技能実習生を強制的に帰国させる行為は、特定技能所属機関等による特定技能外国人受入れ制度における出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為又は技能実習法違反（監理団体許可の取消事由に該当等）となり得るところ、特定技能所属機関等又は監理団体等に対し、所管の地方出入国在留管理局又は機構の地方事務所・支所から、事実関係等について報告を求められることを説明するとともに、今後、申告者が出国する場合は、特定技能外国人については事前に所管の地方出入国在留管理局に、技能実習生については事前に所管の機構の地方事務所・支所に報告するよう指導する。

なお、特定技能所属機関等又は監理団体等に連絡がつかなかった場合は、下記（イ）に準じて措置する。

（注１）出国を取りやめた場合は、航空券のキャンセル料金等について、当局が支援することは困難であることを説明し理解させる。

（注２）本邦における連絡先を速やかに示せない者に対しては、所管の地方出入国在留管理局又は機構の地方事務所・支所の連絡先を案内し、後刻、特定技能外国人については地方出入国在留管理局に、技能実習生については機構の地方事務所・支所に報告するよう指導する。

（イ）特定技能所属機関等又は監理団体等に戻ることを希望しない場合

申告者が、本邦での生活費や滞在先を確保できる場合は、本邦における連絡先を聴取した上で帰宅させる（注１・２）。

また、申告者が技能実習生であり、本邦での生活費や滞在先が確保できない場合については、機構に対して支援を受けることを申し出ることを提案し、これに応じた場合は、機構の地方事務所・支所に赴かせる（注３）。

（注１）出国を取りやめた場合は、航空券のキャンセル料金等について、当局が支援することは困難であることを説明し理解させる。

（注２）申告者が特定技能所属機関等又は監理団体等に戻らず、在留資格に係る活動を再開できない場合には、在留資格の取消しの対象となることを説明する。

（注３）機構による支援は、場合によっては受けることができないことがあり得ることを説明する。

（５）強制帰国の申告がなかった場合

ア　特定技能外国人又は技能実習生に対し、在留期間の満了日までに再入国する意思の有無を確認した上、次のイ又はウのとおり対応する。

イ　再入国の意思表示をした場合

再入国出国記録に記載をさせた上、みなし再入国許可により出国させる。

なお、在留資格に係る活動を終了している場合（特定技能雇用契約又は技能実習計画の満了以外にも、当該外国人の責めに帰すべき事情（失踪、退職など）により在留資格に係る活動を行っていない場合も含む。）には、再入国しても在留資格該当性はないことを十分に理解させた上、単純出国させる。

ウ　再入国の意思表示をしなかった場合

単純出国すると、現在有している在留資格が消滅することについて、確認票を用いて説明し、十分に理解させた上、単純出国させる。

（６）報告票の作成

出入国港の入国審査官は、上記（４）の事情聴取を行ったときは、「強制帰国事案報告票（以下「報告票」という。）」（別記第46-1、46-2号様式）を作成し（注）、確認

票等関係資料の写しを添付して、所属する部門等の長に提出する。

（注）搭乗予定の出発便の時刻まで時間がないなど事情聴取できない場合であっても、報告票の作成を行うこと。

（７）地方出入国在留管理局・支局の特定技能又は技能実習担当部門への通報

上記（６）の報告を受けた部門等の長は、「通報書」（別記第47-1、47-2号様式）を作成し、報告票の写しを添付して、当該部門等の長が所属する地方出入国在留管理局・支局の特定技能又は技能実習担当審査部門へ速やかに通報する。

なお、上記の出国意思の確認及び事情聴取の過程で、みなし再入国許可により出国させた場合又は帰宅させた場合には、それらの事実及び申告者の連絡先を通報書の措置欄に記載する。

（８）申告者が再入国許可による上陸申請をした場合の措置

強制帰国を申告したものの、事情聴取を行わずに、みなし再入国許可により出国した申告者が、その後、再入国許可による上陸申請をした場合は、申告者から本邦における連絡先を聴取するとともに、在留資格に係る活動を再開できない場合は、在留資格の取消しの対象となることを説明する。

この際、上陸申請を受け付けた出入国港の入国審査官は、申告者に対し、上記（４）アの事情聴取を行い、上記（６）に基づき対応し、当該入国審査官が所属する部門等の長は、上記（７）の通報を行う。

なお、申告者が事情聴取に応じないときであっても、その旨を通報する。

第４　出国確認に伴う措置

１　出国の証印

（１）入国審査官は、第３の２の各事項（単純出国の場合）及び第３の３の各事項（再入国の許可等による出国の場合）を確認したときは、直ちに申請人の所持する旅券等に出国の証印（施行規則別記第38号様式）を押印する（施行規則第27条第４項）とともにＦＥＩＳに登録する。

（２）再入国の許可（みなし再入国許可を除く。）又は難民旅行証明書による出国時には次のとおり措置する。

ア　１回限り有効の再入国の許可による出国において出国確認をする際は、再入国許可証印に出国証印を一部重ねて押印する（再入国許可証印と出国証印の重なる範囲は、出国証印の４分の１以下とし、再入国許可証印の有効期間と出国証印の出国港と出国年月日がそれぞれ重ならないよう留意する。）。

イ　再入国出国記録に附属する再入国入国記録を切り離してこれを申請人の旅券等にステイプラーで添付する。併記旅券により出国する者については、出国者全員の再入国

入国記録を当該旅券に重ねて添付する。

（３）みなし再入国許可による出国時には次のとおり措置する。

ア　みなし再入国許可による出国において出国確認をする際は、再入国入国記録の裏面にみなし再入国許可に係る留意事項印（別記第44号様式）を押印する。

イ　再入国出国記録に附属する再入国入国記録を切り離してこれを申請人の旅券にステイプラーで添付する。併記旅券により出国する者については、出国者全員の再入国入国記録を当該旅券に重ねて添付する。

（４）単純出国の申請の際に、有効な旅券を所持していることが確認できない場合（文書の偽変造の疑い又は同一人性の疑義が認められない場合に限る。）であっても、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該申請人の所持する旅行文書に出国の証印を押印する。

ア　所持する旅券が既にその効力を失っている場合において、有効期間の延長手続又は新たな旅券の発給を受ける手続をとることが時間的に困難で、渡航先国に入国することが可能な者であり、かつ、当該外国人が本邦に再入国を予定していないとき

イ　申請人が有効と認められていない旅行文書を所持する場合で、在日外国公館等から、本国への帰国（経由地があるときは当該経由地での入出国又は経由）が可能であることの保証があるとき

（５）逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）の規定に基づいて外国官憲に引き渡された者で、上陸許可証印を受けているものにあっては、旅券に出国証印を押印する。

（注）[redacted]

（６）入国審査官は、併記旅券で出国する者に出国の証印を押印するときは、第２章第３節第１の３（４）に定める要領に準じ措置する。

２　許可書の回収

（１）船舶観光上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難上陸許可書又は一時庇護許可書を所持する者については、当該許可書を回収する（施行規則第27条第４項）。

ただし、数次船舶観光上陸許可を受けている者であって、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されているものについては、当該許可書に出国の証印（施行規則別記第38号様式）を押印する（施行規則第27条第５項）こととし、当該許可書は回収しない（第４章第２節の３第３参照）。

（２）資格外活動許可書の交付を受けている者が単純出国するときは、当該許可書の提出を求めてこれを回収する。

なお、資格外活動許可書を提出できない場合には、当該許可は出国とともに失効する

旨説明した上で、当該許可書を廃棄するよう指導する。

3　在留カード等の返納及び還付

在留カード等の交付を受けている外国人で単純出国するものにあっては、在留カード等を入国審査官に返納させる（入管法第19条の15第２項、入管特例法第16条第２項）。

この際、在留カード等を返納できないときは、返納できない旨の陳述書（入国・在留審査要領第９編の２参考様式４）を提出させる。

返納を受けた在留カードについては、穿孔処理を加えた上、申請人等に還付する。また、特別永住者が単純出国する場合は、特別永住者証明書についても同様に取り扱う。

4　出国命令書の回収

入国審査官は、出国命令書の交付を受けて出国する者については、当該命令書を回収する（施行規則第27条第２項第２号）。

5　特例期間中の者である場合

（１）単純出国する者

単純出国することにより、申請中の申請の手続が終了すること、再度本邦に入国しようとするときは、入国目的に応じた査証の取得等が必要となることを説明し、そのことを理解した上で出国する旨の陳述書（任意様式）を提出させる。

（２）再入国の許可による出国をする者

特例期間中であることについての注意喚起を行った上で、通常の出国確認を行う。

6　日米地位協定該当者等に対する対応

出入国審査の対象から除外されている日米地位協定該当者等が出入国港から出国する場合については、出国メモ（様式は任意）に搭乗便及び対象者数をメモする。なお、米軍基地等から直接出国する場合においては、米軍側等に対し、当該協定該当者の出国者数に関する報告について、可能な範囲で協力を求めることとする。

第５　出国確認の際の指導

1　入国審査官は、残余の期間のある有効な再入国許可を所持する者又はみなし再入国許可の対象となる者が出国確認を受けようとする場合には、本邦に再入国する意思があるか否かを確認するものとする。

本邦に再入国する意思がある中長期在留者及び特別永住者が、みなし再入国許可の要件に該当せず、かつ有効な再入国の許可を受けていない場合は、再入国の許可を受けてから出国するよう指導する。

本邦に再入国する意思のない中長期在留者及び特別永住者からは、その旨の記載及び署名をした陳述書（任意様式）を徴する。ただし、第３の３（６）において、残余の有効期間のある再入国許可を所持する者が単純出国を希望するとして再入国出国記録の「２.

「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。」の欄にチェックした同記録を提出したとき及び活動資格にあっては、本邦で行う活動が終了したことが明らかであると判断されるものについては、陳述書の提出を省略することができる。

（注）特別永住者については単純出国によりその身分を喪失し、事後に同身分を回復することができないため、特に注意が必要である。

また、「永住者」の在留資格をもって在留する者についても、事後に同資格を回復することは容易ではないことから同様の扱いとする。

2　入国審査官は、外国人が、有効期間又は出入国在留管理庁長官により入国することのできる期限を定められているときはその期限を経過した難民旅行証明書を所持して出国確認を受けようとする場合には、改めて本邦に再入国する意思があるか否かを確認し、再入国する意思がある者に対しては、新たな難民旅行証明書の交付を受けてから出国するよう指導する。

なお、本邦に再入国する意思のない者からは、その旨の記載及び署名した陳述書（任意様式）を徴するとともに、渡航先国の査証の必要性について確認する。

3　入国審査官は、再入国の許可又は難民旅行証明書の交付を受けて出国しようとする外国人の再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間が出国中に経過するおそれがある場合は、出国前に改めて再入国の許可又は難民旅行証明書の交付を受けるよう指導する。

なお、当該指導に従わず、現に受けている再入国の許可又は難民旅行証明書により出国することを希望する場合は、再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認められるときに限り、在外公館において再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間延長の手続をとることができることを案内するが、在留期間の満了日を超えて延長することはできず、再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間延長後の有効期間を経過した後の再入国はできないことを案内する。

また、入国審査官は、みなし再入国許可により出国を希望する者（短期滞在者を除く。）で、出国中にみなし再入国許可の有効期間である１年（特別永住者は２年）を経過するおそれがあると判断される場合には、出国前に再入国の許可（必要に応じて在留期間の更新許可等）を受けてから出国するように指導する。

（注）ただし、みなし再入国許可の有効期間は延長することができないことから、延長の案内をしてはならない。

4　入国審査官は、中長期在留者又は特別永住者が本邦に再び入国する意思を持ち、かつ有効な在留カード等の所持を失った状態で、再入国の許可により出国しようとする場合は、在留カード等を所持しないことにより、国外において、我が国における在留資格又は地位を証明することが困難となる場合があることについて説明し、住居地を管轄する地方

出入国在留管理官署又は住居地の市区町村において有効な在留カード等の交付を受けるよう指導する。

また、中長期在留者又は特別永住者が在留カード等を所持しているものの、当該在留カード等が失効している場合は、当該在留カード等を返納させ、また、当該者に対し、前記所持を失った状態のときと同様に指導する（返納の手続については第４の３を参照。）。

第６　再入国出国記録の措置

入国審査官は、出国の証印を行ったときは、処理要領集に基づき、再入国出国記録等（第２の２（１）の場合は外国人入国記録）の官用欄に記載を行うほか、次の措置をとる。

①　官用欄に出国港の港コード及び出国年月日印を記載する（別途取扱いの承認がある港を除く。）。

②　その他特記事項等を官用欄に記載する。

第７　自動化ゲートを利用した出国確認手続

自動化ゲートシステム事務処理要領参照。

第８　出国確認の抹消等

１　入国審査官は、出国確認を受けた外国人が事故（船舶等の出発遅延を含む。）等のため出国できなかったとき又は出国後本邦外の地域に到着することなく回帰したときは、次の措置をとる。

（１）一般上陸の許可、寄港地上陸許可又は通過上陸の許可を受けた外国人に対しては、速やかに出国証印の近接した場所に「出国中止」印（同印の下部には「NOT DEPARTED」表示されたもの。以下同じ。）を押印し、出国確認の際に回収した再入国出国記録等（第２の２（１）の場合は外国人入国記録、第２の２（２）の場合は再入国出国記録）を旅券等に添付して返却する。

数次船舶観光上陸許可を受けた外国人であって、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されていた者に対しては、当該許可書の出国証印の近接した場所に「出国中止」印を押印する。

中長期在留者又は特別永住者で出国確認の際に、在留カード等の返納（及び穿孔処理による還付）を行ったものについては、旅券等に押印された「出国中止」印の近接した箇所に「返納処理済み」と記載し、入国審査官認証印を押印する。

（注）出国確認の抹消を受けた中長期在留者又は特別永住者が出国の意思を撤回し、当面の間、同一の在留資格又は身分をもって引き続き本邦で在留することを希望する場合は、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署又は住居地の市区町村において新たな在留カード等の交付を受けるよう案内する。

（２）船舶観光上陸許可書を提出した外国人に対しては、回収した当該許可書を再手交する。

また、緊急上陸許可書、遭難上陸許可書又は一時庇護許可書を提出した外国人に対しては、理由を略記するとともに、回収（出国）年月日を抹消し、入国審査官認証印を押印した上で当該許可書を再手交する。

２　天候不良等によるダイバート等を理由に出国確認を行った地方出入国在留管理官署とは異なる官署において出国証印を抹消するときは、「出国中止」印に加え、入国審査官認証印を押印する。この場合、出国確認の抹消を行う官署は、出国確認を行った官署の長に連絡することとし、連絡を受けた官署の長は、当該外国人から出国確認の際に提出を受けた再入国出国記録等（第２の２（１）の場合は外国人入国記録、第２の２（２）の場合は新たな再入国出国記録）又は回収した許可書等の取扱いについて協議することとするが、遠隔地等を理由に回収した当該再入国記録等を速やかに返却することが不可能な場合は、返却を要しない。

３　出国のため本邦の最終港で船舶等に乗り組んだ外国人が、当該船舶等が予測し得ない事情による航路変更等により本邦の港に入港した場合に、同港で再上陸を希望するときは、改めて一般上陸の申請又は特例上陸許可の申請を受理することができる。

第９　法違反者等の取扱い

１　不法残留者

入国審査官は、出国しようとする外国人が、在留期間の満了日を超えて在留している場合又は日本国籍離脱、出生その他の事由により入管法第３章に規定する上陸の手続を経ず、かつ、在留資格を取得することなく60日を超えて本邦に在留しているときは、出国の証印を押印することなく入国警備官に通報し、事後の措置を委ねる。

（注）[redacted]

２　不法上陸者等

入国審査官は、出国しようする外国人の旅券等が偽変造されたもの（他人名義の旅券を行使する場合を含む。）であることを発見したとき又は上陸許可を受けることなく上陸している者であることを発見したときは、直ちに入国警備官にその旨を通知する。

なお、入国審査官は、入国警備官から、本人が上陸した際に上陸申請を行っており、単に証印漏れとなっているものであることが判明したとの通知を受けたときは、上陸時にさかのぼり上陸許可の証印等を行い（個人識別情報の提供義務者で当該情報を取得していないときはこれを取得すること。）、出国の手続を行う。

３　退去強制令書の発付を受けている者

入国審査官は、退去強制令書の発付を受けて退去強制されることとなる外国人について、所持する旅行文書に出国証印を押印する。この場合、次の点に注意する。

[redacted]

（１）自費出国許可書等（監理措置決定通知書及び届出日指定書又は仮放免許可書を所持している場合は、これらの書類を含む。）を回収する。

（２）旅券等旅行文書に出国証印を押印する。在日大使館等から発給された帰国用旅行文書等（ここでは、旅券冊子の形態によらない一時的な旅行文書を指す。後記４について同じ。）を所持する者については、当該旅行文書等に出国証印を押印する。

４　出国命令書の交付を受けている者

入国審査官は、出国命令書の交付を受けて出国する外国人について、所持する旅行文書に出国証印を押印する。この場合、次の点に注意する。

（１）出国命令書を回収する。

（２）出国証印を押印する。また、在日大使館等から発給された帰国用旅行文書等を所持する者については、当該旅行文書等に出国証印を押印する。

５　出国期間等が指定された在留資格取消通知書の送達を受けている者

入国審査官は、入管法第22条の４第１項第３号から第10号まで（第５号については、同項の規定により在留資格を取り消す場合であって、同条第７項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）のいずれかの規定に該当するものとして在留資格取消通知書の送達を受け、同通知書に記載された期間内に出国する外国人について、所持する旅行文書に出国証印を押印する。

なお、その他の留意事項等については第10編の２第１章第４節第４を参照。

６　入国審査官は、出国しようとする外国人が退去強制手続中であることが判明した場合には、入国警備官に通報し、事後の措置について調整する。

７　入国審査官は、前記３から５までに該当する者が出国時になお在留カード等を所持していることを認めた場合、当該カード等を返納させる。返納された在留カード等については、穿孔処理をして還付する（当該在留カード等に表記された身分事項が真正なものである場合に限る。）。

第２節　出国確認の留保（入管法第25条の２）

第１　出国確認留保の手続

入国審査官は、入管法第25条の２第１項の各号のいずれかに該当する外国人（以下「出国確認留保該当者」という。）を発見したときは、第16編第４章第１節第４の１に従い通報及び身柄の状況の把握を行った上で、出国確認留保通知書（施行規則別記第39号様式）

に身分事項及び留保の時限等を記載して当該外国人に手交し、24時間を限りとして出国の確認を留保する旨通知する（施行規則第28条）。

出国確認の留保の手続に関する留意事項は次のとおりである。

1　出国確認の留保は、第１節第２の出国確認の申請を行った者に限られる。

2　出国確認留保の始期は出国確認留保該当者が出国確認の申請を行った時刻とし、終期は始期から24時間後とする。

3　出国確認留保通知書の「出国確認の留保の理由」欄には、入管法第25条の２第１項各号の事由のうち該当するものを例えば次のように記載する。

「出入国管理及び難民認定法第25条の２第１項第２号該当」

「You fall under Article 25－2, Paragraph 1, Item(2)of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.」

4　入国審査官が特定の外国人に対し、特定の出入国港において出国の確認を留保することができるのは24時間限りであり、既に出国の確認を留保されている外国人が、留保する旨の通知をした時から24時間経過後に再度同一の出入国港において出国の確認を受けようとする場合は、別件に基づき新たに出国確認留保該当者の通知があったときを除き、出国確認を留保することはできない。

（注）[redacted]

第２　出国確認の留保に関する報告

地方局等又は出張所の長は、出国確認を留保したときは、留保に係る経過等を出国確認留保通知書の写しを添付して本庁に報告する。

第３節　乗員となって出国する外国人

入国審査官は、本邦に在留する外国人が、本邦にある船舶等の乗員となって出国するときは、当該外国人が乗員として当該船舶等に乗り組む日を出国日として第１節第４の１により出国確認の手続を行う。

第４章　上陸の特例（入管法第 14 条から第 18 条の２）

第１節　総　則

第１　特例上陸許可の種類

入管法は、外国人乗員又は一時的かつ限定された目的で上陸しようとする外国人乗客について、一定の条件の下に在留資格を有することなく上陸を認めることとし、寄港地上陸の許可（入管法第14条）、船舶観光上陸の許可（入管法第14条の２）、通過上陸の許可（入管法第15条）、乗員上陸の許可（入管法第16条）、緊急上陸の許可（入管法第17条）、遭難による上陸の許可（入管法第18条）及び一時庇護のための上陸の許可（第18条の２）を規定している。

本章は、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可について定める。一時庇護のための上陸の許可は、難民認定等事務取扱要領を参照。

これらの許可には、次のような特徴があるので、その趣旨に沿った取扱いを行う。

1　特例上陸許可の対象者に対し、在留資格制度による厳格な管理を除外し、独自の簡便な管理制度を適用しているのは、その上陸目的が一時的なものであり、諸外国においてもこの種の外国人の限定された短期間の上陸については、簡便な扱いがなされていること等の事情を考慮したものである。

2　上陸に当たり査証を要求されない一方、上陸期間は短期間に制限され、行動範囲についても一定の範囲に限られ、上陸中報酬を受ける活動に従事することの禁止等の制限を付すことが可能となっている。

3　原則として、その申請は機長又は運送業者が行うこととなっており、運送業者等の責任下において、外国人の上陸が行われるものである。

4　上陸の許可の決定は入国審査官の権限に属し、外国人は不服を申し立てることはできない（寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可及び乗員上陸許可申請をした外国人が上陸拒否事由該当者である場合にはどのような場合であってもこれらの種類の上陸許可はできない。）。

すなわち、上陸期間が短期間であること等を考慮した簡易な上陸許可であるが、その管理が適正に行われることの責任を運送業者等に課し、なおかつ許可内容が相当限定されたものというのが、制度の全容である。

したがって、簡易な手続とはいえ、入国審査官に最終的な許可の権限があることから、適正な手続と判断を行うこと及び運送業者等に対して適切な指示・指導を行うことに留意

する必要がある。

また、災害救助活動、海上における遭難者に安全な場所を提供するための当該遭難者の救助、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、海上における人命の安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動を行うために、船舶に乗っている外国人が上陸申請を行うときは、本要領にしたがって審査しつつ、最大限の便宜を図ることとする（ＦＡＬ条約附属書７．９）（第７章第７節第２参照）。

第２　上陸許可の取消し

１　取消しの際の留意点

入国審査官は、特例上陸許可を受けた者が当該許可に付された制限又は条件に違反した場合は、当該許可を取り消す（講学上の「撤回」）。

なお、平成16年12月２日の改正入管法施行まで行っていた行政法の一般原則による瑕疵ある行政行為としての取消しは、同改正法施行後は行うことはできないので留意する。

ただし、偽変造旅券を行使して許可を受けた寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可及び通過上陸許可並びに船員手帳を偽造するなどして許可を受けた乗員上陸許可は当然に無効なものとして取り扱う。

２　取消し手続

（１）寄港地上陸許可及び通過上陸許可

当該外国人に対し、寄港地・通過上陸許可取消通知書（別記第21号様式）の交付をもって通知し、上陸許可証印を抹消する。

ア　上陸許可証印には失効(CANCELLED)印を押印する。

イ　当該許可の申請を行った船舶等の長又は運送業者に対しても、取消通知書の写しを手交して告知する。

ウ　上陸許可を取消した後上陸防止措置（第２章第４節第３参照）をとるときは、通知書に取消通知書写しを添付して交付する。

（２）船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第８項及び第９項に規定する数次船舶観光上陸許可に係る取消を除く。）、乗員上陸の許可（入管法第16条第８項及び第９項に規定する数次乗員上陸許可に係る取消しを除く。）、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可

当該外国人に対し、船舶観光・乗員・緊急・遭難上陸許可取消通知書（別記第22号様式）の交付をもって通知し、上陸許可書を回収する。

ア　当該許可の申請を行った船舶等の長又は運送業者に対しても、取消通知書の写しを手交して告知する。

イ　入管法第14条の２第８項及び第９項に規定する数次船舶観光上陸許可の取消し（講

学上の「撤回」）については、第２節の３第４に定めるところによる。

ウ　入管法第16条第８項及び第９項に規定する数次乗員上陸許可の取消し（講学上の「撤回」）については、第５節第６に定めるところによる。

エ　上陸許可を取り消した後上陸防止措置（第２章第４節第３参照）をとるときは、通知書に取消通知書写しを添付して交付する。

３　取消し手続の嘱託

入国審査官は、第２に該当する事案について、当該外国人が特例上陸を許可した地方局等の管轄区域又は出張所の分担区域外にいるときは、当該特例上陸許可を行った地方局等又は出張所の入国審査官に取消しの可否を照会し、取り消す旨の通知を受けたときは、現に当該外国人がいる場所を管轄又は分担する地方局等又は出張所の入国審査官が許可の種別に応じ、次により取消手続を行う。

また、当該特例上陸許可を行った地方局等又は出張所の入国審査官は、当該外国人のいる場所を管轄又は分担する地方局等又は出張所の入国審査官に取消手続を依頼する。依頼を受けた入国審査官は、許可の種類に応じ、次により取消手続を行う。

（１）寄港地上陸許可又は通過上陸許可の取消し

取り消した証印欄外に「○○局○○出張所入国審査官の依頼により取消し」と記載し、入国審査官認証印を押印する。

（２）船舶観光上陸の許可（入管法第14条の２第８項及び第９項に規定する数次船舶観光上陸許可に係る取消しを除く。）、乗員上陸の許可（入管法第16条第８項及び第９項に規定する数次乗員上陸許可に係る取消しを除く。）、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可の取消し

取消通知書は、取消手続を行う地方局等又は出張所名により作成し、同通知書欄外に「○○局○○出張所入国審査官の依頼により取消し」と記載し、入国審査官認証印を押印する。

この場合、２（２）の通知は、船舶等の長又は当該乗員が現にいる出入国港における運送業者に対して行う。

第２節　寄港地上陸許可（入管法第14条）

第１　船舶等の長等への教示

船舶等の長及び船舶等を運航する運送業者等に対し、「査証免除措置の対象となっていない者が乗船（乗機）前に寄港地上陸を希望した場合には、同人に対し、査証の取得を案内（入管法第６条第１項）」するよう、機会を捉えて指示する。なお、査証申請に関しては、

原則として申請者の居住地を管轄する我が国在外公館において行うこととされており、渡航先など第三国での当該申請については、申請者の居住国で申請することができなかった特別な事情が認められない限り受理されないことに留意するよう説明する。

第２　申請

入国審査官は、上陸を希望する外国人（乗員を除く。）が乗っている船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者から寄港地上陸許可申請書（施行規則別記第17号様式）及び当該外国人が記載した外国人入国記録（施行規則別記第６号様式）各１通を提出して寄港地上陸許可の申請があったときはこれを受理する（施行規則第13条第１項）。

なお、同一の船舶等に乗っている外国人で同一便で出国する複数の者（団体客）に係る申請は、上陸を希望する外国人の名簿（氏名のみ記載したもので足りる。）を添付の上１通の申請書にまとめて行わせることができる。ただし、外国人入国記録は各人ごとに記載させた上で提出させ、許可は各個人別に行う。

第３　審査

１　審査の方式

入国審査官は、第２の申請を受理したときは、上陸を希望する外国人に面接して審査する。また、その審査に当たり、個人識別情報の提供を求める（許可をする見込みがないことが明らかな場合には提供を求める必要はない。）。

なお、審査に当たっては、申請人たる船舶等の長又は運送業者から随時必要事項を聴取する。[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

２　許可の要件

入国審査官は、上陸を希望する外国人が次の許可要件を満たしているか否かを審査し、すべて満たしていると認めたときは、寄港地上陸を許可する。

（１）有効な旅券を所持していること（入管法第３条、施行規則第13条第２項）。

さらに、本邦から出国後旅行目的地へ入国することができるものであること及び当該目的地へ入国するに当たって査証が必要な場合はこれを所持していること。

（２）乗員でないこと（入管法第14条第１項）。

船舶等の乗客として到着し本邦において乗員となるため上陸を希望する外国人は、乗員として取り扱う。

（３）本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者であって、本邦外の目的地までの旅行に必要な切符を所持していること（入管法第14条第１項、施行規則第13条第２項）。

本要件については、次の諸点に留意する。

ア　本邦に在留するため他港で一般上陸の申請を行うことを予定している者については、寄港地上陸許可の申請を受理することなく、到着港において一般上陸の申請を行わせる。

イ　「本邦を経由して本邦外の地域に赴く」とは、通常、ある外国から本邦を経由して他の外国に赴く場合をいうが、例外的に同一の国の港に赴く場合もあり得る。しかし、いずれの形態であっても、通常の旅行形態として本邦を経由するルートが不自然でないと認められることが必要であり、査証取得を免れる目的での本許可制度の利用は認められない。

（４）乗っている船舶等の寄港した出入国港から出国する者であること（入管法第14条第１項）。

なお、本邦において複数の港に寄港する船舶等に乗っている者については、その船舶等が直接本邦外へ向けて出港することとなる港（いわゆる最終港）においてのみ寄港地上陸の許可をすることができると考える必要はなく、その船舶等が本邦内の他の港へ向けて出港する場合であっても、他の要件を満たせば、寄港地上陸許可の対象として取り扱って差し支えない。

（５）１か所の寄港地における上陸時間が72時間を超えないものであること（入管法第14条第１項）。

（６）乗っている船舶等の寄港した出入国港の近傍に上陸するものであること（入管法第14条第１項）。

ア　寄港地上陸とは「出入国港」の近傍に上陸することであるから、「出入国港」（臨時の出入国港を含む。）として指定されていない港の近傍に上陸することを希望する者には、これを許可することができない。

イ　ある出入国港で寄港地上陸を許可された者が他の出入国港に赴きそこで船舶等に乗って出国することは認められない。

ウ　周辺の他の出入国港から出国する場合については、入管法第15条に定める通過上陸許可の対象となる。

（７）入管法第５条第１項各号に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第14条第１項ただし書）。

（８）申請者である運送業者等が、許可を得ようとする外国人に対して許可内容について十分な指導を行う等その責任を果たすと認められること。

（９）到着便と乗継便の到着・出発時間など船舶・航空便の運航上の都合やその他の事情から本邦で寄港地上陸を希望することに合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれが認められないこと。

(10) 入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

第４　制限の内容

入国審査官は、審査の結果、寄港地上陸を許可するときは、次の要領により当該許可に付する制限の内容を定める。

１　上陸時間

72時間とする。

ただし、機長の要請がある場合等上陸時間を特に制限することが適当と思料される場合は、これを短縮することができる。

２　行動範囲

（１）出入国港の所在する市区町村の行政区域（市区町村には東京都の区の存する地域を含む。以下同じ。）とする。ただし、次の表に掲げる出入国港において許可を受ける者の行動範囲は同表の定めるところによる。

ア　海港

港名	行動範囲
東京港	東京都・神奈川県・千葉県
日立港	茨城県・千葉県
鹿島港	東京都・神奈川県
横浜港	
川崎港	
横須賀港	
三崎港	
千葉港	千葉県・東京都
木更津港	
直江津港	新潟県・長野県
大阪港	大阪府・兵庫県
阪南港	
和歌山下津港	和歌山県・大阪府
田辺港	
由良港	
神戸港	兵庫県・大阪府
姫路港	
尼崎・西宮・芦屋港	
相生港	
東播磨港	
田子の浦港	静岡県
清水港	
焼津港	
御前崎港	

港名	行動範囲
名古屋港	愛知県
衣浦港	
三河港	
広島港	広島県
福山港	
常石港	
尾道糸崎港	
土生港	
呉港	
鹿川港	
宇野港	岡山県
直島港	
水島港	
苅田港	苅田町・北九州市
佐賀関港	大分市
喜入港	鹿児島市
運天港	沖縄県
金武中城港	
那覇港	
平良港	
石垣港	
坂出港	香川県
詫間港	
丸亀港	
高松港	
三池港	大牟田市・荒尾市

イ　空港

新千歳空港	北海道
函館空港	北海道
旭川空港	北海道
仙台空港	宮城県
秋田空港	秋田県
福島空港	福島県
茨城空港	茨城県
成田空港	千葉県、東京都
羽田空港	東京都、神奈川県
中部空港	愛知県、岐阜県、三重県
小松空港	石川県
静岡空港	静岡県
関西空港	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県
神戸空港	兵庫県、大阪府
岡山空港	岡山県
広島空港	広島県
高松空港	香川県
福岡空港	福岡県
長崎空港	長崎県
熊本空港	熊本県
鹿児島空港	鹿児島県
那覇空港	沖縄県
嘉手納空港	沖縄県

（２）入国審査官は、寄港地上陸許可の申請人から第４の２の行動範囲を拡大して許可するよう行動範囲拡大の許可申請書（別記第23号様式）を提出して願出があったときは、所属する地方局等又は出張所の長の指示を受けて行動範囲を拡大することができる。

（注）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

３　その他の制限

入国審査官は、上陸期間及び行動範囲のほか、本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはならないことを制限として付すこととする。

なお、特に必要があると認めるときは、地方局等又は出張所の長の指示を受けてその他の制限又は条件を付すことができる。

第５　許可の証印等

入国審査官は、ＦＥＩＳに旅券情報及びＥＤ番号を入力し、寄港地上陸を許可するときは、次の要領により上陸を希望する外国人の所持する旅券に寄港地上陸許可の証印シール（施行規則第18号の２様式）を貼付する。

ＦＥＩＳの機器の故障等により証印シールを打ち出すことができないときは、スタンプ式の証印（施行規則別記第18号様式）を押印し、証印の所定欄に許可年月日、上陸許可期限（年月日及び時刻）、第４の２に定める行動範囲及び上陸する出入国港名を記載する。

１　第４の２（２）により行動範囲の拡大を認めたときは、許可証印の下部欄外に拡大区域を表示し、入国審査官認証印を押印する。

２　上陸時間、行動範囲、就労活動の制限及びその他の制限を遵守し、制限に違反した場合は許可を取り消し得る旨を許可を受ける外国人に説明するとともに、説明日時、説明者及びこれらの説明を行った旨寄港地上陸許可申請書の適宜の場所に記載する。

（注）[redacted]

３　寄港地上陸を許可しない場合も、ＦＥＩＳに旅券情報及びＥＤ番号を入力し、不許可事由を選択し、不許可登録をする。

第６　許可内容の変更

１　許可後における行動範囲の拡大

入国審査官は、寄港地上陸許可を受けた後行動範囲の拡大を希望する外国人につき、当該寄港地上陸の許可の申請人から行動範囲拡大の許可申請書（別記第23号様式）を提出して行動範囲の拡大の願出があった場合は、これを受理の上、第３に定めるところにより審査し、行動範囲の拡大を適当と認めるときは、地方局等又は出張所の長の指示を受けて、当該外国人の旅券に貼付又は押印されている許可証印の下部欄外に拡大区域を表示の上、入国審査官認証印を押印する。

２　やむを得ない事情により許可された上陸時間を超える場合の特例

（１）申請

入国審査官は、許可に付された上陸時間内に乗船（機）する船舶等が荒天その他のやむを得ない事情により到着が遅れる、又は出港できない等の理由により上陸期間の延長を希望する者について、第２に定める申請手続により新たな寄港地上陸許可の申請があったときは、これを受理する。

この場合、新たな外国人入国記録の提出は要しない。

なお、負傷・病気等一時的行動不能の場合で、その状態が当初の許可期限を超えるおそれがあるときは、原則として新たに緊急上陸許可申請を行わせる。

（２）審査

入国審査官は、新たな寄港地上陸許可の申請を受理したときは、第３に定めるところにより新たに許可を行うか否かの審査を行う。

（３）証印

入国審査官は、再許可することを決定し、上陸期間等許可の内容を定めたときは、次のとおり措置する。

ア　当初の許可が証印シールの場合には、証印シール上の許可期限をボールペンで２本線を引き抹消し、新たな許可期限を表示の上、入国審査官認証印を押印する。

イ　当初の許可がスタンプ式の場合には、当初許可した寄港地上陸許可の証印に使用済（USED）印を押印し、新たな寄港地上陸許可証印の押印及び証印の所定欄への記載を行う。

ウ　前記ア又はイの措置に伴い、新たな許可期間をＦＥＩＳに入力する。

第７　出国の確認

寄港地上陸の許可を受けた外国人が出国する場合の出国確認の手続は、第３章第１節に定めるところによる。

なお、寄港地上陸許可を受けた外国人が本邦の他の港に向けて出港する船舶に乗る場合

においても、第３章第１節に定めるところによる。

第２節の２　船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第１項）

第１　申請

入国審査官は、上陸を希望する外国人（乗員を除く。）が乗っている指定旅客船の運送業者等から、船舶観光上陸許可申請書（施行規則別記第17号の２様式）１通を提出して船舶観光上陸許可の申請があったときは、これを受理する（施行規則第13条の２第１項）。

なお、申請書類は、次の方法により電子メールで受け付けることができる。

１　運送業者等から電子メールでの申請希望を受けた際に、地方出入国在留管理局・支局又は出張所の政府ドメイン名の申請受付用のメールアドレスを運送業者に伝えるとともに、運送業者等が申請に用いるメールアドレスを聴取し、聴取したメールアドレスからのみ申請を受け付ける。

２　船舶観光上陸許可申請書は、電子データ（PDF形式）で送信させる。３　運送業者等から船舶観光上陸許可申請があった場合は、船舶観光上陸許可申請書の電子データをインターネット仮想環境から入管WAN端末に取り込むなど、適宜の方法で保存する。

４　運送業者等からの船舶観光上陸許可申請メールを削除する。

（注１）電子メールサービスは、法務省が運用する基盤システムが提供するインターネット接続仮想環境のインターネットメールサービス（Microsoft Outlook）を利用すること。

（注２）不審な電子メールを受信した場合には、情報セキュリティインシデント対処要領（平成30年３月29日付け統括情報セキュリティ責任者決定。令和６年３月27日最終改定。）に基づき適切に対処する。

（注３）受信した電子メールはHTML形式で表示しないこと。

（注４）受信メールの自動転送機能は利用しないこと。

（注５）インターネット仮想環境からファイルを端末に取り込むときは、あらかじめインターネット接続環境において内容に不審な点がないことを確認するなど、情報セキュリティ関係規程に定める遵守事項の遵守を徹底すること。

また、同一の旅程で出国を予定する複数の者に係る申請は、寄港地上陸許可の場合に準じ申請書１通にとりまとめて行わせることができる。

第２　審査

１　前港出港前の事前準備

（１）乗員名簿及び乗客名簿の受理

ア　前港から直入港予定の海港を管轄する地方局等は、運送業者等に対し、当局からあらかじめ指定したフォーマットに確定した乗員名簿及び乗客名簿を作成させた上、電子データにより遅くとも入国予定日の２日前までに提出させる。

（注）第１章第８節第１の２（４）アの注書き参照。

イ　運送業者等に対し、本邦の海港において上陸を予定する乗客を可能な限り把握し、上陸予定のない乗客があるときは、乗客名簿にチェックするなど適宜の方法で地方局等に連絡するとともに、旅券を下船予定者とは別に保管するなどして適切に管理するよう協力を求める。

（２）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

（３）船舶観光上陸許可書の作成

前記（２）において、法５条該当者でないことが確認された外国人乗客については、入管法施行規則別記第17号の３様式に必要事項を記入した入国審査官認証印の押印されていない船舶観光上陸許可書（以下、「入国審査官認証印のない許可書」という。）をあらかじめ作成することとし、以下のとおり記載する。

ア　氏名、生年月日、国籍・地域及び旅券番号

外国人乗客の旅券写しを入国審査官認証印のない許可書の裏面に貼付することから、「裏面のとおり」と記載する。

イ　指定旅客船の名称

当該指定旅客船の名称を記載する。

ウ　寄港する出入国港

当該指定旅客船が寄港する予定の出入国港を記載する。

エ　上陸期間

30日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船にあっては７日）を超えない範囲で、当該指定旅客船が本邦内の出入国港に最初に入港した日から、本邦外の地域に向けて最終港を出港する日までの期間とする。

（注）天候の影響等により、あらかじめ最終港を出港する日に変更が生じるおそれがある場合には、上陸期間が30日（本邦内の寄港地が一である航路に就航する指定旅客船にあっては７日）を超えない範囲で、最終港を出港する日までの期間に合理的に必要と認められる期間を加えて許可するものとする。

オ　行動範囲

原則、指定旅客船が寄港する出入国港の所在する都道府県（島嶼地域など都道府県で指定することが適当でない場合は市町村）を行動範囲とする。なお、船舶観光上陸許可を受けて下船する外国人の観光予定先が、指定旅客船が寄港した出入国港の所在する都道府県又は市町村の区域内にとどまらない場合もあることから、必要に応じて、その隣接する都道府県又は市町村を含め指定し、又は「○○地方全域」などと指定する。

カ　その他の制限

原則、「本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。」及び「日本国の法令に違反する行為を行ってはなりません。」の制限を付すこととする。

（４）[redacted]

２　前港出港後の手続

（１）乗客名簿の確定作業

ア　地方局等は、運送業者等に対し、前記第２の１（１）で提出した乗客名簿が確定したときは、速やかに地方局等に提出させるとともに、前港出港前に提出された乗客名

簿と変更があったときは、変更点を明示して確実に報告させる。また、入国審査官が前港から乗船している場合は、当該入国審査官に対しても同様に、乗客名簿の提出及び報告を行わせることとする。

イ [redacted]

（２）船舶観光上陸許可書の追加作成及び修正

前港から乗船している入国審査官又は地方局等の入国審査官は、前記（１）において変更があった外国人乗客に係る入国審査官認証印のない許可書の追加作成又は修正を行う。

この場合においても、同許可書に入国審査官認証印は押印しない。

（３）旅券の整理

地方局等は、運送業者等に対し、本邦の出入国港において上陸を予定している全ての外国人乗客に船舶観光上陸許可申請書の質問事項の確認を求める。また、入国審査官が前港から乗船しているときは、運送業者等に対し旅券の提出を求めた上で、有効性を確認する。

（４）船舶内の審査場の確保・設営

我が国の出入国港において下船を希望する乗客に対して、後記３の手続を行うときは、当該出入国港に設置されたターミナル内で行うことを原則とするが、ターミナルが設置されていない又はターミナル内で審査を行うことができない場合、船舶内等で審査する場所を確保し、運送業者等の協力を得て、入港までに審査場の設営を行う。

３　我が国出入国港に接岸後の手続

（１）審査場等への誘導

前港から乗船している又は接岸後に乗り込んだ入国審査官は、運送業者等に対し、下船を希望する外国人乗客を出入国港に設置されたターミナル又は船舶内に設営した審査場へ適宜の方法で誘導するよう協力を求めることとする。この場合、接岸後直ちに下船する必要がある乗客を優先して案内するよう協力を求める。[redacted]

（２）船舶観光上陸許可書の配布

入国審査官は、個人識別情報を取得する際、氏名、生年月日、国籍・地域及び旅券番

号欄が「裏面のとおり」と記載された入国審査官認証印のない許可書に外国人乗客が提出した旅券写しを貼付する。なお、あらかじめ運送業者等に手交し、適宜外国人乗客に対し配布することが可能な場合は、同許可書の配布のほか、審査の待ち時間を利用して同許可書裏面に外国人乗客の旅券写しを貼付する作業についても必要に応じて協力を求めることとする。

（注１）旅券写しについては、顔写真の貼付された身分事項頁を原寸大で、Ａ４又はＡ５版の用紙により各乗客ごとに１枚ずつ作成したものとする。

（注２）入国審査官認証印のない許可書の配布については、運送業者等との調整により接岸前の適宜のタイミングで行っても差し支えない。

（３）個人識別情報の取得

入国審査官は、外国人乗客が旅券写しの裏面に貼付された入国審査官認証印のない許可書を所持していること、個人識別情報の提供免除対象者でないことを確認した上で、当該外国人乗客から個人識別情報（指紋のみ）を取得し、[redacted]

（注）[redacted]

（４）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

① [redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

エ [redacted]

[redacted]

（５）船舶観光上陸許可書の交付

[redacted]入国審査官認証印のない許可書に入国審査官認証印を押印して外国人乗客に交付する。

（６）運送業者等による下船時の確認

入国審査官は運送業者等に対し、前記（５）により船舶観光上陸許可書の交付を受けた外国人乗客が下船する場合、当該乗客が入国審査官認証印が押印された船舶観光上陸許可書を所持していることを確実に確認した上で、下船させるよう協力を求める。

（７）留意事項

我が国における寄港地を最終港として下船するなど、船舶観光上陸許可によらない通常の入国審査により上陸を許可された外国人乗客については、所持する旅券に上陸許可の証印があることを確認するよう併せて協力を求めることとする。

４　船舶観光上陸許可書交付後の手続

（１）出入国審査端末への入力

入国審査官は運送業者等に対し、船舶観光上陸許可を受けた外国人乗客に係る旅券の提出を求めた上で、出入国審査端末を使用して当該上陸許可に係る入力を行う。

なお、運送業者等から提出を受ける第１章第８節第１の２（４）に規定する確定後の乗客名簿が、ＭＲＰリーダで外国人乗客の旅券から取得した身分事項に基づき作成されたものであることが確認できたときは、船舶観光上陸許可入力用サブツールを使用して出入国審査端末への入力を行って差し支えない。

（注１）旅券有効期間を確認する必要性から、乗客名簿は当局が指定する形式（「氏名、国

籍、生年月日、性別、旅券番号、旅券有効期限」の順に入力されたエクセルファイル）で提出する場合に限る。

（注２）入管法第56条の２により運送業者等には「旅券等の確認義務」が課せられているところではあるが、当局においても有効性に疑義のある旅券の有無について確認する必要があることから、船舶観光上陸許可入力用サブツールを使用するときであっても、旅券の提出は必須とする。また、旅券の有効性等を確認後、外国人乗客の旅券の員数を確認の上、確実に運送業者等に返還する。

（２）乗客の出港前帰船状況に係る報告

入国審査官は運送業者等に対し、指定旅客船が本邦の出入国港に寄港する都度、当該出入国港を出発する前に、船舶観光上陸許可を受けて上陸した外国人乗客が帰船しているかどうかを確認し、帰船していない者がいた場合には、直ちに当該出入国港を管轄する地方局等に報告を求めることとする。また、本邦の最終港においては、帰船していない者の有無にかかわらず、確認結果の報告を求めることとする。

確認の結果、指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したと認められる外国人乗客がいた場合には、運送業者等に対して、当該乗客の身分事項、顔写真及び下船時間等の報告を求めるとともに、入国警備官に通報する。

５　許可内容の変更等

（１）行動範囲の拡大

入国審査官は、管轄する出入国港にある指定旅客船の運送業者等から、船舶観光上陸許可を受けた後行動範囲の拡大を希望する外国人につき、行動範囲拡大の許可申請書（別記第23号様式）を提出して行動範囲の拡大の願出があった場合は、これを受理の上、行動範囲の拡大を適当と認めるときは、地方局等又は出張所の長の指示を受けて、当該外国人の船舶観光上陸許可書の行動範囲欄に拡大区域を表示の上、入国審査官認証印を押印する。このとき寄港する出入国港に変更が生じる場合においては、船舶観光上陸許可書の寄港する出入国港欄を訂正し、同じく入国審査官認証印を押印する。

（２）指定旅客船が出入国港を出港するまでに帰船できなかった者等の取扱い

交通の断絶等本人の責めに帰すことが適当ではない事情により指定旅客船の出港までに帰船できなかった上陸許可期間内の外国人乗客で、次港で指定旅客船に帰船可能な者については、上記（１）により次港までの行動範囲拡大を申請させた上で、当該指定旅客船の運送業者等の責任と費用で速やかに帰船させる。この場合、行動範囲欄には「○○港から○○港まで（復船するための移動経路）」を追加し、入国審査官認証印を押印する。

また、次港で指定旅客船に帰船できない者又は上陸許可後のやむを得ない事情変更等

により指定旅客船を下船して、当該指定旅客船以外の船舶又は航空機で出国しなければならない者については、当該指定旅客船の運送業者等の費用と責任で速やかに出国させる。この場合、緊急上陸許可を受けた外国人の出国（第６節第７）を準用して特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届（別記第27号様式）を提出させる。

６　許可書の再交付

（１）入国審査官は、運送業者等から、紛失滅失、著しい毀損、汚損等の理由により船舶観光上陸許可書の再交付を受けたいとして、特例上陸許可書再発給願書（別記第26号様式）の提出があったときは、許可書の再交付を行う。

ただし、当該許可に付された制限又は条件に違反している等の事実が確認された場合は、再交付を行うことなく第１節第２の２に定めるところにより、当該許可を取り消す（講学上の撤回）。

（２）入国審査官は、許可書を再交付するときは、新たな許可書に当初の上陸期間、上陸港名等許可の内容及び再交付年月日を記載するとともに、「再交付」と明記する。

なお、再交付したときは、紛失滅失による場合を除き、毀損又は汚損等した許可書を回収する。

第３　出国手続等

１　船舶観光上陸許可書の回収

（１）入国審査官は、最終港において、船舶観光上陸許可を受けた外国人乗客が帰船した際に、入国審査官認証印が押印された許可書を回収し、当該許可書及び裏面に貼付された旅券写しによって、許可期間、同一人性等の確認を行うとともに、回収した同許可書の枚数を確認して帰船状況を確実に把握する。また、入国審査官認証印が押印された許可書の交付を受けているが、船舶から下船しなかった外国人乗客については、運送業者等に回収を依頼する。

（２）帰船時における入国審査官認証印が押印された許可書の回収については、運送業者等に必要な協力を求めることができるが、回収に当たっては、運送業者等のみに行わせることなく、入国審査官が必ず立ち会うこととする。

２　出入国審査端末への入力

入国審査官は、当該船舶が外国の港へ向けて出港する本邦の最終港において、運送業者に船舶観光上陸許可を受けた者の旅券の提出を求めた上で、出入国審査端末へ出国確認の入力を行うこととする。

３　帰船に係る報告

入国審査官は、本邦の最終港においては、必ず入管法第57条第６項に基づき、運送業者等に対して、船舶観光上陸許可を受けた者が当該指定旅客船に帰船しているかどうかにつ

いて報告を求めることとする。

第４　留意事項

１　指定旅客船の乗客に対しては、原則として、一次港で上陸審査を行うこととする。

上陸審査後は、個人識別情報提供者数、上陸許可者数（個人識別情報の提供免除者数を除く。）, 及び乗客名簿を必ず突合し、これらの数が一致することを確認する。

２　本邦における複数の出入国港に寄港する指定旅客船の乗客については、原則として、最終港で出国確認を行うこととする。

出国確認後は、回収した船舶観光上陸許可書の枚数、出国確認を受けた者の数及び乗客名簿を必ず突合し、これらの数が一致することを確認する。

第２節の３　数次船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第２項）

第１　申請

入国審査官は、上陸を希望する外国人（乗員を除く。）が乗っている指定旅客船であって、一連のクルーズ・ツアーにおいて複数回にわたり外国の港から本邦の出入国港に寄港するとして、運送業者等から数次船舶観光上陸許可申請書（施行規則別記第17号の２様式）１通を提出して数次船舶観光上陸許可の申請があったときは、これを受理する（施行規則第13条の２第１項）。

なお、同一の旅程で出国を予定する複数の者に係る申請は、寄港地上陸許可の場合に準じ申請書１通にとりまとて行わせることができる。

第２　審査

１　初回上陸時における審査

前節第２に同じ。

２　２回目以降の上陸時における審査

（１）数次船舶観光上陸許可を受けた者の入国予定の把握

前港から直入港予定の海港を管轄する地方局等は、運送業者等に対し、数次船舶観光上陸許可を受けた外国人乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、旅券番号並びに数次船舶観光上陸許可番号及び同許可年月日のほか、当該指定旅客船の名称及び船籍を、遅くとも入国予定日の前日までに報告するよう求める。

（注）数次船舶観光上陸許可を受けた者が、外国の港で帰船せず、当該許可で上陸しないことが判明したときは、当該事実を把握した官署から直前の出国確認を行った官署に当該出国をもって出入国記録の補正（閉鎖）を依頼する。

（２）前港から直入港予定の海港を管轄する地方局等は、初回上陸時に数次船舶観光上陸許

可を行った地方局等に対して、運送業者等から提出を受けた当局指定のフォーマットで作成された乗客名簿の送付を依頼し、[redacted]

（３）我が国出入国港に接岸後、入国審査官は、外国人乗客が数次船舶観光上陸許可書を所持していること、個人識別情報の提供免除対象者でないことを確認した上で、当該外国人から個人識別情報（指紋のみ）を取得し、[redacted]

（４）[redacted]当該外国人が所持する数次船舶観光上陸許可書の数次許可用確認欄に入国審査官認証印を押印する。

（５）運送業者等による下船時の確認

入国審査官は運送業者等に対し、前記（４）の手続を経て数次船舶観光上陸許可に基づき再度の上陸を行おうとする外国人乗客が下船する場合、当該乗客が所持する数次船舶観光上陸許可書の数次許可用確認欄に入国審査官認証印が押印されていることを確実に確認した上で、下船させるよう協力を求める。

３　許可書の再交付

入国審査官は、船舶の長又は運送業者から紛失滅失等の理由により数次船舶観光上陸許可書の再交付の申出があったときは、特例上陸許可書再発給願書（別記第26号様式）を提出させ、第２節の２第２の５に準じ再交付することができる。

第３　出国手続等

１　数次船舶観光上陸許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されている外国人

入国審査官は、数次船舶観光上陸許可を受けた外国人乗客が指定旅客船で出国しようとする出入国港において、当該乗客が帰船した際に、入国審査官認証印が押印された許可書の数次許可用確認欄に出国証印を押印し、当該許可書及び裏面に貼付された旅券写しによって、許可期間、同一人性等の確認を行う。また、入国審査官認証印が押印された許可書の交付を受けているが、船舶から下船しなかった外国人乗客についても、運送業者等に協力を求め、同様に出国確認を行う。

２　数次船舶観光上陸許可に基づき再び本邦に上陸することが予定されていない外国人

前節第３に同じ。

第４　許可の取消し（講学上の撤回）

１　取消事由

次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消す（講学上の「撤回」）。

（１）当該許可を受けた外国人乗客が入管法第５条第１項各号に掲げる上陸拒否事由のいずれかに該当することとなったとき。

（２）当該許可を受けた外国人乗客が入管法違反に当たる行為その他出入国管理上の観点から好ましくない行為を行ったとき。

（３）当該許可を受けた外国人乗客が、当該指定旅客船の乗客でなくなったとき。

（４）指定旅客船の運送業者等が入管法第６章に定める各種義務を履行しない又は前節第１の指定旅客船の要件に該当しなくなった等当該許可を与えておくことが適当でないと認められるとき。

（５）当該許可書を他人が使用したとき等当該許可を与えておくことが適当でないと認められる事由が生じたとき。

２　取消し手続

（１）入国審査官は、数次船舶観光上陸許可を受けている外国人乗客に関し、前記１のいずれかの事由があることを知ったときは、所属する地方局等又は出張所の長に数次船舶観光上陸許可の取消報告書（別記第23号様式の２）をもって報告し、当該許可を取り消すか否かについて指示を求める。

この場合、地方局等又は出張所の長は、本邦外にいる数次船舶観光上陸の許可を受けた外国人乗客が前記１の事由に該当すると認められるときは、必ず当該許可の取消しを指示する。

（２）入国審査官は、地方局等又は出張所の長から当該許可を取り消すよう指示を受けた場合は、次により措置する。

（注）地方局の支局（以下「支局」という。）又は出張所の長は、数次船舶観光上陸許可の取消しに関し、自ら取消しを行うのが適当でないと思料するときは、それぞれ上局へ取消しの可否について進達する。

ア　当該許可を受けている者が本邦に上陸しようとする際に取り消す場合

取消しの事実を取消通知書（施行規則別記第17号の４様式及び第17号の５様式）によって当該許可を受けている者及び当該許可を申請した運送業者等に通知するとともに、許可書を返納させる。

イ　当該許可を受けている者が本邦に上陸中の場合

（ア）当該許可を受けている者の所在が明らかであるとき

取消しの事実を取消通知書によって当該許可を受けている者及び当該許可を申請した指定旅客船の運送業者等に通知するとともに、出国又は帰船時に許可書を

返納させる。この場合において、当該外国人乗客本人が地方局等又は出張所に出頭してきたときは、次の例により、取消しの事実及び出国するために必要な期間を許可書の数次許可用確認欄に明記し、入国審査官認証印を押印する。

２０××年○月○日取消し

出国（帰船）のための猶予期間２０××年○月○日まで

（イ）当該許可を受けている者の所在が不明であるとき

取消しの事実を取消通知書によって当該許可を申請した指定旅客船の運送業者等に通知し、かつ、当該運送業者等に対して許可を受けている者に通知し許可書を返納するよう求める。

ウ　許可を受けている者が本邦外にある場合

取消しの事実を取消通知書によって申請をした指定旅客船の運送業者等に通知し、かつ、当該運送業者等に対して許可を受けている者に通知し許可書を返納するよう求める。

（３）取消し後の報告

ア　出張所の長は数次船舶観光上陸許可を取り消した場合は、所属する地方局等に取り消した許可に係る名簿（番号、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、船名）を添付し報告する。

イ　地方局等の長は、自ら取り消した許可に係る名簿、及び所属する出張所から報告を受けた取消しに係る名簿を管下出張所長及び他の地方局等の長に送付して通報する。

第３節　通過上陸許可（入管法第15条）

第１　申請

入国審査官は、上陸を希望する外国人（乗員を除く。）が乗っている船舶等（観光通過上陸の場合は航空機を除く。以下この項において同じ。）の長又はその船舶等を運航する運送業者から、通過上陸許可申請書（施行規則別記第17号様式）及び当該外国人が記載した外国人入国記録各１通を提出して通過上陸許可の申請があったときは、これを受理する（施行規則第14条第１項）。

なお、同一便で出国を予定する複数の者に係る申請は、寄港地上陸許可の場合に準じ申請書１通にとりまとめて行わせることができる。

第２　審査

１　審査の方式

入国審査官は、第１の申請を受理したときは、上陸を希望する外国人に面接して審査す

る。また、その審査に当たり、個人識別情報の提供を求める（許可をする見込みがないことが明らかな場合には提供を求める必要はない。）。

（注）[redacted]

2　許可の要件

入国審査官は、通過上陸許可を希望する外国人が次の許可要件を満たしているか否かを審査し、全て満たしていると認めたときには、通過上陸を許可する。

（１）観光通過上陸

ア　有効な旅券を所持していること（入管法第３条、施行規則第14条第２項）。

イ　乗員でないこと（入管法第15条第１項）。

ウ　船舶に乗船しており、当該船舶により本邦から出国する者であって、本邦外の目的地までの旅行に必要な切符を所持していること（入管法第15条第１項、施行規則第14条第２項）。

なお、観光通過上陸は、船舶に乗船している外国人乗客のみに認められるもので、航空機の乗客は許可の対象にならない。

エ　乗船してきた船舶が本邦にある間、観光、休養その他これらに類する目的のため一旦上陸し当該船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過する者であること（入管法第15条第１項）。

（ア）乗船してきた船舶が本邦にある間の一時的な通過上陸を認めるものであり、当該船舶が一旦本邦を離れ本邦外の港に寄港した後、再び本邦に戻ってくるまでの間、本邦で観光しながら待機することを希望する者は、当該船舶が本邦を離れる期間が短い場合であっても、本許可の対象とならない。

（イ）寄港地上陸許可と異なり、「本邦を経由して本邦外の地域に赴く」ことは要件となっていないので、乗船してきた船舶はある外国から本邦を経由して他の外国に赴くものである必要はなく、本邦寄港後直接出発国へ向け出港する場合も本許可の対象となる。

（ウ）乗船してきた船舶への帰船については、当該船舶が本邦において寄港する港（最終港を含む。）のいずれかで帰船すればよい。

オ　上陸期間が15日を超えない者であること（施行規則第14条第５項第１号）。

上陸期間の計算に当たっては、初日を算入しない。

カ　入管法第５条第１項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第15条第６項）。

キ　入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

（２）周辺通過上陸

ア　有効な旅券を所持していること（入管法第３条、施行規則第14条第２項）。

イ　乗員でないこと（入管法第15条第２項）。

ウ　本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者であって、本邦外の目的地までの旅行に必要な切符又はこれに代わる保証書を所持していること（入管法第15条第２項、施行規則第14条第２項）。

エ　乗ってきた船舶等の入港した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため通過する者であること（入管法第15条第２項）。

なお、「周辺の他の出入国港」とは、入国した出入国港と同一の地方局管内にある出入国港又はこれに隣接する地方局管内にある出入国港をいう。

オ　上陸期間が３日を超えない者であること（入管法第15条第２項）。

（ア）上陸期間の計算に当たっては、初日を算入しない。

（イ）出国しようとする船舶等が既に入港しているか又は３日以内に入港することが確実であると認められることを要する。

カ　入管法第５条第１項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第15条第６項）。

キ　入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

第３　制限の内容

入国審査官は、通過上陸を許可するときは、次の要領により当該許可に付する制限等許可の内容を定める。

１　上陸期間

（１）観光通過上陸

ア　15日とする。ただし、船舶側の要請がある場合又は運送業者の協力義務の履行に問題がある場合等上陸期間を特に制限することが適当と思料される場合は、必要最小限の期間にとどめることができる。

イ　上陸期間は日を単位として定める。

（２）周辺通過上陸

ア　３日とする。ただし、運送業者の協力義務の履行に問題がある場合等上陸期間を特に制限することが適当と思料される場合は、これを短縮することができる。

この場合、許可を受けた外国人が、船舶等に３日以内に乗船（機）すれば足りる。

イ　上陸期間は日を単位として定める。

２　通過経路

（１）観光通過上陸の場合にあっては当該外国人が帰船しようとする出入国港までの順路に

より、周辺通過上陸の場合にあっては当該外国人が出国のため乗ろうとする船舶等のある出入国港までの順路による。

（２）許可する期間の範囲内で帰船又は乗換えが可能であると認めるときは、申請人からの願出に基づき、第２節第４の２（２）に定めるところに準じ、所属する地方局等又は出張所の長の承認を得て（１）の順路のほか著名な観光地を通過経路として追加することができる。

３　その他の制限

入国審査官は、上陸期間及び通過経路のほか、本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはならないことを制限として付すこととする。

なお、特に必要があると認めるときは、所属する地方局等又は出張所の長の指示を受けてその他の制限又は条件を付すことができる。

第４　許可の証印

入国審査官は、ＦＥＩＳに旅券情報及びＥＤ番号を入力し、通過上陸を許可するときは、次の要領により上陸を希望する外国人の所持する旅券に通過上陸許可の証印シール（施行規則別記第19号の２様式）を貼付する。

ＦＥＩＳの機器の故障等により証印シールを打ち出すことができないときは、スタンプ式の証印（施行規則別記第19号様式）を押印し、証印の所定欄に上陸許可年月日、上陸許可期限（年月日）及び通過経路（上陸港名及び出国港名）を記載する。

１　第３の２（２）により順路以外の立寄地を追加した場合には、その地名を証印下部欄外に記載し、入国審査官認証印を押印する。

２　その他

上陸許可期間及び通過経路等を遵守し、制限に違反した場合は許可を取り消し得る旨を許可を受ける外国人に説明するとともに、説明日時、説明者及びこれらの説明を行った旨通過上陸許可申請書の適宜の場所に記載する。

（注）[redacted]

３　通過上陸を許可しない場合も、ＦＥＩＳに旅券情報及びＥＤ番号を入力し、不許可事由を選択し、不許可登録をする。

第５　許可内容の変更

１　許可後における通過経路の変更の許可

入国審査官は、通過上陸の許可を受けた後通過経路の変更を希望する外国人につき、当

該通過上陸許可の申請人から通過経路変更の願出があった場合は、これを受理の上第３の２に定めるところにより審査し、経路の変更又は追加を認めることが適当と認めるときは、所属する地方局等又は出張所の長の指示を受けて、旅券に押印されている通過上陸許可の変更部分を訂正（経路を追加する場合は証印下部欄外に記載）の上、入国審査官認証印を押印する。

なお、当該外国人が当初の許可を行った地方局等の管轄外又は出張所の分担区域外にいるときは、当初の許可の申請を行った者又は乗船（機）する船舶等の長若しくは運送業者からの願出に基づき、当該外国人が現にいる場所を管轄する地方局等又は分担する出張所の入国審査官において変更することができる。

２　やむを得ない事情により許可された上陸期間を超える場合の特例

（１）申請

入国審査官は、許可に付された上陸期間内に乗船（機）する船舶等が荒天その他のやむを得ない事情により到着が遅れる、又は出港できない等の理由により上陸期間の延長を希望する者について、第１に定める申請手続により新たな通過上陸許可の申請があったときは、これを受理する。

この場合の取扱いは次のとおりとする。

ア　この場合、新たな外国人入国記録の提出は要しない。

イ　負傷・病気等一時的行動不能の場合で、その状態が当初の許可期限を超えるおそれがあるときは、原則として新たに緊急上陸許可申請を行わせる。

ウ　当該外国人が当初の許可を行った地方局等の管轄外又は出張所の分担区域外にいるときは、当初の許可の申請を行った者又は乗船（機）する船舶等の長若しくは運送業者からの申請に基づき、当該外国人が現にいる場所を管轄する地方局等又は分担する出張所の入国審査官において受理することができる。

（２）審査

入国審査官は、新たな通過上陸許可の申請を受理したときは、第２に定めるところにより新たに許可を行うか否かの審査を行う。

（３）証印

入国審査官は、再許可することを決定し、上陸期間等許可の内容を定めたときは、次のとおり措置する。

ア　当初の許可が証印シールの場合には、証印シール上の許可期限をボールペンで２本線を引き抹消し、新たな許可期限を表示の上、入国審査官認証印を押印する。

イ　当初の許可がスタンプ式の場合には、当初許可した通過上陸許可の証印に使用済（USED）印を押印し、新たな通過上陸許可証印の押印及び証印の所定欄への記載を行

う。

ウ　前記ア又はイの措置に伴い、新たな許可期間をＦＥＩＳに入力する。

なお、当初の許可を行った地方局等又は出張所以外の地方局等又は出張所で再許可を行った場合は、再許可のための申請書類写しを当初の許可を行った地方局等又は出張所に送付する。

第６　出国の確認

通過上陸の許可を受けた外国人が出国する場合の出国確認の手続は、第３章第１節に定めるところによる。

第４節　乗員上陸許可（入管法第16条第１項）

第１　申請

１　入国審査官は、上陸を希望する外国人乗員（本邦において乗員となる者を含む。以下同じ。）が乗り組んでいる船舶（乗り組むべき船舶等を含む。）の長又はその船舶を運航する運送業者から、乗員上陸許可申請書（施行規則別記第20号様式）２通を提出して乗員上陸許可の申請があったときは、これを受理する（施行規則第15条第１項）。

受理する場合の留意点は次のとおりである。

（１）上陸の目的等を同じくする複数の乗員に係る申請は、それらの者の名簿（氏名、国籍又は地域、旅券又は乗員手帳の番号を記載したもの）を添付の上、申請書にとりまとめて行わせる。

（２）乗員が本邦で他の船舶等に乗り換えようとする場合又は外国人が本邦において乗員となる者である場合には、原則として当該外国人が新たに乗り組むべき船舶等を運航する運送業者から申請があったときに受理する。

（３）入国審査官は、単一港近傍上陸又は同一港乗換上陸の許可申請について、乗員上陸許可申請書を１通とすることができる。

（４）乗員上陸許可支援システムを利用して申請された場合には、船舶の長又は運送業者の署名は省略して差し支えない。

２　入国審査官は、上陸を希望する航空機の乗員については、当該航空機を運航する運送業者又は機長から、乗員上陸許可申請書（施行規則別記第20号様式）２通を提出して乗員上陸許可の申請があったときは、これを受理する。

ただし、単一港近傍上陸の許可申請については、入港時に提出される一般申告書（別記第４号様式）をもって乗員上陸許可申請書に代える。

第２　審査

１　審査の方式

（１）入国審査官は、第１の申請を受理したときは、乗員上陸許可申請書を提出した船舶等の長若しくはその代理人（船長が指名する事務長又はその他の船員をいう。）又は運送業者の代表者若しくはその代理人に直接面接して審査する。

（注）[redacted]

（２）入国審査官は、申請書に記載された内容に従い、当該船舶等が寄港を予定している他の出入国港における乗員上陸の許可申請についてもこれを受理の上審査を行い、その許否を決定することができる。

（３）乗員からの個人識別情報の取得に関する取扱いは以下のとおりとし、個人識別情報の提供を求めたにもかかわらずこれに応じない乗員に対しては、上陸を認めない。

（注）特別永住者及び16歳未満の者が乗員である場合においては、個人識別情報の提供は求めないこととするが、原則として、特別永住者及び中・長期在留者が乗員である場合、引き続き本邦での在留を希望するときは、再入国の許可による上陸申請を案内することに留意する。

ア　航空機の乗員

空港においては、航空機の外国人乗員のうち乗員上陸許可を希望するすべての者に個人識別情報を提供させる。このため、大規模空港においては、原則として乗員専用ブースを開設することとし、小規模空港については、一般旅客と同じブースにおいて取得する。

事務室での乗員審査は原則として行わないこととするが、他の業務への影響がない場合には実施して差し支えない。

乗員についても、原則として旅券の提示を求め、ＭＲＺ情報を取得した上で個人識別情報の提供を受けることとし、旅券を所持していない乗員については、所持する乗員手帳等に基づき身分事項を手入力した上で個人識別情報を提供させることとする。

イ　船舶の乗員

[redacted]

なお、個人識別情報の提供をさせるのは、乗員上陸の許可の審査又は数次乗員上陸許可を受けている者を上陸させるに当たって必要な場合であるので、直入港において個人識別情報の提供を行い単一港近傍上陸の許可を受けた乗員が、二次港において改めて同上陸の許可を受けようとする場合には対象となるが、直入港において複数港近傍上陸の許可を受けた乗員が、二次港において上陸しようとする場合には対象とな

らない。

２　許可の要件

入国審査官は、乗員上陸許可を希望する外国人が次に掲げる許可要件を満たしているか否かを審査し、すべて満たしていると認めたときは乗員上陸を許可する（ＦＡＬ条約附属書３．44）。

（１）有効な旅券又は乗員手帳を所持していること（入管法第３条）。

ア　所持人の氏名及び国籍が記載されていること。

イ　権限ある機関によって発給されたものであること、又は権限ある機関によって有効な乗員手帳として承認されたことが表示されていること。

「権限のある機関」とは、当該国の法令に基づき乗員に係る文書を発行する権限を有する機関のことで、旅券の発行主体とは異なって必ずしも我が国政府や我が国が承認した外国政府である必要はない。

「船員手帳」とは、船員の身分事項、雇入契約の内容等を記載した文書であり、当該船員が当該船舶の乗組員であることを示すもので、国際慣行上、次の要件を満たすものでなければならない。

（ア）本人の氏名及び国籍が記載してあること。

（イ）権限のある官憲により発給されたものであること又は有効な船員手帳である旨の官憲の認証があること。

（ウ）当該船舶名及び当該船舶における本人の職種が記載してあること。

（エ）本人の写真が貼付され又は人的特徴が記載されていて、同一人性の確認ができるものであること。

（オ）有効期間の記載があるものについては、有効期間内にあること。

（２）乗員であること又は本邦において乗員となる者であること（入管法第16条第１項）。

ア　乗員とは、船舶等の乗組員をいい（入管法第２条第３号）、船舶等の通常の運航に必要な用務に従事する者をいうが、本要件については次の諸点に注意する。

（ア）実質的に船舶等の運航上必要な用務に従事していると認められる者が乗員であり、単に便乗する者（乗員の家族等）は乗員に当たらない。その判断が難しい場合には、船舶等の長又は運送業者の説明を求める。

（イ）船舶等を運航する運送業者又はその雇用に属する者で船舶等の運航に関する業務を行うため乗り組んでいるもの（例えば、運航監督のため乗り組んでいる船会社役員）、船医、料理人（ソムリエ等を含む。）その他の乗員又は乗客が日常必要とする役務を提供する者及び漁船等輸送以外の固有な機能を有する船舶等の活動に必要な業務を行うため乗り組んでいる者も乗員である。

（ウ）自ら自家用船舶等（ヨット、小型飛行機等）を操縦して入国する外国人は、乗員上陸許可の対象にはならない。ただし、自家用船舶等の所有者に雇用されて船舶等を操縦する者は、乗員上陸許可の対象となる。

（エ）造船監督（長期間ドック入りする船舶等の修理・改装等の作業を監督する者を含む。）は、乗員に当たらないので、最終的には新造船等に乗り組んで出国する場合であっても、乗員上陸許可の対象にはならない。

イ　外国の港から本邦の港に入港した日本籍船舶で、一定期間本邦内の港の間を就航した後本邦外の地域に赴くものに乗り組んでいる外国人乗員については、当該船舶の関税法上の資格にかかわらず、次のいずれかに該当する場合乗員上陸許可の対象となる。

（ア）当該船舶が直入港する出入国港にあるとき。

（イ）当該船舶が中間港にある場合において、当該船舶の運航予定が直入港後30日以内の間の国内運航を行った後に本邦外の地域に赴く予定であるとき。ただし、直入港する出入国港に入港後既に30日を経過している場合で、地方局の長において乗員上陸許可を行うことが適当であると判断する案件については、本庁に請訓する。

（注）[redacted]

（ウ）当該船舶が本邦外の地域に赴く直前の本邦の港にあるとき。

（３）船舶等の乗換え（船舶等への乗組みを含む。）、休養、買物その他これらに類似する目的をもって上陸する者であること（入管法第16条第１項）。

ア　「船舶等の乗換え」とは、船舶等の乗員又は乗客として入国した者が他の船舶等の乗員として乗り組む場合と、船舶等の乗員として入国した者が他の船舶等の乗客として出国する場合とがある。

イ　船舶等の乗換えを目的とする申請については、外国人が他の船舶等の乗員として乗り組む場合には、当該外国人とその乗り組もうとする船舶等を運航する運送業者との間に雇用契約が締結されていること、また、外国人乗員が乗り組んでいる船舶等を離

れて他の船舶等の乗客として出国する場合には、当該外国人が出国しようとする船舶等の切符又はこれに代わる保証書を所持していることを確認する。

ウ　「その他これらに類似する目的」とは、船舶等の乗員が寄港地に上陸した際に乗員として行うことが社会通念上是認される活動をいい、例えば、船舶等の運航に関連して関係在日外国公館へ赴くこと等はこれに含まれるが、船舶等の運航や乗員としての地位と関係のない会議・集会への出席等は含まれない。

（４）上陸期間が次の区分ごとに定められた範囲を超えない者であること（施行規則第15条第３項）。

ア　乗員上陸許可の区分

（ア）乗っている船舶等の寄港した出入国港の近傍に上陸する場合（単一港近傍上陸）は７日

ただし、入国審査官が特別の事由があると認める場合は15日（単一港近傍上陸の特則）

（注）「入国審査官が特別の事由があると認める場合」とは、旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設（以下「ホテルシップ」という。）に乗船する乗員等を想定している。

（イ）同一出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸する場合（同一港乗換上陸）は７日

（ウ）乗っている船舶等が寄港する複数の出入国港の近傍に上陸する場合（複数港近傍上陸）は15日

（エ）乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から上陸して他の出入国港にある他の船舶等へ乗り換える場合（他港乗換上陸）は15日

イ　留意事項

（ア）他港乗換上陸については、他港において他の船舶等に乗り換えた後は当該乗換港を含めその後に寄港する各港における近傍上陸をも含まれる。よって、他港乗換えを前提として許可された乗員上陸は、許可に当たって付与された上陸期間の範囲内であれば、他港において乗換えが終了した場合でも改めて近傍上陸としての乗員上陸許可に切り替える必要はない。

（イ）乗員が、同一港乗換えの後に船舶等が寄港する複数の港での近傍上陸を希望する場合には、新たに複数港近傍上陸によるものとして乗員上陸許可の申請を受理する。

（ウ）乗換上陸の場合には、原則として乗り組むべき他の船舶等が現に本邦にあることを要するが、乗り組むべき他の船舶等が未だ本邦にない場合であっても、乗換えを希望する乗員が本邦に到着したのち、当該船舶等が同一港乗換えにあっては７日以内、他港乗換えにあっては15日以内に本邦に到着し乗り組むことが可能と認められ

るときは、許可することができる。

（エ）本邦において建造中又は修理中の船舶に乗員として乗り組むため上陸しようとする外国人については、15日以内に乗り組むことができない場合であっても、当該船舶の竣工引渡し又は修理が30日以内に完了し乗船できることが確実であるときは、乗員上陸を許可して差し支えない。

（オ）船舶等の乗員（注１）として乗り組んできた者が、同一港内において、乗員として乗り組んできた船舶等とは異なる船舶に乗り組んで出国する場合（注２）であって、これら船舶等が同一の運送業者により運航されるものと判断されるときは、機材及びフライト番号の変更（注３）があったとしても、「単一港近傍上陸」を許可する。

（注１）ここでいう乗員とは、船舶等の長又は運送業者から提出される一般申告書（ＧＤ）に乗員として申告された者をいう。よって、乗員として業務に従事する者のほか、デットヘッドクルー（乗員としての業務には従事しないが乗員として一般申告書にある者）をいい、本邦において乗員となる者（一般申告書に乗員として記載がなく乗客として入国した者）は含まない。

（注２）折り返し便のほか、本邦を経由して他の都市へ向けて出国（例：ソウル→成田→ロサンゼルス）する場合を含む。

（注３）乗員と運送業者との間における契約等に変更がなく、実質的な「乗換え」とはいえない。

（カ）本邦において乗員となる者（注）が、入国した際に乗客として搭乗していた船舶等と同一の運送業者により運航される船舶等に乗員として乗り組んで出国する場合、乗員としての身分により継続して乗り組むものではなく、実質的に乗換えというべき状態であることから、「同一港乗換上陸」を許可することとする。

（注）入国した際に搭乗した船舶等に係る一般申告書（ＧＤ）に、乗員として記載がなく、乗客として入国した者をいう。

（キ）本邦においてホテルシップの乗員となる者については、船舶等の長又は運送業者から、当該ホテルシップに係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定に基づく許可証の写し及びホテルシップとして営業している期間を明らかとする予定表などの適宜の文書の提出をもって、入国審査官が特別な事由があると認めて、15日の上陸期間とする「単一港近傍上陸」を許可することとする。

（ク）上陸期間の計算に当たっては、初日を算入しない。

（５）入管法第５条第１項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第16条第６項）（ＦＡＬ条約附属書３．44）。

（６）入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

３　船員手帳の特例

（１）

ア

（ア）

（イ）

（注１）

（注２）

（注３）

（ウ）

（エ）

イ

（ア）

（イ）

（２）

ア

（ア）

（イ）

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

(3) [redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

(4) [redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

(5) [redacted]

[redacted]

（６）[redacted]

第３　許可の内容

１　上陸期間

上陸期間は、第２の２（４）に定める日数とする。

上陸期間は日を単位として定める。

なお、運送業者の協力義務の履行に問題がある場合等期間を特に制限することが適当と思料される場合は、必要最少限の期間にとどめることができる。

２　行動範囲及び通過経路

（１）近傍上陸及び同一港乗換上陸の場合の行動範囲は、出入国港が所在する市区町村の行政区域内とする。

ただし、第２節第４の２（１）のただし書の表に掲げる出入国港において許可を受ける者の行動範囲は同表の定めるところによる。

（２）乗員上陸許可の申請人から（１）の行動範囲を拡大して許可するよう願出があったときには、第２節第４の２（２）に定めるところに準じ措置する。

（３）他港乗換上陸の通過経路は、乗り組もうとする船舶等のある出入国港までの順路によって定め、１により定められた上陸期間の範囲内で乗換えが可能と認めるときは、申請人からの申請に基づき、第２節第４の２（２）に定めるところに準じ、通過経路の追加をすることができる。

３　その他の制限等

入国審査官は、上陸期間、行動範囲及び通過経路のほか、特に必要があると認めるときは、所属する地方局等又は出張所の長の指示を受けて「運送業者の同行」等の制限又は条件を付すことができる。

なお、乗員上陸許可を受けて滞在する間に、法令違反を行った者に対して、当該許可を引き続き認めることは適当ではないことから、「日本の法令に違反する行為を行わないこ

と。」を制限として確実に付すこととする。

第４　許可書の発給等

１　許可書の作成

入国審査官は、乗員上陸を許可するときは、次の要領により、乗員上陸許可書（施行規則別記第21号様式）を作成し交付する。

なお、運送業者が本人に交付することが確実で、かつ、入国審査官が同一人性の確認を行う必要がある場合その他必要がある場合に、入国審査官の職務の遂行について指示した事項について運送業者の協力が確実に得られると認められ、かつ、個人識別情報提供義務免除者であるとき（船舶の乗員で入国審査官が個人識別情報の提供を求めないものも含む。）は、運送業者に郵送することができる。

（１）許可書は、上陸しようとする乗員ごとに各１通を作成する。

（２）許可書の番号は、近傍上陸許可については各地方局等又は出張所ごとに暦年別一連番号を記載し、乗換上陸許可については各地方局等又は出張所ごとに暦年別一連番号を記載する。なお、番号の記載に当たっては、各地方局の実情に鑑み、電子申請と書面による申請を分けて暦年別一連番号で運用することとして差し支えなく、また、書面による申請においては、ターミナル毎に別々の暦年別一連番号で運用することとして差し支えない。

この場合、乗員名簿又は許可台帳等に許可書の番号を記録し発給の状況を明確にしておく。

（３）乗換上陸許可については、「乗換えのための上陸」欄に下船する船舶等の名称と新たに乗り組む船舶等の名称を港名と共に記載する。

乗員上陸許可書には乗員上陸許可申請書（乗員名簿を含む。）１通を添付する。この場合において、当該許可を受ける者が複数人であるときは、その中の１名について同許可申請書を添付すれば足りる。

（４）複数港近傍上陸については、上陸を許可する各港の名称を「港名」欄に列記する。

（５）「上陸期間」欄に乗員上陸許可期間印（別記第24号様式）を押印し、始期と終期を年月日で表示する。

（６）許可書の性別欄の下部に許可を受ける乗員の生年を記載する。

（７）第３の２（２）により行動範囲の拡大を認めたときは、許可書裏面の官用欄に行動範囲の拡大を許可した区域を表示し、入国審査官認証印を押印する。

（８）第３の２（３）により通過経路の追加を認めたときは、その地名を「乗換えのための上陸」欄の欄外に記載し、入国審査官認証印を押印する。

（９）入国審査官署名欄に入国審査官認証印を押印する。

2　許可書交付の際の留意事項

入国審査官は、許可書を交付するときは、申請を行った船舶等の長又は運送業者に対し次の指示又は指導を行うとともに、船長に対して、乗員上陸許可書取扱指示書（別記第25号様式）を交付する。

なお、乗員上陸許可書取扱指示書は、運送業者を通じ交付することができる。

（１）行動範囲等乗員上陸の許可に伴う制限を遵守すること。

（２）乗員上陸許可書に乗員が署名すること。

（３）乗員が上陸中、常に旅券又は乗員手帳とともに許可書を携帯する義務があること。

（４）他港乗換えのための許可書を交付するときは、当該乗員が乗り組もうとする船舶等のある出入国港（以下「乗換港」という。）に到着した後、速やかに当該乗換港を分担する地方局等又は出張所に到着を報告しなければならないこと。

許可書を郵送した場合においては、予定していた乗員が乗船していないことが判明したときは、運送業者に当該乗員に係る許可書を遅滞なく回収させる。入国審査官は、必要に応じ、出港までの間、適宜臨船等して乗員手帳等の確認等を行う。

3　許可書の再交付

入国審査官は、船舶等の長又は運送業者から、紛失滅失、著しい毀損、汚損等の理由により乗員上陸許可書の再交付の申出があったときは、特例上陸許可書再発給願書（別記第26号様式）を提出させ、第２節の２第２の５に準じ再交付することができる。

第５　許可内容の変更

入国審査官は、乗員上陸の許可を受けた後、行動範囲等の変更を希望する者について、乗員上陸許可の申請人からそれらの変更等の願出があったときは、これを受理の上、次により措置する。

ただし、上陸許可に付された制限に反する事実が既に発生した後には、これを受付けることができない。

1　行動範囲の拡大又は通過経路の変更

第３の２に定めるところにより審査し、それらの願出を認める場合には、次の措置をとる。

（１）行動範囲の拡大については、許可書裏面官用欄に拡大区域を表示し、入国審査官認証印を押印する。その際、前港における上陸に関して行動範囲の拡大の記載がある場合には、これに使用済（USED）印を押印する。

（２）通過経路の変更については、「乗換えのための上陸」欄の該当部分を訂正し、又は追加した地名を同欄の欄外に記載した上で、それぞれ入国審査官認証印を押印する。

2　やむを得ない事情により許可された上陸期間を超える場合の特例

（１）乗員上陸許可に付された上陸期間内に、乗船（機）する船舶等が荒天その他のやむを得ない事情により到着が遅れる又は出港できない等の理由により上陸期間の延長を希望する者について、第１に定める手続により新たな乗員上陸許可の申請があったときは、これを受理する。なお、本邦に寄港したクルーズ船が、一定期間ホテルシップとして活用される場合であって、乗員上陸許可に付された上陸期間内に当該クルーズ船が出港する予定がないことを理由として上陸期間の延長を希望する者について、第１に定める手続により新たな乗員上陸許可の申請があったときについても、これを受理する。

おって、負傷、病気等一時的行動不能の場合で、その状態が当初の許可期限を超えるおそれがあるときは、原則として新たに緊急上陸許可申請を行わせる。

（２）新たな申請を受理したときは、第２に定めるところにより新たに許可するか否かについて審査を行う。

（３）再許可することを決定したときは、既に交付された許可書の「上陸期間」欄に上陸許可期間印を押印し、上陸許可期間の始期と終期を表示するとともに、再許可であることを付記して、入国審査官認証印を押印する。

なお、新たな上陸期間は、第２の２（４）に定める当初の上陸許可の形態に対応する期間とする。

３　上陸期間内に船舶等に乗ることができなくなる乗員の取扱い

第13に規定するミスシップ以外の理由により乗員が帰（乗）船又は乗機を予定していた船舶等に乗り込むことができない場合には、第５の２（３）に定めるところにより乗員上陸の再許可をするときを除き、当該乗員上陸許可を申請した船舶等の長又は運送業者をして、その責任と費用で上陸許可期間内に当該乗員を出国させる。

この場合、緊急上陸許可を受けた外国人の出国（第６節第７）を準用して特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届（別記第27号様式）を提出させる。

第６　到着確認

１　入国審査官は、他港乗換えのための上陸許可を受けた外国人が乗換港に到着したときは、船舶等の長又は運送業者から、到着した乗員に係る乗員手帳の提示を受けるとともに、乗員上陸許可者到着報告書（別記第２８号様式）を提出させる。

（注１）勤務時間外に乗換港に到着し出港する者で、運送業者からあらかじめ報告があり特に問題がないと認められるものについては、出港後に到着報告書を受理して差し支えない。

（注２）乗員上陸許可者到着報告書は、ファクシミリにより送付させることができる。

２　入国審査官は、必要があると認めるときは、到着確認を行った後、乗換えのため乗船した乗員の上陸期間その他の許可内容を既に乗り組んでいる乗員のそれと一致させる措置をとることができる。この場合の手続は、第５に定めるところに準じて行う。

3　第６の１により、到着確認を行った地方局等又は出張所の長は、当該乗員上陸を許可した地方局等又は出張所の長に対し、特例上陸許可者出国（到着）確認通知書（別記第29号様式）によりその旨を通知する。

第７　中間港における船舶の乗員の状況把握

入国審査官は、複数港近傍上陸又は他港乗換のための上陸許可を他港で既に受けた船舶の乗員が、所属庁の分担する出入国港に到着して当該許可により上陸する場合には、原則として特段の審査等を行う必要はない。

この場合、当該乗員上陸許可の状況及び乗員の異動を、前港入国審査官から送付された乗員に係る事項と寄港した出入国港で報告される乗員に係る事項との照合により把握する。

第８　14日以内に同一港に再び寄港する場合の乗員の状況把握

予定された計画に従って航行している船舶が、前回の出港時から14日以内に少なくとも１回、同一の港に再び寄港する場合（本邦内を航行している間に限らない）であって、乗員に変更がないときは、原則として、各寄港ごとに乗員に係る事項の報告を求めない。この場合には、各寄港ごとに、乗員について、従前に提出した乗員に係る事項の内容に変更がない旨の報告が船長によってなされることとし、その旨の内容が示され、日付、署名が付された任意の書式による書面等の報告を求める（施行規則第52条第２項第１号ロ括弧書）（第１章第６節第１参照）。

第９　出港時及び出港後の取扱い

1　入国審査官は、次の場合には乗員上陸許可書を回収する。

（1）乗員上陸許可を受けて上陸していた外国人が本邦外の地域に向けて直接出国（直出港）するとき。

（2）上陸期間が満了したとき。

（3）単一港近傍上陸又は同一港乗換上陸のため乗員上陸許可を受けていた外国人が当該出入国港から出港するとき。

2　入国審査官は、乗員上陸許可書を回収するときは、船舶に乗り込む者については、原則として船長又は運送業者においてこれをとりまとめた上、出港届等とともに返還を受けるものとする。航空機に乗り組む者については、当該本人から直接返還を受ける。

3　入国審査官は、乗員上陸許可書の返還を受けるときは、当該乗員が乗るべき船舶等に既に乗っていることを船舶等の長又は運送業者に確認させる。

4　入国審査官は、乗員が紛失滅失等のため乗員上陸許可書を返還することができないときは、船舶等の長又は運送業者にその原因及びてん末を調査させて、書面で報告させる。

5　入管法別表第１又は第２の在留資格をもって在留する中長期在留者又は特別永住者が、乗員として出国しようとする場合においては、同法第26条に規定された再入国の許可に

よる出国を案内することとし、乗員として出国させることがないよう留意する。

第10　行動範囲の制限に違反した乗員の取扱い

１　入国審査官は、乗員が行動範囲を逸脱した事実を知ったときは、当該乗員が乗り組んでいる船舶等の長又は運送業者に対し、当該乗員と共に速やかに地方局等又は出張所に出頭するよう指示する。

２　入国審査官は、行動範囲の制限に違反した乗員について事情調査を行い、違反が当該乗員又は運送業者の著しい不注意又は故意による等悪質と認められる場合には、当該乗員に係る乗員上陸許可を取り消すか否かにつき所属する地方局等又は出張所の長の指示を求める。

３　地方局等又は出張所の長は、違反の悪質性等を総合的に考慮し、取消しの可否を指示する。

４　入国審査官は、地方局等又は出張所の長から取消しの指示を受けたときは、運送業者をして船舶の乗員の場合は帰船させ、航空機の乗員の場合は空港内にとどまらせ、第１節第２の２により「取消通知書」（別記第22号様式）を交付し、当該乗員に係る上陸許可書を回収の上、当該乗員を上陸防止対象者として取り扱う。

５　入国審査官は、調査の結果、違反が利用交通機関の事故等による経路変更等やむを得ない事情によるものと認めた場合又は地方局等若しくは出張所の長から上陸許可を取り消さない旨の指示を受けた場合は、当該乗員及び船舶等の長又は運送業者に対し、許可に付された制限を遵守しなければならない旨を注意するにとどめる。

第11　乗員上陸許可の不正使用に対する措置

１　乗員上陸許可書の発給時

入国審査官は、船舶等の長又は運送業者に対し、乗員上陸許可書が不正使用されないよう厳重に管理するよう指示する。必要な場合には、乗員上陸許可書の不正使用の防止策を任意の方法により立証させる。

２　乗員が旅券又は乗員手帳を携帯していなかった場合

船舶等の長又は運送業者に対し、上陸に当たっては、身分確認の正確を期するため、平成22年１月１日から、乗員上陸許可書に加え、旅券又は乗員手帳を携帯することが義務付けられていることを指導する等厳格に対応する。

３　乗員上陸許可書が不正使用された場合

（１）入国審査官は、前記注意にかかわらず乗員上陸許可書が不正使用された事実を知った場合には、当該乗員が乗り組んでいる船舶等の長又は運送業者に対し、速やかに地方局等又は出張所に出頭するよう指示する。必要に応じて当該乗員を同行させる。

（２）入国審査官は、同許可書の名義人が、入管法第24条第３号に該当すると認められる場

合には、入国警備官に通報する。入国審査官又は入国警備官は、船舶等の長、運送業者等に対し事情聴取を行い、必要に応じ、不法上陸幇助罪等で告発するか否かにつき所属する地方局等又は出張所の長の指示を求める。

4　次回以降の乗員上陸許可申請の取扱い

（1）当該許可書を使用した乗員及び不正使用の責を負う（当該許可書を故意に不正使用させた場合のみならず、不正使用がなされたことを知っていた場合を含む。）同許可書の名義人の乗員上陸許可を原則として許可しない。

（2）過去１年以内に、乗員上陸許可書の不正使用が行われた船舶等と同一の船舶に乗り組む乗員に関する乗員上陸許可申請が行われた場合には、入国審査官は、船舶等の長又は運送業者に、乗員上陸許可書の不正使用の防止策を任意の方法で立証させ、十分な防止策がとられることが立証された場合に限り、乗員上陸を許可する。

第12　任意捜査中の船舶等の乗員に関する捜査機関からの協力要請に対する措置

1　捜査機関から上陸防止措置中の船舶等の乗員に対する捜査のため乗員上陸を許可するよう要請が行われた場合は、原則として、当該船舶内において必要な取調べを行うよう関係捜査機関への協力を求めることとするが、それでもなお要請が行われる場合には、入管法第16条の乗員上陸の許可の申請は船舶等の長又は当該船舶等を運行する運送業者によって行われるものであり、捜査機関は上陸の申請につき、あらかじめ申請権者の同意を取り付ける必要がある旨説明する。その結果、船舶等の長又は運送業者から申請があった場合には、当該乗員の上陸防止の理由が入管法第３条違反又は同法第５条第１項該当者でないときに限り、入国審査官は、地方局等の長の承認を得た上、取り調べに必要な期間の上陸を許可して差し支えない。この措置は、乗員が不法残留となるような捜査に対する協力を行うことまでは予定していないことから、申請権者及び捜査機関に対し、上陸許可期間内に帰船させるよう指導・要請し、併せて申請権者及び捜査機関に対し、本人への上陸許可期間内の帰船の教示を行うよう指導・要請する。併せて、申請権者及び捜査機関に対し、捜査の長期化のため引き続き任意で取り調べを希望する場合には、新たな乗員上陸許可申請に対する許可（再許可）（第５の２）が必要である旨教示する。

申請権者及び捜査機関がこれらの指導・要請に同意した場合に限り、乗員上陸許可（必要な場合には再許可）を行うことによって、乗員が不法残留とならないよう努める。

なお、万が一これらの指示等にかかわらず不法残留となった場合には、退去強制手続をとることとなるが、その際、申請権者及び捜査機関に対し、今後はこのようなことがないよう強く注意喚起する。

2　ただし、申請権者が存在しない場合（船舶の長が逮捕等され、かつ本邦に運送業者が存在しない等）には、乗員上陸許可申請を行うことができないため、捜査機関が警察、検

察庁等へ出頭させることを要請する場合には、これらの乗員が不法に上陸することのないよう、捜査機関による監視を依頼し、同意を得た場合に限り、捜査機関及び乗員に入管法６条に規定する上陸申請を案内する。入国審査官は、これら乗員が上陸のための条件に適合しているときは、在留資格及び在留期間を決定して所持する渡航文書に上陸許可するが、上陸条件に適合していないときは、特別審理官に引き渡す（特別審理官が退去命令処分を行った場合には、退去命令書の「とどまることができる施設」に、当該船舶及び警察・検察庁等とすることとなる。）。

また、有効な旅券又は乗員手帳を所持していないときは、できる限り海上保安庁の巡視船で行うこととするが、やむを得ず参考人として海上保安部等に任意同行する必要があるときは、当該船員の下船及び帰船時に海上保安官等が確実に本船まで同行することを原則とし、下船及び帰船時刻を報告させることとする（上陸手続は行わない。）。

３　乗員上陸の許可を受けた船舶の乗員が乗り組んでいる船舶と共に出港することとなると捜査が困難になるとして、捜査機関が任意捜査のまま身柄の残留を要請してきた場合には、乗員は船舶出港後は入管法に定める上陸の条件に適合しないこととなる旨を説明する。当該説明にかかわらず、捜査機関が任意の取調べを希望する場合には、当該乗員上陸許可を申請した船舶の長又は運送業者をして、その責任と費用で上陸期間内に当該乗員を出国させる（第５の３）こととなる旨申請権者及び捜査機関に対し説明し、申請権者及び捜査機関から同意が得られた場合に限り、乗員が引き続き上陸することに同意し、必要な場合には再許可を行う。

第13　ミスシップ乗員の取扱い

入国審査官は、ミスシップ乗員（乗員上陸の許可を受けた者で、不注意によりその者が乗っており又は乗ることとなっている船舶等の出港までに帰（乗）船又は乗機しなかったもので、上陸期間内にあるものをいう。）については、次のとおり措置する。

なお、乗員の上陸期間が既に満了しているときは、不法残留者として第14に定めるところにより取り扱う。

１　船舶等の長又は運送業者に、その責任と費用において当該乗員が上陸期間内に帰（乗）船若しくは乗機又は出国できるよう手配させた上、第５の３の例にならい、特例上陸許可者出国届の提出を求め、その手配どおりに当該乗員を帰（乗）船若しくは乗機又は出国させる。

特例上陸許可者出国届に基づき帰（乗）船若しくは乗機又は出国を認める場合には、当該ミスシップ乗員に対して交付された乗員上陸許可書を出国届に添付して帰（乗）船予定港又は出国予定港まで携行させ、当該予定港への到着を確認した時点でこれを回収する。この場合、当該ミスシップ乗員の帰（乗）船又は乗機後、当該船舶等が本邦外に向けて出

国するまでの間、各寄港地において当該乗員が乗員上陸の許可を希望するときは、それらの港において改めて新規の乗員上陸許可申請を受理することができる。

2　ミスシップ乗員が当該船舶等の次の寄港地まで許可を受けることなく移動した場合等、行動範囲を逸脱した事実が判明したときは、当該乗員を発見した場所を管轄又は分担する地方局等又は出張所の入国審査官が当該乗員に対する上陸を許可した入国審査官に上陸許可の取消しを依頼する。

取り消す旨の通知を受けた入国審査官は、当該乗員に対する乗員上陸許可の取消しを行い、第10の４に準じて取り扱う。当該乗員に対しては、以降の各寄港地においては上陸を防止する。

第14　不法残留者の措置

入国審査官は、不法残留となった乗員については、直ちに違反事件端緒報告書により所属する地方局等又は出張所の長に報告するほか、当該乗員の身柄について、入国警備官に連絡した上で、必要な措置をとる。

第15　ロシア籍船舶に乗船する乗員に対する乗員上陸許可の取扱い

1　対象船舶

ロシア籍船舶で次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの。ただし、同国籍の客船、親善を目的とする練習船及び日ロ漁業交渉に関連して特定の海港を指定し寄港を認める漁船を除く。

（１）乗員数が通常の例と比較して著しく多い船舶

（注）[redacted]

（２）乗員の多くが入港する都度に代わっている船舶又はこれに準ずる船舶

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

[redacted]

２　審査

（１）入国審査官は、１に該当する船舶の乗員について乗員上陸許可申請があった場合、入国・在留審査要領に定めるもののほか、船舶の長又は運送業者から次の書類等を適宜提出させるとともに、１（１）及び（２）の実情を踏まえ、船舶の長又は運送業者に面接して当該乗員が実質的に当該船舶の乗員であるか否かについて慎重に審査を実施する。

ア　全乗員の職種、雇入れ年月日が記載された乗員リスト

イ　入出港届

ウ　ロシア出航前の乗員名簿（必要に応じて提出を求める。）

エ　船舶備付けの救命艇の数及び定員数の確認

（２）（１）の審査において当該船舶の長又は運送業者から当該乗員の職種、雇用契約年月日、積載貨物等の関係について明確な説明を求め、その結果当該乗員の乗船について合理的な理由がない場合は、実質的意味における乗員であることに疑義があるものとして取り扱う。

３　乗員上陸許可申請の許否

入国審査官は、２の審査を行った上、次のとおり許否を決定する。

（１）船舶の運航に真に必要とされる者で乗員と認められる者であっても当該乗員上陸許可申請書に記載された上陸の目的等を厳格に審査し、適当と認めた場合に限り許可する。

（２）許可することが適当な場合にあっても、船舶の長又は運送業者において適正に管理できると認められる範囲内の人数の者に対し上陸を許可することとし、全員に対して一度に許可を与えることが適当でないときには、複数回に分けて上陸許可を与えることとする。

（３）乗員としての確認ができず、乗員であることに疑義がある者については、乗員上陸許可をしない。

第16　その他の制限に違反した乗員の取扱い

１　本船が本邦にあるとき

（１）入国審査官は、乗員がその他の制限に違反した事実を知ったときは、当該乗員が乗り込んでいる船舶等の長又は運送業者に対し、その責任において速やかに当該乗員を帰船等させるよう指示する。

（注）船舶の乗員の場合は帰船させ、航空機の乗員の場合は空港内にとどまらせる。

（２）入国審査官は、第１節第２の２により「取消通知書」（別記第22号様式）を交付し、当該乗員に係る上陸許可書を回収の上、当該乗員を上陸防止対象者として取り扱う。

２　本船が本邦にないとき

（１）入国審査官は、当該乗員が乗り込んでいる船舶等の長又は運送業者に対し、その責任において至近の出国便を手配させるとともに、当該出国予定便に搭乗するために必要な期間、出入国港までの通過経路及び出国するまでの間とどまることとなる施設をそれぞれ新たな上陸期間及び行動範囲の制限として付す。

（２）前記（１）の制限のいずれかに違反したことが判明した場合は、直ちに第１節第２の２により「取消通知書」（別記第22号様式）を交付し、当該乗員に係る上陸許可書を回収の上、入管法第24条第６号の退去強制事由に該当する者として入国警備官に通報する。

第５節　数次乗員上陸許可（入管法第16条第２項）

第１　申請

入国審査官は、本邦と本邦外の地域との間に定期に若しくは頻繁に船舶を運航させている船舶の長若しくは運送業者又は定期に航空機を運航させている運送業者から、当該船舶等の乗員又は当該運送業者に所属する乗員に関し数次乗員上陸許可申請書（施行規則別記第22号の２様式）２通（必要に応じて１通）及び写真（縦3.0×横2.4センチメートル）１葉を提出して数次乗員上陸許可の申請があったときは、これを受理する（施行規則第15条の２第１項）。

また、上陸の目的等を同じくする複数の乗員に係る申請は、それらの者の名簿（国籍、氏名、生年月日、性別及び旅券又は乗員手帳の番号を記載したもの）及び各乗員につき写真各１葉を添付の上、申請書ごとにとりまとめて行うことができる。

[redacted]

第２　審査

１　審査の方式

入国審査官は、第１の申請を受理したときは、数次乗員上陸許可申請書を提出した船舶等の長若しくはその代理人（船長が指名する事務長その他の船員をいう。）又は運送業者の代表者若しくはその代理人に直接面接して審査する。

２　許可の要件

入国審査官は、次の要件を満たしているか否かを審査し、すべて満たしていると認めたときは、当該申請に係る外国人乗員に対して数次乗員上陸を許可する。

（１）船舶の乗員である場合（入管法第16条第２項第１号）

ア　本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶又は頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の乗員であること。

（注）いわゆるスーパーヨット（※）については、次港以降の渡航ルートが具体的に決定していない場合であっても、頻繁に本邦の出入国港に入港することが見込まれ、かつ、運送業者等による乗員の管理が適正に行われることが見込まれるときは、本要件を満たすものとして取り扱う。

（※）全長80フィート（24m）以上の大型クルーザーを指す。

イ　許可を受けた日から１年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもって、当該船舶が本邦にある間、上陸するものであること。

ウ　同一の船舶に乗り組んで出国すること。

（２）航空機の乗員である場合（入管法第16条第２項第２号）

ア　本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する乗員であること。

イ　許可を受けた日から１年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもって到着した日から15日を超えない（注）範囲内で上陸し、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国すること。

（３）有効な乗員手帳又は旅券を所持していること（入管法第３条）。

（４）入管法第５条第１項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第16条第６項）。

（５）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

第３　許可書の作成・交付・再交付

１　入国審査官は、数次乗員上陸を許可することを決定したときは、次の要領により数次乗

員上陸許可書（施行規則別記第22号の３様式）を作成し、交付する。

なお、運送業者が本人に交付することが確実で、かつ、入国審査官が同一人性の確認を行う必要がある場合その他必要がある場合に、入国審査官の職務の遂行について指示した事項について運送業者の協力が確実に得られると認められるときは、運送業者に郵送することができる。

（１）番号

数次乗員上陸許可書を発行する地方局等又は出張所における暦年別一連番号を記載する。

（２）運送業者又は船舶の名称

船舶にあっては当該船舶に係る船名を、航空機にあっては当該航空機を運航する航空会社名を記載する。

（３）発行者

発行した地方局等又は出張所の名称を日本語及び英語で記載する。

２　入国審査官は、数次乗員上陸許可書を作成したときは、当該許可書をラミネート化する。

３　入国審査官は、作成した許可書を申請人に交付する場合において、当該許可に係る乗員が上陸前のときは、当該乗員が本邦に到着後速やかに当該乗員に手交するよう申請人に指示する。

許可書を郵送した場合において、予定していた乗員が乗船していないことが判明したときは、運送業者に当該乗員に係る許可書を遅滞なく回収させる。入国審査官は、必要に応じ、出港までの間適宜臨船等して、乗員手帳等の確認等を行う。

４　再交付

入国審査官は、船舶の長又は運送業者から紛失滅失等の理由により数次乗員上陸許可書の再交付の申出があったときは、特例上陸許可書再発給願書（別記第26号様式）を提出させ、第２節の２第２の５に準じ再交付することができる。

第４　数次乗員上陸許可を受けている者の上陸

１　入国審査官は、船舶等の長から入管法第57条第４項の規定に基づき数次乗員上陸許可を受けている乗員に係る報告があったときは、当該許可が有効期間内であること及び取り消されたものでないことを確認する。

また、数次乗員上陸許可書の有効期限が、船舶にあっては当該船舶が本邦にある間、また、航空機あっては本邦に到着した日から15日以内に経過する場合は、船舶の長又は運送業者に対し、当該乗員に係る新たな数次乗員上陸許可書の申請を行うよう案内する。

２　入国審査官は、数次乗員上陸許可を受けている乗員が逮捕状等により身柄を拘束され、刑事手続のため上陸する場合は、第６に定めるところにより取消し手続を行った後、第

４節に定めるところにより上陸の可否を決定する。

３　航空機の乗員については、数次乗員上陸許可に基づき上陸しようとする場合、毎回、個人識別情報の提供を求める。

第５　数次乗員上陸許可を受けている者の出国

入国審査官は、出港する船舶等の長から乗員に係る事項の報告を受け、当該報告に数次乗員上陸許可を受けた者が記載されているか否かを確認する。

（注）数次乗員上陸許可を受けている者の許可書は回収しない。

第６　許可の取消し（講学上の撤回）

１　取消事由

次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消す（講学上の「撤回」）。

（１）当該許可を受けた乗員が入管法第５条第１項に掲げる上陸拒否事由のいずれかに該当することとなったとき

（２）当該許可を受けた乗員が入管法違反に当たる行為その他出入国管理上の観点から好ましくない行為を行ったとき

（３）船舶の乗員として許可を受けた者が、当該許可を受けた際に乗り組んでいた船舶の乗員でなくなり、かつ、当分の間、当該船舶に乗り組み本邦に上陸する予定がないとき

（４）航空機の乗員として許可を受けた者が、当該許可を受けた際に所属していた運送業者に所属しなくなり、当分の間、当該運送業者の運航する航空機に乗り組み本邦に上陸する予定がないとき

（５）船舶等を運航する運送業者が入管法第６章に定める各種義務を履行しない等当該許可を与えておくことが適当でないと認められるとき

（６）当該許可書を他人が使用したとき等当該許可を与えておくことが適当でないと認められる事由が生じたとき

２　取消し手続

（１）入国審査官は、数次乗員上陸許可を受けている乗員に関し、１のいずれかの事由があることを知ったときは、所属する地方局等又は出張所の長に数次乗員上陸許可の取消報告書（別記第30号様式）をもって報告し、当該許可を取り消すか否かについて指示を求める。

この場合、地方局等又は出張所の長は、本邦外にいる数次乗員上陸の許可を受けた乗員が１の事由に該当すると認められるときは、必ず当該許可の取消しを指示する。

（２）入国審査官は、地方局等又は出張所の長から当該許可を取り消すよう指示を受けた場合は、次により措置する。

（注）地方局の支局又は出張所の長は、数次乗員上陸許可の取消しに関し、自ら取消しを

行うのが適当でないと思料するときは、それぞれ上局へ取消しの可否について進達する。

ア　当該許可を受けている者が本邦に上陸しようとする際に取り消す場合

取消しの事実を取消通知書（施行規則別記第22号の４様式及び第22号の５様式）によって当該許可を受けている者及び当該許可を申請した船舶等の長又は運送業者に通知するとともに、許可書を返納させる。

当該乗員が上陸を希望するときは、取消し理由が１（３）又は（４）であるときに限り、乗員上陸（入管法第16条第１項）を許可することができる。

イ　当該許可を受けている者が本邦に上陸中の場合

（ア）当該許可を受けている者の所在が明らかであるとき

取消しの事実を取消通知書によって当該許可を受けている者及び当該許可を申請した船舶等の長又は運送業者に通知するとともに、出国又は帰船時に許可書を返納させる。この場合において、乗員本人が地方局等又は出張所に出頭してきたときは、次の例により、取消しの事実及び当該猶予期間を許可書の裏面の備考欄に明記し、入国審査官が署名する。

2002年○月○日取消し

出国（帰船）のための猶予期間2002年○月○日まで

（イ）当該許可を受けている者の所在が不明であるとき

取消しの事実を、取消通知書によって当該許可を申請をした船舶等の長又は運送業者に通知し、かつ、これらの者に対して許可を受けている者に通知し許可書を返納するよう求める。

ウ　当該許可を受けている者が本邦外にある場合

取消しの事実を取消通知書によって申請をした船舶等の長又は運送業者に通知し、かつ、これらの者に対して許可を受けている者に通知し許可書を返納するよう求める。

（３）取消し後の報告

ア　出張所の長は、数次乗員上陸許可を取り消した場合で、当該許可書を返納させたときを除き、所属する地方局等に取り消した許可に係る名簿（番号、氏名、生年月日、性別、国籍、船名又は航空会社名）を添付し報告する。

イ　地方局等の長は、自ら取り消した許可に係る名簿及び所属する出張所から報告を受けた取消しに係る名簿を管下出張所及び他の地方局等の長に送付して通報する。

第６節　緊急上陸許可（入管法第17条）

第１　申請

１　入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で疾病その他の事故により治療等のため緊急に上陸する必要のあるものにつき、船舶等の長又は運送業者から緊急上陸許可申請書（施行規則別記第23号様式）２通を提出して緊急上陸許可申請があったときは、これを受理する（施行規則第16条第１項）。

なお、入管法第14条、第14条の２、第15条、第16条又は第18条に定める上陸の許可を受けて上陸中の外国人で同様の必要があるものについて、緊急上陸許可申請があったときもこれを受理する。

２　入国審査官は、申請人に対し、当該外国人の生活費、治療費その他緊急上陸に伴う一切の経費及び帰国旅費を支弁する旨の保証書を申請書に添えて提出するよう求める（入管法第17条第４項）。

ただし、船舶等の長又は運送業者から、緊急の治療を要する外国人があり、同人について緊急上陸の許可を求める旨の電話連絡等があった場合には、緊急上陸許可申請書、当該外国人の生活費、治療費その他緊急上陸に伴う一切の経費及び帰国旅費を支弁する旨の保証書及び指定の診断書を事後的に受理することができる（ＦＡＬ条約附属書２．26）。この場合、申請書等の受理後、第２のとおり審査を行い、第３及び第４のとおり許可する。

第２　審査

１　審査の方式

（１）入国審査官は、緊急上陸許可の申請を受理したときは、申請人に直接面接する。

（注）緊急上陸をしようとする外国人に対しても事情の許す限り面接する。

[redacted]

（２）入国審査官は、緊急上陸の事由となる疾病、負傷等の状況については、指定医の診断書の提出を求める。

また、提出された医師の診断書の内容に疑義があるときは、当該外国人の診断を担当した医師又はそれに立ち会った医師に事情を聞き、内容を確認する。

なお、当該外国人の搬送先に指定医がいないときは、船舶等の長又は運送業者を介するなどして、第１章第７節第１の３に係る確認を行い、搬送先の医師を指定する。

２　許可の要件

入国審査官は、第１の申請を受理したときは、次の要件を満たすか否かを審査し、要件を満たすと認めたときは、緊急上陸を許可する。

（１）疾病者等

負傷、疾病その他の事故により治療等の手当てを受けるため緊急に上陸する必要があること（入管法第17条第１項）。

（２）疾病者等に付き添う者

（１）に該当する疾病者等の近親者又は（１）に該当する疾病者等が乗っている船舶等の同乗者若しくは乗員で付添人として真に必要と認められる者であること。

この場合、緊急上陸を許可する付き添う者の人数は、当該必要性に応じて判断する。

第３　許可

１　入国審査官は、申請に係る外国人が第２の２の要件を満たすか否かを審査し、要件を満たすと認めたときは、緊急上陸を許可する。

この場合、緊急上陸の許可については、申請に係る外国人が旅券、乗員手帳等旅行文書を所持していることは要件とはならない。また、入管法第５条第１項各号に定める上陸拒否事由該当者であっても許可することができる。

しかし、これらの者に緊急上陸を許可するか否かは、許可する必要性との均衡によるものであるので、関連する情報を十分に把握し、特に第２の２（２）に該当する者については、旅券又は乗員手帳の所持、上陸拒否事由該当の有無を含めて審査する。

２　入国審査官は、緊急上陸を許可することを決定したときは、次の措置をとる。

なお、入管法第14条、第14条の２、第15条、第16条又は第18条に定める上陸の許可を受けて既に上陸している者について緊急上陸を許可する場合は、既に受けている上陸の許可を取り消し（講学上の「撤回」）、又は当該期間の満了を待って、次の措置をとる。

（１）上陸期間の決定

診断書その他の資料により、当該外国人が緊急に上陸する必要があると認められる期間に応じて上陸期間を決定する。この場合、期間は日を単位として定める。

（２）行動範囲の指定

入院等する施設の所在する市区町村の区域とする。

第４　許可書の発給

１　許可書の作成・交付

緊急上陸の許可を受ける外国人各人につき、緊急上陸許可書（施行規則別記第24号様式）１通を次の要領で作成して交付する。

（１）許可番号は、各地方局等又は出張所ごとに暦年別一連番号を付す。

（２）許可書の記載事項をすべて記載した後、入国審査官署名欄に入国審査官認証印を押印する。

２　許可書の交付に伴う措置

許可書を交付するときは、当該外国人又は申請人に対し、本人が上陸中常に許可書を携帯しなければならない旨説明する。

３　許可書の再交付

入国審査官は、紛失・滅失又はき損・汚損の理由により緊急上陸許可書を再交付する必要があるときは、第４節第４の３に準じて再交付する。

第５　上陸期間の延長

１　申請

入国審査官は、緊急上陸の許可を受けている外国人につき、許可された上陸期間を超え引き続き上陸する必要があるとして上陸期間の満了する前に船舶等の長又は運送業者から、特例上陸許可期間延長申請書（別記第31号様式）を提出して上陸期間の延長（条件変更）申請があったときは、これを受理する。

２　審査

（１）入国審査官は、１の申請を受理したときは、第２に定めるところにより審査し、引き続き上陸する必要があると認めたときはこれを許可する。

ただし、上陸している必要がなくなったと認める場合であっても、出国のための船舶等の待ち期間として相当と認められる期間の延長を許可することができる。

（２）入国審査官は、（１）本文の審査に当たり必要と認めたときは、申請人に対し、改めて指定医の診断書を提出するよう求める。

３　許可

入国審査官は、２により上陸期間の延長を許可することを決定したときは次の措置をとる。

（１）第３の２（１）に定めるところにより、新たな上陸期間を決定する。

（２）期間延長許可印（別記第32号様式）を当初交付した許可書の表面余白又は裏面に押印し、これに新たに決定した上陸期間を記載した上、同許可印にかけて入国審査官認証印を押印する。

第６　入院先の変更

１　入国審査官は、緊急上陸の許可を受けた外国人で入院先の変更を希望するものにつき、緊急上陸許可の申請をした船舶等の長又は運送業者から任意の様式による願書を提出して入院先の変更の願出があった場合で、これを適当と認めるときは、入院先の変更を承認する。

２　緊急上陸の許可を受けた者が、当該許可を受けた地方局等又は出張所から遠隔地にある施設に転院を希望する場合に、原許可を行った地方局等又は出張所の長に対し願出があったときは、これを受理する。

当該願出を受けた地方局等又は出張所の入国審査官は、転院先の所在地を管轄又は分担する地方局等又は出張所と連絡をとり、入院先の変更を相当と認めるときは、これを承認する。

3　入国審査官は、１及び２により入院先の変更を承認したときは、許可書の「治療のため入院した病院及び所在地」欄の記載（必要が生じた場合には、行動範囲の指定を含む。）を書き換え、書換え箇所に入国審査官認証印を押印する。

第７　出国の手続

1　許可事由の終了及び出国の計画

入国審査官は、緊急上陸の許可を受けた外国人につき、上陸している必要がなくなったと認めるときは、当該外国人の上陸を申請した船舶等の長又は運送業者の責任と費用で、速やかにその者を出国させるよう次の措置をとる。

（１）特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届（別記第27号様式）により、船舶等の長又は運送業者から当該外国人の出国に関する計画について報告を求める。

（２）当該外国人が船舶等の到着待ち等を理由として不当に長く本邦にとどまることを防止するため、提出された特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届に記載されている出国予定港、出国予定日時等からみて出国計画が著しく不適当と認めたときは、出国日時の繰上げその他の予定の変更を求める。

（３）前記（２）により出国日時の適否等を検討した結果、出国計画が妥当又はやむを得ないものと認めた場合で、出国前に上陸期間が満了することが見込まれるときは、第５の１の申請を待って上陸期間の延長の手続を行う。

（４）出国予定港が上陸港を分担する地方局等又は出張所以外の地方局等又は出張所の分担区域に属する場合には、当該出入国港を分担する地方局等又は出張所の長に、出国する者の身分事項、出国予定便等を通知するとともに、運送業者に対し、当該外国人が出国予定港に到着したときは、第４節第６に定める要領で直ちに当該出入国港を分担する地方局等又は出張所に報告するよう指示する。

2　出国の確認（施行規則第27条第２項）

緊急上陸の許可を受けた外国人が出国する場合の出国確認の手続は、第３章第１節によるほか次に定めるところによる。

（１）入国審査官は、緊急上陸許可を受けた外国人が出国するときは、緊急上陸許可書を回収することにより出国の確認を行う。

（２）許可書の回収は入国審査官が直接行うものとするが、やむを得ない事情によりそれができないときは、運送業者に回収するよう求めることができる。

（３）入国審査官は、外国人の出国を確認したときは、回収済み許可書の余白又は裏面に「出国確認」と記載し、入国審査官認証印を押印する。

なお、運送業者を通じ間接的に許可書を回収したものであるときは、さらに「間接」と記載する。

３　関係官署への通知

地方局等又は出張所の長は、回収した許可書のうち他の地方局等又は出張所において交付したものがあるときは、特例上陸許可者出国（到着）確認通知書（別記第29号様式）により、当該許可書を発給した地方局等又は出張所に通知する。

第７節　遭難による上陸許可（入管法第18条）

第１　申請

入国審査官は、遭難船舶等があり、当該船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があるとして、水難救護法（明治32年法律第95号）の規定による救護事務を行う市区町村長、当該外国人を救護した船舶等の長若しくはその船舶等を運航する運送業者又は当該遭難船舶等の長若しくはその船舶等を運航する運送業者から遭難による上陸許可申請書（施行規則別記第25号様式）２通（必要に応じ１通）を提出して遭難による上陸許可申請があったときは、これを受理する（施行規則第17条第１項）。ただし、警察官又は海上保安官が入国審査官に対し、遭難船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があるとして当該外国人の引き渡しを行うときは、申請を必要としない（入管法第18条第２項）。

なお、次の点に留意する。

①　出張所の長は、遭難船舶が密航者を運搬する目的で航行しているものである場合若しくはその疑いがあるとき又は上陸後の滞在費、出国費等の支弁に疑義のあるときは、受理に先立って地方局等の長にその取扱いについて指示を受ける。

②　警察官又は海上保安官からの引渡しは、通常、文書をもって引き渡されるが、緊急の場合はこの限りでない。

③　入国審査官は、警察官又は海上保安官から遭難した外国人の引渡しの申出があった場合には、当該外国人の氏名、国籍、遭難の状況等を正確に把握するよう努める。

第２　審査

１　審査の方式

（１）入国審査官は、遭難による上陸許可の申請を受理したときは、原則として、申請人及び遭難した外国人に面接して審査する。[redacted]

（２）入国審査官は、当該外国人が旅券、乗員手帳、身分証明書等を現に所持しているときはそれにより、紛失等のため所持していないときは船長等の陳述により、当該外国人の氏名、国籍等を正確に把握するよう努める。

２　許可の要件

遭難船舶等がある場合において、当該船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要性があると認める事情があること（入管法第18条第１項）。

具体的には、申請に係る外国人が乗っている船舶等が、難破、機関故障、ハイジャックその他の事由により正常な運航が不能若しくは著しく困難となっているもの、又はそのような状態になった船舶等から申請に係る外国人が救助され本邦に緊急に到着したものが該当する。

なお、天候等によりダイバートした船舶等の乗員又は乗客についてはこの要件を満たさない。

第３　許可

１　入国審査官は、申請に係る外国人が許可の要件を満たすか否かを審査し、要件を満たすときは、遭難による上陸を許可する。

この場合、遭難による上陸の許可については、申請に係る外国人が旅券、乗員手帳等旅行文書を所持していることは要件とはならない。また、入管法第５条第１項各号に定める上陸拒否事由該当者であっても許可することができる。

２　入国審査官は、遭難による上陸を許可することを決定したとき、又は警察官若しくは海上保安官から遭難した船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があるとして当該外国人の引渡しを受けたときは、次の要領により許可する。

（１）上陸期間

救護の必要性その他の事情を考慮して、30日を超えない範囲で適正な日数を定める（施行規則第17条第４項第１号）。この場合において、必要と認められる日数が30日を超えるときは30日とする。

（２）行動範囲

ア　原則として、当該外国人が救護を受ける場所の属する市区町村の行政区域内とする。

イ　入国審査官は、その行動範囲をアと異なるものとする必要があると認めるときは、所属する地方局等又は出張所の長の指示を受けて行動範囲を定めることができる。

[redacted]

（３）その他の制限

上陸期間及び行動範囲のほか、本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはならないことを制限として付すこととする。

なお、特に必要があると認めるときは、地方局等又は出張所の長の指示を受けて、「運送業者（職員）の同行又は付添い」等の制限又は条件を付すことができる。

第４　許可書の発給

１　許可書の作成・交付

入国審査官は、遭難による上陸を許可することを決定したときは、次の要領により遭難による上陸許可書（施行規則別記第26号様式）を作成して交付する。

（１）許可書は、上陸する外国人各人につき１通を作成する。

（２）許可番号は、地方局等又は出張所ごとに暦年別一連番号を付す。

（３）生年月日は、性別の下に西暦による生年を算用数字（４桁）で記載する。

（４）許可書の記載事項をすべて記載した後、入国審査官署名欄に入国審査官認証印を押印する。

２　許可書の交付に伴う措置

入国審査官は、許可を受ける外国人に対し、次の注意事項を伝える。

（１）上陸中に常に許可書を携帯しなければならないこと。

（２）上陸許可期間及び行動範囲等を遵守し、制限に違反した場合は許可を取り消し得ること。

（３）遭難による上陸の必要がなくなったとき、出国前に上陸期間が満了することとなったとき又は出国等のため行動範囲を超えて移動することとなったときは、直ちに当該許可書を発給した地方局等又は出張所に出頭しなければならないこと。

３　許可書の再交付

入国審査官は、紛失・滅失又はき損・汚損の理由により遭難による上陸許可書を再交付する必要があるときは、第２節の２第２の５に準じて再交付する。

現許可書が申請に基づいて発給されたものであるときは、申請人から特例上陸許可書再発給願書（別記第26号様式）の提出を受けるものとし、申請に基づかないで発給されたものであるときは、遭難による上陸の許可を受けた外国人から同願書の提出を受ける。

第５　上陸期間の変更

入国審査官は、遭難による上陸の許可を受けている外国人につき、上陸から30日以内で、当初許可された上陸期間を超え、引き続き救護等の必要があるときは、第６節第５に準じて上陸期間を変更することができる。

なお、申請に基づかない許可に係る上陸期間を超えて引き続き救護等の必要があるときは、職権により上陸期間を変更することができる。

また、上陸から30日を超えて上陸する必要があるときは、本庁に請訓を行い、上陸期間の変更を相当と認めるときは、新たに30日を超えない範囲内で適正な日数を定める。更に

上陸期間の変更が必要と認められる場合も同様とする。

第６　救護場所の変更

入国審査官は、遭難による上陸許可を受けた外国人につき「救護を受ける場所」を変更する必要があるとして申請人から申出があった場合は、第６節第６に定める手続に準じて措置する。

なお、申請に基づくことなく許可を受けたものについては、職権により救護場所の変更の手続をとる。

第７　出国の手続

入国審査官は、遭難による上陸の許可を受けた外国人が遭難による上陸を必要とする事情が終了したため出国するときは、第６節第７に準じて措置する。

なお、申請に基づかないで許可を受けた外国人について特例上陸許可者出国届の提出が必要であるときは、当該外国人から提出を受ける。

第８　遭難に関する報告

地方局等又は出張所の長は、遭難船舶等が不法入国者の運搬を目的としていたものであるとき又は遭難による上陸の許可を受けた者が30日以内に出国することが困難と認められるときは、入国警備官に通報するとともに、次の各事項を調査の上本庁に報告する。

（注）[redacted]

1　遭難船舶等の概要

（１）船名又は航空機便名

（２）船舶にあっては船種及びトン数

（３）船籍港及び船舶登録番号

（４）船舶所有者の氏名又は名称及び住所

（５）積荷及び渡航目的

（６）乗員及び乗客（本籍又は住所、職種、氏名、生年月日及び性別を記載する。多人数である場合は、名簿を作成し別添とする。）

2　遭難の日時及び場所

3　遭難の原因、状況及び救助状況

4　救助後の遭難者の身柄の状況と措置

5　地方局等又は出張所でとった措置

6　関係領事館等でとった措置

7　遭難上陸許可者の出国のための措置と出国遅延の理由

8　救助に要した諸経費の支払い状況

9　不法入国者運搬の疑いの有無

10　その他参考事項

第８節　船舶等の記録の整理

第１　船舶等の記録

地方局等又は出張所の長は、船舶等に関する記録を各船舶等ごとに編てつし、これを入港日時順に整理して保管する。

第２　船舶台帳

地方局等又は出張所の長は、入出港届その他の記録に基づき船舶台帳（別記第36号様式）を作成する。

第３　出入（帰）国記録以外の審査資料

1　地方局等又は出張所の長は、特例上陸の許可を受けて上陸した外国人が出国する際に回収した上陸許可書を船舶等ごとに、船舶観光上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可の別に区分し、整理して保管する。

（注）寄港地上陸許可、通過上陸許可に関する外国人入国記録及び申請書は、同一の地方局等又は出張所の許可に係る場合はひとまとめにした上、上陸許可年月日順に保管し、上陸港と出国港が異なるときはそれぞれの地方局等又は出張所が上陸又は出国日順に保管する。

2　地方局等又は出張所の長は、一般上陸の許可の申請の際に提出された身元保証書、招へい状・契約書の写し等の書類で、申請人等から提出のあったものについては、入国年月日順に保管する。

3　[redacted]

（注）[redacted]

第５章　船舶等の長及び運送業者の責任

第１節　船舶等の長及び運送業者

第１　責任と役割

船舶等の長及び運送業者は、入管法上、船舶等の乗員・乗客が特例上陸許可により本邦に上陸を希望するときは、それらの者のためにいずれかの者が当事者として申請を行う（入管法第14条から第18条、第４章参照）ほか、入管法第56条から第59条には各種の義務が定められており、出入国在留管理行政が円滑に遂行されるためにこれらの義務を果たさなければならない責任を有する。

第２　定義

１　船舶等の長

船舶等の長とは、船長又は機長をいう。

通常の船舶等には、乗員又は乗客に関する事務を取り扱う職務を帯びた乗員（事務長又はパーサーと呼ばれる。）が乗り組んでおり、その職責が明らかな場合には、これらの者が船長又は機長に代わって実際に入国審査官への報告を行い、又は特例上陸の申請を行うことを認めて差し支えない。また、入国審査官が船長又は機長に対して指示・指導を行おうとする場合に、これらの乗員を通じて指示・指導等の内容を伝えて差し支えない。

２　運送業者

運送業者とは、入管法上、本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう（入管法第２条第９号）。ここにいう事業を営む者とは、通常は企業体であり、その形態としては国営又は公営の機関も含まれる。

運送業者は、本邦内に会社若しくは本店又は支社、支店、出張所若しくは駐在事務所等があって出入国管理の対象となる乗員又は乗客が乗っている船舶等について、第１に定める責任を自ら又は代理権に基づいて果たし得るものでなければならない。

次のものが運送業者に該当する。

（１）入出港船舶等の所有者、賃借人又は傭船(機)者（以下「所有者等」という。）で実際に当該船舶等を運航するもの

（２）（１）に定める者から委任を受けて運送業者としての業務を行うもの（以下「代理店」という。）

なお、代理店の中には主として乗員等のための上陸申請及び送迎等のみを行うものも含まれる。

第２節　運送業者の業務遂行能力の確認

第１　業務遂行能力

１　地方局等又は出張所の長は、あらかじめ定期的に入出港する船舶等の運送業者の実態を調査し、業務遂行能力が備わっていることを確認する。

運送業者に関し、当該出入国港に最寄りの支社、支店、出張所等の所在地、規模及び従業員の状況等について可能な限り詳しく調査する。

調査の留意点は次のとおりである。

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

２　１の調査は、運送業者から、必要に応じて次の書類の提出を求めて行う。

（１）会社登記簿謄本、組織・業務の概要書

（２）従業員名簿

（３）入出港船舶等リスト（定期運航の場合は船名又は航空機名を含むスケジュール）

３　その他の運送業者が、代理店として業務を行うものである場合は、２の書類の中から必要と認めるもののほか、取扱予定船舶等の所有者等としての運送業者の概要を示す資料（社名、設立年月日、資本金、保有船（機）、船腹量、主要運営航（空）路線等を記したもの。）の提出を求めるとともに、委任契約書又は代理契約書の写しの提出を求める等の方法により、正当な代理権があることを確認しておかなければならない。

（注）[redacted]

第２　業務遂行能力の確認

１　地方局等又は出張所の長は、新たに特例上陸許可申請等の入管法に定める運送業者の業務を行いたいとして、運送業者から申立てがあった場合には、第１の２及び３に基づき必要とされる疎明資料等の提出を求めて、その業務遂行能力を有するか否かについて確認する。

２　次に掲げる事項を満たす場合に業務遂行能力があると判断する。

（１）原則として、法人であること。

（２）自ら船舶等を運航する者若しくはその代理人であり、又はそれらの者から入管法に定める運送業者の業務を行うことについて委任を受けていること。

（３）運送業者として実際に行おうとする業務を遂行するに足りる人数の職員（臨時職員を含む。）がいること。

（４）入管法に定める運送業者の責任を十分理解し、これを良心的に履行する意思及び能力を有すると認められること。

３　地方局等又は出張所の長は、２により業務遂行能力があると判断したときは、入管法及び施行規則に定める運送業者としての責任と義務について十分説明した上で、入管法に定める運送業者の業務を行う者として取り扱う。

第３　運送業者の名簿作成及び資料の整備

地方局等又は出張所の長は、業務遂行能力を有する運送業者の名簿を作成するとともに、各業者ごとに提出を受けた資料を整理・保管し、年１回定期的に資料の内容に変更がないか否かを確認する。資料の内容に変更があったときは、遅滞なく所要の報告を求める。

第３節　具体的な義務と責任

第１　法的根拠

入管法は、出入国港における上陸審査や不法入国・不法上陸の防止を行うため、乗員・乗客を掌握すべき船舶等の長及び運送業者に対し、次の事項について責任と義務を課し、その履行を求めている。

１　協力の義務（入管法第56条、施行規則第51条）

２　旅券等の確認義務（入管法第56条の２）

３　報告の義務（入管法第57条、施行規則第52条）

４　上陸防止の義務（入管法第58条）

５　送還の義務（入管法第59条、施行規則第52条の２）

第２　義務と責任の内容

１　協力の義務

船舶等の長又は運送業者に対し、入国審査官の行う審査その他の職務についての一般的な協力義務を定めたものである。具体的には、施行規則第51条において次のとおり規定されている。

（１）船舶等の入港通報を行うこと。

（２）入国審査官が行う臨船その他の職務の遂行に当たり、必要と認められる便宜を供与すること。

（３）上陸の許可を受けていない者が上陸することのないよう十分な注意及び監督を行うこと。

（４）その他入国審査官から特に協力すべき事項について指示があったときは、これに従うこと。

２　旅券等の確認義務

本邦に入る船舶等を運航する運送業者（運送業者がないときは当該船舶等の長）に対し、外国人が不法に本邦に入ることを防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認を義務づけるものである。具体的には、次の要領で確認することを義務付けるものとする。

（１）確認場所

ア　空港

搭乗口付近。ただし、航空機の搭乗者用に当該航空機に搭乗できない者が紛れ込むことが不可能なエリアを設置している場合には、同エリア内でも可。

イ　海港

タラップ付近。ただし、船舶の乗船者用に当該船舶に乗船できない者が紛れ込むことが不可能なエリアを設置している場合には、同エリア内でも可。

（２）確認事項（確認場所は必ずしも搭乗口・タラップ付近であることを要しない）

ア　旅券等の有効性・真正性に係る事項

（ア）有効期限

（イ）文書全体又は身分事項頁の偽変造の有無

（ウ）顔写真の貼り替え又は刷り直しの有無

（エ）氏名等身分事項欄の改ざんの有無

イ　外国人との同一人性に係る事項

（ア）顔写真、性別及び生年月日と外国人の容貌との突合

（イ）氏名等の身分事項と搭乗券の身分事項との突合

３　報告の義務

船舶等の長の行うべき報告等の義務について定めたもので、具体的に次のとおり規定されている。

（１）乗員及び乗客に係る事項を報告すること。

（２）有効な旅券又は乗員手帳を所持しない外国人が船舶等に乗っていることを知ったときは、直ちにその旨を報告すること。

（３）数次船舶観光上陸許可を受けている乗客又は数次乗員上陸許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、出入国港に到着した際、当該乗客又は乗員の氏名、国籍等を直ちに報告すること。

（４）船舶観光上陸許可（入管法第14条の２第１項又は第２項）、観光通過上陸の許可（入

管法第15条第１項）を受けた者が帰船しているか否か、乗員上陸許可を受けた者が乗り組むべき船舶に乗り組んでいるか否か及び出国の手続を経ないで出国しようとする者が乗っているか否かを報告すること。

（５）航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項を報告すること。

４　上陸防止の義務

有効な旅券又は乗員手帳を所持しない外国人が、乗ってきた船舶等から離れて本邦に潜入することを当該外国人が乗ってきた船舶等の長の責任において防止することを規定するものであり、具体的には次の内容を含むものである。

（１）上陸の許可を受けていない外国人の上陸の防止については、船舶等の長又は運送業者の協力義務として、これらの者が上陸を防止するため十分な注意及び監督を行うべきことについて定めている（入管法第56条、施行規則第51条第５号）。

（２）上陸を拒否された外国人については、入管法第59条第１項各号の定める送還義務の中にその前提として被送還者の身柄を確保し、その上陸を防止すべき義務が含まれている。

したがって、船舶等の長等に上陸防止義務が課せられているものであり、必要に応じて、当該義務の適切な履行を求めることとなる。

（３）入管法第58条は、船舶等の長に課される上陸防止の義務であるが、船舶等の出港後は、運送業者が当該義務を引き継ぐこととなる。

５　送還の義務

入管法第59条第１項の各号に定める上陸を拒否された外国人及び被退去強制者を運送してきた船舶等の長又は運送業者に対して、その責任と費用で当該外国人を本邦外の地域に送還する義務を規定したものである。

第４節　義務違反

第１　違反の態様

入国審査官は、船舶等の長又は運送業者の義務違反等が生じないよう、日常の指導に努めるとともに、実際に違反等が生じたときには、第２に定めるところによりその是正措置をとる。

義務違反の態様を例示すると、次のとおりである。

①　船舶等の長又は運送業者が、上陸審査又は出国審査の円滑な遂行のために協力を求めた事項について、理由なくこれに協力しなかった事例（入管法第56条関係）

②　船舶等の長又は運送業者が、入国審査官から上陸防止の通知を受けた乗員又は乗客に

ついて、必要な防止措置を行わないなど怠慢によりその者の不法上陸を容易にした事例（入管法第56条、同第58条関係）

③　運送業者（運送業者がないときは当該船舶等の長）が、旅券等の確認義務を怠り、有効な旅券等を所持しない外国人を不法に本邦に入らせた事例（入管法第56条の２関係）

④　船舶等の長又は運送業者が、施行規則第52条第１項各号に定める報告期限までに、又は入管法第57条第２項により入国審査官から要求されたにもかかわらず乗員又は乗客に係る事項を報告することを怠り、報告を著しく遅らせたり、又は虚偽の報告をした事例（入管法第57条第１項、第２項関係）

⑤　外国人が乗員に偽装して船舶等に乗り組んでいるのを知りながら、その旨を入国審査官に報告せず、又は乗員上陸許可を受けさせ当該外国人が上陸後逃亡するのを容易にした事例（入管法第57条第３項、同第58条関係）

⑥　船舶等の長又は運送業者が、本邦へ密航を希望する者を運搬していることを知ったにもかかわらず、その旨を入国審査官に報告せず、又はその者の上陸を防止しなかった事例（入管法第57条第３項、同第58条関係）

⑦　船舶等の長又は運送業者が、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可や乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に帰船し又は乗り組むべきものが帰船し又は乗り組んでいるか否かに注意を払わなかったと認められる事例（入管法第57条第６項及び第７項関係）

⑧　船舶等の長が、出国の確認を受けることなく出国する乗客の乗船（機）を積極的に許容し、又はそのような乗客が出国することに注意を払わなかったと認められる事例（入管法第57条第７項関係）

⑨　船舶等の長又は運送業者が、施行規則第10条第２項の退去命令通知書又は同47条の送還通知書による通知を受けたにもかかわらず、速やかに送還を実施しなかった事例（入管法第59条第１項関係）

第２　違反等に対する措置

船舶等の長又は運送業者が、入管法第56条から第59条までに規定する義務の履行を怠った場合、入国審査官は、地方局等又は出張所の長の指示を受けて、当該船舶等の長又は運送業者にその義務を履行するよう求めるとともに、義務違反が繰り返されないよう次のとおり措置する。

なお、義務違反が、乗員及び乗客に係る事項の誤りであった場合には、この誤りが重大なものではなく、繰り返しの不注意によるものではなく、及び法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認した場合には、船舶を遅滞させることなく、当該事項の誤りを訂正することを認めることとする。ただし、事前の審査が終了する前に当該事項の誤りが発見され、及び訂正が遅滞なく行われることを条件とする（ＦＡＬ条約附属書２．

18）（第１章第５節第２の１（１）参照）。

（注）[redacted]

1　船舶等の長又は運送業者の協力が十分でなかったため入国審査官の職務の遂行に支障を来したと認められるときは、入国審査官は、当該船舶等の長又は運送業者に対し、そのような事態を再度繰り返さないよう協力に関する指示書（別記第15号様式）を用いるなどして文書により厳重な注意を与えるとともに、具体的改善策の提示を含むてん末書又は始末書を徴する。

2　地方局等の長は、確認した違反事実が入管法第77条各号のいずれかに該当すると思料し、かつ、前記１の措置をとったにもかかわらず、なお違反が繰り返されるなど違反の内容が悪質と認められるとき（注）は、違反事実及び適条を特定し、過料事件としての裁判所への通知の要否に関する意見を添えて後記第３に従い本庁に上申する。

（注１）重大な違反の場合（例えば、入管法第56条の２及び第77条第１号の２に関して、搭乗時に外国人の旅券等の確認をほとんど行っていない場合）には、初めての違反であっても悪質と判断し、過料手続を進めなければならない。

（注２）有効期限切れの旅券等を所持した外国人を発見した場合は、当該外国人を乗せた運送業者の義務違反が明らかであるので、必ず前記に従い厳重注意等を行うものとする。

第３　過料事件の措置

1　本庁への上申

地方局等の長は、事案の内容から過料事件として裁判所に通知するときは、出入国管理及び難民認定法違反事件通知書（別記第37号様式）に事案の内容を明記し、本庁に上申する。

なお、乗員及び乗客に係る事項の誤りが重大なものではなく、かつ、繰り返しの不注意によるものではなく、及び法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認するための機会を与えるまでは、制裁を課してはならない（ＦＡＬ条約附属書２．19）。

2　裁判所への通知

地方局等の長は、本庁から過料事件として裁判所に通知するよう指示を受けたときは、入国審査官をして入管法違反事件通知書により管轄裁判所長あて通知する。

3　本庁への報告

地方局等又は出張所の長は、管轄裁判所長あて通知したときは、通知書の写しを本庁へ送付する。

4　通知書の記載上の留意点及び管轄裁判所

（１）通知書の記載上の留意点

ア　違反者の氏名及び現在地の欄には、その船舶等の行動予定及び本邦における営業所、代理店等の所在地を詳細に記載する。

イ　過料に処せられるべき者が違反の事案を認め、かつ、謝罪の意を有する場合には、その旨記載した陳述書を徴し添付する（過料事件を略式で行うことが可能となる。）。

（２）管轄裁判所

過料事件の管轄裁判所は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条の規定により「当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所」がこれに当たる。

なお、日本国内に住所がないとき又は日本の住所が知れないときは、同法第５条第１項の規定により「居住地を管轄する裁判所」となるところ、この場合の管轄は次のとおり。

ア　短時間出入国港に停泊する船舶等の場合において、その船舶等の長に対する過料事件の管轄に関しては、出入国港をもって居所と解することは困難であり、同法第８条に規定する「最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所」である東京地方裁判所となる。

（注）「最高裁判所規則で定める地」とは、民事訴訟による普通裁判籍所在地等指定規則によって「東京都千代田区」と指定されているから、この場合の管轄裁判所は東京地方裁判所となる。

イ　比較的長期に出入国港に停泊する船舶等の場合において、その船舶等の長に対する過料事件の管轄に関しては、当該船舶等の長が出入国港の所在地に滞在することによって生活上出入国港との関連を持つと認められるときは、同法第５条第１項に規定するように出入国港の所在地が当該船舶等の長の居所となる。

ウ　当該船舶等を運航する運送業者の場合は、日本に主たる営業所のあるときは、その営業所所在地を管轄する地方裁判所が、それのないときは、前記アと同様に、東京地方裁判所となる。

５　その他

過料事件の処理に関しては、おおむね次のとおり（非訟事件手続法120条から第122条まで）であるが、実効をあげるために本庁と連携を密にする。

（１）裁判所は、入国審査官の通知を受けたときは、当事者の陳述を聴取し、検察官の意見を求める。ただし、裁判所が相当と認めるときは、当事者から陳述の聴取を行わないことがある。

（２）裁判所は過料の決定を行い、告知する。

（３）過料裁判の執行は、検察官の命令をもって行う。

（４）過料事件の決定に対する異議がなく、かつ、過料を納付しないときは、民事執行法そ

の他強制執行の手続に関する法令の規定に従って執行することができる。

第６章　空港における特則

第１節　空港審査

第１　総則

本章は、空港における審査の特則を定めたものである。本章にいう空港とは、原則として、国際民間航空条約第９附属書に定義される「国際空港」である。同附属書の定義によれば、国際空港とは「国際航空貨客の出入国港として締約国によってその領域内に指定された空港で、税関、出入国、公衆衛生、動植物検疫に付帯する手続及び類似の手続が行われる港」とされている。

国際空港ではない飛行場においても、本章に定めるところに準じて事務を行う。

第２　審査の場所

出入（帰）国審査は、ターミナルビル内の審査場で行う。

空港においても、航空機が出発し、又は到着するときは、入国審査官が当該航空機に乗込んで審査を行うことができることについては、船舶の場合と同様であり（入管法第８条）、救急患者、遭難者等に対する人道的配慮等の必要に応じて、機内又は機側において審査を行う。

第３　航空機乗員に関する特則（数次乗員上陸許可を受けている者を除く。）

１　乗員に対する審査

乗員上陸許可の申請に関しては、原則として入国審査官が各乗員の審査場通過の際、個々に面接して審査した上当該乗員に許可書の交付等を行い、また、乗員上陸の許可を受けた者その他の外国人乗員が出国する場合においても、各乗員が審査場を通過する際に個々に面接して許可書の回収等を行う。

２　一般上陸の許可

航空機の乗員が、乗員手帳のほかに旅券を所持し、その旅券に査証を受けている場合や査証免除国人である場合で、一般上陸の申請を行ったときは、特に支障が生ずると認められる場合を除き、一般上陸の審査の対象とすることができる。

この場合、入管法第57条第１項の規定による乗員に係る事項の報告から削除することを求める必要はなく、一般上陸の申請を行った旨の表示を当該報告の適当な箇所又は当該乗員が一般申告書に記載されている場合は一般申告書上の当該乗員に係る記載の近傍に行う。

（注）一般の上陸許可を受けて上陸した乗員が乗員として出国する場合、一般申告書に乗員として記載があったとしても乗員として出国させることなく、入国時に許可された上陸

許可に基づいて出国確認を行い、上陸許可証印を受けた旅券に出国証印を行うことに留意する。

第４　国内区間搭乗（カボタージュ）

カボタージュとは、本邦の他の国際空港へ向け出発する外航機に乗機する乗客、又は本邦の他の国際空港を経由して到着した外航機から降機する乗客に係る国内区間搭乗のことをいう。

１　本邦の他の国際空港へ向け出発する外航機に乗る乗客に対する出国手続の特例

（１）航空会社は、当該空港で乗る乗客のうち本邦の他の国際空港で入国審査場外に出る予定がある者に対し、国内区間搭乗票（英文では一般的に「DOMESTIC　BOARDINGCARD」と呼ばれている。）を３枚交付し所持させることとなっている。

この場合、「入国審査場外に出る予定」とは、乗客が、他港への乗換え又は乗継ぎの便を待つため一時的に入国審査場外へ出る場合をいう。

（２）入国審査官は、出国審査場に出頭した乗客のうち国内区間搭乗票を提出する者で一般上陸許可を受けているものに対しては、旅券に出国証印を押印しない。

この場合の取扱いは次のとおりである。

ア　国内区間搭乗票３枚の所定欄に入国審査官認証印を押印するとともに、在留期間を確認の上、認証印の下に在留資格及び在留期間を記載し、１枚を回収の上、２枚を返還する。

イ　出国の証印は、最終的に出国手続をとる本邦の他の国際空港において行う。

（３）寄港地上陸許可を受けている外国人が同票を提出した場合は、旅券に出国証印を押印する。

この場合の取扱いは次のとおりである。

ア　国内区間搭乗票３枚に入国審査官認証印を押印するとともに、認証印の下に「SP：○○空港でSP出国手続済」と付記した上、１枚を回収し、２枚を返還する。

イ　次港において再び寄港地上陸許可の申請を受理することを妨げない。

（注）当該航空機を運行する運送業者に対し、前港でSP出国手続きを行った外国人乗客が本邦の他の国際空港において入国審査場外へ出る予定がある場合、当該空港において上陸許可を受ける必要があることに留意するよう説明する。

（４）日本人に係る手続

入国審査官は、出国審査場に出頭した乗客のうち国内区間搭乗票を提出する日本人に対しては、旅券に出国証印を押印しない。

この場合の取扱いは次のとおりである。

ア　国内区間搭乗票３枚の所定欄に入国審査官認証印を押印し、１枚を回収の上、２枚

を返還する。

イ　出国の証印は、最終的に出国手続をとる本邦の他の国際空港において行う。

2　本邦の他の国際空港から到着した外航機から降りる乗客に対する入帰国手続の特例

（1）入国審査官は、入国審査場に出頭する乗客のうち国内区間搭乗票を提出する場合、外国人においては既に上陸の許可を受けていること、また、日本人においては出国確認を受けていないことを確認した上で、同票に入国審査官認証印を押印した上１枚を回収し、審査場を通過させる。

なお、国内区間搭乗票に「SP：○○空港でSP出国手続済」と記載されている外国人に対しては、新規の入国者として上陸の申請を受理することができる。

（2）入国審査官は、航空会社に対し、到着した外航機に当該空港までの国内区間搭乗票を所持する乗客がいる場合は、必ず一旦入国審査場に出頭させるよう指示する。

この場合の取扱いは次のとおりである。

ア　上陸又は帰国の手続について取扱いを定める必要があるのは各空港で到着した外航機から降りて入国審査場に出頭する乗客についてであって、直行通過乗客については、本件の対象とはならない。

イ　国内区間搭乗票所持者が本邦内の到着港で意思変更して直行通過者となり出国した場合は、不法出国者となるので、航空会社に対し、責任をもってその乗客を入国審査場に出頭させるよう指導する。

3　外航機が国内移動する際に国内区間のみ無償で搭乗する乗客等があった場合における国内区間搭乗の取扱い

（1）航空法上の手続により、国土交通大臣の許可を受けて国内区間移動を認められたときは、国内区間搭乗者として取り扱う。この場合、前記１及び２に準じて措置して差し支えないが、国内区間のみ搭乗する者が別人と入れ替わったりする問題を排除するため、これらの者を確実に誘導するようハンドリング会社等に対して指導する。

（2）外国政府専用機等の場合においては、通常、外務省から国土交通省に対し航空法に基づく国内区間移動の許可に係る要請が行われていることから、当該許可を受けている事実が確認されたときは、国内区間搭乗者として取り扱う。この場合、ハンドリング会社が存在しないことなどを理由に国内区間搭乗票による対応が困難なときは、関係機関職員の協力を受けて、提出された名簿等を利用して確認して差し支えない。

（注）航空法第127条による国内区間搭乗の許可に関し、国土交通省は許可書の交付を省略している。

第２節　運送業者に対する協力指示

第１　到着時の措置

入国審査官は、当該航空機を運航する運送業者に対し、次の措置をとるよう指示する。

１　到着したすべての乗客及び乗員を確実に、かつ、速やかに入国審査場に誘導すること。ただし、直行通過者で航空機内又はいわゆる直行通過区域にとどまるものについては、この限りでない。

２　すべての乗客及び乗員が通路以外の場所に立ち入らないように、かつ、審査場に誘導された後は審査を受けることなくみだりに審査場から離れないように必要な管理を行うこと。

３　乗客及び乗員のうち有効な旅券又は乗員手帳を所持しない外国人がいることが判明しているときは、その旨を入国審査官に報告するほか、原則として、他の乗客及び乗員と区別して入国審査場に誘導すること。

４　航空機内にとどまらない直行通過者があるときは、その者を出国のための待合室へ誘導し、その者が出発するまでの間、直行通過者の出入りが禁止されている場所に立ち入らないように必要な管理を行うなど次のとおり措置する。

（１）他の運送業者によって運航されるフライトに乗り換えて出国する者については、乗換えを予定している運送業者に管理を指示する。

（２）本邦到着時と同一の便で出国する者や、短時間内に他のフライトに乗り換えて出国する外国人であっても、機内や出国のための待合室で待機することなく、入国審査ブースを通過して入国審査場外へ出ようとする者については、上陸の意思を有する者として措置する。

５　乗客に対し、出入国記録の記載その他の手続をあらかじめ周知徹底するとともに、入国審査場における乗客及び乗員の整理等を行うこと。

第２　出発時の措置

入国審査官は、航空機を運航する運送業者に対し、次の措置をとるよう指示する。

１　出国しようとするすべての乗客及び乗員を出国審査場に確実に誘導すること。ただし、出国のための待合室にとどまる直行通過者については、この限りでない。

２　出入国記録の記載その他の手続をあらかじめ周知徹底するとともに、出国審査場における乗客及び乗員の整理等を行うこと。

第３節　入港時の措置

上陸手続終了後の確認

入国審査官は、到着した航空機の乗客及び乗員について上陸審査が終了したと思料するときは、改めて、各申請の申請書又は入国記録の数と一般申告書に記載された上陸予定者数及び当該航空機の乗客に係る事項に示された本邦に上陸を予定している者の数とを照合する。

上陸予定者として記載されている者で上陸申請が行われていないものを発見したときは、速やかにその者を入国審査官のもとに出頭させるよう、運送業者に指示する。

入国審査官は、前記の指示を行った後相当の時間内にその者が出頭しなかったときは、運送業者にその所在を調査するよう指示するとともに、その旨を速やかに入国警備官に通報し、それでもなお所在が確認できない場合においては、不法上陸した疑いがあるものとして、違反事件端緒報告書により所属する地方局等又は出張所の長に報告する。

第４節　出港時の措置

第１　出国手続終了後の確認

１　入国審査官は、出発する航空機の乗客及び乗員について、手続未了者が確認されたときは次のとおり措置する。

（１）手続未了者がいることが判明したときは、速やかにその者を入国審査官のもとに出頭させるよう運送業者に指示する。

（２）相当の時間内にその者が出頭しなかったときは、手続未了のまま出国予定便に搭乗していないか確認するよう機長又は運送業者に指示する。なお、搭乗の事実がなく、一般申告書の出国予定者に変更があることが判明したときは、速やかに運送業者に一般申告書を訂正するよう求める。

２　入国審査官は、手続未了者がいないことを確認した場合は、航空機が出発する際に出国手続を終了した者がすべて搭乗しているか、また、出国手続を受けていない者が搭乗していないかについて運送業者から報告を求めて確認する。

第２　出発時における乗客に係る事項の報告

入国審査官は、審査未了者が不法出国した疑いが持たれる場合その他乗客の出国手続上必要がある場合には、運送業者に対し当該航空機の乗客に係る事項の報告を求める。

第５節　航空機が緊急入港する場合の措置

第１　緊急入港に関する事前準備等

１　航空会社への指導

地方局等又は出張所の長は、航空会社に対し、航空機が悪天候等による回航、機体の故障、空港閉鎖等の理由により寄港予定空港以外の空港等に緊急着陸する場合には、寄港を予定していた空港及び緊急着陸する空港（緊急着陸する場所が出入国港以外の場所である場合には、その場所を分担する地方局等又は出張所）の入国審査官に直ちに通報するとともに、航空機の機長は乗員及び乗客に係る事項を報告する義務（入管法第57条第１項）があることをあらかじめ周知しておく。

２　緊急入港する際の措置

緊急入港の通報に当たっては、航空会社から降機する乗員・乗客の有無及び降機後の移動予定、入港後の運航予定、代替機の有無その他必要と認める事項について可能な限り報告を求める。

３　関係機関との協議

（１）定期に開催される連絡会議等において、緊急入港する場合の対応について関係機関と協議しておく。

（２）航空会社から緊急入港その他不測の事態の通報があった場合は、速やかに関係機関と対応を協議する。

４　職員の確保

地方局等の長は、緊急入港その他不測の事態を想定した職員の応援派遣の体制を整備しておく。

第２　出入国港以外の場所における乗客・乗員の管理

入国審査官は、航空機が出入国港以外の場所に緊急着陸した場合には、当該航空機を運航する航空会社に対し、当該航空機に乗っている乗客及び乗員を機内若しくは空港の区域内にとどめておく等必要な管理を行うよう指示する。この場合において地方局等又は出張所の長は、直ちに入国審査官若しくは入国警備官を派遣させるが、緊急着陸した空港の立地状況から隣接する地方局等から派遣させることが適当と判断したときは、隣接する地方局等の長に入国審査官若しくは入国警備官の応援派遣を依頼する。

また、必要に応じ、緊急着陸した空港について臨時の出入国港指定の手続を行い、乗員及び乗客の上陸を許可する。

さらに、必要と認めるときは、緊急着陸した場所を管轄する警察署に通報する。

第３　運航終止の場合の措置

入国審査官は、航空機が悪天候、機体故障等の理由により緊急着陸した場合で、当該航空機の事後の運航が打ち切られたときは、当該航空機に乗っていた外国人に対する上陸手

続を行う。

なお、代替機その他の輸送手段が外国人を寄港予定空港に運ぶため運航されるときは、緊急着陸した航空機が引き続き運航されるものとみなす。この場合には、入国審査官は、運送業者に対し代替機等により寄港予定空港に向かう外国人について必要な管理を行うよう指示する。

第４　その他

地方局等又は出張所の長は、緊急入港する航空機の乗客が長時間の旅行により疲労していることを念頭に置き、適切な対応に心がける。

この場合の取扱いは次のとおりである。

①　航空会社が乗客の降機等の決定に時間を要する等により、長時間乗客が航空機内に待機するなどの事情があるときは、航空会社に対し、当該空港を管理する会社等の使用許可を自ら取り付けることを前提として、一時的に乗客を降機させ、待合室等に待機させて差し支えない旨伝達する。

②　[redacted]

参考　　直行通過区域にとどまっている者への対応

第１　基本方針

本邦への上陸申請をしないまま合理的な理由もなくサテライトなどの直行通過区域（航空機により入国する者が、降機してから上陸審査場までの経路及び乗り換えのためにとどまることができる場所をあわせた区域）内にとどまっている外国人を速やかに本邦外に退去させることとする。

第２　具体的措置

1 [redacted]

2 [redacted]

3 [redacted]

4 [redacted]

5 [redacted]

6 [redacted]

第７章　海港における特則

第１節　臨船（入管法第８条）

第１　臨船

１　入国審査官は、すべての人の出入国の公正な管理を図ることを目的とする法の趣旨から、一般上陸の審査のほか、特例上陸の許可若しくは出（帰）国の確認のために審査を行う場合又は不法上陸、不法出国等を防止しようとする場合においても船舶に乗り込むことができる。

２ [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

第２　臨船に伴う留意事項

１　臨船を行うときは、常に安全を心掛ける。

２　風波が高く乗船又は離船を行うことが困難又は危険であると認めるときは、その状態が収まるまで乗船又は離船を見合わせる。

３　船舶側が提供するギャングウェイ、ジャコップ等臨船に必要な器具その他の設備を使用するに先立ち、船舶側にそれらが安全な状態に保たれているかどうかを点検させ、それらに不備があるため乗船又は離船を行うことが危険であると認めるときは、その条件が改められるまで乗船又は離船を見合わせる。

４　乗船又は離船しようとする際に船舶が航行しているときは、停船を求める。

第３　臨船時間

臨船審査の実施は、執務時間内とする。

ただし、地方局等又は出張所の長が特段の事情があると認めて指示したときは、この限りでない。

第４　臨船手段

入国審査官は、臨船を行うに当たっては、船舶の入出港予定に基づき、自動車等の効率的な運用に努める。

自動車の故障や入出港船舶の輻輳等により船舶の入出港予定日時に合わせて臨船することができないときは、船長又は運送業者に協力を求める。

第５　船舶代表者との面接

入国審査官は、臨船審査のため船舶に乗り込んだときは、最初に船舶代表者（船長又はその代理人として船長が指名する事務長その他の船員をいう。以下同じ。）と面会し、審査のため来船した旨告げ、必要な協力を求める。

第６　審査の場所

入国審査官は、臨船したときは、船舶代表者と協議して、船長室、事務長室、ロビー、サロン又はその他の船室の中から審査対象者の数等に応じ、審査に適する船室を選定して審査を行う。

この場合における留意点は次のとおりである。

①　出国者の審査を臨船して行うときは、舷門又はこれに準ずる場所で行うことができる。

②　入国審査官は、審査事務の円滑な遂行を期するため、船舶代表者に対し、審査の場所及びその周辺を整理整頓すること、審査を受ける者に対し審査手続の周知徹底を図ること、審査を受ける者を審査の場所に誘導すること等、審査を円滑に実施するために必要な協力を求める。

第７　審査の終了及び離船

入国審査官は、審査及び審査後にとるべき必要な措置をすべて終了したときは、直ちにその旨を船舶代表者に告げ、離船する。

第２節　入港時の特則

第１　不法上陸の防止

１　入国審査官は、到着した船舶（指定旅客船を除く。）の乗員及び乗客について審査を行う際は、不法上陸を防止するため、次の措置をとらなければならない。

（１）当該船舶に乗っているすべての者の審査を終了したことを確認するまで、何人も上陸させないよう、船舶代表者に指示する。

（２）審査を終了したと思料するときは、改めて、申請書又は入国記録を点検の上、船舶代

表者から報告された乗客及び乗員に係る事項と照合し、当該報告がなされているにもかかわらず上陸の申請が行われていない者、又は申請は行われているが審査を終了していない者があることを判明したときは、船舶代表者にその者が上陸の意思を有するか確認させるとともに、上陸の意思を有することが確認されたときは、速やかにその者を入国審査官のもとに出頭させるよう指示する。

出頭を求められた外国人が、正当な理由がないにもかかわらず、相当の時間内に出頭しないときは、上陸の意思がないものとみなし、申請書が提出されている者については、申請の取下げがあったものとして扱う。

２　入国審査官は、審査を行った結果、上陸を許可しなかった外国人があるとき、又は上陸の申請を行わなかった外国人（上陸の申請を取り下げた者を含む。）があるときは、その者の上陸を防止するよう船舶代表者に指示する。

3　入国審査官は、前記２により上陸を防止するときは、船長あての「通知書」（別記第14号様式）を２通作成し、１通を相手方に手交するとともに、他の１通は控えとして船長に署名させた上、その所属する地方局等又は出張所で保管する。

４　入国審査官は、前記３において、さらに、過去に退去強制歴のある者や上陸拒否事由該当者その他、逃亡のおそれがあると認められる外国人（以下「上陸拒否事由該当者等」という。）の上陸防止措置を講じる場合は、施行規則第51条第６号に基づき、「協力に関する指示書」（別記第15号様式）を手交するとともに、本邦の次の港に出港する船舶に上陸拒否事由該当者等が乗船している場合は、後記第３節第３に規定する「次港入国審査官等への通報」を確実に実施する。

５　前記４により、前港から連絡を受けた次の寄港地を管轄する地方局等の入国審査官は、前港において、「通知書」及び「協力に関する指示書」が手交され、上陸防止措置が執られている事実を踏まえ、改めて運送業者等への上陸防止措置の徹底を図る。

なお、前港における指示は、当該船舶が本邦の港にある間、上陸防止措置を徹底することを求めるものであるため、改めて次港において「通知書」等を交付することは要せず、前港において手交された「通知書」等の写しを提示する形で行うこととして差し支えない。

６　運送業者等の協力義務違反については、義務違反が繰り返されないよう前記第５章第４節第２「違反等に対する措置」に従い措置する。

第２　密航者に対する処置

１　密航しようとする者の乗船を防止する観点から、船長に対し、乗員又は乗客の乗船時においては、旅行文書の確認を徹底するよう指導する。

２　船長等に対し、出港の際に密航者が乗船しているおそれがある場合には、密航者が隠れている可能性がある場所について、十分な捜索を行うことを求める。その際、隠れてい

る密航者を害する恐れのある捜索の手法は用いることがないよう指導する。

3　入国審査官は、船長からの報告に基づき到着した船舶に密航者が乗船していることを知ったときは、入国警備官に通報するとともに、特別の支障がない限り、船内において船舶代表者又は運送業者による立会いの下、当該密航者と直接面接を行った上で、国籍、氏名、密航経緯その他の関連事項を調査する。この場合、船長からの報告は、入管法第56条及び第57条第３項に基づき、密航者の細目に関する様式（別記第８号様式・ＦＡＬ条約附属書４．６．２）により求めるものとする。

なお、密航者の細目に関する様式については、無地の紙にデータ処理技術によって作成されたものである場合には、その書類を受理する。ただし、当該書類は、判読が可能であり、この条約の書類の様式（この場合、別記第８号様式のレイアウト）に適合し、かつ、要求される情報を含むことを条件とする。また、判読が可能であり、かつ、理解しやすい媒体によって提出される情報（インキ又は消えない鉛筆で手書きした書類又は自動データ処理技術で作成した書類を含む。）を受理する（ＦＡＬ条約附属書２．16）。

また、署名を求める場合には、国内法令に抵触しない限り、手書き、ファクシミリ、せん孔、スタンプ、記号又は他の機械的若しくは電子的手段による書名を認める（ＦＡＬ条約附属書２．16．１）。

入国審査官は、密航者について調査を終えたときは、船長に対し上陸防止に必要な措置を求めるとともに、次の措置をとる。第１の３は、上陸防止のために必要な措置を求める場合に準用する。

（１）当該外国人が逃亡し、又は不法に上陸することを防止するための船舶側の措置が十分であるか否かを点検し、それが不十分であると認めるときは、船舶代表者に対して改善するよう求める。

改善を求めたにもかかわらず、上陸を防止する措置が不十分と認められるときは、当該外国人の逃亡又は不法上陸を防止しなかった船長に対しては入管法第77条の規定により過料の制裁が科されることがある旨を船舶代表者に告げる。

（２）当該外国人の逃亡又は不法上陸を防止するため必要があると認めるときは、運送業者に対しても協力を求める。

（３）密航者に関する調査を行ったときは、調査報告書（別記第38号様式）を作成し、地方局等又は出張所の長に報告する。

この場合の留意点は次のとおりである。

ア　前港を分担する地方局等又は出張所の長からの通報により十分な情報が得られている場合はこの限りでない。

イ　船舶の正規の乗客として乗船している者が、たまたま有効な旅券を所持していない

場合であっても、その者が本邦到着後速やかに旅券を取得することが可能と認められるときは、上陸申請を受理し、旅券の発給を待って所定の審査を行うことができる。

ウ　イの者について上陸が許可されなかった場合は、第１の２により上陸防止のために必要な措置をとるよう求める。

４　入国審査官は、船内サーチ等により密航者を発見したときは、入国警備官に通報する。

（注）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

第３節　出港時の特則

第１　出国手続の簡易化

１　入国審査官は、乗員が出国する場合は、乗員上陸許可書（数次乗員上陸許可書を除く。）を回収する。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（注３）[redacted]

第２　不法出国・不法残留等の防止

１　入国審査官は、船舶が出港する際には、不法出国又は不法残留の防止を期するため、船長から入管法第57条第６項及び第７項に定める次の事項について報告を受け、違反が生じていないことを確認しなければならない。

（１）入管法第14条の２第１項又は第２項の規定による船舶観光上陸の許可を受けた者がそ

の指定旅客船に帰船しているかどうか。

（２）入管法第15条第１項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか。

（３）乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に乗り組むべきものが乗り組んでいるかどうか。

（４）入管法第25条第２項又は第60条第２項の規定に違反して、出国確認を受けることなく出国しようとする者が乗っているかどうか。

２　前記１の報告は、出港届を提出する際に行わせる。この場合において、船舶の出港の際に乗組員に関する情報を要求する場合には、当該船舶がその港へ到着する際に提出された乗組員名簿の写しを受領する。ただし、当該名簿が再び署名されていること及び乗組員の数若しくは構成の変更を示すため又はこのような変更が生じなかったことを示すために裏書され、又は関係する公的機関が認める方法によって認証されていることを条件とする（ＦＡＬ条約附属書２．12．３）。情報が不足する場合には、入国審査官は、船長又は運送業者等を通じて必要な情報を聴取する等し、出港届の「当局記入欄」に適宜記載する（第１章第６節第２の１参照）。

３　入国審査官は、出国の手続が終了したと思料するときは、手続未了者の有無を確認する。

４　前記３の調査の結果、手続未了者のいることが判明したときは、その者が手続未了のまま乗船していないか否かを確認するよう船長又は運送業者に指示する。

５　入国審査官は、密航者等上陸防止の措置をした者があるときは、それらの者の在船を確認する。

６　入国審査官は、法違反者のないことを確認したときは、直ちに船長又は運送業者にその旨を伝える。

第３　次港入国審査官等への通報

１　入国審査官は、本邦内の他の港に向けて出港する船舶について、他港分も含めて乗員上陸を許可した場合には、当該船舶の乗員に対する許可状況、観光通過上陸を許可した乗客があるときはその許可状況、出港時の乗員及び乗客に係る名簿、その他次港を分担する地方局等又は出張所において参考となる資料（通知書、ミスシップ経緯説明書等）を次の寄港地を管轄する地方局等の入国審査官あて速やかに入管ＷＡＮ等により送付する。

２　入国審査官は、本邦の他の港へ向けて出港する船舶に上陸拒否事由該当者、被上陸防止者の有無、これらの者が乗船している場合はその者の身分事項等、その他審査に当たって留意すべき事項を出港通報（別記第39号様式）により次の寄港地を管轄する地方局等の入国審査官に連絡する。

３　入国審査官は、本邦の他の港へ向けて出港する船舶に上陸拒否事由該当者、被上陸防止

者等が乗船している場合は、次港入国審査官への通報のみならず、警察、海上保安庁等の関係機関への通報も確実に行う。

第４節　外国人漁業の規制に関する法律に係る乗員の取扱い

第１　漁業の禁止

本邦の領海及び内水においては、外国人及び外国法に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体が行う漁業が禁止されている（外国人漁業の規制に関する法律第３条）。

なお、漁船法（昭和25年法律第178号）の登録を受けた漁船又は総トン数１トン未満の無動力漁船で日本船舶であるものを使用して漁業を営む次の者は、漁業の禁止の適用が除外されている（外国人漁業の規制に関する法律第３条第１号の農林水産大臣の指定する者（昭和42年農林水産省告示第1421号））。

① 特別永住者

② 我が国に招へいされた漁業関係の特殊技術者、熟練労働者等で法に基づき本邦に在留する資格を有する者

③ 「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者

なお、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者にあっては、日本人の特別養子又は日本人の子として出生したものに限る。

また、「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者にあっては、「永住者」の在留資格をもって在留する者の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者に限る。

第２　寄港の許可

外国漁船は、本邦の港に寄港しようとするときは、原則として農林水産大臣の許可を受けなければならない（外国人漁業の規制に関する法律第４条第１項）。

第３　取締り等

外国人漁業の規制に関する法律第４条に違反して寄港している外国漁船については、関係機関から地方局に通報がなされ、当該外国漁船の乗組員の本邦への上陸を原則として許可しないこととなる。

ただし、緊急上陸及び遭難のための上陸を除く。

第４　本庁への報告

１　第３に該当する乗員について、これを許可しない場合であっても、その概要を本庁あて

速やかに報告する。

2　第３に該当する乗員について、特別に許可すべき相当な事情があると認めるときは、本庁に指示を求める。

第５節　外航船舶が内航船舶となった場合の乗員等の取扱い

外航船舶が本邦外から本邦に入った後、資格変更を許可されたことにより本邦内のみを航行する内航船舶となった場合、当該船舶に乗っている外国人乗員及び乗客から上陸許可の申請があったときは、次により措置する。

1　一般上陸の許可

第２章に定めるところにより上陸の許否を審査する。

2　特例上陸の許可

（1）寄港地上陸の許可

原則として許可しない。ただし、当該外国人が同一出入国港にある他の船舶により出国するものであるときは、第４章第２節に定めるところにより上陸の許否を審査する。

（2）船舶観光上陸の許可

本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船に乗っている外国人に該当しないので、許可しない。

（3）通過上陸の許可

ア　観光通過上陸

本邦を通過するものに該当しないので、許可しない。

イ　周辺通過上陸

周辺の出入国港から出国するものであると認められるときは、第４章第３節に定めるところにより上陸の許否を審査する。

（4）乗員上陸の許可

原則として許可しない。ただし、旅券及び査証（査証免除対象者を除く。）を所持する場合は、当該外国人から上陸許可の申請があれば、第２章に定めるところにより上陸の許否を審査する。

（5）緊急上陸の許可及び遭難のための上陸の許可

第４章第６節又は第７節に定めるところにより上陸の許否を審査する。

第６節　遠洋日本漁船に乗り組む外国人船員に対する乗員上陸許可の取扱い

第１　乗員上陸許可の対象となる遠洋日本漁船

国土交通省作成の漁船マルシップリストに登載されている遠洋日本漁船に限る。

乗員上陸許可の対象となる遠洋日本漁船に係る留意点は次のとおりである。

①　マルシップ方式（所有する日本漁船を海外に貸し渡し、これを受けた外国の傭船者が外国人船員を配乗し、当該船舶を日本船主が傭船したもの）を導入した遠洋日本漁船に乗り組む外国人船員に対しては、本邦と本邦外の地域との間を往来する外航船舶の乗員と認められることから、乗員上陸許可の対象となる。

②　遠洋日本漁船は、遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋かつお漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、大型いか釣り漁業、中型いか釣り漁業、大・中型まき網漁業、まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき漁業、大西洋はえなわ等漁業、以西底びき網漁業、北洋はえなわさし網漁業の11漁業種が対象となっている。

③　「漁船マルシップリスト」は、更新の都度、国土交通省から本庁（出入国管理部出入国管理課）に提供される。提供を受けたリストは、本庁が入管ＷＡＮに掲載する。

第２　対象となる外国人乗員

有効な旅券又は有効な日本船員手帳を所持する外国人乗員が対象となる。

ただし、船員手帳の交付に際し、本人が出頭しない場合は「出入国に係る当該身分証明を行うものではない」（船員法施行規則第29条５項）旨の表示がされた日本船員手帳が発給されるが、同手帳は入管法上有効な乗員手帳とは認められていない。

第３　乗員上陸許可の審査上の留意点

１　対象船舶の確認

本邦に入港するマルシップ遠洋日本漁船の入港通報があった場合には、漁船マルシップリストと照合する。

２　乗員上陸許可の取扱い

乗員上陸の許可の取扱いについては、第４章第４節の規定による。

第４　運送業者に対する指導

マルシップ遠洋日本漁船の乗員上陸関係手続については、運送業者の業務遂行能力の確認及び義務と責任に関し事業者団体及び外国人船員派遣会社等の関係団体に対して指導を行う。

第７節　海上の災害救助活動等に従事する船舶及び外国人に対する上陸許可の取扱い

第１　臨時の出入国港の指定に関する特則

船舶が、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する場合（ＦＡＬ条約附属書７．８）は、願出によることなく臨時の出入国港の指定を行うことができる（第１章第３節第２参照）。

第２　外国人の上陸申請に関する特則

第１の活動に必要な人員の入国並びに貨物、資材及び施設の通関を最大限可能な限り簡易化する（ＦＡＬ条約附属書７．９）ことと規定されていることから、当該船舶に乗っている外国人（乗員を含む。）が上陸申請を行う場合には、本要領にしたがって審査しつつ、最大限の便宜を図ることとする（第２章第１及び第４章第１参照）。

第８節　傷病人の発生のため緊急入港する船舶及び外国人に対する上陸許可の取扱い

傷病者の上陸の前に船舶の到着に関する管理のための措置を適用する場合には、緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、船舶の到着に関する管理のための措置に優先し（ＦＡＬ条約附属書２．25）、緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、傷病者の上陸に関して公的機関が適用する管理のための措置に優先する（ＦＡＬ条約附属書２．27）。

第１　傷病者等に関する通報の確保

船舶が、傷病を負った乗組員、旅客その他の者を緊急の治療のために上陸させることのみを目的として寄港しようとする場合には、船長が公的機関に対し、その傷病について並びに傷病者の身元関係事項及び地位について可能な最大限度の詳細を付して、寄港の意図を可能な限り通報することを確保するため、船舶所有者の協力を求める（ＦＡＬ条約附属書２．20）ことと規定されていることから、第１の場合においては、船長又はその船舶を運航する運送業者は、入管法第56条及び施行規則第51条の規定に基づき、その傷病、傷病者の身分事項及び地位（乗員か乗客か等）について詳細を付して、寄港の意図を可能な限り通報することを確保するため、入国審査官は、船長又は運送業者に対し協力を求めるものとする（ＦＡＬ条約附属書２．20）（第１章第５節第１参照）。

第２　緊急上陸許可申請の特則

傷病者の治療又は将来の移送若しくは帰還の費用について保証又は約束を要求する場合には、これらの保証又は約束が得られるまでの間、緊急の治療を保留し、又は遅延させて

はならない（ＦＡＬ条約附属書２．26）ことから、船舶の長又は運送業者から、緊急の治療を要する外国人があり、同人について緊急上陸の許可を求める旨の電話連絡等があった場合には、緊急上陸許可申請書、当該外国人の生活費、治療費その他緊急上陸に伴う一切の経費及び帰国旅費を支弁する旨の保証書及び指定の診断書を事後的に受理することができる（第４章第６節第１参照）。

第８章　別　表

第９章　資　料

引渡しのための審査ポイントは後記のとおりであり、前記第２章第１節第１から第８までの事項に加え後記の点に留意する。

[redacted]

1 [redacted]

（1）[redacted]

[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

[redacted]

カ [redacted]

キ [redacted]

（2）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（注３）[redacted]

イ　[redacted]

（３）個人識別情報の提供を拒否する者への対応

法定された免除者に該当せず、あるいは、これに該当するとの申出を行うことなく個人識別情報の提供を拒否する者については、審査ブースからセカンダリ審査担当官等へ引継ぎ、個人識別情報の提供が法律に基づく義務であること、義務を履行しない場合には上陸を認められないことを説明するが、それでもなお同情報の提供を拒否するときは、「引渡書」（別記第11号様式の２）により、特別審理官に引き渡す。なお、個人識別情報の提供が物理的に不可能な者については、提供が可能であるのに拒否する者とは異なるので、他に上陸条件に適合しないとする事由がない限り、特別審理官に引き渡す必要はなく、第１節第５の４に従って対応する。

（４）

（５）

ア

イ

（６）

[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

[redacted]

オ [redacted]

[redacted]

カ [redacted]

キ [redacted]

ク [redacted]

[redacted]

ケ [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

（オ）[redacted]

[redacted]

（カ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（キ）[redacted]

[redacted]

（ク）[redacted]

[redacted]

（ケ）[redacted]

[redacted]

（コ）[redacted]

2 [redacted]

（注）[redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

キ [redacted]

（２）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

[redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

[redacted]

（３）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

（４）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（５）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

（６）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

（７）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（８）[redacted]

ア

イ

ウ

（９）

ア

イ

(10)

ア

イ

ウ

(11)

ア

イ

(12)

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

[redacted]

ク [redacted]

[redacted]

(13) [redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

(14) [redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

[redacted]

エ [redacted]

[redacted]

(15) [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

(16) [redacted]

[redacted]

[redacted]

(17) [redacted]

[redacted]

[redacted]

(18) [redacted]

[redacted]

[redacted]

(19) [redacted]

(20) [redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

第10章　様　式

別記第１号様式	臨時出入国港指定願書
別記第２号様式	臨時出入国港指定に関する通知書
別記第３号様式	（削除）
別記第４号様式	一般申告書
別記第５号様式	乗組員名簿（船舶用）
別記第５号様式の２	乗組員名簿（航空機用）
別記第５号様式の３	乗組員名簿（クルーズ船審査）
別記第６号様式	旅客名簿（船舶）
別記第６号様式の２	旅客名簿（航空機）
別記第６号様式の３	旅客名簿（クルーズ船審査）
別記第７号様式	入出港届
別記第８号様式	別添報告書（密航者の細目に関する様式）
別記第８号様式の２	指定書（指定医）
別記第８号様式の３	同意書（医療機関）
別記第８号様式の４	指定医調査報告書
別記第８号様式の５	変更通知書
別記第８号様式の６	指定解除書
別記第８号様式の７	医師の指定（解除）報告書
別記第８号様式の８	医師の異動報告書
別記第９号様式	（削除）
別記第９号様式の２	指定旅客船への指定願出書
別記第９号様式の３	指定通知書
別記第９号様式の４	通知書
別記第９号様式の５	指定解除通知書
別記第９号様式の６	指定旅客船に係る指定（解除）報告書
別記第９号様式の７	指定解除手続に係る意見聴取通知書
別記第９号様式の８	指定旅客船の指定継続に関する通知書
別記第９号様式の９	指定旅客船の指定解除に係る意見聴取結果報告書
別記第10号様式	入国審査官認証印
別記第11号様式	引渡書（法第９条第５項関係）
別記第11号様式の２	引渡書（法第７条第４項関係）

別記第12号様式　　通知書（特例上陸不許可・本人あて）
別記第13号様式　　通知書（上陸防止措置・運送業者あて）
別記第14号様式　　通知書（上陸防止措置・船長あて）
別記第15号様式　　協力に関する指示書
別記第16号様式　　[redacted]
別記第17号様式　　（削除）
別記第18号様式　　審査期日通知書
別記第19号様式　　上陸許可取消通知書
別記第20号様式　　上陸許可取消通知書受領書
別記第21号様式　　寄港地・通過上陸許可取消通知書
別記第22号様式　　船舶観光・乗員・緊急・遭難上陸許可取消通知書
別記第23号様式　　行動範囲拡大の許可申請書
別記第23号様式の２　数次船舶観光上陸許可の取消報告書
別記第24号様式　　乗員上陸許可期間印
別記第25号様式　　乗員上陸許可書取扱指示書
別記第26号様式　　特例上陸許可書再発給願書
別記第27号様式　　特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届
別記第28号様式　　乗員上陸許可者到着報告書
別記第29号様式　　特例上陸許可者出国（到着）確認通知書
別記第30号様式　　数次乗員上陸許可の取消報告書
別記第31号様式　　特例上陸許可（寄港地・船舶観光・通過・乗員上陸許可を除く。）期間延長申請書
別記第32号様式　　期間延長許可印
別記第33号様式　　（削除）
別記第34号様式　　（削除）
別記第35号様式　　（削除）
別記第36号様式　　船舶台帳
別記第37号様式　　出入国管理及び難民認定法違反事件通知書
別記第38号様式　　密航者に関する調査報告書
別記第39号様式　　出港通報
別記第40号様式　　通知書（個人識別情報抹消）
別記第41号様式　　（削除）
別記第42号様式　　（削除）

別記第43号様式	（削除）
別記第44号様式	みなし再入国許可に係る留意事項印
別記第45-1号様式	特定技能外国人出国意思確認票
別記第45-2号様式	技能実習生出国意思確認票
別記第46-1号様式	強制帰国事案報告票（特定技能外国人用）
別記第46-2号様式	強制帰国事案報告票（技能実習生用）
別記第47-1号様式	通報書（特定技能外国人用）
別記第47-2号様式	通報書（技能実習生用）

参考様式１	入港通報
参考様式２	身元を保証する外国人生徒リスト
参考様式３	通知書（海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除）
参考様式４	免除対象者識別メモ
参考様式５	[redacted]
参考様式６	再交付願出書
参考様式７	[redacted]

参考資料

第8章 別 表

別表1 港業務分担区域

令和２年３月１７日現在

1 札幌出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	後志総合振興局の海岸，石狩振興局の海岸，丘珠空港	小樽，石狩湾新港	古平，岩内，豊浜，丘珠（空）
函館港	桧山振興局の海岸，渡島総合振興局の海岸，函館空港，奥尻空港	函館，函館（空）	久遠，木古内，知内，奥尻（空），江差，上磯
釧路港	十勝総合振興局の海岸，釧路総合振興局の海岸，根室振興局の海岸，オホーツク総合振興局の海岸（斜里町～佐呂間町），釧路空港，帯広空港，女満別空港，中標津空港	釧路，花咲，網走	根室，厚岸，十勝，釧路（空），帯広（空），女満別（空），中標津（空），羅臼，標津
千歳苫小牧	胆振総合振興局の海岸，日高振興局の海岸，新千歳空港	室蘭，苫小牧，新千歳（空）	襟裳，浦河，様似
稚内港	宗谷総合振興局の海岸，留萌振興局の海岸（小平町～天塩町），オホーツク総合振興局の海岸（雄武町，興部町）稚内空港	稚内	沓形，香深，鷲泊，稚内（空）
旭川	留萌振興局の海岸（留萌市，増毛町），オホーツク総合振興局の海岸の海岸（紋別市，湧別町），旭川空港，紋別空港	紋別，留萌，旭川（空）	紋別（空）

2 仙台出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	宮城県の海岸，松島空港	仙台塩釜，石巻，気仙沼	女川，雄勝，志津川，松島（空）
青森	青森県の海岸，青森空港，三沢空港，八戸空港	青森，八戸，青森（空）	大湊，鰺ヶ沢，七里長浜，むつ小川原，三沢（空）八戸（空），尻屋岬
盛岡	岩手県の海岸，花巻空港	宮古，釜石，大船渡，花巻（空）	山田，大槌，花巻（空），久慈
仙台空港	仙台空港	仙台（空）	
秋田	秋田県の海外，秋田空港，大舘能代空港	秋田船川，	北浦，戸賀，本荘，

		能代，秋田（空）	大舘能代（空）
酒田港	山形県の海岸，山形空港，庄内空港	酒田	山形（空），庄内（空）
郡山	福島県の海岸，福島県	小名浜，相馬，福島（空）	原町，大熊，富岡，江名，四倉

3　東京出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	東京都の海岸（大田区～江戸川区，大島町，利島町，新島本村，神津島村，三宅村，御蔵島村，八丈町，青ケ島村）	東京	八丈島，三宅島，波浮
水戸	茨城県の海岸，千葉県の海岸（銚子市銚子港及び名洗港），百里基地	日立，鹿島，常陸那珂，百里（茨城）（空）	東海，銚子，名洗，大洗
千葉	千葉県の海岸（浦安市～銚子市（銚子港及び名洗港を除く））	千葉，木更津	御宿，蓮沼，下総（空），館山，鴨川，勝浦
立川	横田基地，入間基地，調布空港		横田（空），入間（空），調布（空）
新潟	新潟県の海岸（村上市～出雲崎町，佐渡市，粟島浦村），新潟空港	新潟，新潟（空），両津	
長野	新潟県の海岸（柏崎市～糸魚川市），信州まつもと空港	直江津	柏崎，姫川，信州まつもと（空）

（1）横浜支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	神奈川県の海岸，多摩川河口の東京都，厚木基地	横浜，川崎，横須賀，三崎	厚木(空)，江の島

（2）成田空港支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	成田国際空港	成田国際(空)	

（3）羽田空港支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	東京国際空港	東京国際(空)	

・小笠原総合事務所

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
	東京都の海岸（小笠原村）	二見	

4　名古屋出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	愛知県の海岸（幡豆町～弥富市），県営名古屋空港，各務ケ原（岐阜）基地	名古屋，衣浦	県営名古屋(空)，各務ヶ原(空)
富山	富山県の海岸，富山空港	伏木富山（富山新港を含む），富山(空)	
金沢	石川県の海岸，小松空港	金沢，七尾，小松（空）	輪島，蛸島，志賀，福浦
福井	福井県の海岸（おおい町～あわら市），福井空港	敦賀	福井新港，美浜，大飯，福井(空)
静岡	静岡県の海岸，静岡空港	田子の浦，清水，焼津，御前崎，静岡（空）	静浦，沼津，下田，伊東，戸田，安良里，田子，網代，妻良，用宗，大井川，熱海
豊橋港	愛知県の海岸(蒲郡市～田原市～豊橋市)	三河	渥美
四日市港	三重県の海岸	四日市（伊勢湾シーバースを含む）尾鷲	津，鳥羽，引本，大湊，五ヶ所浦，浜島，的矢，宿浦，松阪，贄浦，賀田，鵜殿，紀伊長島，三木浦

・　中部空港支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	中部国際空港	中部国際（空）	

5　大阪出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	大阪府の海岸，八尾空港	大阪，阪南	八尾(空)，淡輪，堺泉北，泉州
舞鶴港	京都府の海岸，福井県の海岸(高浜町)	舞鶴，宮津，内浦	
和歌山	和歌山県の海岸，白浜空港	和歌山下津，田辺，由良，新宮	串本，太地，勝浦，湯浅，白浜（空）

（1）神戸支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	兵庫県の海岸（姫路港の分担区域を除く），神戸空港，但馬空港	神戸，尼崎西宮芦屋	津居山，香住，柴山，浜坂，明石，岩屋，東浦，洲本，由良，湊，富島，

			津名，福良，神戸（空），但馬（空）
姫路港	兵庫県の海岸（姫路市～赤穂市，播磨町～高砂市，明石市二見港区）	姫路，相生，東播磨	赤穂，家島，室津，坂越，明石

（２）関西空港支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支局	関西国際空港	関西国際（空）	

６　広島出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	広島県の海岸（竹原市～廿日市市，江田島市，大崎上島町），広島西空港	広島，呉，鹿川	広島西（空），厳島，竹原，鯛，御手洗，契島，安浦，安芸津，木江，川尻，倉橋，蒲刈，江田島，三ツ子島
境港	鳥取県の海岸，島根県の海岸（松江市美保関町，松江市八束町，隠岐の島町，海士町，西ノ島町，知夫村），米子空港，鳥取空港	境，美保（米子）（空）	鳥取，鳥取（空），西郷，浦郷，網代，美保関，加茂，日之津，崎，米子
松江	島根県の海岸（松江市美保関町，松江市八束町，隠岐の島町，海士町，西ノ島町，地夫村を除く），出雲空港，石見空港	浜田	松江，三隅，河下，鷺浦，恵雲，温泉津，仁万，波根，加賀，安来，江津出雲（空），石見（空）
岡山	岡山県の海岸（笠岡市を除く），香川県の海岸（香川郡直島町），岡山空港	宇野，直島，岡山（空），水島	岡山，日生，下津井，片上，牛窓，寄島，六口島，日比
福山	広島県の海岸（福山市～三原市），岡山県の海岸（笠岡市），愛媛県の海岸（越智郡上島町弓削，生名，岩城）	尾道糸崎，常石，土生，福山	横島，能地，海老，瀬戸田，重井，岩城，生口，神島外浦
広島空港	広島空港	広島（空）	
下関	山口県の海岸（山口市～萩市），山口宇部空港	関門（下関），萩，宇部	仙崎，特牛，室津下，久津，大浦，小田，大井，須佐，山口，小野田，山口宇部（空）
周南	山口県の海岸（和木町～防府市，周防大島町），岩国基地，広島県の海岸（大竹市）	平生，岩国，徳山下松，三田尻中関	室津，柳井，沖家室，津海木，岩国（空），小松開作，大竹

７　高松出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
本局	香川県の海岸（香川郡直島町を除く），	高松，	多度津，木沢，観音寺，

	高松空港	高松(空)， 坂出，詫間， 丸亀	粟島，庵治高尻，女木島， 引田，志度，男木島， 内海，牟礼
松　山	愛媛県の海岸（越智郡上島町弓削，生名，岩城を除く），松山空港	松山，菊間， 宇和島， 松山(空)， 新居浜， 三島川之江， 今治	馬磯，長浜，堀江，内海， 八幡浜，三瓶，深浦， 松前，下波，戸島， 川之石，柏崎，油袋， 船越，伊方，明浜，吉田， 北灘，馬刀潟，大西， 伯方，吉海，東予，波方， 井ノ口，西条，白潟， 宮浦
小松島港	徳島県の海岸，徳島空港	徳島小松島， 橘	富岡，徳島(空)，日和佐， 今切，粟津，中島，撫養
高　知	高知県の海岸，高知空港	高知，須崎	室戸，宿毛湾，内外之浦， 竜ヶ迫，橘浦，土佐清水， 泊浦，高知(空)，奈半利， 安満地，野見，佐賀

8　福岡出入国在留管理局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
北九州	福岡県の海岸（吉富町～岡垣町），北九州空港	関門，苅田	北九州(空)，部崎，宇島
博多港	福岡県の海岸（宗像市～二丈町），長崎県の海岸（壱岐市）	博多	
福岡空港	福岡空港	福岡（空）	
佐　賀	佐賀県の海岸（唐津市～伊万里市，佐賀市～太良町），長崎県の海岸（松浦市福島町），佐賀空港	唐津， 伊万里	呼子，外津，佐賀（空）
長　崎	長崎県の海岸（松浦市福島町，壱岐市及び対馬市を除く），長崎空港	長崎， 長崎（空）， 佐世保	大村，池島，神ノ浦， 口之津，小浜，福江， 玉之浦，島原，野母崎， 若松(長崎)，松島，調川， 鷹島，江迎，川棚，平， 小値賀，相浦，馬込， 平戸，青方，松浦
対　馬	長崎県の海岸（対馬市），対馬空港	厳原， 比田勝	比田勝，佐須奈，鰐浦， 狩尾，舟志，賀谷， 竹敷，対馬(空)
熊　本	熊本県の海岸，福岡県の海岸（柳川市～大牟田市），鹿児島県の海岸（出水市，阿久根市，長島町），熊本空港	熊本(空)， 三池，三角， 八代，水俣	長洲，大牟田，熊本横浦， 富岡，倉岳，棚底，満越， 船津，龍ヶ岳，牧島， 苓北，崎津，牛深，

			阿久根，長島，津奈木，米の津，幣串
大　分	大分県の海岸，大分空港	大分，佐賀関，大分（空），津久見，佐伯	別府，豊後高田，日出，臼杵，中津
宮　崎	宮崎県の海岸，宮崎空港，新田原基地	細島，油津，宮崎（空）	宮崎，島野浦，新田原（空），延岡新，土土呂，内海，福島
鹿児島	鹿児島県の海岸（出水市，阿久根市，長島町を除く），鹿児島空港，沖永良部空港，奄美空港，鹿屋空港	鹿児島，喜入，名瀬，志布志，鹿児島（空），川内，枕崎	重富，加治木，牛根，鹿屋，熊野西之表，一湊，安房，山川，沖永良部（空），沖永良部島，奄美大島，徳之島，与論島，喜界島，奄美（空），鹿屋（空）

・　那覇支局

出張所	分担区域	省令指定港	分担区域内の主な港
支　局	沖縄県の海岸（浦添市～糸満市～与那原町，渡嘉敷村，座間味村，久米島町，栗国村，渡名喜村，北大東村，南大東村）	那覇	糸満，牧港
那覇空港	那覇空港	那覇（空）	
嘉手納	沖縄県の海岸（宜野湾市～国頭村～西原町，伊江村，伊平屋村，伊是名村），嘉手納基地，普天間基地	運天，金武中城	安和，渡久地，名護，嘉手納（空），普天間（空），本部
宮古島	沖縄県の海岸（宮古島市，多良間村），宮古空港，下地島空港	平良	宮古（空），下地島（空）
石　垣	沖縄県の海岸（石垣市，竹富町，与那国町），新石垣空港	石垣	新石垣（空），久部良，船浦，船浮，白浜

別表２　外国人旅券一覧表（平成１５年８月１日現在）

１　外国人旅券及び外国人旅券所持者の定義

外国人旅券（いわゆるAlien Passport）とは，わが国政府が承認した外国政府が自国内に居住する自国民以外の者に発給した渡航文書（難民条約の旅行証明書（Travel Document），各国独自の渡航証明書（Certificate of Identity）及び米国の再入国許可書（Permit to Re-Enter）等）であり，本人の身分事項，同一人性が確認でき，かつ，発給（地）又は第三国への入国が可能であるものをいう。

これらのうち，わが国政府が有効と認めている渡航文書が別表上の「外国人旅券」であり，それらはこの「外国人旅券一覧・第Ｉ表～第Ⅲ表」に登載されており，それらの渡航文書を所持する者を「外国人旅券所持者」と呼称する。

２　外国人旅券の要件

（１）身分事項と同一人性の確認

当該「外国人旅券」には，その所持者の氏名，生年月日，性別，国籍等の身分事項が記載され，かつ，その顔写真が貼付されていること。

なお，宗教上の理由その他納得しうる合理的理由で顔写真が貼付されていないものについては，所持人の個人的特徴の記載事項（身長，目の色，髪の色等）により同一人物であることが確認できることを要する。

（２）有効期間と再入国許可等

当該「外国人旅券」の残存有効期間が６月以上あることを前提として，当該「外国人旅券」の発給国（地）への再入国許可期限若しくは現在在留している国（地）への再入国許可期限までの期間又は第３国への渡航が許可されている査証・永住許可等の有効期間の，いずれかが６月以上あること。

（３）渡航先としての日本の有無

当該「外国人旅券」に，渡航先若しくは通過国として日本の記載があるか，又は渡航若しくは通過を禁止する国に日本が含まれていないこと。

３　外国人旅券一覧

第Ｉ表　難民の地位に関するジュネーブ条約（1951.07.28）による外国人旅券

名称：TRAVEL DOCUMENT, TITRE DE VOYAGE, DOCUMENTO DE VIAJE等

特徴：１　冊子型

２　表紙の第１頁に旅行証明書の名称と条約年月日（Convention of 28 July 1951）の表示があり，表紙左上部に２本の斜線が印刷されている。

３　用語は英語，仏語のいずれかを含む２ヶ国語以上。

４　所持人は，当該旅券の有効期間中又は別途与えられる再入国許可期間内は発給国への再入国を認められる旨明記されている。

査証適格要件：１　発給国へ再入国許可期間の表示（通例第1頁ないし2頁）があり，その期間が査証申請日から６ヶ月以上あること。

２　渡航先国の表示されている欄がある場合には，その欄に日本が渡航先国として記載されていること。

条約加盟国（２００５年１２月１日現在）

アイスランド	韓国	スロベニア	ニジェール	マケドニア
アイルランド	ガンビア	スワジランド	ニュージーランド	マダガスカル
アゼルバイジャン	カンボジア	セーシェル	ノルウェー	マラウイ
アルジェリア	ギニア	赤道ギニア	ハイチ	マリ
アルゼンチン	ギニアビサウ	セネガル	バチカン	マルタ
アルバニア	キプロス	ｾﾙﾋﾞｱ･ﾓﾝﾃﾈｸﾞﾛ	パナマ	南アフリカ
アルメニア	ギリシャ	セントビンセント	バハマ	メキシコ
アンゴラ	キルギス	ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ･ﾈｰｳﾞｨｽ	ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱ	モーリタニア
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ･ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ	グアテマラ	ソマリア	パラグアイ	モザンビーク
イエメン	グルジア	ソロモン	ハンガリー	モナコ
イスラエル	クロアチア	タジキスタン	東ティモール	モルドバ
イタリア	ケニア	タンザニア	フィジー	モロッコ
イラン	コートジボワール	チェコ	フィリピン	ラトビア
ウガンダ	コスタリカ	チャド	フィンランド	リトアニア
ウクライナ	コロンビア	チリ	ブラジル	リヒテンシュタイン
ウルグアイ	コンゴ（共）	中央アフリカ	フランス	リベリア
英国	コンゴ（民）	中国	ブルガリア	ルーマニア
エクアドル	サモア	チュニジア	ブルキナファソ	ルクセンブルグ
エジプト	ｻﾝﾄﾒ･ﾌﾟﾘﾝｼﾍﾟ	ツバル	ブルンジ	ルワンダ
エストニア	ザンビア	デンマーク	ベナン	レソト
エチオピア	シエラレオネ	ドイツ	ベラルーシ	ロシア
エルサルバドル	ジブチ	トーゴ	ベリーズ	
オーストラリア	ジャマイカ	ドミニカ	ペルー	
オーストリア	ジンバブエ	ドミニカ（共）	ベルギー	
オランダ	スイス	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ･ﾄﾊﾞｺﾞ	ポーランド	
ガーナ	スーダン	トルクメニスタン	ﾎﾞｽﾆｱ･ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	
カザフスタン	スウェーデン	トルコ	ボツワナ	
カナダ	スペイン	ナイジェリア	ボリビア	
ガボン	スリナム	ナミビア	ポルトガル	
カメルーン	スロバキア	ニカラグア	ホンジュラス	

第Ⅱ表　無国籍者の地位に関するニューヨーク条約（1954.9.28）による外国人旅券

名称：TRAVEL DOCUMENT, TITRE DE VOYAGE, DOCUMENTO DE VIAJE等

特徴：１　冊子型，折込み型

２　表紙の第１頁に旅行証明書の名称と条約年月日（Convention of 28 September 1954）の表示がある。

３　用語は英語，仏語のいずれかを含む２ヶ国語以上。

４　所持人は，当該旅券の有効期間中又は別途与えられる再入国許可期間内は発給国への再入国を認められる旨明記されている。

査証適格要件：１　発給国へ再入国許可期間の表示（通例第1頁ないし2頁）があり，その期間が査証申請日から６ヶ月以上あること。

２　渡航先国の表示されている欄がある場合には，その欄に日本が渡航先国として記載されていること。

条約加盟国（２００４年７月１９日現在）

アイルランド	セントビンセント
アゼルバイジャン	チャド
アルジェリア	チュニジア
アルゼンチン	デンマーク
アルバニア	ドイツ
アルメニア	トリニダード・トバゴ
アンティグア・バーブーダ	ノルウェー
イスラエル	バルバドス
イタリア	ハンガリー
ウガンダ	フィジー
ウルグアイ	フィンランド
英国	ブラジル
エクアドル	フランス
オーストラリア	ベルギー
オランダ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
韓国	ボツワナ
ギニア	ボリビア
ギリシャ	マダガスカル
キリバス	マケドニア
グアテマラ	メキシコ
クロアチア	ラトビア
コスタリカ	リトアニア
ザンビア	リビア
ジンバブエ	リベリア
スイス	ルクセンブルグ
スウェーデン	レソト
スペイン	
スロバキア	
スロベニア	
スワジランド	
セルビア・モンテネグロ	

第Ⅲ表　その他の外国人旅券

名称：TRAVEL DOCUMENT, TITRE DE VOYAGE, DOCUMENTO DE VIAJE等
特徴：１　冊子型，証明書型
　　２　用語は英語，仏語のいずれかを含む。
　　３　所持人は，当該旅券の有効期間中又は別途与えられる再入国許可期間内は発給国への再入国を認められる旨明記されている。
査証適格要件：１　発給国へ再入国許可期間の表示（通例第1頁ないし2頁）があり，その期間が査証申請日から６ヶ月以上あること。
　　２　渡航先国の表示されている欄がある場合には，その欄に日本が渡航先国として記載されていること。

発給国	名称	発給国	名称
アメリカ合衆国	PERMIT TO REENTER THE UNITED STATES	シンガポール	CERTIFICATE OF IDENTITY
アルゼンチン	PASAPORTE ESPECIAL PARA EXTRANJEROS	スイス	PASSPORT FOR ALIENS
イスラエル	TRAVEL DOCUMENT	スリランカ	IDENTITY CERTIFICATE
インド	IDENTITY CERTIFICATE	タイ	TRAVEL DOCUMENT FOR ALIENS
インドネシア	TRAVEL DOCUMENT IN LIEU OF A PASSPORT	チリ	DOCUMENTO DE VIAJE
ベネズエラ	PASAPORTE DE EMERGENCIA	デンマーク	FREMMEDPAS
英国	CERTIFICATE OF IDENTITY	ニュージーランド	CERTIFICATE OF IDENTITY
エジプト	DOCUMENT DE VOYAGE POUR LES REFUGIES PALESTINIENS	ノルウェー	IMMIGRANT'S PASSPORT
オーストラリア	CERTIFICATE OF IDENTITY	フィンランド	ALIEN'S PASSPORT
オーストリア	FREMDENPASS	ブラジル	PASSAPORTE PARA ESTRANGEIROS
オランダ	REISE DOCUMENT VOOR VREEMDELINGEN	ブルネイ	INTERNATIONAL CERTIFICATE OF IDENTITY
カナダ	CERTIFICATE OF IDENTITY	ベルギー	TRAVEL DOCUMENT FOR FOREIGNER
ケニア	CERTIFICATE OF IDENTITY	ポルトガル	PASSAPORTE PARA ESTRANGEIROS
シリア	DOCUMENT DE VOYAGE POUR LES REFUGIES PALESTINIENS	香港	CERTIFICATE OF IDENTITY
		マレーシア	CERTIFICATE OF IDENTITY
		南アフリカ	DOCUMENT FOR TRAVEL PURPOSES

発給国	名称	発給国	名称
メキシコ	DOCUMENTO DE IDENTIDAD Y VIAJE		
ラトビア	NEPILSONA PASE		
レバノン	DOCUMENT DE VOYAGE POUR LES REFUGIES PALESTINIENS		

別表３　　**査証相互免除に関する取決め等一覧表**　令和８年１月２日現在

番号	取決めの相手国	取決め内容	査証免除者に通常付与する在留資格	施行期日	備考
1	ドイツ	査証免除 (1)　６カ月以内の滞在（営利を目的とする興行に参加し、被用者として働き、又は消費活動を対象とする営業に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するドイツ人については滞在期間の制約はない。	外交 公用 文化活動 短期滞在（原則として９０日） 留学 研修 家族滞在	昭30.7.1	
2	フランス	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭30.12.1	
3	イタリア	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するイタリア人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.1.15（３カ月以内） 昭38.5.15（外交、公用）	
4	ギリシャ	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業、生業又はその他の業務に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するギリシャ人については滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.6.10 昭47.12.1 （外交、公用）	
5	チュニジア	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.6.14	
6	ベルギー	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するベルギー人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.8.15 昭47.12.1 （外交、公用）	
7	デンマーク	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又はその他の業務に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.8.15	
8	オランダ	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するオランダ人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.8.28（３カ月以内） 昭33.3.8（外交、公用） 昭49.5.27（適用地域拡	

				大)	
9	スウェーデン	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 31.9.1	
10	ノルウェー	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 31.9.1	
11	ルクセンブルク	査証免除 (1) ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交、公用旅券を所持するルクセンブルク人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭 32.2.1 （３カ月以内） 昭 35.8.1 (改正) 昭 48.5.1 （外交、公用）	
12	スイス	査証免除 (1) ６カ月以内の滞在（演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行を行おうとする者を除く。） (2) 外交、公用又はスイス特別旅券所持者は６カ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭 32.4.15	
13	リヒテンシュタイン	査証免除 (1) ６カ月以内の滞在（演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行を行おうとする者を除く。） (2) 外交又は公用旅券所持者は６カ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭 32.4.15	
14	ドミニカ共和国	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 32.4.19	
15	トルコ	査証免除 (1) ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持し公務で本邦に派遣される外交又は領事職員及びその家族は滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭 33.1.5	非ＭＲＰの一般旅券所持者に対し、査証取得勧奨措置を実施
16	オーストリア	査証免除 (1) ６カ月以内の滞在（職業若しくはその他の営利活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するオーストリア人は６カ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭 33.4.1	
17	フィンランド	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 34.2.1	
18	パキスタン	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業又は生業その他の報酬を受ける活動に従事する		昭 36.1.1	停止中

		場合を除く。）			
19	アルゼンチン	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業若しくは利得及び報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 37.1.1	
20	コロンビア	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するコロンビア人については滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭 37.9.1	一般旅券所持者に対し査証取得勧奨措置を実施
21	連合王国	査証免除 (1)　６カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交、公用に該当する者については滞在期間を問わない。	外交 公用 文化活動 短期滞在 （原則として９０日） 留学 研修 家族滞在	昭 37.12.2	(1)　英国旅券(British Passport)所持者(英国市民British Citizen)に限る。 (2)　香港等英国属領の市民（British Dependent Territory Citizen）及び英国海外市民（British Overseas Citizen）には、英国での居住権が認められていない。
22	カナダ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 39.9.20	
23	スペイン	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持し公務で本邦に派遣される外交又は領事職員は滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭 40.4.15	
24	アイルランド	査証免除 (1)　６カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するアイルランド人については滞在期間を問わない。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭 41.9.1	
25	アイスランド	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 41.11.20	
26	サンマリノ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 43.2.15	

27	チリ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 44. 11. 15	
28	ニュージーランド	査証免除 ９０日以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 45. 6. 15	
29	イスラエル	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 46. 10. 1	
30	シンガポール	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 47. 1. 1	
31	ペルー	査証免除 (1)　９０日以内のＩＣ一般旅券所持者の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交又は公用旅券を所持するペルー国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (3)　外交又は公用旅券を所持するペルー国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	昭 47. 2. 11 平 30. 2. 1 令 7. 7. 1	[redacted]
32	メキシコ	査証免除 (1)　６カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交任務又は公用用務での入国者については適用されない。	文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭 47. 4. 10	
33	エルサルバドル	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 48. 2. 25	
34	マルタ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 48. 3. 1	
35	キプロス	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 48. 4. 1	
36	バングラデシュ	査証免除 (1)　３カ月以内の滞在（職業、生業又	外交	昭 48. 8. 20 平 28. 7. 1	(1)　左記(1)の査証免除措置につ

		は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2)　外交旅券を所持するバングラデシュ国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (3)　外交旅券を所持するバングラデシュ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在		いては、現在停止中。 (2) [redacted]
37	ポルトガル	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 49.3.1	
38	ウルグアイ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 49.5.2	法的市民権所持者はウルグアイ国籍を有しないため対象とならない。
39	ホンジュラス	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 49.5.2	
40	イラン	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）		昭 49.10.1	一般旅券所持者に対し停止中
41	コスタリカ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 49.9.16	
42	グアテマラ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 51.1.1	
43	スリナム	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 52.6.3	
44	レソト	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭 52.7.15	非ＭＲＰ所持者に対し、査証取得勧奨措置を実施
45	モーリシャス	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する	短期滞在	昭 35.7.1	

		場合を除く。）			
46	バハマ	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭56.10.1	
47	マレーシア	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合並びに学術的研究・調査及びその成果の公表、布教を含む宗教活動、日本に輸出された部品による完成品の組立て（助言及び監督任務による入国の場合は除く。）又は映画撮影（テレビ撮影を含む。）を行う場合を除く。）	短期滞在	昭58.3.1	非ＩＣ一般旅券所持者に対して査証取得勧奨措置を実施
48	バルバドス	査証免除 ３カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭61.3.6	非ＭＲＰ所持者に対し、査証取得勧奨措置を実施
49	ブルネイ	査証免除 ３０日以内の滞在（職業、生業又は報酬を受ける活動に従事する場合並びに学術的研究、調査、宗教活動又は映画撮影を行う場合を除く。）	短期滞在	昭61.6.20 令6.12.10	
50	アメリカ合衆国	査証免除 ９０日以内の滞在（報道活動に従事し、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭63.12.15	
51	ハンガリー	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するハンガリー人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) ９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平4.7.18 平9.6.21	
52	クロアチア	査証免除 ３カ月以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在		
53	スロベニア	査証免除 ３カ月以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在		
54	ポーランド	査証免除	外交	平7.2.7	

		(1) 外交又は公用旅券を所持するポーランド人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	公用 短期滞在		
55	チェコ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するチェコ人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) ９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平8.4.23 平10.9.10	
56	アンドラ	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平8.11.11	
57	北マケドニア	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平9.4.1	
58	スロバキア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するスロバキア人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するスロバキア人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平9.5.24	
59	ルーマニア	査証免除	外交	平10.1.1	

		(1) 外交又は公用旅券を所持するルーマニア人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するルーマニア人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。 (3) ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	公用 短期滞在	平18.1.1 （公用旅券） 平21.9.1 （一般旅券所持者） 平28.1.1 （暫定旅券所持者） 平成31.1.1 （改正）	
60	オーストラリア	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平10.12.1	
61	大韓民国	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持する韓国人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持する韓国人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平10.12.7 平18.3.1 （一般旅券所持者）	
62	バチカン市国	査証免除 (1) 外交旅券を所持するバチカン市国人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するバチカン市国人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除	外交 短期滞在	平11.7.20	

		く。）			
63	モナコ	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平11.9.23	
64	エストニア	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平11.12.1	
65	ラトビア	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平12.4.1	
66	リトアニア	査証免除 ９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平12.4.1	
67	ブルガリア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するブルガリア人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 公用旅券を所持するブルガリア人で公務に従事する意図をもって入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (3) 外交、公用旅券又は一般旅券を所持するブルガリア人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在 公用	平14.7.2 平17.5.1 （一般旅券所持者） 平18.5.1 （公用旅券所持者）	
68	中国（香港）	査証免除 香港特別行政区（ＳＡＲ）旅券を所持する者又は英国海外市民（ＢＮＯ）旅券を所持する香港居住権者で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平16.4.1	
69	中国	査証免除 中華人民共和国旅券を所持する中華人民共和国の修学旅行生及び引率する教職員で３０日以内の滞在	短期滞在	平16.9.1	
70	マカオ	査証免除 マカオ特別行政区（ＳＡＲ）旅券を所持する者で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業	短期滞在	平17.3.25	

		（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
71	ベトナム	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するベトナム人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するベトナム人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平17.5.1	
72	タイ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するタイ人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するタイ人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するタイ人で１５日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平17.7.1 平25.7.1 （ＩＣ一般旅券所持者）	
73	中国（台湾）	査証免除 有効な台湾護照を所持する台湾の居住者（護照に身分証番号の記載がある者）で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平17.9.26	
74	モロッコ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するモロッコ人（特別旅券を除く。）で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	平18.1.1	

		(2) 外交又は公用旅券を所持するモロッコ人（特別旅券を除く。）で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
75	ラオス	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するラオス人で外交若しくは領事の任務又は公用の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するラオス人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就業し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平19.10.20 (外交旅券) 平27.4.1 (公用旅券)	
76	アルバニア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するアルバニア人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するアルバニア人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就業し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平19.12.10	
77	インド	査証免除 (1) 外交旅券を所持するインド人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するインド人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就業し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平20.1.1	
78	セルビア	査証免除 ＩＣ旅券を所持するセルビア人で９０日以内の滞在(就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平23.5.1	
79	ブラジル	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するブラジル人で外交若しくは領事の任	外交 公用 短期滞在	平 25.11.1(外交・公用旅券) 令 5.9.30 （Ｉ	

		務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するブラジル人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するブラジル人で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）		Ｃ一般旅券）	
80	インドネシア	査証免除 (1) ＩＣ一般旅券を所持するインドネシア人で１５日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持し、インドネシア政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属する者は、３０日を超えない期間滞在する場合に限る。 (3) 外交又は公用旅券を所持するインドネシア国民で前記(2)の目的以外の目的での３０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在 外交 公用	平 26.12.1（ＩＣ一般旅券） 平 28.7.20（外交・公用旅券）	(1) 在インドネシア公館において、ＩＣ旅券事前登録を受けた者であることが要件であり、審査端末等において登録を受けた者であることを確認する。 (2) 外交・公用旅券所持者であっても、３０日を超えて滞在する場合は、本邦に赴任する外交官も含めて、査証を要する。また、当該措置は、在留資格が「外交」、「公用」又は「短期滞在」に該当する場合のみが対象となる。
81	カンボジア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するカンボジア国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するカンボジア国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報	外交 公用 短期滞在	平 27.4.15	

		酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
82	ジョージア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するジョージア人で外交又は領事の任務の目的（ただし、９０日以内の滞在に限る。）で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するもの。 (2) 外交旅券を所持するジョージア人で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就業し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平27.6.1	外交の在留資格を決定する場合、赴任等の目的ではなく９０日以内の短期の公務であることを証明する文書等の提示を求め、身分及び用務を確認する。
83	パプアニューギニア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するパプアニューギニア独立国国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するパプアニューギニア独立国国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平27.11.24	
84	トルクメニスタン	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するトルクメニスタン国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するトルクメニスタン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平27.12.1	
85	ウクライナ	査証免除 (1) 外交旅券を所持するウクライナ国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するウクライナ	外交 短期滞在	平28.6.1	

		国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
86	パナマ	査証免除 (1) 外交（外交・領事）旅券又は公用旅券を所持するパナマ国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交（外交・領事）旅券又は公用旅券を所持するパナマ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するパナマ国民で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平 28. 7. 1（外交・公用旅券） 令 6. 4. 1（ＩＣ一般旅券）	パナマの外交旅券には、「外交旅券」と「領事旅券」、公用旅券には「公用旅券」と「特別旅券」が存在するが、「特別旅券」は発給対象者が広いため本措置の対象とはしない。
87	モンゴル	査証免除 (1) 外交旅券を所持するモンゴル国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するモンゴル国民で前記目的以外の目的での３０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又はその他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及ぶスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平 28. 11. 15	[redacted]
88	カザフスタン	査証免除 (1) 外交旅券又は公用旅券を所持するカザフスタン国民で外交若しく領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券又は公用旅券を所持するカザフスタン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他	外交 公用 短期滞在	平 29. 1. 1	

		の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
89	サモア	査証免除 (1) 外交旅券又は公用旅券を所持するサモア国民で外交若しく領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券又は公用旅券を所持するサモア国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平 29. 1. 4	
90	アラブ首長国連邦	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するアラブ首長国連邦国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するアラブ首長国連邦国民で前記（1）の目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するアラブ首長国連邦国民で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平 29. 7. 1 令 4. 11. 1（ＩＣ一般旅券） 令 7. 7. 1	
91	パラグアイ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するパラグアイ共和国国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するパラグアイ共和国国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平 29. 10. 16（外交・公用旅券） 令 7. 6. 1（ＩＣ一般旅券）	[redacted]

		(3) ＩＣ一般旅券を所持するパラグアイ共和国国民で９０日以内の滞在（就職し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
92	カタール	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するカタール国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するカタール国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するカタール国国民で３０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平 30.1.1（外交・公用旅券） 令 5.4.2（ＩＣ一般旅券）	(1) カタールの公用旅券は、“SPECIAL PASSPORT”と表示されており、“SERVICE PASSPORT”と表示のある旅券については、本査証免除措置の対象外。 (2) 一般旅券については、在外公館において、ＩＣ旅券事前登録を受けた者であることが要件であり、審査端末等において登録を受けた者であることを確認する。
93	アゼルバイジャン	査証免除 (1) 外交旅券を所持するアゼルバイジャン国民で外交又は領事の任務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するアゼルバイジャン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平 30.1.27	[redacted]
94	ミャンマー	査証免除 (1) 外交旅券を所持するミャンマー国民でミャンマー政府の外交若しくは領事の任務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するミャンマー国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得	外交 短期滞在	平 30.12.1	[redacted]

		ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
95	モルドバ	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するモルドバ国民でモルドバ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するモルドバ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平31.2.15	[redacted]
96	エクアドル	査証免除 (1) 外交旅券を所持するエクアドル国民でエクアドル政府の外交若しくは領事の任務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するエクアドル国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平31.3.1	[redacted]
97	ボリビア	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するボリビア国民でボリビア政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するボリビア国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元.6.10	[redacted]
98	パラオ	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するパラオ国民でパラオ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でそ	外交 公用 短期滞在	令元.6.10	[redacted]

		の所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するパラオ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			[redacted]
99	オマーン	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するオマーン国民でオマーン政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するオマーン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元. 8. 28	[redacted]
100	ナウル	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するナウル国民でナウル政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するナウル国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元. 10. 1	
101	ソロモン	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するソロモン国民でソロモン政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するソロモン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を	外交 公用 短期滞在	令元. 11. 1	

		除く。）			
102	モンテネグロ	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するモンテネグロ国民でモンテネグロ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するモンテネグロ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) ＩＣ一般旅券を所持するモンテネグロ国民で９０日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令2.2.1 令7.9.1（ＩＣ一般旅券）	
103	ウズベキスタン	査証免除 (1) 外交旅券を所持するウズベキスタン国民でウズベキスタン政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するウズベキスタン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令2.3.1	外交又は公用の在留資格を決定する場合、ウズベキスタン政府機関作成の公文書（口上書等）の提示を求め、身分及び用務を確認する。
104	ボスニア・ヘルツェゴビナ	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するボスニア・ヘルツェゴビナ国民でボスニア・ヘルツェゴビナ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するボスニア・ヘルツェゴビナ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令4.12.17	

105	マーシャル諸島共和国	査証免除 (1)　外交・公用旅券を所持するマーシャル諸島共和国民でマーシャル諸島共和国政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用旅券を所持するマーシャル諸島共和国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令 5.4.1	
106	バーレーン王国	査証免除 (1)　外交・公用旅券を所持するバーレーン王国民でバーレーン王国政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用旅券を所持するバーレーン王国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令 5.8.1	[redacted]
107	モルディブ	査証免除 (1)　外交・公用旅券を所持するモルディブ国民でモルディブ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用旅券を所持するモルディブ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令 5.11.27	[redacted]
108	コソボ	査証免除 (1)　外交・公用旅券（ＩＣ旅券に限る。）を所持するコソボ国民でコソボ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属す	外交 公用 短期滞在	令 6.3.25	(1)　[redacted]

		るものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用旅券（ＩＣ旅券に限る。）を所持するコソボ国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			[redacted] (2)　ＩＣ旅券ではない外交・公用旅券を所持する者は査証免除の対象としない。
109	キルギス	査証免除 (1)　外交・公用旅券を所持するキルギス国民でキルギス政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用旅券を所持するキルギス国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令 6. 9. 12	[redacted]
110	フィリピン	査証免除 (1)　外交旅券を所持するフィリピン国民でフィリピン政府の外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交旅券を所持するフィリピン国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	令 6. 10. 1	
111	クウェート	査証免除 (1)　外交・公用若しくは特別旅券（注）を所持するクウェート国民でクウェート政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交・公用若しくは特別旅券を所持するクウェート国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）	外交 公用 短期滞在	令 7. 5. 12	[redacted]

		に従事する場合を除く。） （注）特別旅券は、公用旅券として取り扱う。			
112	アンゴラ共和国	査証免除 (1)　外交旅券を所持するアンゴラ共和国国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2)　外交旅券を所持するアンゴラ共和国国民で前記目的以外の目的での９０日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	令 7.8.27	
113	サウジアラビア王国	査証免除 外交又は特別旅券（注）を所持するサウジアラビア王国国民で９０日以内の滞在（あらゆる商業活動に従事し、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） （注）特別旅券は、公用旅券として取り扱う。	外交 公用 短期滞在	令 8.1.2	(1)　外交若しくは領事の任務又は公的な用務を目的とした場合であっても、継続して９０日を超えて滞在する場合は、査証を要する。また、当該措置は、在留資格が「外交」、「公用」又は「短期滞在」に該当する場合のみが対象となる。 (2) [redacted]

別表４　　査証の数次有効等に関する取決め一覧表　令和６年６月２４日現在

番号	取決めの相手国	取決め等の内容	施行期日	備考
1	ドイツ	日本国内において就職する意図を有しないドイツ連邦共和国籍保有者に対し、有効なドイツ連邦共和国旅券の提示があれば、任意に欲するだけの回数の入国を認められるところの１年間有効な入国査証を発給する。	昭29.3.1	
2	連合王国	表紙に「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」「ジャージィ島」「ガーンジィ島及び付属諸島」又は「香港」の文字が記載された有効な旅券の所持者には、日本国に入国するための数次査証で、発給の日から１２か月の間いかなる回数の旅行にも有効なものが付与されるものとする。 日本国政府は、個々の場合に必要と認めるときには単一旅行の査証を付与する権利を保有する。	昭32.10.1	
3	マレーシア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大90日）の数次査証を発給する。 マレーシア国内に居住するマレーシア人であって、非ＩＣ一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁の力を有するもの イ　[redacted]の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子	平24.9.1	平成24年9月1日から平成27年8月31日までの間、試行的に実施 平成27年8月31日から本格運用に移行 平成29年1月31日をもって査証緩和措置終了（査証免除措置が実施されたため）
4	カナダ	１　一般数次 査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から１２か月の期間内のいかなる回数の入国についても有効であるものとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において１回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。 ２　外交・公用数次 次の者については、当該身分を保持する限り３年の期間内のいかなる回数の入国についても有効な数次入国査証を発給する。 (1) 日本国での勤務を命ぜられたカナダの外交官及び領事官並びにその近親家族 (2) 日本国にあるカナダの外交使節団又は領事使節団に勤務を命ぜられた事務、技術及び役務職員並びにその近親家族	昭39.9.20 昭53.6.15(改正)	

5	アイルランド	査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から１２か月の期間内のいかなる回数の入国について有効であるとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。	昭41.9.1	
6	アメリカ	1　外交（６０か月数次） 大使、アメリカ合衆国国務省の高級公務員、外交官又は領事官、承認された国際機関に対するアメリカ合衆国政府の主たる代表者その他の外交旅券所持者及びこれらの近親家族 2　外交（２４か月数次） 上記１に掲げる者の個人的使用人 3　公用（６０か月数次） (1) その他のアメリカ合衆国政府公務員 (2) 承認された外国政府であって国際機関の構成員であるものの同機関に対する代表者及びその近親家族 4　公用（１２か月） 承認されていないか又は国際機関の構成員でない外国政府の同機関に対する代表者及びその近親家族 5　通過（６０か月数次） 通過者 6　短期滞在（６０か月数次） 観光、商用、宗教的目的、スポーツ競技へのアマチュア参加、国際会議、福祉活動、その他の報酬を得ない活動のための９０日を超えない期間の日本国滞在のための一時訪問者 7　就業（６０か月数次） (1)条約商人又は条約投資家 (2)宣教師 (3)外国報道機関の代表者 8　契約の認可された期間有効数次 (1)興行出演者又は音楽家 (2)顕著な功績及び能力を有する技術者 (3)熟練一時労働者 9　一般（６０か月数次） (1)学生 (2)交換計画による訪問者 ・在留資格が「文化活動」の場合 ・在留資格が「留学」の場合 ・在留資格が「就学」の場合 10　一般（当該者の配偶者又は両親と同一の期間有効数次） 上記７から９までに掲げる者の配偶者及	昭41.9.22 昭58.6.27(改正)	

		び未成年の子で未婚の者 11　一般（実習の認可された期間有効数次） 産業実習生		
7	アイスランド	査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から１２か月の期間内のいかなる回数の入国について有効であるとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。	昭41.11.20	
8	ブルガリア	ブルガリア人民共和国外務省の口上書により在ブルガリア日本国大使館に対して申請があったときは、在本邦ブルガリア人民共和国大使館の館長及びその家族に対し、旅券所持者が館長又は家族としての地位を有する限り有効である数次入国査証を付与する。	昭43.4.1	
9	オーストラリア	1　次に掲げる種別のいずれかに属するオーストラリア市民に関しては、査証は、その発給の日から４年の間いかなる回数の入国についても有効とする。 (1)　大使その他の外交官又は領事官及びその近親家族 (2)　その他の政府の公務員又は被用者及びその近親家族 (3)　上記(1)、(2)に属する者に随行する召使又は個人的使用人 (4)　日本国に赴任する会社の代表者又は役員及びその近親家族 (5)　商用訪問者 2　日本国の関係法令に基づき観光又は通過のため日本国に入国することを希望するオーストラリア市民に関しては、査証は、その発給の日から１年の間いかなる回数の入国についても有効とする。		
10	ニュージーランド	次に掲げる種別のいずれかに属するニュージーランド市民に関しては、査証は、その発給の日から３年の間日本国への数次の入国について有効であるものとする。 1　日本国に駐在することを任命された外交官及び領事官並びにその近親家族 2　日本国にある外交使節団又は領事機関で勤務することを任命された事務職員及び技術職員並びにその近親家族 3　日本国に赴任する会社の代表者又は役員及びその近親家族並びに商用訪問者	昭45.6.15 昭51.7.1(改正)	
11	スウェーデン	査証が必要とされ、かつ、付与されるときは、発給の日から１２カ月の期間内のいかなる回数の入国についても有効なものとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合におい	昭45.12.1	

		て、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。		
12	メキシコ	有効な外交旅券又は公用旅券を所持するメキシコ国民に対し、発給の日から１年の間日本国への数次の入国について有効な査証を発給する。	昭47.4.10	
13	フランス	1　次に掲げる種別のいずれかに属するフランス国民は、その発給の日から４ヶ年の期間いかなる回数の入国についても有効な査証を取得する。 (1) 日本国に赴任する会社の代表者及び役員並びにその近親家族 (2) 日本国で取材活動に従事するため同国に駐在することを命じられた新聞、雑誌、ラジオ又はテレビジョンの記者及びこれを補助する技術者並びにその近親家族 2　上記１に掲げる種別に属さず、かつ、日本国において就職し、自由職業若しくは他の生業（報酬を目的とする芸能及びスポーツを含む。）を営み、又は永住する意図をもたないフランス国民は、その発給の日から、１ヶ年の期間いかなる回数の入国についても有効な査証を取得する。	昭48.6.1	
14	チェコ	1　チェコ国民であって、チェコ共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しチェコ共和国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該チェコ国民の家族の構成員でその世帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、査証を取得することなく日本国に入国することができる。 2　チェコ外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するチェコ国民であって、上記１にいう目的以外の目的で継続して９０日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは査証を取得することなく日本国に入国することができる。 3　上記２の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む）に従事する意図をもって日本に入国することを希望するチェコ国民には適用されない。	昭59.1.1	チェコスロバキア社会主義人民共和国との取決めを継承
15	ロシア	1　日本国へ赴任するロシア連邦外交官及びその家族、領事官及びその家族に対し、１年間有効の数次査証を発給する。	平11.3.23 平29.1.1（改正） 平30.10.2(改正)	２及び７については、１回限り有効の査証も併せて発給。

		2　次に該当する者に対して、有効期間６月、滞在期間15日、30日又は90日の2回有効な査証を発給する。 　ロシア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的に該当する者。 3　次に該当する者に対して、有効期間最長5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。 （１）商用目的の者 次のいずれかの要件を満たす者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場の企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工会クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ロシア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的で渡航歴がある有職者 キ　８項目の「協力プラン」に関与する露企業等の常勤者（具体的には以下(ｱ)～(ｳ) (ｱ)「日露プロジェクト・リスト」（日本側経済産業省と露側経済発展省が管理し、８項目の「協力プラン」の各プロジェクトやプロジェクトに関与する日露企業等をリスト化したもの）に掲載された露企業及び研究機関等の常勤者。 (ｲ) 過去に「日露プロジェクト・リスト」に掲載された露企業及び研究機関等の常勤者及び、将来的に「日露プロジェクト・リスト」への掲載が明白で、開始されて間もないプロジェクトに関与している露企業及び研究機関等の常勤者。 (ｳ) 過去に８項目の「協力プラン」の第３項（日露中小企業の交流と協力の抜本的拡大）及び第５項（ロシア産業の多様化促進と生産性向上）の分野で、日本側外務省又は経済産業	令元.9.1(改正)	９については在ロシア公館のみ取扱い。

省が主導する訪日研修に参加した経験を有する露企業関係者。

ク　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

（２）文化人・知識人等

次のいずれかに該当する者

ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等の芸術家、又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人等の国家資格・国際資格及び医師の国家資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）

オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者

カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

（３）[redacted]

（４）上記（１）、（２）、（３）に該当する者の配偶者及び子

４　次に該当する者に対して、有効期間最長5年、滞在期間30日又は15日の数次査証を発給する。

（１）親族訪問の者

次のいずれかの要件を満たす者

ア　過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者

イ　[redacted]の有職者

ウ　[redacted]

（２）上記（１）に該当する者の配偶者及び子

５　次に該当する者に対して、有効期間3年、滞在期間最大30日の数次査証を発給する。

（１）観光目的の者

次のいずれかの要件を満たす者

ア　過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者

イ　[redacted]の有職者

ウ　[redacted]

（２）上記（１）に該当する者の配偶者及び子

6　次に該当する者に対して、有効期間3年、滞在期間最大90日の数次査証を発給する。

（１）商業活動を行う目的で派遣される者及び商業団体の代表者

（２）教育的、科学的、芸術的その他の文化活動に参加する者

（３）国際的なスポーツの行事に参加する者及び専門家の資格でその者に同行する者

（４）個別の事案の取材活動に従事するために短期間渡航する報道機関関係者

（５）姉妹都市の間の公式の交流計画に参加する者

（６）本邦に中長期滞在しているロシア人の配偶者及び21歳未満の子

7　通過査証として、有効期間４月、滞在予定期間3日の2回有効な査証を発給する。

8　ロシア連邦において業務を行っている信頼性のある旅行会社が企画する団体観光パッケージツアーを利用するロシア人であって、以下の要件を満たす者に対して、有効期間３か月、滞在期間１５日又は３０日の一次査証を発給する。

（１）ツアーの条件

ア　現地の旅行会社（下記（２）参照）が企画、募集及び実施する団体観光パッケージツアーであること。添乗員が同行することが望ましいが、必ずしも必要としない。

イ　参加人数は原則３名以上であること。

ウ　本邦滞在期間が３０日以内であること。

エ　本邦入国から出国までの航空券及び宿泊先並びに移動がある場合には移動手段（国内線航空機、鉄道、バス又はフェリー等）が手配済みであること。

（２）現地旅行会社の条件

ア　旅行会社としてロシア連邦の権限のある当局の許可を受けており、海外旅行の取扱いを許可されていること。

イ　次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。

（ア）現地旅行会社であって、日本の旅行業法に基づく第１種旅行業登録業者として３年以上の海外旅行の取扱実績のある本社又は親会社を有する

		日系企業であること。 （イ）現地の旅行会社であって、現地で海外旅行を取り扱う旅行会社として３年以上の営業実績を有し、訪日観光の業務実績があること。 9　ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券を所持するロシア国民であり、ロシア連邦国内に所在する以下の大学又は高等教育機関に在籍する学部生・院生及び卒業後３年以内の卒業生(その配偶者及び子は対象外)に対して、有効期間３月、滞在期間１５日又は３０日の一次査証を発給する。 （1）ロシア連邦教育科学省又は州によって認定された教育プログラムに従って教育活動を実施する教育機関として公表している大学及び高等教育機関４５５校（一部下記（2）と重複あり）。 （2）「日本及びロシア連邦の高等教育機関協会（日露大学協力)」所属の２１大学、高等教育機関(一部上記(1)と重複あり)。		
16	韓国	1　次に該当する者は有効期間１年、滞在期間１５日の数次査証を発給する。 観光、商用、スポーツその他短期滞在を目的として、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を得る活動以外の活動のために日本国に滞在しようとする者 2　次に該当する者は有効期間３年、滞在期間１５日の数次査証を発給する。 (1) 過去１年間に訪日歴があり、その際出入国管理及び難民認定法をはじめとする全ての我が国法令の違反がなかった者 (2) 上場企業の幹部職員（課長職以上）と同等額以上の所得を得ている非上場企業の正社員 3　次の者に対しては、有効期間５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 (1) 大学の教授及び講師並びに小・中・高校の教師（名誉教授及び非常勤の教授、講師及び教師も含む） (2) 国・公立の研究所、国・公・私立の美術館、博物館の常勤職員 (3) 国・公立図書館の常勤職員 (4) 閣僚経験者、国会議員、国会議員経験者、国家・地方公務員、公益法人の理事及び中央省庁で課長以上の職にあった者 (5) 信用度の高い企業等の常勤職員 例えば次の企業が該当する。 ア　国営企業 イ　株式市場上場企業	昭44.2.10 平10.7.1（改正）	

		ウ　本邦上場企業が出資している合弁企業 エ　その他在外公館長が信用度が高いと判断する企業等 (6) 学術院会員、学術院会員その他国際的に著名な又は相当程度の業績が認められる作曲家、作詞家、画家、映画監督等の芸術家 (7) 元特別永住者 (8) [redacted] (9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者及び未成年の子 (10)入管法別表第１の１及び２の表並びに文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の配偶者又は子の親族訪問 4　次の者に対しては、有効期間３年の数次査証を発給する。 (1) 日本国に赴任する大使その他の外交官又は領事官及びその近親家族 (2) その他の日本国に赴任する政府の公務員又は被用者及びその近親家族 (3) 日本国に赴任する会社の代表者又は役員 (4) 日本国に赴任する外国報道機関の特派員 (5) 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行を除く。）を行おうとする者 (6) 日本国の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする者 (7) 外国の宗教団体により宗教上の活動を行うため派遣される宗教家 (8) 大学（短期大学を含む。）若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校で研究の指導又は教育を行おうとする者 (9) 産業上の高度又は特殊な技術又は技能を提供するために日本国の公私の機関により招へいされる者		
17	中国(香港)	1　表紙に「香港」の文字が表記された有効な旅券の所持者には、日本国に入国するための数次査証で、発給の日から１２ か月の間いかなる回数の旅行にも有効なものが付与されるものとする。日本国政府は、個々の場合に必要と認めるときには単一旅行の査証を付与する権利を保有する。 2　次に該当する者に対して、原則として、有効期間「３年」(下記(4)に該当する者は、原則として、「１年」)、９０日（申請内容に応じて滞在期間３０日又は１５日の数次査証を発給する。） 国籍欄に「CHINESE」と記載のあるMRPの	昭32.8.30 平成31.1.1（改正）	

香港特別行政区発行のDOCUMENT OF IDENTITY FOR VISA PURPOSES（以下「香港DI」という。）又はIC香港DIを所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者。ただし、１回目の訪日については、親族・知人訪問、観光を主たる渡航目的とするものではないこと（下記（4）の者を除く）

(1)商用目的の者（IT技術者（注））を含む。）
ア　国公営企業の常勤者
イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者
ウ　大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者
エ　株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者
オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
カ　過去１年間に３回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有識者
キ　過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

(2)文化人・知識人等
ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

(3)[redacted]

(4)上記（1）、（2）、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子

(注)IT技術者とは、電子計算機を利用して情報の処理を効率化する技術を有する者で、電子計算機やインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術、システムの開発、保守、運用などの情報処理の専門家等のこと

		3　次に該当する者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 国籍欄に「CHINESE」と記載のある香港DI又はIC香港DIを所持し、在留資格「短期滞在」に該当するすべての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、渡航経費支弁能力を有する者 (2)「十分な経済力」（[redacted]を有する者） (3)イの者の配偶者及び子		
18	タイ	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大90日）の数次査証を発給する。 タイ国内に居住するタイ人であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　[redacted]の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子	平24.6.1	平成24年6月1日から平成27年5月31日までの間、試行的に実施 平成27年5月31日から本格運用に移行 ※　ＩＣ一般旅券所持者で15日以内の滞在を希望する者に対しては、査証免除を実施している。
19	インドネシア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大30日）の数次査証を発給する。 インドネシア国内に居住するインドネシア人であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁の力を有するもの イ　[redacted]の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子	平24.9.1 平25.7.1 (改正)	平成24年9月1日から平成27年8月31日までの間、試行的に実施 平成26年9月30日から本格運用に移行
20	ベトナム	1　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間１５日の数次査証を発給する。 ベトナム国内に居住するベトナム人であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般	平25.7.1 平28.2.15(改正)	平成25年7月1日から平成28年6月30日までの間、試行的に実施 平成26年9月30日から本格運用に移行

旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者

(1)　過去３年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの

(2)　[redacted]の有職者

(3)　(2)の者の配偶者及び子

2　次の者に対して、有効期間１年、３年、５年又は１０年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。

(1)商用目的の者

ア　国公営企業の常勤者

イ　株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ　本邦、ベトナム国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

キ　過去３年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にG７（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者

ク　過去３年間に日本へ商用目的での３回以上の渡航歴がある有職者

(2)文化人・知識人等

ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ　大学の講師以上の職にある者（常勤

		者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] 3　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 ２の者の配偶者及び子		
21	フィリピン	1　次の者に対して、有効期間１年、３年、５年又は１０年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 フィリピン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、フィリピン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 キ　過去３年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にＧ７（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者 ク　過去３年間に日本へ商用目的での３回以上の渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者	平25.7.1 平30.8.1(改正) 令6.6.10(改正)	平成25年7月1日から平成28年6月30日までの間、試行的に実施 平成26年9月30日から本格運用に移行

		ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)［redacted］ (4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子 ２　次の者に対して、有効期間５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 フィリピン国民であって、ＩＣ一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)［redacted］を有する者 (2)　上記(1)の配偶者及び／又は子		
22	アラブ首長国連邦	次の者に対して、有効期間３年、滞在期間90日の数次査証を発給する。 アラブ首長国連邦内に居住するアラブ首長国連邦人であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　「一定の経済力」（［redacted］を有すること） を有する者で、不法就労や不法残留等我が国法令に違反するおそれがないと認められる者 イ　アの者の配偶者及び子	平25.10.15	平成25年10月15日から平成28年10月14日までの間、試行的に実施 平成28年10月14日から本格運用に移行
23	カンボジア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間15日の数次査証を発給する。 カンボジア国内に居住するカンボジア人であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ［redacted］の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子	平25.11.18	平成25年11月18日から平成28年11月17日までの間、試行的に実施 平成28年11月17日から本格運用に移行

24	ラオス	1　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間１５日の数次査証を発給する。 　ラオス国内に居住するラオス人であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　[redacted]の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子 2　ラオス国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者に対して、有効期間１年、３年、又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 (1)　商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ラオス国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 キ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 (2)　文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に	平25.11.18 令元.8.1(改正)	平成25年11月18日から平成28年11月17日までの間、試行的に実施 平成28年11月17日から本格運用に移行

		従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3) [redacted] (4)　上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
25	パプアニューギニア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 パプアニューギニア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　「一定の経済力」（[redacted]又[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び子	平25.11.25 平30.8.1(改正)	平成25年11月25日から次回（平成27年5月21日）の太平洋・島サミットの開催までの間、試行的に実施 平成27年5月21日から本格運用に移行
26	ミャンマー	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間15日の数次査証を発給する。 ミャンマー国内に居住するミャンマー人であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　[redacted]の有職者 ウ　イの者の配偶者及び子	平26.1.15	平成26年1月15日から平成29年1月14日までの間、試行的に実施 平成29年1月14日から本格運用に移行
27	インド	１　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間は９０日の数次査証を発給する。 インド国民であって、ＩＣ一般旅券又は	平26.7.3 平28.1.11 平28.2.15 （改正）	平成26年7月3日から平成29年7月2日までの間、試行的に実施 平成28年1月11日から

		ＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴を２回以上有する者 (2)　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、支弁能力を有するもの (3)　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、過去３年間にＧ７（日本を除く）への短期滞在での渡航歴が２回以上あるもの (4)　[redacted]を有する者 (5)　(4)の者の配偶者及び子 2　次の者に対して、有効期間１年、３年、５年又は１０年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、インド国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 キ　過去３年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にＧ７（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者 ク　過去３年間に日本へ商用目的での３回以上の渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に	平30.1.1 （改正） 平31.1.1 （改正）	本格運用に移行 平成30年1月1日から１年ごとに検証を実施

		従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)その他公館長が適当と認める者 3　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 ２の者の配偶者及び子 (注)[redacted]		
28	ブラジル	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 ブラジル国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する者で、滞在期間に応じて次の要件に該当する者 1　滞在期間３０日又は９０日 次のいずれかに該当する者 ア　十分な経済力[redacted]を有する有職者 イ　上記アの配偶者及び子 2　滞在期間１５日 次のいずれかに該当する者 ア　十分な経済力[redacted]を有する有職者 イ　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者 ウ　上記アの配偶者及び子	平27.6.15 平28.2.2(改正) 平29.2.1(改正)	平成28年1月20日から3年間の試行期間を設け、1年ごとに検証を実施
29	モンゴル	1　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間１５日又は３０日の数次査証を発給する。 モンゴル国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法	平27.8.10 令5.6.30(改正)	1　平成27年8月10日から平成30年8月9日までの間、試行的に実施 平成30年8月10日から本格運用に移行 2　令和5年6月30日から3年間の試行期間を設け、1年ごとに検証を実施

		令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの (2)　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、過去３年間にＧ７（日本を除く）への短期滞在での渡航歴が複数回あるもの (3)　十分な経済力[redacted]を有する者 (4)　上記(3)の配偶者及び子 2　次の者に対して、有効期間１年、３年、５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 モンゴル国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)　商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、モンゴル国又は第三国・地域の株式企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 キ　過去３年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にＧ７（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者 ク　過去３年間に日本へ商用目的での３回以上の渡航歴がある有職者 (2)　文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人若しくは医師の国家資格	３　令和5年6月30日から3年間の試行期間を設け、1年ごとに検証を実施

		又は国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3) [redacted] (4)　上記(1)から(3)に該当する者の配偶者又は子 3　次の者に対して、有効期間５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 モンゴル国民であって、次のいずれかに該当する者 (1) [redacted] (2)　上記(1)の配偶者、二親等以内の直系親族及び同居している兄弟姉妹、血族及び姻族		
30	キルギス	1　外交数次 次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間１年間、滞在期間１５日、３０日、９０日又はDURING MISSIONの数次査証を発給する。 ア　赴任者　DURING MISSION イ　一時来訪者　１５日、３０日又は９０日 2　公用数次 次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間１年間、滞在期間１５日、３０日、３月、１年、３年又は５年の数次査証を発給する。 ア　赴任者　１年、３年又は５年 イ　一時来訪者　１５日、３０日又は３月 3　一般数次 次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 キルギス国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者	平28.1.25 平29.6.5（改正）	

		イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、キルギス国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子～		
31	タジキスタン	1　外交数次 次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間１年間、滞在期間１５日、３０日、９０日又はDURING MISSIONの数次査証を発給する。 ア　赴任者　DUIRING MISSION イ　一時来訪者　１５日、３０日又は９０日 2　公用数次	平28.1.25 平29.6.5（改正）	

次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間１年間、滞在期間１５日、３０日、３月、１年、３年又は５年の数次査証を発給する。

ア　赴任者　１年、３年又は５年

イ　一時来訪者　１５日、３０日又は９０日

3　一般数次

次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。

タジキスタン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者

(1)商用目的の者

ア　国公営企業の常勤者

イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ　本邦、タジキスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

(2)文化人・知識人等

ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）

		オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
32	カタール	次の者に対して、有効期間３年、滞在期間90日の数次査証を発給する。 カタール国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　十分な経済力[redacted]を有する有職者 イ　アの者の配偶者及び／又は子	平28.10.3	
33	ウズベキスタン	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 ウズベキスタン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ウズベキスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研	平29.6.5	

		究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
34	カザフスタン	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 カザフスタン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、カザフスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法	平29.6.5	

		書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)［redacted］ (4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
35	トルクメニスタン	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 トルクメニスタン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、トルクメニスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に	平29.6.5	

		従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
36	ジョージア	1　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 ジョージア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ジョージア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者	平29.6.5(改正) 平30.10.2(改正)	

		ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)［redacted］ (4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子 2　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 ジョージア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)親族・知人訪問又は観光目的の者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　［redacted］の有職者 (2)上記(1)に該当する者の配偶者及び/又は子		
37	アルメニア	1　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 アルメニア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、アルメニア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者	平29.9.1(改正) 平30.10.2(改正)	

		カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子 2　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 アルメニア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)親族・知人訪問又は観光目的の者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　[redacted]の有職者 (2)上記(1)に該当する者の配偶者及び/又は子		
38	アゼルバイジャン	1　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 アゼルバイジャン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動	平29.12.1(改正) 平30.10.2(改正)	

を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者
(1)商用目的の者
ア　国公営企業の常勤者
イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者
ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者
エ　本邦、アゼルバイジャン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者
オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
カ　過去１年間に３回以上、又は１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者
キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者
(2)文化人・知識人等
ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
(3)[redacted]
(4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子
2　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。
アゼルバイジャン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当

		する者 (1)親族・知人訪問又は観光目的の者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの イ　[redacted]の有職者 (2)上記(1)に該当する者の配偶者及び/又は子		
39	ウクライナ	1　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 ウクライナ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ウクライナ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去３年間に３回以上、日本への商用目的での渡航歴がある有識者 キ　過去３年間に日本への商用目的での渡航歴があり、かつ、過去３年間にＧ７（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有識者 ク　日・ウクライナ経済復興推進会議を経て「日・ウクライナ経済復興協力リスト」に記載された企業の常勤者 ケ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者	平30.1.1 令6.6.24（改正）	

イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
(3)[redacted]
(4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子

2　次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。
ウクライナ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者
(1)親族訪問目的の者
次のア～ウのいずれかの要件を満たす者
ア　次のいずれかの要件を満たす者
(ア)過去３年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者
(イ)[redacted]の有職者
(ウ)ウクライナ避難民の親族（三親等以内）
イ　[redacted]
ウ　上記ア(イ)及びイに該当する者の配偶者及び/又は子
(2)観光目的の者
次のア～ウのいずれかの要件を満たす者
ア　次のいずれかの要件を満たす者
(ア)過去３年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者
(イ)[redacted]の有職者
イ　[redacted]
ウ　上記ア(イ)及びイに該当する者の配

		偶者及び/又は子 3　次の者に対して、有効期間５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 ウクライナ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1) [redacted]を有する者 (2)　上記(1)の配偶者、二親等以内の直系親族及び上記(1)と同居又は生計を一にしている兄弟姉妹（血族及び姻族）		
40	ベラルーシ	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 ベラルーシ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、ベラルーシ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手	平30.1.1	

		エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術・館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
41	モルドバ	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 モルドバ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、モルドバ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）	平30.1.1	

		オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
42	キリバス	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 キリバス国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」([redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
43	サモア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 サモア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」([redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
44	ソロモン	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 ソロモン国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有	平30.8.1	

		する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子		
45	ツバル	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 ツバル国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
46	トンガ	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 トンガ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	

47	ナウル	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 ナウル国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
48	バヌアツ	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 バヌアツ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
49	パラオ	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 パラオ国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を	平30.8.1	

		有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子		
50	フィジー	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 フィジー国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
51	マーシャル	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 マーシャル国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子	平30.8.1	
52	ミクロネシア	次の者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間３０日の数次査証を発給する。 ミクロネシア国民であって、ＩＣ一般旅券又はＭＲＰの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア　過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国	平30.8.1	

		内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 イ　「一定の経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 ウ　イの者の配偶者及び／又は子		
53	サウジアラビア	1　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 　サウジアラビア国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、サウジアラビア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 キ　その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤	平30.8.1 令5.12.4（改正）	

		者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3) [redacted] (4)上記（1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子 2　次の者に対して、有効期間３年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。 サウジアラビア国民であって、ＩＣ一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1) [redacted]を有する者 (2)　上記(1)の配偶者、二親等以内の直系親族及び上記(1)と同居又は生計を一にしている兄弟姉妹（血族及び姻族）		
54	セントビンセント	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 セントビンセント国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、セントビンセント国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、	平30.10.2	

		自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
55	エクアドル	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 エクアドル国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　本邦、エクアドル国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上、又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者	平30.10.2	

		イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1）、（2）、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
56	セントクリストファー・ネーヴィス	次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日の数次査証を発給する。 セントクリストファー・ネーヴィス国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有識者 キ　過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者	平成31.1.1	

		イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子		
57	中国（マカオ）	1　次に該当する者に対して、原則として、有効期間「３年」(下記(4)に該当する者は、原則として、「１年」)、９０日（申請内容に応じて滞在期間３０日又は１５日の数次査証を発給する。） 国籍欄に「CHINESE」と記載のあるMRPのマカオ特別行政区発行のTRAVEL PERMIT(以下「マカオ旅行証」という。）又はICマカオ旅行証を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者。ただし、１回目の訪日については、親族・知人訪問、観光を主たる渡航目的とするものではないこと（下記（4）の者を除く） (1)商用目的の者（IT技術者（注））を含む。） ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上の日本への商	平成31.1.1	

用目的での渡航歴がある有識者
キ　過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者
(2)文化人・知識人等
ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
イ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
ウ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
エ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
オ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
(3)[redacted]
(4)上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子

(注)IT技術者とは、電子計算機を利用して情報の処理を効率化する技術を有する者で、電子計算機やインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術、システムの開発、保守、運用などの情報処理の専門家等のこと

2　次に該当する者に対して、有効期間１年又は３年、滞在期間９０日の数次査証を発給する。
国籍欄に「CHINESE」と記載のあるマカオ旅行証又はICマカオ旅行証を所持し、在留資格「短期滞在」に該当するすべての活動を行う目的を有する、
ア　過去３年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、渡航経費支弁能力を有する者
イ　「十分な経済力」（[redacted]を有する者）

		ウ　イの者の配偶者及び子		
58	コロンビア	１　次の者に対して、有効期間１年、３年又は５年、滞在期間１５日、３０日又は９０日間の数次査証を発給する。 コロンビア国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 (1)商用目的の者 ア　国公営企業の常勤者 イ　株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者 ウ　管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者 エ　株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 オ　本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 カ　過去１年間に３回以上又は過去３年間に１０回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者 (2)文化人・知識人等 ア　相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者 イ　相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 ウ　大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） エ　国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 オ　弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 カ　国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 (3)[redacted] (4)上記（1）、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子 ２　次の者に対して、有効期間１年又は３年、	平成31.2.1	

		滞在期間９０日の数次査証を発給する。 コロンビア国民であって、ＩＣＡＯ標準のＭＲＰ又はＩＣ一般旅券を所持し、在コロンビア大使館において、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有して数次短期滞在査証の発給を希望し、次のいずれかに該当する者 (1)過去３年間に我が国への短期滞在での１回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者 (2)「十分な経済力」（[redacted]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者 (3)(2)の者の配偶者及び／又は子		

別表５　ローマ字以外の欧文文字のローマ字への置換表

旅券が非ＭＲＰ旅券である場合又はＭＲＺ情報がそのまま使用できない場合であって，旅券の身分事項頁に表記されている氏名がローマ字以外の欧文文字で表記されている場合は，下記の例により，ローマ字に置換してＦＥＩＳに入力する氏名を決定し，在留カードを作成する。

表① 各種欧文文字からのローマ字置換

元の字	ローマ字置換	元の字	ローマ字置換	元の字	ローマ字置換
Á	A	Í	I	Ś	S
À	A	Ì	I	Ŝ	S
Â	A	Î	I	Š	S
Ä	AE	Ï	I	Ş	S
Ã	A	Ĩ	I	Ŧ	T
Ă	A	Ī	I	Ť	T
Å	AA	Į	I	Ţ	T
Ā	A	Ĭ	I	Ú	U
Ą	A	Ĵ	J	Ù	U
Ć	C	Ķ	K	Û	U
Ĉ	C	Ł	L	Ü	UEまたはUXX
Č	C	Ĺ	L	Ũ	U
Ċ	C	Ļ	L	Ŭ	U
Ç	C	Ŀ	L	Ű	U
Đ	D	Ń	N	Ů	U
Ď	D	Ň	NまたはNXX	Ū	U
É	E	Ň	N	Ų	U
È	E	Ņ	N	Ŵ	W
Ê	E	ŋ	N	Ý	Y
Ë	E	Ø	OE	Ŷ	Y
Ě	E	Ó	O	Ÿ	Y
Ė	E	Ò	O	Ź	Z
Ē	E	Ô	O	Ž	Z
Ę	E	Ö	OE	Ż	Z
Ĕ	E	Õ	O	Þ (アイスランド)	TH
Ĝ	G	Ő	O	Æ	AE
Ğ	G	Ō	O	Œ	OE
Ġ	G	Ŏ	O	ß (ドイツ)	SS
Ģ	G	Ŕ	R		
Ĥ	H	Ř	R		
Ĥ	H	Ŗ	R		

(ICAO Documtent 9303 (6th edition) Part.1 Volume.1 Appendix 9より抜粋)

表②　キリル文字からのローマ字置換

元の字	ローマ字置換	元の字	ローマ字置換
А	A	Ч	CH
Ь	B		C （セルビア）
В	V	Ш	SH
Г	G		S （セルビア）
	H （ベラルーシ，セルビア）	Щ	SHCH
Д	D		SHT （ブルガリア）
Е	E	Ы	Y
Ё	E	Ъ	IE
	IO （ベラルーシ）	Э	E
Ж	ZH	Ю	IU
	Z （セルビア）	Я	IA
З	Z	V	Y
И	I	Ґ	G
	Y （ウクライナ）	ў	U
І	I	Ӂ	U
Й	I	ƒ	G
К	K		GJ （マケドニア）
Л	L	Ђ	D
М	M	S	DZ
Н	N	J	J
О	O	Ќ	K
П	P		KJ （マケドニア）
Р	R	Љ	LJ
С	S	Њ	NJ
Т	T	h	C
У	U	Џ	DZ
Ф	F		DJ （マケドニア）
Х	KH	є	IE
	H （セルビア，マケドニア）	Ї	I
Ц	TS		
	C （セルビア，マケドニア）		

（ ICAO Docuмtent 9303 (6th edition) Part.1 Volume.1 Appendix 9より抜粋 ）

別記第１号様式（入在要領第６編）

臨時出入国港指定願書

年　　月　　日

○○出入国在留管理局長　　殿

願出人　　○○　○○

下記の港（空港）を出入国管理及び難民認定法施行規則第１条第２号による臨時の出入国港に指定をされたく願い出ます。

記

１　臨時出入国港として指定を受けようとする港（空港）

２　入出港する船舶・航空機の名称等

（１）船舶・航空機の名称

（２）船舶・航空機の種類

（３）入港予定日時

（４）出港予定日時

３　臨時の指定を受ける理由

４　指定を受けようとする期間

（１）入港

年　　月　　日

（２）出港

年　　月　　日

（注）臨時の指定を受ける理由欄には、指定を受けることとなる理由（臨時便の入出港のため、乗員の上陸のため等）の例により記載する。

別記第２号様式（入在要領第６編）

臨時出入国港指定に関する通知書

年　　月　　日

○○　○○　殿

○○出入国在留管理局長

貴殿から願い出のあった●●港（空港）の臨時の出入国港の指定については、これを　下記のとおり指定しました
指定しないこととしました　ので通知します。

記

１　臨時に指定された出入国港

２　指定された期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　船舶等の名称

別記第４号様式（入在要領第６編）

一般申告書

GENERAL DECLARATION
(Outward/Inward)

Operator .....

Marks of Nationality and Registration ..... Flight No. ..... Date .....

Depature from ..... Arrival at .....

FLIGHT ROUTING
("Place" Column always to list origin, every en-route stop and destination)

PLACE	TOTAL NUMBER OF CREW*	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE**
		Depature place:
		Embarking .....
		Through on same flight .....
		Arrival place:
		Disembarking .....
		Through on same flight .....

Declaration of Health*

Persons on board with illnesses other than airsickness or the effects of accidents (including persons with symptoms or signs of illness such as rash, fever, chills siarrhoea) as well as those cases of illness disembarked during the flight:

Any other condition on board which may lead to the spread of disease:

Details of each disinsecting or sanitary treatment (place, date, time, method) during the flight. If no disinsecting has been carried out during the flight, give details of the most recent disinsecting:

Signed, if required _____
Crew member concerned

For official use only

I declare that all statements and particulars contained in this General Declaration, and in any supplementary forms required to be presented with this Genral Declaration are complete, exact and true to the best of my knowledge and that all through passengers will continue/have continued on the flight.

SIGNATURE _____
Authorized Agent or Pilot-in-Command

Size of document to be 210 mm × 297 mm (or 8 1/4 × 11 3/4 inches).

* To be completed only when required by the State.

** Not to be completed when passenger manifests are presented and to be completed only when required by the State.

別記第５号様式（入在要領第６編）

乗組員名簿
CREW LIST

					到着 Arrival	出発 Departure	Page No.
1. 船舶の名称 Name of ship			2. 到着港*／出発港* Port of arrival/departure			3. 到着日*／出発日* Date of arrival/departure	
4. 船籍 Nationality of ship			5. 前寄港地* Port arrived from				6. 身分証明書（乗員手帳）の種類及び番号 Nature and No. of identity document (seaman's passport)
7. 番号 No.	8. 氏名 Family name, given names	9. 職名 Rank or rating	10. 国籍・地域 Nationality/Region	11. 生年月日、出生地* Date and place of birth			

12. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

（注）＊の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked "＊"

別記第５号様式の２（入在要領第６編）

乗　組　員　名　簿
Crew List

航空機の便名若しくは登録記号
Flight № or Registered Mark of aircraft_____

国籍
Nationality of aircraft_____

出発地
Place/Port of departure_____

出発日時
Scheduled Departure Date and Time_____

到着地
Place/Port of arrival_____

到着（予定）日時
Scheduled Arrival Date and Time_____

乗組員氏名 Surname / Given Name(s)	国籍・地域 Nationality / Region	生年月日 Date of Birth	性別 Gender	乗員手帳又は旅券の番号 Number of Crewmember's pocket-ledger, Passport or other official travel documents	備考 Remarks

報告年月日
Date_____

氏名（機長又は代理人）
Name_____
Captain, authorized agent or Pilot-in-Command

別記第５号様式の３（入在要領第６編）

乗組員名簿
CREW LIST

1. 船舶の名称
   Name of Ship
2. 船舶の国籍
   Nationality of ship

☐ 到着 Arrival　　☐ 出発 Departure

	ID番号 ID No.	氏 Family name	名 Given Names	国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	性別 Gender	旅券又は乗員手帳の番号 No. of passport/crew member's certificate	上陸する港名 Port of landing	船舶/航空機の名称 Name of vessel or aircraft	申請種別 Type of application	乗り換え先の港名 Port of transferring to another vessel or aircraft	乗り換え対象船舶/航空機の名称 Name of another vessel or aircraft
	記載例											
1	1234	Abc	Def	TWN	1965/11/29	M	123456	Ishigaki	Ghi	3	Naha	Jkl
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
⋮												
(1600)												

日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

※半角・英数字で記載してください。
※国籍については、別添の国籍コード(3ケタ)に変換する必要があります。
※生年月日については、年(4ケタ)、月(2ケタ)、日(2ケタ)の順で記載してください。
※申請種別については、近傍への上陸については「1」、乗り換えのための上陸については、同一港乗換えは「2」、他港乗換えは「3」と記載してください。
※Excelのシートは分けずに、1番から最終番号までを同じシートに記載してください。
※ID番号を記載していただければ、乗員上陸許可書の欄外に印字することが可能です。
ID番号の印字を希望される場合にのみ記載してください。

別記第６号様式（入在要領第６編）

旅客名簿
PASSENGER LIST

			到着 Arrival	出発 Departure	Page No.

1. 船舶の名称 Name of ship	2. 到着港*／出発港* Port of arrival/departure	3. 到着日*／出発日* Date of arrival/departure
4. 船籍 Nationality of ship		

8. 氏名 Family name, given names	6. 国籍・地域 Nationality/Region	7. 生年月日、出生地* Date and place of birth	8. 乗船港 Port of embarkation	9. 下船港 Port of disembarkation	11. 旅券番号 Passport No.

10. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

（注）＊の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked "＊"

別記第６号様式の２（入在要領第６編）

旅　客　名　簿
Passenger List

航空機の便名若しくは登録記号
Flight № or Registered Mark of aircraft＿＿＿＿＿＿＿＿

国籍
Nationality of aircraft＿＿＿＿＿＿＿＿

出発地
Place/Port of departure＿＿＿＿＿＿＿＿

出発日時
Scheduled Departure Date and Time＿＿＿＿＿＿＿＿

到着地
Place/Port of arrival＿＿＿＿＿＿＿＿

到着（予定）日時
Scheduled Arrival Date and Time＿＿＿＿＿＿＿＿

旅客氏名 Surname / Given Name (s)	国籍・地域 Nationality / Region	生年月日 Date of Birth	性別 Gender	旅券の番号 Number of Passport/ other official travel documents	出発地 Place/Port of original embarkation	最終目的地 Place/Port of last destination	備考 Remarks

報告年月日
Date＿＿＿＿＿＿

氏名（機長又は代理人）
Name＿＿＿＿＿＿
Captain, authorized agent or Pilot-in-Command

別記第６号様式の３（入在要領第６編）

旅客名簿
PASSENGER LIST

☐ 到着 Arrival　☐ 出発 Departure

1. 船舶の名称
   Name of Ship

2. 船舶の国籍
   Nationality of ship

	ID番号 ID No.	氏 Family name	名 Given Names	国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	性別 Gender	旅券番号 Passport No.	乗船港 Port of embarkation	下船港 Port of disembarkation
	記載例								
1	1234	Abc	Def	TWN	1965/11/29	M	123456	Keelung	Ishigaki
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
⋮									
(1600)									

日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

※半角・英数字で記載してください。
※国籍については、別添の国籍コード(3ケタ)に変換する必要があります。
※生年月日については、年(4ケタ)、月(2ケタ)、日(2ケタ)の順で記載してください。
※Excelのシートは分けずに、1番から最終番号までを同じシートに記載してください。
※ID番号を記載していただければ、仮上陸許可書の欄外に印字することが可能です。
ID番号の印字を希望される場合にのみ記載してください。

別記第7号様式(入在要領第6編)

入 出 港 届
GENERAL DECLARATION

1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		到着 Arrival 2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	出発 Departure 3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日※及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date※; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数※ Attached document※ (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付 Date	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫明告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶 ☐

(注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

別記第８号様式（入在要領第６編）

密航者の細目に関する様式

船舶の細目	身分証明書の種類　例えば、旅券の番号、身分証明書の番号又は海員手帳の番号
船舶の名称	
国際海事機関船舶識別番号	所持している場合には、
船舶の旗国	発効日
船舶会社	発行地
船舶会社の所在地	有効期限
	発行機関
次の港における代理店	
代理店の所在地	密航者の写真
国際無線通信呼出符号	
インマルサット番号	
船籍港	
船長の氏名	
密航者の細目	密航者の身体的特徴に関する概要
船舶において発見された日時	母語
乗船した場所	口述
乗船した国	読解
乗船した日時	筆記
意図していた最終目的地	
供述していた乗船の理由（注）	その他の言語
	口述
姓	読解
名	筆記
通称	
性別	
生年月日	
出生地	
主張する国籍	
自宅の住所	
居住国	

注　密航者が自己を難民又は庇護希望者であると宣言した場合には、この情報を密航者の安全のために必要な範囲内で秘密のものとして取り扱う。

その他の細目

１）乗船の方法（他の関係する者（例えば、乗組員、港湾労働者等）を含む。）及び密航者が貨物若しくはコンテナー又は船舶内に隠れていたか否か。

２）密航者の所持品の目録

３）密航者による供述

４）船長による供述（密航者により提供された情報の信頼性に関する意見を含む。）

面談の日付

密航者の署名　　船長の署名

日付　　日付

別記第８号様式の２（入在要領第６編）

管　　第　　号
令和　　年　　月　　日

○　○　○　○　○　　殿

○○出入国在留管理局長

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の指定について（指定書）

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、□第９条第２項
□第 17 条第１項

に規定する医師として、下記の施設に勤務する医師を指定します。

記

名　　称

所　在　地

（注）名称変更、移転、診療科目の変更、統廃合又は廃業等の異動が生じた際には、○○出入国在留管理局○○部門（電話番号：　　）までお知らせください。

別記第８号様式の３（入在要領第６編）

年　　月　　日

○○　出入国在留管理局長　殿

○○病院院長

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の指定に係る同意について

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、□第９条第２項 □第 17 条第１項に規定する医師として、同規定の趣旨を理解した上で、下記の施設に勤務する医師が指定を受けることについて、同意します。

記

名　　称

所 在 地

別記第８号様式の４（入在要領第６編）

指定医調査報告書

施設名	所在地	指定権者	指定の種類	指定年月日	異動事由	異動年月日
		厚労大臣	9条2項及び17条1項			
		出入国在留管理庁長官	9条2項			
		地方局長	17条1項			

（注1）施設名及び所在地は、毎年12月1日現在の現況を報告する。

（注2）指定権者は「厚労大臣」、「出入国在留管理庁長官」、「地方局長」の中から、指定の種類は「9条2項及び17条1項」、「9条2項」、「17条1項」の中からそれぞれ該当するものを選択する（ドロップダウンリスト）。

（注3）前回報告から異動があった場合は、異動事由欄に異動事由（新規、名称変更、移転、廃業等）及び異動後の名称、所在地等を記載する。異動がない場合は、「無」と記入する。

別記第８号様式の５（入在要領第６編）

管　　第　　号
令和　　年　　月　　日

○　○　○　○　○　　殿

○○出入国在留管理局長

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の指定について（変更通知書）

年　　月　　日付け管　　第　　号をもって指定した下記１の施設に勤務する医師について、異動が認められたことから、下記２のとおり指定の内容を更新します。

記

１　更新前

（１）根拠条文

出入国管理及び難民認定法　□第９条第２項　□第17条第１項

（２）施設の名称

（３）施設の所在地

２　更新後

（１）根拠条文

出入国管理及び難民認定法　□第９条第２項　□第17条第１項

（２）施設の名称

（３）施設の所在地

別記第８号様式の６（入在要領第６編）

管　　第　　号
令和　　年　　月　　日

○　○　○　○　○　　殿

○○出入国在留管理局長

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の指定について（指定解除書）

　　年　　月　　日付け管　　第　　　　号をもって指定した標記については指定を解除するので、通知します。

別記第８号様式の７（入在要領第６編）

年　　月　　日

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長　　殿

〇〇出入国在留管理局長（〇〇審査部門扱い）

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の指定（解除）報告書

下記のとおり医師の指定（又は解除）等を行ったので報告する。

記

1　指定（又は解除）の別

出入国管理及び難民認定法	□　第９条第２項	□　指定	□　解除
	□　第17条第１項	□　指定	□　解除

2　指定（又は解除）の年月日

年　　月　　日

3　医師が勤務する施設

（１）施設の名称

（２）施設の所在地

別記第８号様式の８（入在要領第６編）

年　　月　　日

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長　　殿

〇〇出入国在留管理局長（〇〇審査部門扱い）

出入国管理及び難民認定法に基づく医師の異動報告書

下記１の施設に勤務する医師について、異動が認められたことから、下記２のとおり指定の内容を更新したので報告する。

記

１　更新前

（１）根拠条文

出入国管理及び難民認定法　□第９条第２項　□第17条第１項

（２）施設の名称

（３）施設の所在地

２　更新後

（１）根拠条文

出入国管理及び難民認定法　□第９条第２項　□第17条第１項

（２）施設の名称

（３）施設の所在地

別記第９号様式の２（入在要領第６編）

指定旅客船への指定願出書

年　　月　　日
Date

＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿
To the Director General of the ＿＿＿＿ Regional Immigration Services Bureau

下記の船舶について、出入国管理及び難民認定法 □第 14 条の２ □第 26 条の３ の規定に係る指定旅客船への指定を願い出ます。

また、指定を受けるに当たっては、□ 下記３ □ 下記４ の内容について協力を確約します。

記

1　船舶の名称
Name of vessel:

2　指定を希望する期間

3　協力事項（法第 14 条の２関係）
Items of cooperation:

（１）本邦の出入国港（ファーストポート）への入港前に、可能な限り速やかに乗員名簿及び乗客名簿を指定されたフォーマットによる電子データで提出する。

（２）船舶観光上陸を希望する外国人について、外国の港での乗船時に船舶観光上陸許可申請書に記載している質問事項に該当していないことを適切に確認し記録化するとともに、本邦の最終港を出港後、海外の港に到着するまで保存する。

（３）（２）の記録については、入国審査官から求めがあった場合は提出する。

（４）本邦の出入国港に向け出港後速やかに確定した乗員名簿及び乗客名簿を（１）からの変更点を明示した上で提出する。

（５）（４）の乗客名簿に付した一連番号順に旅券を整理し、入国審査官に提出する。（一括提出を希望する場合のみ。）

（６）船舶観光上陸許可書の乗客への配付及び乗客の下船時の個人識別情報取得のための誘導等入国審査官の行う業務に最大限の協力を行う。

（７）本邦の出入国港を出港する前に乗客が帰船しているかどうかを確認し、帰船していない者がいた場合は、直ちに最寄りの地方出入国在留管理局に報告する。また、本邦の最終港においては、帰船していない者の有無にかかわらず、確認の結果を報告する。

４　協力事項（法第 26 条の３関係）

Items of cooperation:

（１）本邦の出入国港から出国する際には、みなし再入国許可による出国を希望する全ての乗客について、有効な旅券を所持していること、短期滞在の在留資格をもって在留していること、再入国ＥＤカードの必要事項を記載していることを確認した上で出国確認を受けさせるなど入国審査官の業務に最大限の協力を行う。

（２）再び本邦の出入国港（ファーストポート）に入港する前に、可能な限り速やかに乗員名簿及び乗客名簿を指定されたフォーマットによる電子データで提出する。

（３）本邦の出入国港に向け外国の港を出港する前までに、みなし再入国許可による上陸を希望する全ての乗客が再入国ＥＤカードの必要事項を記載していることを確認する。

（４）本邦の出入国港に向け出港後速やかに確定した乗員名簿及び乗客名簿を（２）からの変更点を明示した上で提出する。

（５）旅券の乗客への配付及び乗客の下船時の個人識別情報取得のための誘導等入国審査官の行う業務に最大限の協力を行う。

（６）本邦の出入国港に向けて外国の港を出港する前に、みなし再入国許可により出国した者が帰船しているかどうかを確認し、帰船していない者がいた場合は、可能な限り速やかに入港予定の本邦の出入国港を管轄する地方出入国在留管理局に報告する。

船長又は運送業者署名

Signature of Captain/Carrier

（注）現地代理店職員が願出書を提出される場合には、総代理店を通じるなどして、本船に関わる関係者に指定の有無を共有願います。

別記第９号様式の２（入在要領第６編）

（官用欄：乗客の本人確認等の措置を適切に行われていることの確認事項）

１　乗客の乗下船時に顔写真で本人確認を実施している。

□　はい　　□　いいえ

２　乗客の乗下船時にクルーズカード読み取らせるなどして乗下船の有無を記録している。

□　はい　　□　いいえ

３　乗客について、一定の経済力を有していることを確認している。

□　はい　　□　いいえ

別記第９号様式の３（入在要領第６編）

指定通知書
NOTICE

年　　月　　日

Date

〈

殿

To Mr./Ms.:

年　　月　　日付け貴信をもって願出のあった指定旅客船への指定については、下記のとおり出入国管理及び難民認定法 □第 14 条の２ □第 26 条の３ の規定に係る指定旅客船に指定することとしたので通知します。

記

１　船舶の名称
Name of vessel:

２　指定の期間

出入国在留管理局長
Director General of the　Regional Immigration Services Bureau

別記第9号様式の4（入在要領第6編）

通知書
NOTICE

年　　月　　日
Date

殿
To Mr./Ms.:

年　　月　　日付け貴信をもって願出のあった下記船舶に対する出入国管理及び難民認定法 □第14条の2 □第26条の3 の規定に係る指定旅客船への指定は行わないこととしたので通知します。

記

船舶の名称
Name of vessel:

出入国在留管理局長
Director General of the Regional Immigration Services Bureau

別記第９号様式の５（入在要領第６編）

指定解除通知書
NOTICE

年　　月　　日
Date

殿
To Mr./Ms.:

下記船舶に対して行った出入国管理及び難民認定法 □第 14 条の２ □第 26 条の３ の規定に係る指定旅客船への指定を解除するので通知します。

記

1　船舶の名称
Name of vessel:

2　解除の理由

□　指定旅客船への指定を願い出た際に確約した協力が履行されない。

□　乗客の本人確認の措置等が適切に行われていない。

□　不法残留者を発生させた後、再発防止措置が講じられていない。

□　その他
（　　）

3　備考
再度の指定を希望するときは、上記解除の理由に応じた再発防止策を添えて願い出ること。

出入国在留管理局長
Director General of the　Regional Immigration Services Bureau

別記第９号様式の６（入在要領第６編）

年　　月　　日

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長　殿

○○出入国在留管理局長（○○審査部門・出張所扱い）

指定旅客船に係る指定（解除）報告書

下記のとおり指定旅客船の指定（又は解除）を行ったので報告する。

記

1　指定（又は解除）の別

（１）法第 14 条の２　　□　指定　　□　解除

（２）法第 26 条の３　　□　指定　　□　解除

2　指定（又は解除）の年月日

年　　月　　日

3　指定（又は解除）の対象船舶等

（１）船舶の名称

（２）現地代理店／総代理店

（３）指定の期間（又は解除の理由）

本信写し送付先

地方出入国在留管理局長

地方出入国在留管理局支局長

別記第９号様式の７（入在要領第６編）

年　　月　　日

指定解除手続に係る意見聴取通知書

○　○　○　○　　殿

下記船舶に対して行った出入国管理及び難民認定法　□第 14 条の２
□第 26 条の３　の規定に係る指定旅客船の指定の解除に関し、下記のとおり意見の聴取を行いますので出頭してください。

記

１　指定解除対象船舶

○　○　○　○

２　指定解除の原因となる事実

（例①：初回又は２回目の不帰船者発生時において再発防止策を講じていない場合）

指定旅客船から不帰船者を発生させたにもかかわらず、再発防止策を講じていないこと

（例②：３回目以降の不帰船者を発生させた場合）

指定旅客船から不帰船者を発生させたにもかかわらず、講じるとされた再発防止策が不十分であること

（例③：当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置が講じられていない場合）

当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置が講じられていないとして当局が指導したにもかかわらず、適切な対応を執っていないこと

３　意見の聴取を行う期日及び場所

日　時　○○年○○月○○日○○時○○分

場　所　○　○　○　○

別記第９号様式の７（入在要領第６編）

４　意見の聴取を行う担当者

　　○○出入国在留管理局○○支局　　○　○　○　○

－－

注　　意

※　正当な理由なく意見の聴取に出頭しないときは、意見の聴取を行うことなく指定の解除をする場合があります。

※　宛名人が出頭できない場合は、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡の上で、代理人を出頭させてください。

別記第９号様式の８（入在要領第６編）

指定旅客船の指定継続に関する通知書
NOTICE

年　　月　　日
Date

殿
To Mr./Ms.:

下記船舶に対して行った出入国管理及び難民認定法 □第 14 条の２ □第 26 条の３ の規定に係る指定旅客船の指定に関し、再度、不帰船者を発生させた場合や再発防止策が不十分と認められる場合には、指定旅客船としての指定の解除の手続を執ることとなりますので、通知します。

記

1　船舶の名称
Name of vessel:

2　指定の解除に当たっての考慮事項
（例①：２回目の不帰船者を発生させた場合）
過去に複数回の不帰船者を発生させていること
初回の不帰船者の発生　　〇〇年〇〇月〇〇日
２回目の不帰船者の発生　〇〇年〇〇月〇〇日

（例②：当局への協力事項又は乗客の本人確認等の措置が講じられていないとして意見聴取を行い、改善の見込みがあると認められる場合）
再発防止策を講じるとの説明を受けたものの、その後、当局への協力又は乗客の本人確認等の措置が講じられていないことが認められたこと

出入国在留管理局長
Director General of the Regional Immigration Services Bureau

別記第９号様式の９（入在要領第６編）

指定旅客船の指定解除に係る意見聴取結果報告書

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇出入国在留管理局〇〇支局
入国審査官　〇　〇　〇　〇

１　意見聴取手続の指定旅客船に関する事項

（１）名称
　　〇　〇　〇　〇

（２）船舶総代理店
　　〇　〇　〇　〇

（３）船舶代理店
　　〇　〇　〇　〇

（４）指定期間
　　〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

２　意見聴取手続に係る経過等

（１）意見聴取日時
　　〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで

（２）意見聴取実施場所
　　〇〇出入国在留管理局〇〇支局　出入国審査事務室

（３）意見聴取対象者
　　船舶代理店〇　〇　〇　〇　担当部長　〇　〇　〇　〇

（４）意見聴取担当官
　　〇〇出入国在留管理局〇〇支局　入国審査官　〇　〇　〇　〇

３　意見聴取内容（例）

（１）乗下船時の本人確認等の実施状況について
　（乗客のクルーズツアー申込み段階での目的や資産状況の確認、脱船逃亡を発生させないための乗客に対する指導内容、船舶観光上陸許可後の乗下船時の本人確認等の状況、本人確認等のための体制などを聴取する。）

（２）前回の再発防止策に係る乗員等への具体的な指示の内容について
　（乗員等への再発防止策の周知・指導、それらの対策を乗員等が執らなかった場合のペナルティの設定状況などを聴取する。）

（３）前回の再発防止策が機能しなかった原因等について
　（前回の再発防止策が効果的に機能しなかった原因、今後の対応策及びその対応策を乗員等が履行しなかった場合の措置などを聴取する。）

４　意見聴取担当官意見（例）

指定の解除が適当

（理由）意見聴取の結果、○○○という状況が認められ、指定旅客船としての指定を継続することは適当でないため。

指定の継続が適当

（理由）意見聴取の結果、○○○という状況が認められるものの、○○○という措置が提案されており、当該措置により改善の見込みがあると認められることから、指定旅客船としての指定を継続することが適当であるため。

別記第10号様式（入在要領第６編）

（直径25ｍｍ）

（注）庁名及び日付は適宜変更する。

別記第11号様式（入在要領第6編）

引　渡　書

下記の者は審査の結果、法第7条第1項各号に規定された上陸のための条件に適合しないと認められるので、法第9条第6項に基づき引き渡します。

年　月　日

入国審査官　印

引渡を受ける特別審理官			口頭審理担当特別審理官		
国籍・地域			旅券	名称	
氏名		男・女		種類	
生年月日				発給年月日	
職業				有効期限	
入国年月日				発給機関	
便（船）名					

引渡理由							
	1	無査証	（法7－1－1）		8	旅券不所持	（法7－1－1）
	2	査証失効	（〃）		9	目的相違	（〃）
	3	査証使用済み	（〃）		10	虚偽申請	（法7－1－2）
	4	査免非該当	（〃）		11	在留資格非該当	（〃）
	5	再入国許可失効	（〃）		12	基準省令不適合	（〃）
	6	再入国許可不所持	（〃）		13	在留資格認定証明書不所持	（〃）
	7	旅券無効・失効	（〃）		14	在留期間不適合	（法7－1－3）
					15	法第5条第1項　号該当	（法7－1－4）

渡航目的		滞在予定期間	
備考			

（注）1　引渡理由欄は該当する番号を○で囲み、該当するものがないときは、適時記載すること。

2　渡航目的欄及び滞在予定期間は、E／Dカードに記載されたとおり記入すること。

別記第11号様式の2（入在要領第6編）

引　渡　書

下記の者は、法第6条第3項各号のいずれにも該当しないと認められるにもかかわらず、同項の規定による個人識別情報の提供をしないため、法第7条第4項に基づき引き渡します。

年　月　日

入国審査官　印

引渡を受ける特別審理官			口頭審理担当特別審理官		
国籍・地域			旅券	名称	
氏名		男・女		種類	
生年月日				発給年月日	
職業				有効期限	
入国年月日				発給機関	
便（船）名					
渡航目的			滞在予定期間		
備考					

（注）渡航目的欄及び滞在予定期間は、E／Dカードに記載されたとおり記入すること。

別記第12号様式（入在要領第６編）

通　　知　　書

国籍・地域

氏　　名　　（男・女）

生年月日

あなたの特例上陸許可の申請は、不許可となりましたので、
　　年　　月　　日までに出国してください。
なお、指定された船舶等により出国しないときは、退去強制されます。

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局　　出張所

入国審査官　　㊞

別記第 12 号様式（入在要領第 6 編）

NOTICE

No.
Date

To Mr. /Ms. :

Nationality/Region

Date of Birth

This is to inform that you must leave Japan no later than 20 . . because your application for special cases of landing has not been approved.

If you stay Japan after 20 . . , you will be deported from Japan.

_____Immigration Office
_____Regional Immigration Services Bureau
Immigration Inspector

Signature

別記第13号様式（入在要領第6編）

通　知　書
N O T I C E

_____航空会社　殿　　日　付 _____
To : The representative of _____　　Date _____

次の乗客及び乗員について、下記3の指定場所を離れないよう監視するとともに、その者が下記の4のa、b、c、e及びfに該当する場合は至近便で本邦外の地域へ退去させるよう、出入国管理及び難民認定法第56条に基づき通知します。

It is hereby noticed to you that, pursuant to the Article 56 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the following passenger (s) and crew member (s) must be watched so as not to escape from the facilities designated in 3 below, and further that anyone who falls under any one of the sub-items a, b, c, e and f, must be taken out of Japan by the earliest flight.

1. 到着便名
   Airline and Flight No. of arrival:
2. 氏名、性別、年齢、国籍・地域
   Name in full, Sex, Age and Nationality/Region:
3. 出発便を待つ間とどめおく指定場所
   Designated facilities where to wait for an outbound flight:
4. 通知の理由
   Reason for notice:
   a. 有効な旅券又は乗員手帳を所持していない。
      The passenger (s) (including crew member(s), hereinafter the same) is (are) not in possession of (a) valid passport (s) or crew member (s) certificate(s).
   b. 特例上陸許可の申請を行ったが何らかの許可をも受けられなかった。
      The passenger (s) has (have) applied for, but not been granted, special landing permission (s).
   c. 正当な理由なく相当な期間を経過して通路、入国審査場、出国の待合場所にとどまっている。
      The passenger (s) has (have) stayed over a reasonable period of time without any due reason in the inspection area, transit route or waiting facilities for departure.
   d. 法第6条の上陸の申請を行ったが、上陸の許可（仮上陸の許可を含む。）を受けていない。
      Application (s) based on Article 6 of the Act is (are) pending, and no landing (nor provisional landing) permission (s) has (have) yet been granted.
   e. 上陸の申請を行わなかった。
      The Passenger (s) has (have) not applied for landing.
   f. その他（　　）。
      Others (　　).

Immigration Inspector at airport of _____ 空港　入国審査官

（署名　Signature）_____

入国審査官　殿
To : The Immigration Inspector

当通知書の原本正に受領しました。よって、通知による義務を完全に履行することを誓約します。
I, the undersigned, on behalf of the airline, hereby acknowledge the receipt of the original copy of this notice, and accordingly undertake to fully perform the responsibility specified in the said notice.

航空会社代表者氏名及び職名
Name and position of the airline representative _____

（署名　Signature）_____

別記第14号様式（入在要領第6編）

年　月　日

Date _____

通　知　書
N O T I C E

To:Captain of _____ 船長　殿

貴船舶の乗客及び乗員のうち、当港において出入国管理及び難民認定法第6条第2項による上陸許可の申請及び同法第14条から第16条まで及び第18条の2の規定による特例上陸許可の申請を行わなかった者並びに前記の申請は行ったが上陸を許可されなかった者は貴船舶にとどまらなければなりません。

よって貴船長において貴船舶が当港・本邦の港にある間、これらの者が不法に上陸することを防止するため、十分の注意及び監督を行わなければなりません。

なお、次の者も貴船舶にとどまらなければなりません。

1. 有効な旅券又は乗員手帳不所持　2. 港において遅船　3. 法第5条第1項第　号該当
4. 好ましからざる者　5. その他

Of the passengers and crewmen aboard your vessel, those who have failed to apply at this port for the permission to land under the Paragraph 2 of Article 6 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the permission for the special cases of landing under the Article14 to 16 and 18−2 of the same Act and those who have applied for, but not been granted the abovementioned permission, shall be held on board your vessel.

Accordingly, you are requested to exercise full attention and surveillance against illegal landing of such persons while your vessel is at this port as well as other Japanese ports.

Further, passengers and crewmen specified below shall be held on board your vessel.

Passenger or crew member

1. is not in possession of a valid passport/crew member's certificate
2. missed ship at port
3. comes under item of the Paragraph 1 of Article 5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act
4. is undesirable or
5. is not fit to land for any reason

氏名 Name (in full)	年令 Age	性別 Sex	国籍・地域 Nationality/Region	事由 Reasons

Immigration Inspector at port of _____ 港 入国審査官

(署名 Signature) _____

貴入国審査官から、当船舶にとどまらなければならない者が不法に上陸することを防止するために尽力すべき旨の通知書原本を受領しました。

よって、当船長としては、十分の注意及び監督を行うことを確約します。

I hereby acknowledge the receipt of the original of your notice urging me to prevent from landing illegally of any person who must be held on board this vessel, and accordingly, pledge as the captain of this vessel to exercise full attention and surveillance for this purpose.

Captain of _____ (船名) 船長

(署名 Signature) _____

別記第15号様式（入在要領第6編）

協力に関する指示書
WRITTEN INSTRUCTION FOR COOPERATION

第　　号
No.:

年　月　日
Date:

出入国在留管理局　　支局　　出張所
_____Branch Office_____District Immigration Office_____Regional Immigration Services Bureau

入国審査官
Immigration Inspector

殿
Mr. / Ms. _____,

入国審査官の行う審査及び職務の遂行に必要であるので、下記事項について御協力ありたく、出入国管理及び難民認定法第56条及び同法施行規則第51条の規定に基づき指示する。

Your cooperation concerning the following is required for inspection and the performance of duties by an Immigration Inspector. You are therefore instructed as follows in accordance with the provisions of Article 56 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act and the provisions of Article 51 of the Ordinance for Enforcement of the said Act.

記

（記載例）
上陸防止措置対象者が不法に本邦に上陸することを防止するため、本邦の港にある間、監視要員を配置するなどして、常時監督を行うこと。

In order to prevent individuals subject to Measures for Prevention of Landing from illegally landing in Japan, you will exercise permanent supervision by assigning monitoring personnel and taking other measures necessary to ensure that such individuals remain on board the vessel while the vessel is in a port of Japan.

（注1）本指示に従わなかったときには、入管法第77条第1号の罰則（50万円以下の過料）」が適用される場合がある。

Note 1: Failure to abide by this instruction may result in the application of the penal provision (a civil fine not exceeding 500,000 yen) stipulated in Article 77 item (i) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

（注2）監視は、運送業者等の指名する乗組員又は職員若しくは警備会社等の委託職員を被上陸防止措置者の上陸防止に適当な場所に配置して行うものとし、本船出港までの間、確実に実施することとする（ただし、ギャングウェイ（乗下船に利用されるタラップ）の格納等、実質的に下船できる状態にない場合を除く。）

Note 2: Monitoring shall be conducted by appropriately stationing crew members, staff members, or commissioned personnel of a security company designated by the carrier operating the vessel at appropriate locations to ensure that individuals subject to Measures for Prevention of Landing are prevented from landing in Japan and shall be maintained consistently and unfailingly until the vessel leaves port (excluding, however, cases where it is practically impossible to get off the vessel while the gangway (movable bridge for getting off or boarding the vessel) is removed and so forth).

別記第16号様式（入在要領第6編）

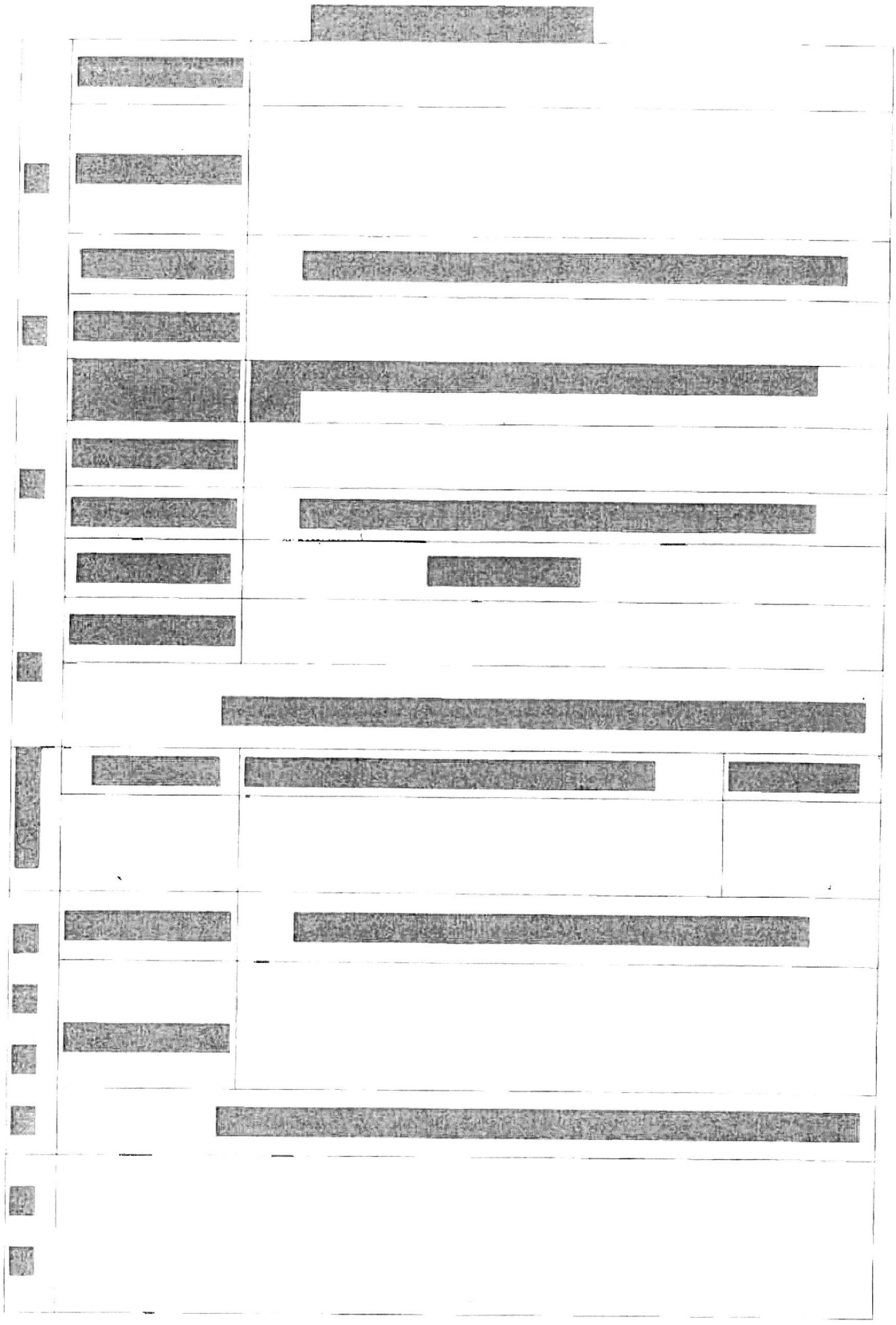

別記第18号様式（入在要領第6編）

第　　号

審査期日通知書

氏　　名　　殿（男・女）

生年月日

国籍・地域

住居地

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第5条に規定する上陸拒否事由該当容疑事件に関し、下記のとおり審査を行いますので、通知します。

記

1　審査期日

2　場　　所　　出入国在留管理局

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局

入国審査官 _____

署　　名

別記第18号様式（入在要領第6編）

No.

Notice of Examination

To: Mr.

1 Name Ms. _____ _____ _____
Last First Middle

2 Date of Birth _____ _____ _____
Year Month Day

3 Nationality/Region _____

4 Present Address in Japan _____

_____

We hereby notify you of the examination concerning suspected violation of the provision of Article 5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act. The date and place of the examination are as follows:

1 Date of Examination _____ _____ _____
Year Month Day

2 Place of Examination _____ Regional Immigration Services Bureau

Date of Issue.

Immigration Inspector _____

Signature

別記第19号様式（入在要領第６編）

第　　号

上陸許可取消通知書

氏　　名　　（男・女）

生年月日

国籍・地域

あなたに対し、　　年　　月　　日付けをもって行った上陸の許可は、あなたが出入国管理及び難民認定法第７条第１項第４号に規定された上陸の条件に適合していなかったことが判明しましたので、本日付けでこれを取り消します。

年　　月　　日　　時　　分

出入国在留管理局　　支局

入国審査官

署　　名

別記第 19 号様式（入在要領第 6 編）

No.

Notice of Cancellation of Landing Permission

To: Mr.

Name Ms. _____

Last First Middle

Date of Birth

Year Month Day

Nationality/Region _____

This is to notify that the landing permission granted to you by Immigration Inspector, Immigration Office, on , has been cancelled as of today because it has been provided that your landing was not in conformity with the condition of landing provided for in Article 7 Paragraph 1 Item 4, of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

Date:

Time:

_____ _____Regional Immigration Services Bureau

Immigration Inspector _____

Signature

別記第20号様式（入在要領第６編）

上陸許可取消通知書受領書

私は、　　出入国在留管理局　　支局入国審査官発給に係る上陸許可取消通知書を受領しました。

年　月　日

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名

別記第 20 号様式（入在要領第 6 編）

RECEIPT

Date:_____

Time:_____

I received the notice No. _____ issued by Immigration Inspector,

_____ Immigration Office.

_____

Signature

別記第21号様式（入在要領第6編）

第　　号

寄港地・通過上陸許可取消通知書

国籍・地域

氏　　名　　（男・女）

生年月日

あなたに対し、　　年　　月　　日付けをもって行った上陸許可は、次の理由によりこれを取消します。

理由

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局　　出張所
入国審査官　　㊞

別記第21号様式（入在要領第6編）

NOTICE OF CANCELLATION

No.
Date

To Mr. /Ms.:

Nationality/Region

Date of Birth

It is hereby notified that the landing permission issued to you on 20 . . has been cancelled.

Reason

_____ Immigration Office
_____ Regional Immigration Services Bureau
Immigration Inspector

_____
Signature

別記22号様式（入在要領第６編）

第　　号

船舶観光・乗員・緊急・遭難上陸許可取消通知書

国籍・地域

氏　　名　　（男・女）

生年月日

あなたに対し、　　年　　月　　日付けをもって行った上陸許可は、これを取り消します。

つきましては、あなたが所持している許可書を入国審査官に返納してください。

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局　　出張所

入国審査官　　㊞

別記 22 号様式（入在要領第 6 編）

NOTICE OF CANCELLATION

No.
Date

To Mr. / Ms.

Nationality/Region

Date of Birth

It is hereby notified that the landing permission issued to you on 20 . . has been cancelled.

You must return the permit to Immigration Inspector.

_____Immigration Office
_____Regional Immigration Services Bureau
Immigration Inspector

_____
Signature

別記第23号様式（入在要領第6編）

年　月　日

Date

行動範囲拡大の許可申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF THE AREA OF MOVEMENT

入国審査官　殿

To: Immigration Inspector

下記のとおり、行動範囲の拡大許可を申請します。

We hereby apply for permission to have area of movement extended as below.

1．許可の種類　　番　号　　有効期限

Current permission　　Number　　Date of expiration

2．氏名　　国籍・地域　　乗員手帳又は旅券等番号　　リスト番号

Name　　Nationality/Region　　Passport/Seaman's Book(etc.)No.　　List No.

3．行動範囲拡大の理由

Reason for extend

4．目的地（行先順路）

Destination (route to be followed):

5．行動時間　　自　　至

Time of Landing:　　From:　　To:

6．利用する交通機関

Means of Transportation:

7．引率者（引率者がいる場合）

Leader of the Party (if any):

上記の者の行動について全責任を負うとともに指示を受けた場合は本人帰着次第貴所へ報告いたします。

We further agree to take full responsibility for the above mentioned person's conduct and, if requested, we will report to your office when he/she returns.

（船名 Name of vessel）　　（船長又は運送業者署名 Signature of Captain/Carrier）

（入国審査官記載欄 For official use only）

許可番号

許可年月日

入国審査官

許可者数　　国籍別　　乗員　　乗客　　計

別記第23号様式の2（入在要領第6編）

数次船舶観光上陸許可の取消報告書

年　　月　　日

○○出入国在留管理局長　　殿

入国審査官　　○○　○○

下記の者に対する数次船舶観光上陸許可については、取り消すことが適当と判断されるので報告します。

記

1　身分事項

国籍・地域：
氏　　名：
生年月日：
旅券番号：
乗員手帳番号：
職　　業：

2　取り消されるべき数次船舶観光上陸許可

許可番号：
許可年月日：
許　可　者：

3　運送業者等

運送業者名：
所　在　地：
電話番号：
指定旅客船の名称：

4　許可を受けている者の所在地

本邦　・　本邦外

5　取消事由

（1）区分

ア　法第5条第1項に該当している。

イ　入管法に違反している。

ウ　出入国管理上、好ましくない行為を行った。

エ　指定旅客船を下船し、当該指定旅客船の乗客として本邦に上陸の予定がない。

オ　運送業者について入管法所定の義務履行がなされていない等の問題がある。

カ　その他許可を与えておくことが適当でない事情が認められる。

（注）該当する記号に○印を付した上、取消しの理由を具体的に（2）に記載すること。

（2）取消事由に該当する具体的な理由

別記第24号様式（入在要領第6編）

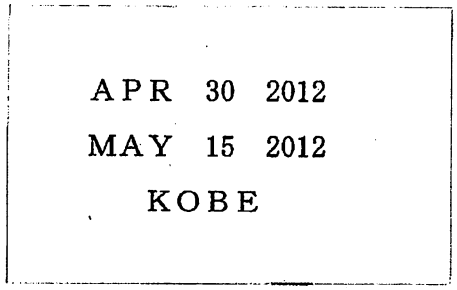

縦　20 mm

横　30 mm

（注）港名及び日付は適宜変更する。

別記第25号様式（入在要領第6編）

年月日
Date:

乗員上陸許可書取扱指示書

DIRECTIONS ON CREW MEMBER'S LANDING PERMIT

船長　殿

TO: CAPTAIN OF

1．船長は、次寄港地が本邦内の港で、入港時には時期が経過する許可書がある場合には、これを回収し、乗組員が上陸を希望するときは、入国審査官に乗員上陸許可の申請をしなければならない。

2．船長は、乗員上陸許可を受けた乗員が許可書に記載された条件を遵守するよう指示するものとし、特に複数の出入港における近傍上陸を許可された乗員が陸路により次寄港地に向かうことのないよう注意しなければならない。

3．船長は、次寄港地が本邦外の港であるときは、許可書をすべて回収し当該港の入国審査官に返納しなければならない。

1. If the next port of call is in Japan, the captain of vessel must collect the crew member's landing permits which have expired and apply for new crew member's landing permits to an Immigration Inspector at the next port of call in case the crew members wish to land.

2. The captain of the vessel must direct his crew members to abide by the conditions indicated on the crew member's landing permits. He must be most careful that they do not travel overland to the next port of call.

3. When the next port of call is foreign, the captain of the vessel must return all the permits to the Immigration inspector at the port of call.

別記第26号様式（入在要領第6編）

年月日
Date：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特例上陸許可書再発給願書
PETITION FOR RE-ISSUE OF PERMISSION FOR SPECIAL CASES OF LANDING

入国審査官　殿
To: Immigration Inspector at ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当船舶に乗船している（乗船していた）次の者に対する特例上陸許可書等の再発給方取り計らわれるよう願います。なお、理由は次のとおりです。
For the reasons mentioned hereunder, we respectfully request that a permission for special cases of landing, etc. in lieu of original, be issued to the under-named person who is (or has been) on board this vessel, etc.

1．上陸許可の種類
Current landing permission to be granted:

番　号 Number	発給日及び発給地 Date and place of issue	有効期限 Date of expiration

2．理由（詳細に記入すること。）
Reasons (Describe in detail):

3．氏名
Name in full:

4．国籍・地域
Nationality/Region

5．旅券又は乗員手帳番号
Passport/Crew Member's Certificate Number:

6．備考
Remarks

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（船名　Name of vessel/aircraft）　船長又は運送業者署名
Signature of Captain/Carrier

（入国審査官記載欄　For official use only）

再発給年月日
Date of re-issuance:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

有効期限
Valid until:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発給者
Issued by＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
入国審査官
Immigration Inspector

別記第27号様式（入在要領第6編）

年月日
Date:_____

特例上陸許可者（寄港地・通過上陸を除く。）出国届
DEPARTURE-REPORT OF PERSON WHO HAS BEEN GRANTED PERMISSION FOR SPECIAL CASES OF LANDING (EXCLUDING PERMISSION FOR LANDING AT PORT OF CALL AND IN TRANSIT)

入国審査官　殿
To: Immigration Inspector at _____

下記のとおり乗員上陸を許可された者の出国について届け出ます。
We hereby report, as mentioned hereunder, the departure of persons who have been granted permission for special cases of landing.

1．許可書の種類
Kind of permission:

番　号 Number	発給日及び発給地 Date and place of issue	有効期限 Date of expiration

2．氏名及び性別
Name in full and sex:

3．生年月日
Date of birth:

4．国籍・地域
Nationality/Region

5．旅券又は乗員手帳番号
Passport/Crew Member's Certificate Number:

6．出国年月日
Date of departure:

7．目的地
Destination:

8．船舶等の名称
Name of vessel to embark:

9．備考
Remarks

船長又は運送業者署名
Signature of Captain/Carrier

（入国審査官記載欄　For official use only）

手続を行った日
Date of clearance:_____

担当者
Cleared by_____
入国審査官
Immigration Inspector

別記第28号様式（入在要領第6編）

年月日
Date: _____

乗員上陸許可者到着報告書
ARRIVAL-REPORT OF PERSONS WHO HAVE BEEN GRANTED CREW MEMBER'S LANDING PERMIT

入国審査官　殿

To: Immigration Inspector at _____

下記のとおり乗員上陸を許可された者の到着について届け出ます。
We hereby report, as mentioned hereunder, the arrival of persons who have been granted crew member's landing permit.

1．許可書の内容
Content of permit:

番　号 Number	発給日及び発給地 Date and place of issue	有効期間 Date of expiration

2．氏名及び性別
Name in full and sex:

3．生年月日
Date of birth:

4．国籍・地域
Nationality/Region

5．旅券又は乗員手帳番号
Passport/Crew Member's Certificate Number:

6．到着年月日
Date of arrival:

7．乗組む船舶等の名称
Name of vessel to embark:

8．備考（乗船までの滞在場所）
Remarks (abode before Embarkation):

_____
船長又は運送業者署名
Signature of Captain/Carrier

（入国審査官記載欄　For official use only）

手続を行った日
Date of clearance:_____

担当者
Cleared by _____
入国審査官
Immigration Inspector

別記第29号様式（入在要領第6編）

特例上陸許可者出国（到着）確認通知書

出入国在留管理局　　支局　　出張所長　殿

出入国在留管理局　　支局
出張所

次の者の出国（到着）を確認したので通知する。

氏　名	許可の種類	許可番号	確認年月日	備　考

（団体等の場合は、到着者名簿を添付し、代表者氏名のみ記入し以下何名と記入する。）

別記第30号様式（入在要領第6編）

数次乗員上陸許可の取消報告書

年　月　日

出入国在留管理局長　殿
出入国在留管理局　　支局長　殿
出入国在留管理局　　出張所長　殿

入国審査官　　印

下記の者に対する数次乗員上陸許可については、取り消すことが適当と判断されるので報告します。

記

1．身分事項等

国籍・地域		旅券・乗員手帳	旅　券：
氏　名		番　号	乗員手帳：
	年　月　日生　男・女	職　業	

2．取り消されるべき数次乗員上陸許可

許可番号	許可年月日	許可者

3．運送業者等

運送業者名	船舶等の名称
所在地　　Tel	

4．許可を受けている者の所在地

イ　本邦　　ロ．本邦外

5．取消事由

取消事由	区分	1　法第5条第1項に該当している。
		2　入管法に違反している。
		3　出入国管理上、好ましくない行為を行った。
		4　乗員の身分を喪失し、かつ、乗員として本邦に上陸の予定がない。
		5　運送業者について入管法所定の義務履行がなされていない等の問題がある。
		6　その他許可を与えておくことが適当でない事情が認められる。
取消事由に該当する具体的事由		

（注）区分欄に該当する番号に○印を付した上、取消しの理由を具体的に記載すること。

別記第31号様式（入在要領第6編）

年月日
Date:

特例上陸許可（寄港地・船舶観光・通過・乗員上陸許可を除く。）期間延長申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD OF
PERMISSION FOR SPECIAL CASE OF LANDING
(EXCLUDING PERMISSION FOR LANDING AT PORT OF CALL/
PERMISSION FOR LANDING IN TRANSIT/CREW MEMBER'S LANDING PERMIT)

入国審査官　殿
To: Immigration Inspector at

次のとおり特例上陸期間の延長許可を申請します。
We hereby submit application, as mentioned hereunder, for permission for extension of period of stay.

1．申請に係る許可の種類
Current permission, the period of which is to be extended.

番　号 Number	発給日及び発給地 Date and place of issue	有効期限 Date of expiration

2．理由（詳細に記入すること。）
Reasons (Describe in detail):

3．氏名
Name in full:

4．国籍・地域
Nationality/Region

5．旅券又は乗員手帳番号
Passport/Crew Member's Certificate Number:

6．備考
Remarks:

（船名　Name of vessel）　　船長又は運送業者署名
Signature of Captain/Carrier

（入国審査官記載欄　For official use only）

許可年月日
Date of approval:

延長期間
Extended until:

許可者
Approved by

入国審査官
Immigration Inspector

別記第32号様式（入在要領第6編）

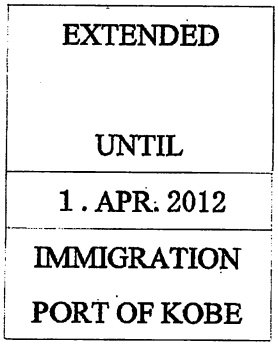

縦　25 ㎜

横　25 ㎜

（注）港名及び日付は適宜変更する。

別記第36号様式（入在要領第６編）

客船、貨客、貨物、油槽その他 純屯数		船籍国		船名				整理番号	
項目		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）		
到着日時		年月日時分							
臨船	開始時	年月日時分							
	終了時	年月日時分							
錨地		／	／	／					
出港予定									
出港予定									
出港日時									
当該入港時	最終外国港								
	本邦寄港地								
当該出港後	本邦寄港地								
	最初外国港								
船主名									
船長名									
代理店									
国籍別乗員数									
乗員	近傍	／	／	／					
	乗換	／	／	／					
乗客	寄港地通過入国								
パス未回収	乗員								
	乗客								
上陸不許可	乗手関係 乗遅他港複船 期間更新								
乗客	出国								
乗員移動	乗遅当港複船 出港時乗遅								
密航者関係									
協力状況	通報リスト								
	臨船 船長								
	臨船 運送業者								
	特記								

別記第37号様式（入在要領第6編）

第　　号

出入国在留管理局（　　出張所）
入国審査官　　印

地方裁判所長　殿

出入国管理及び難民認定法違反事件通知書

下記のとおり出入国管理及び難民認定法違反事件を通知します。

記

事項要旨

事項発生年月日及び場所

違反者氏名及び現住所

該当法令

別記第38号様式（入在要領第6編）

密航者に関する調査報告書

出入国在留管理局（　　支局）　　出張所長　殿

年　月　日

入国審査官　　印

国船　　号の密航者について調査した結果を下記のとおり報告する。

記

1　密航者

国籍・地域		旅券 身分証明書	
氏名			
生年月日	性別（男・女）	職業	
住所 （出生地）			
乗船年月日 乗船港		発見日時 場所	
人的特徴	身長　cm　体重　kg	体格	髪色　顔型
密航の経緯			
経歴 生活状況		家族状況	

2　船舶

船籍		船名	
入港日時（バース）		運航者	
船種・総トン数		運送業者（代理店）	
乗員数（国籍別）			
就航経路 及び日程	（密航者が乗船した外国港から当港出港後の本邦及び外国の寄港予定地を入出港の日程順に記入		

3　本船側の措置及び意向

監禁場所及び監視状況	監禁場所		船窓の有無・数	有 無	監視員の内容・人数	船員 ウオッチマン　人
	その他					
法第57条第3項の報告の有無・本船側に対する指示事項及び、本船側の意向等						指紋採取 写真撮影

（注）　1　調査の結果、密航者の取扱いについて外交ルートより折衝が予想される事案については、本庁（出入国管理部出入国管理課）に速報すること。
2　調査報告書（写）を入国警備官に回付すること。

別記第39号様式（入在要領第６編）

	責任者（起案者） 電話
（指定）	（文書番号） （施　行　日）
（受信人） 殿	発信日付印
（発信人）	

出　　港　　通　　報

船　　号は　　月　　日　　港

向け当港を出港したので下記のとおり通報する。

記

1　船籍・船名

2　船種・総トン数

3　乗員数

4　要注意船舶該当理由（要注意船以外のときは、法違反者等について記載）

5　当港における措置状況等

6　本船スケジュール

7　その他

別記第40号様式（入在要領第6編）

通知書
NOTICE

年　　月　　日

Date

殿

To Mr. /Ms.:

年　　月．　日の上陸申請時に、あなたから提供を受けた個人識別情報（指紋及び顔写真）については、以下のとおり抹消しましたので通知します。

This is to inform you that the biometrics information (fingerprints and facial photographs), which you provided to us at the time of the application for landing, has hereby been deleted as follows:

抹消した日：　　年　　月　　日

Date of Deleted:

出入国在留管理局　　支局　　出張所

Regional Immigration Services Bureau

District Immigration Office

Branch Office

入国審査官　　印

Immigration Inspector

別記第44号様式（入在要領第6編）

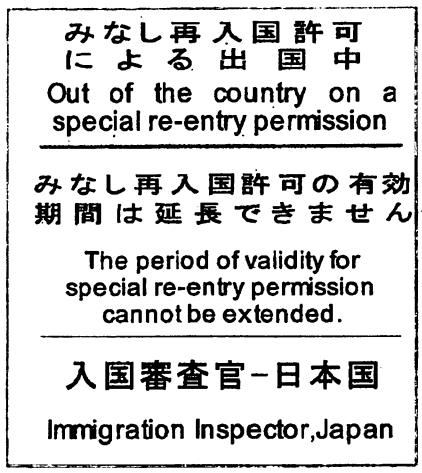

縦　30 mm

横　30 mm

別記第45－1号様式

特定技能外国人出国意思確認票

○特定技能所属機関等が、あなたの意に反して特定技能雇用契約を打ち切り、強制的な手段であなたを帰国させようとしているのであれば、入国審査官に申し出て下さい。

Q. あなたは帰国を強制されていませんか？

□ いいえ

□ はい、私は特定技能所属機関等から帰国を強制されています

○ あなたが希望すれば、入国審査官があなたの事情を聴取します。そして、特定技能所属機関等に不正行為の疑いが認められた場合は、地方出入国在留管理局により調査を行います。
○ あなたが出国を取りやめても、当局は航空券のキャンセル料金や今後の滞在先、生活費等を保証できません。また、あなたが特定技能所属機関等に戻らなかったときなど、特定技能の活動を再開できない場合には、在留資格の取消しの対象となることがあります。

Q. あなたは出国しますか？

□ 出国します

※要別紙作成

□ 出国を取りやめます

※要別紙作成

○ あなたは、再入国許可又はみなし再入国許可によらずに出国することによって、特定技能外国人としての在留資格を喪失することになりますので、再び日本に入国する場合は在外の日本大使館・総領事館において査証を取得する必要があります（短期滞在者として査証免除国の国籍を有する者が入国する場合を除く。）
○ 在留期限までに特定技能の活動を続けるために日本に戻ってくる場合は、再入国の意思表示をしてください。

□ 再入国許可又はみなし再入国許可を受けて出国します

□ 日本に再入国する意思はありません
このまま出国します

私は、上記の案内について十分に理解しました。

年　　月　　日　（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第45-1号様式　別紙（入在要領第６編）

○帰国を強制された経緯について、次の質問に答えてください。

1　帰国を強制した主体は誰ですか？（複数選択可）

□　特定技能所属機関　（氏名又は名称：　　）

□　登録支援機関　（氏名又は名称：　　）

□　その他　（氏名又は名称：　　）

2　1で選択した主体のうち、具体的に関与した者の氏名等を知っていますか？

□　はい　（氏　　名：　　男・女）

□　いいえ

3　1で選択した主体から、どのようなことをされましたか？

□　暴行

□　脅迫

□　監禁

□　旅券又は在留カードの取上げ

□　その他　（具体的な方法：　　）

4　帰国を強制された経緯を具体的に記載してください。

別記第45－2号様式

技能実習生出国意思確認票

○受入れ機関が、あなたの意に反して技能実習を打ち切り、強制的な手段であなたを帰国させようとしているのであれば、入国審査官に申し出て下さい。

Q. あなたは帰国を強制されていませんか？

□ いいえ

□ はい、私は受入れ機関等から帰国を強制されています

○ あなたが希望すれば、入国審査官があなたの事情を聴取します。そして、監理団体等に不正行為の疑いが認められた場合は、地方出入国在留管理局により調査を行います。
○ あなたが出国を取りやめても、当局は航空券のキャンセル料金や今後の滞在先、生活費等を保証できません。また、あなたが監理団体等に戻らなかったときなど、技能実習を再開できない場合には、在留資格の取消しの対象となることがあります。

Q. あなたは出国しますか？

□ 出国します

※要別紙作成

□ 出国を取りやめます

※要別紙作成

○ あなたは、再入国許可又はみなし再入国許可によらずに出国することによって、技能実習生としての在留資格を喪失することになりますので、再び日本に入国する場合は在外の日本大使館・総領事館において査証を取得する必要があります（短期滞在者として査証免除国の国籍を有する者が入国する場合を除く。）
○ 在留期限までに技能実習を続けるために日本に戻ってくる場合は、再入国の意思表示をしてください。

□ 再入国許可又はみなし再入国許可を受けて出国します

□ 日本に再入国する意思はありません
このまま出国します

私は、上記の案内について十分に理解しました。

年　　月　　日　（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第45-2号様式　別紙（入在要領第６編）

○帰国を強制された経緯について、次の質問に答えてください。

1　帰国を強制した主体は誰ですか？（複数選択可）

□　監理団体　　（名　　称：　　）

□　実習実施者　　（氏名又は名称：　　）

□　その他　　（氏名又は名称：　　）

2　１で選択した主体のうち、具体的に関与した者の氏名等を知っていますか？

□　はい　　（氏　　名：　　男・女）

□　いいえ

3　１で選択した主体から、どのようなことをされましたか？

□　暴行

□　脅迫

□　監禁

□　旅券又は在留カードの取上げ

□　その他　　（具体的な方法：　　）

4　帰国を強制された経緯を具体的に記載してください。

別記第46-1号様式別紙

強制帰国事案報告票

出入国在留管理局　　支局　　出張所

確認状況	確認日				
	出国港			出国便	
身分事項	国籍・地域		氏　名		
	性　別	男 ・ 女	生年月日	年　月　日（　歳）	
	在留カード番号				
	在留資格		在留期間・期限		
	連絡先	本邦内		本邦外	
特定技能所属機関等	特定技能所属機関	機関名：		代表者名：	
		所在地：			
		連絡先：			
		備　考：			
	登録支援機関	機関名：		代表者名：	
		所在地：			
		連絡先：			
		備　考：			
措置	本人の希望	単純出国 ・ 再入国出国 ・ 出国せず			
	本邦滞在先の有無	無 ・ 有	有の場合：		
	協力者の有無	無 ・ 有	有の場合：　氏名	連絡先：	
	滞在費の有無	所持金：	生活費の確保見込み：		
特定技能所属機関等への連絡状況	連絡希望の有無	無 ・ 有	有の場合：　氏名（関係）	連絡先：	
	特定技能所属機関等の対応				
特記事項					
関係機関への通報	無 ・ 有（通報先：　担当者：　連絡先：　）				
作成年月日	年　月　日	作成者			

※　本報告票には「特定技能外国人出国意思確認票」のほか、適宜関係記録の写し等を添付すること。

別記第46-2号様式

強制帰国事案報告票

出入国在留管理局　　支局　　出張所

確認状況	確認日				
	出国港			出国便	
身分事項	国籍・地域		氏　名		
	性　別	男 ・ 女	生年月日	年　月　日（　歳）	
	在留カード番号				
	在留資格		在留期間・期限		
	連絡先	本邦内		本邦外	
受入れ機関	監理団体	団体名：		代表者名：	
		所在地：			
		連絡先：			
		備　考：			
	実習実施者	機関名：		代表者名：	
		所在地：			
		連絡先：			
		備　考：			
措置	本人の希望	単純出国 ・ 再入国出国 ・ 出国せず			
	本邦滞在先の有無	無 ・ 有	有の場合：		
	協力者の有無	無 ・ 有	有の場合： 氏名：	連絡先：	
	滞在費の有無	所持金：	生活費の確保見込み：		
監理団体等への連絡状況	連絡希望の有無	無 ・ 有	有の場合： 氏名（関係）：	連絡先：	
	監理団体等の対応				
特記事項					
関係機関への通報	無 ・ 有（通報先：	担当者：	連絡先：	）	
作成年月日	年　月　日	作成者			

※　本報告票には「技能実習生出国意思確認票」のほか、適宜関係記録の写し等を添付すること。

別記第47-1号様式（入在要領第６編）

年　　月　　日

通報書

〇〇出入国在留管理局〇〇支局
〇〇部門　首席審査官　殿

〇〇出入国在留管理局〇〇支局
入国審査官

下記の機関について、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った疑いがあると認められるので、通報する。

記

特定技能所属機関等	【特定技能所属機関】 名　称 所在地 【登録支援機関】※該当がある場合 名　称 所在地
特定技能外国人	国籍・地域 氏名（性別） 生年月日
事案の概要	【例】〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇空港において、出国確認を受けようとした上記の者に対し、別添の確認票を用いて確認したところ、「帰国を強制されている」旨の意思表示をしたことから事情を聴取した結果、〇〇〇〇旨判明したもの。
措　置	【例】登録支援機関に連絡したところ、〇〇月〇〇日、空港まで迎えに来たことから、身柄を引き渡した。 （特定技能外国人の連絡先：＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊）
備　考	

添付物　強制帰国事案報告票写し　　〇〇部

別記第47-2号様式（入在要領第6編）

年　　月　　日

通報書

○○出入国在留管理局○○支局
○○部門　首席審査官　殿

○○出入国在留管理局○○支局
入国審査官

下記の機関について、技能実習に係る技能実習法令違反を行った疑いがあると認められるので、通報する。

記

受入れ機関	【監理団体】 名　称 所在地 【実習実施者】 名　称 所在地
技能実習生	国籍・地域 氏名（性別） 生年月日
事案の概要	【例】○○年○○月○○日、○○空港において、出国確認を受けようとした上記の者に対し、別添の確認票を用いて確認したところ、「帰国を強制されている」旨の意思表示をしたことから事情を聴取した結果、○○○○旨判明したもの。
措　　置	【例】監理団体に連絡したところ、○○月○○日、空港まで迎えに来たことから、身柄を引き渡した。 （技能実習生の連絡先：＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊）
備　　考	

添付物　強制帰国事案報告票写し　　○○部

別記第48号様式

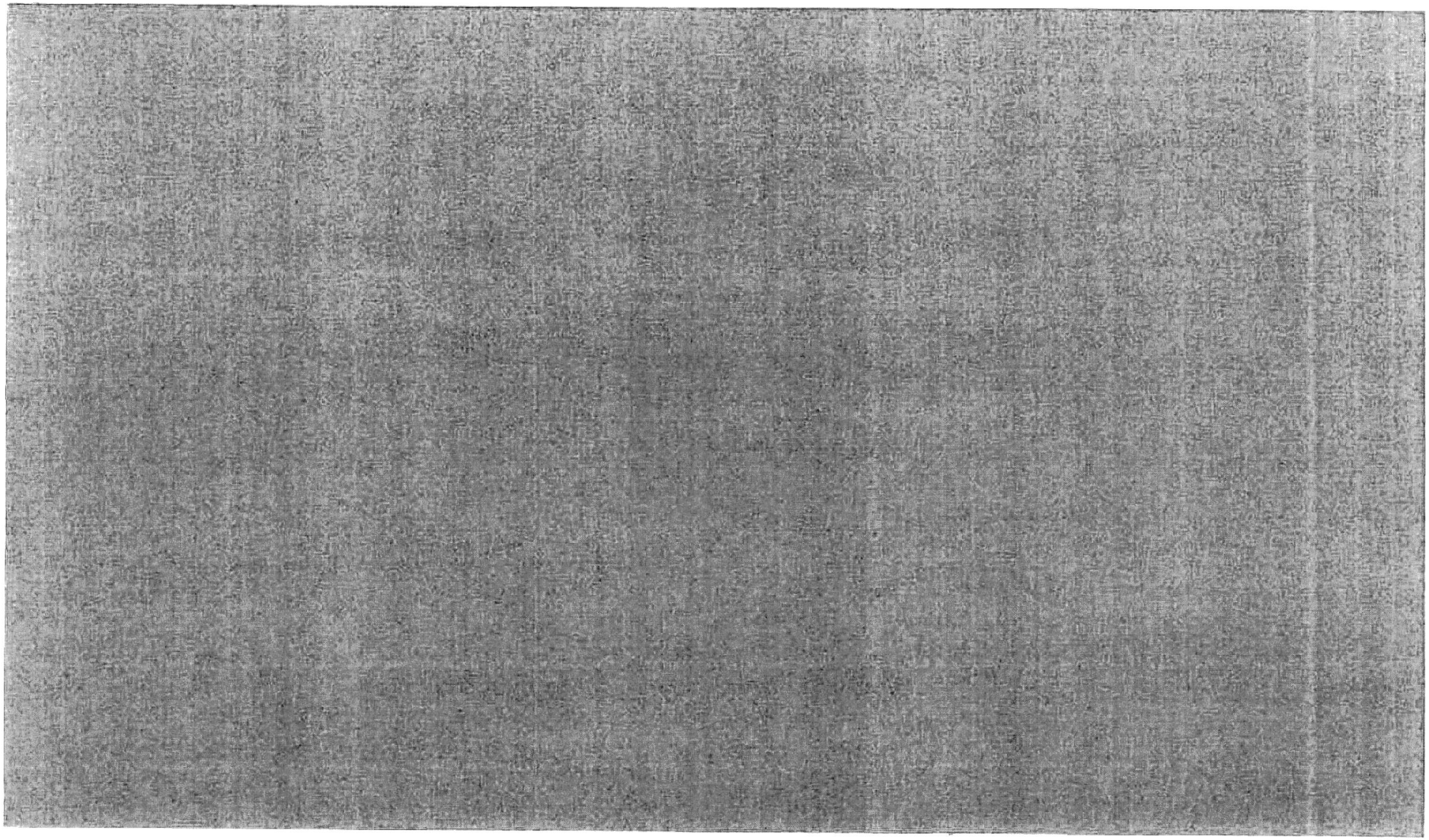

参考様式1（入在要領第6編）

入　港　通　報
ARRIVAL NOTICE

年月日
Date

To:　　殿

今般，下記の船舶等が当港に入港するので、その詳細について次のとおり通報します。 We wish to inform that the undermentioned vessel etc. will arrive at this port and its particulars are stated hereunder.	1 船舶(等)の代理店及び住所並びに担当者氏名 Name and address of agent, name of person in charge: 電話番号 Tel No.
2 船(機)名 Name of vessel/aircraft: 3 信号符字 Call sign:	
4 国籍・地域 Nationality/Region:	8 船(機)長名 Name of captain:
5 船(機)種 Type of vessel/aircraft:	9 船主(航空会社)名 Name of owner:
6 総トン数 Gross tonnage:　　トン	
7 純トン数 Net tonnage:　　トン	13 乗組員数 Number of crew: 名
10 入港実績 Entrance record:　有 Yes　無 No	14 国籍別人数 Number of crew by nationality: 日本人 Japanese　名 外国人 Foreigners　名
11 入港目的 Purpose of entrance: 積 Loading　卸 Un-loading　その他 Others	
12 主要積卸貨物 Main cargo of loading and un-loading	15 数次乗員上陸許可者数 Number of crew holding a multiple permit: 名
20 入港(検疫区域到着)予定日時 Time and date of entrance(Arrival at quarantine area): 年月日 Date 時 Time 分 Minute 入港 Entrance 検疫区域到着 Arrival at quarantine area:	16 乗客数 Number of passengers:　名 外国人乗客数 Number of Foreigners:　名 入国者 Landing　名通過者 Transit　名 17 患者及び死者 Patients and dead persons: 患者 Patients　名 死者 Dead　名
21 繋留予定場所 Place of mooring:	18 主要積載貨物 Main cargo on board:
22 繋留予定日時 Time and date of mooring: 年月日 Date　時 Time　分 Minute	19 生鮮魚介類 Fresh marine products: 有 Yes　無 No 積込地 Place of loading:
23 発港地及びその年月日 Original port of the voyage and date of departure therefrom: 港名 Port　年月日 Date	26 出港予定日時 Time and date of departure: 年月日 Date 時 Time 分 Minute
24 外国の最終寄港地及びその年月日 Last foreign port of call and date of departure therefrom: 港名 Port　年月日 Date	27 出港後の本邦の寄港予定地 All Japanese ports of call: 港名 Port
25 本邦の最終寄港地名 Last Japanese port of call	28 外国の最初の寄港予定地 First foreign port of call:　港名 Port
29 入港手続 Entrance procedures: 年月日 Date 沖　繋留場所 Off-shore　Place of mooring	31 検疫の種類 Type of quarantine: 無線 Radio　臨船 On board 32 乗員名簿の添付 Crew list attached: 有　無　枚 Number of sheets Yes　No　枚
30 船内通関　有　無 Baggage clearance on board: Yes No	33 乗客名簿の添付 Passenger list attached: 有　無　枚 Number of sheets Yes　No　枚
備考 Remarks	

参考様式２（入在要領第６編）

年　月　日

殿

海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除について

今般、学校教育活動の一環として、　　に旅行することとなり、以下のとおり外国人生徒又は学生の身元保証を行ったので、報告します。

身元を保証する外国人生徒リスト

教育機関名

	在留カード/特別永住者証明書番号	在留資格	国籍地域	氏名			生年月日	性別	旅券番号	入国予定日時		再入国予定港	便名
				Last Name	First Name	Middle Name				日にち	時間		
1	AB12345678CD	永住者	韓国	ABC	DEF	GHI	1996/11/29	M	A123456	2013/2/20	10:50	成田空港	AA1234
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
⋮													

※氏名、生年月日、性別、旅券番号については、半角・英数字で記載してください。
※氏名については、旅券上のLast、First、Middle ネーム順に記載してください。
※生年月日については、年（4ケタ）、月（2ケタ）、日（2ケタ）の順で記載してください。
※性別については、男性は「M」、女性は「F」と記載してください。

参考様式３（入在要領第６編）

年　　月　　日

法務大臣　殿
（　　出入国在留管理局）
（　　支局）
（　　出張所）

（国立大学法人　　大学学長）
（国立大学法人　大学理事長）
（　　国立高等専門学校機構理事長）
（　　県教育委員会教育長）
（　　市教育委員会教育長）
（　　公立大学法人理事長）
（文部科学大臣）
（　　県知事）

海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除について（通知）

今般、　　立　　学校が、　　に旅行を実施することとなり、同校長が別添のとおり身元保証を行ったので、その旨を貴職に通知します。

担当：
ＴＥＬ：

参考様式４

個人識別情報提供義務免除対象者

（修学旅行等）

国　籍

氏　名

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局

出張所

参考様式４

個人識別情報提供義務免除対象者

（修学旅行等）

国　籍

氏　名

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局

出張所

参考様式４

個人識別情報提供義務免除対象者

（修学旅行等）

国　籍

氏　名

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局

出張所

参考様式４

個人識別情報提供義務免除対象者

（修学旅行等）

国　籍

氏　名

年　　月　　日

出入国在留管理局　　支局

出張所

参考様式５（入在要領第６編）

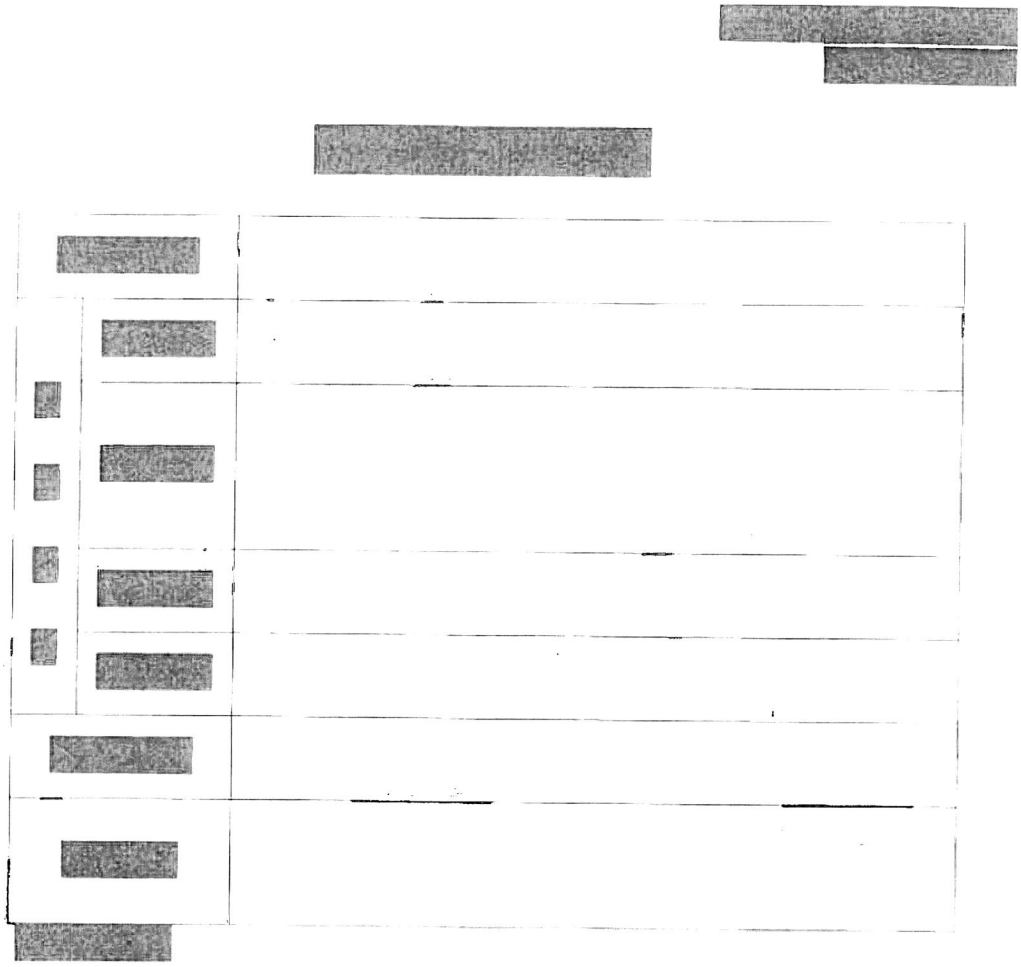

参考様式６（入在要領第６編）

日付　　年　　月　　日
Date　Year　Month　Day

再　交　付　願　出　書
RE-ISSUANCE APPLICATION

出入国在留管理局長　殿
To:Director General of the　Regional Immigration Services Bureau

下記のとおり、上陸拒否の特例に係る通知書の再交付を願い出ます。
I hereby apply for re-issuance of notification for special cases of denial of landing.

1　国籍・地域
Nationality/Region _____

2　氏　　名　　男 Male
Name _____ 女 Female

3　生年月日
Date of Birth _____

4　住　居　地
Address _____

_____
署　　名
Signature

参考様式７（入在要領第６編）

[redacted]

別紙

特別高度人材証明書

氏名
Name

国籍・地域
Nationality/Region

上記の者は、特別高度人材の基準を定める省令に該当し、在留資格「高度専門職」をもって我が国に在留する者であることを証明します。

当該証明書の所持者については、以下の優遇措置が認められます。

・配偶者の就労要件緩和
・外国人家事使用人の帯同・雇用要件緩和
・大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）の使用

（注１） 優遇措置の詳細は最寄りの地方出入国在留管理官署にお問合せください。
（注２） 大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）を使用するに当たっては、本証明書を入国審査官等に御提示ください。

The above-mentioned person certifies that he/she is a person who falls under the Ministerial Ordinance establishing the criteria for special highly skilled personnel and is residing in Japan with the status of "highly skilled professional".

The following preferential measures will be granted to holders of such certificates.

- Relaxation of work requirements for spouses
- Relaxation of requirements for the accompaniment and employment of foreign domestic servants
- Use of priority lanes at large airports, etc.

(Note 1) For details on preferential measures, please contact the nearest regional immigration office.

(Note 2) When using the priority lanes at large airports, etc., please present this certificate to the immigration inspector.

在留資格

在留期間

在留期限

〇〇出入国在留管理局

別紙

特別高度人材証明書

氏名
Name

国籍・地域
Nationality/Region

上記の者は、特別高度人材の基準を定める省令に該当し、在留資格「高度専門職」をもって我が国に在留する者であることを証明します。

当該証明書の所持者については、以下の優遇措置が認められます。

・配偶者の就労要件緩和
・外国人家事使用人の帯同・雇用要件緩和
・大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）の使用

（注１） 優遇措置の詳細は最寄りの地方出入国在留管理官署にお問合せください。
（注２） 大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）を使用するに当たっては、本証明書を入国審査官等に御提示ください。

The above-mentioned person certifies that he/she is a person who falls under the Ministerial Ordinance establishing the criteria for special highly skilled personnel and is residing in Japan with the status of "highly skilled professional".

The following preferential measures will be granted to holders of such certificates.

- Relaxation of work requirements for spouses
- Relaxation of requirements for the accompaniment and employment of foreign domestic servants
- Use of priority lanes at large airports, etc.

(Note 1) For details on preferential measures, please contact the nearest regional immigration office.

(Note 2) When using the priority lanes at large airports, etc., please present this certificate to the immigration inspector.

在留資格

在留期間

在留期限

〇〇出入国在留管理局

別紙

特別高度人材証明書

氏名
Name

国籍・地域
Nationality/Region

上記の者は、特別高度人材の基準を定める省令に該当し、在留資格「高度専門職」をもって我が国に在留する者であることを証明します。

当該証明書の所持者については、以下の優遇措置が認められます。

・配偶者の就労要件緩和
・外国人家事使用人の帯同・雇用要件緩和
・大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）の使用

（注１） 優遇措置の詳細は最寄りの地方出入国在留管理官署にお問合せください。
（注２） 大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）を使用するに当たっては、本証明書を入国審査官等に御提示ください。

The above-mentioned person certifies that he/she is a person who falls under the Ministerial Ordinance establishing the criteria for special highly skilled personnel and is residing in Japan with the status of "highly skilled professional".

The following preferential measures will be granted to holders of such certificates.

- Relaxation of work requirements for spouses
- Relaxation of requirements for the accompaniment and employment of foreign domestic servants
- Use of priority lanes at large airports, etc.

(Note 1) For details on preferential measures, please contact the nearest regional immigration office.

(Note 2) When using the priority lanes at large airports, etc., please present this certificate to the immigration inspector.

在留資格

在留期間

在留期限

〇〇出入国在留管理局

別紙

特別高度人材証明書

氏名
Name

国籍・地域
Nationality/Region

上記の者は、特別高度人材の基準を定める省令に該当し、在留資格「高度専門職」をもって我が国に在留する者であることを証明します。

当該証明書の所持者については、以下の優遇措置が認められます。

・配偶者の就労要件緩和
・外国人家事使用人の帯同・雇用要件緩和
・大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）の使用

（注１） 優遇措置の詳細は最寄りの地方出入国在留管理官署にお問合せください。
（注２） 大規模空港等に設置されている優先レーン（プライオリティレーン）を使用するに当たっては、本証明書を入国審査官等に御提示ください。

The above-mentioned person certifies that he/she is a person who falls under the Ministerial Ordinance establishing the criteria for special highly skilled personnel and is residing in Japan with the status of "highly skilled professional".

The following preferential measures will be granted to holders of such certificates.

- Relaxation of work requirements for spouses
- Relaxation of requirements for the accompaniment and employment of foreign domestic servants
- Use of priority lanes at large airports, etc.

(Note 1) For details on preferential measures, please contact the nearest regional immigration office.

(Note 2) When using the priority lanes at large airports, etc., please present this certificate to the immigration inspector.

在留資格

在留期間

在留期限

〇〇出入国在留管理局

参考資料